令和４年度

# 事 務 事 業 概 要

～品川区立環境学習交流施設エコルとごし～

品川区　都市環境部

# 品 川 区 都 市 環 境 部 組 織 図　（令和4年4月1日現在）

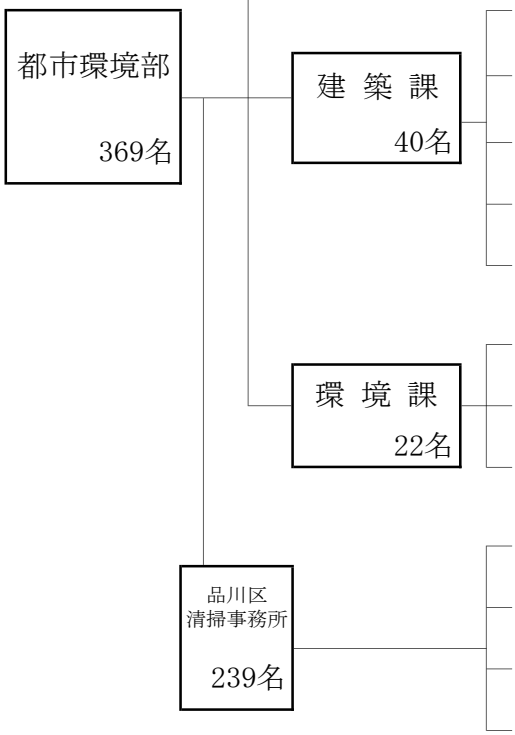


| 〔課名〕 | 〔係名〕 | | 〔係職員数〕 | 事 | 技 | 能 | 再 | 会 | 派 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都市計画課 19名 | 計画調整担当（主査）（部長・課長 含む） | | 12 | 3 | 8 | | | | 1 |
| | 空港環境担当（主査） | | 2 | 2 | | | | | |
| | 景観担当（主査） | | 5 | | 4 | | | 1 | |
| 住 宅 課 14名 | 住宅運営担当(主査)（課長 含む） | | 9 | 8 | | | | 1 | |
| | 空き家対策担当（主査） | | 2 | 2 | | | | | |
| | 開発指導担当（主査） | | 3 | | 1 | | 2 | | |
| 木密整備推進課 15名 | 木密整備担当（主査）（課長 含む） | | 11 | 2 | 6 | | 1 | 2 | |
| | 不燃化促進担当（主査） | | 4 | | 2 | | 1 | 1 | |
| 都市開発課 20名 | 都市開発担当（主査）（課長 含む） | | 15 | 2 | 12 | | | 1 | |
| | 立体化担当（主査） | | 5 | 1 | 3 | | | | 1 |
| 建 築 課 40名 | 事務調査係（課長 含む） | ☆ | 7 | 4 | 1 | | 1 | 1 | |
| | 審査担当（主査） | ☆ | 16 | | 12 | | | 4 | |
| | 監察担当（主査） | | 3 | | 3 | | | | |
| | 細街路担当（主査） | | 11 | | 8 | | 1 | 2 | |
| | 耐震化促進担当（主査） | | 3 | 1 | 2 | | | | |
| 環 境 課 22名 | 環境管理係（課長 含む） | | 6 | 5 | | | 1 | | |
| | 環境推進係 | | 4 | 4 | | | | | |
| | 指導調査係 | | 12 | 1 | 8 | | 2 | 1 | |
| 品川区清掃事務所 239名 | 庶務係（所長 含む） | | 9 | 9 | | | | | |
| | 事業係 | | 219 | 3 | | 176 | 16 | 24 | |
| | リサイクル推進係 | | 7 | 6 | | 1 | | | |
| | 許可指導係 | | 4 | 2 | | | 2 | | |
| 合計 | | | 369 | 55 | 70 | 177 | 27 | 38 | 2 |

＊事＝事務職　技＝技術職(土木造園、建築、機械、電気、衛生監視)
能＝技能系(Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ)　再＝再任用（常勤・短時間）　会＝会計年度任用職員　派＝派遣（東京都）
☆育児休業者を含む

# 目　　次


都市環境部組織図
「輝く笑顔　住み続けたいまち　しながわ」をめざして …… 1
他課との連携事業一覧 …… 8

**都 市 計 画 課**

係別事務分掌 …… 13
一.都市計画事務 …… 14
1 品川区まちづくりマスタープラン …… 14
2 都市計画の決定および変更 …… 15
3 都市計画審議会 …… 15
4 都市計画の相談等 …… 17
5 都市計画の提案 …… 17
6 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出 …… 17
7 沿道環境整備 …… 18
8 用途地域の指定状況・見直し …… 19
9 風営法等の改正に伴う地区計画の変更 …… 20
10 品川区内の都市計画道路の現況 …… 21
11 第四次事業化計画 …… 22
12 東京都施行事業の現況 …… 23
13 国施行事業の現況 …… 25
14 首都高速道路㈱施行事業の現況 …… 26
二. 公共交通の整備促進 …… 27
1 鉄道網の現況 …… 27
2 バス路線網の充実 …… 27
3 地域公共交通の検討 …… 28
三. 自転車活用推進事業 …… 30
1 自転車活用推進計画の策定 …… 30
四. 区民の自主的なまちづくりへの支援 …… 31
1 区民の自主的なまちづくりへの支援 …… 31
五. まちづくり検討（立会川・勝島地区、八潮地区、水辺） …… 32
1 立会川・勝島地区のまちづくり …… 32
2 八潮地区の将来像検討 …… 32
3 品川区水辺利活用ビジョン …… 33
六. やさしいまちづくり推進事業 …… 34
1 やさしいまちづくり推進事業 …… 34
七. 航空機騒音常時測定事業 …… 37
1 航空機の騒音測定 …… 37
八. 都市景観形成事業 …… 39
1「品川区景観計画」 …… 39
2 品川区景観計画の運用開始 …… 39
3 令和4年度の取組み …… 40
九. 開発環境指導 …… 41
1 中高層建築物等の建設に係る開発環境整備 …… 41
2 ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備 …… 42
3 建築物等の福祉に関する整備 …… 42

**住　宅　課**


係別事務分掌 …… 43
一. 公営住宅の管理等 …… 44
1 区営住宅の管理 …… 44
2 区民住宅の管理 …… 45
3 都営住宅および都民住宅入居者の公募 …… 48
二. 住宅改善資金融資あっせん・助成事業 …… 49
1 住宅修築資金融資あっせん …… 49
2 住宅改善工事助成事業 …… 50
三. マンションの管理支援 …… 52
1 セミナー・相談会 …… 52
2 建替・修繕支援 …… 53
3 管理運営支援 …… 53
四. 業者紹介・各種支援事業 …… 55
1 増改築施工業者の紹介 …… 55
2 親元近居支援事業 …… 55
3 住環境改善 …… 56
五. 空き家等対策事業 …… 57
1 空き家等対策事業 …… 57
六. 居住支援事業 …… 59
1 居住支援事業 …… 59
七. 建築紛争調整事務 …… 61
1 都市計画法に基づく開発許可事務 …… 61
2 建築審査会 …… 61
3 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務 …… 62
4 建築物の解体工事に関する事前周知 …… 63
5 葬祭場等の設置に係る環境整備 …… 64


**木密整備推進課**


係別事務分掌 …… 65
一. 密集住宅市街地整備促進事業 …… 66
1 地区位置図 …… 66
2 地区の計画内容 …… 66
3 実績 …… 67
4 計画 …… 67
5 助成の内容 …… 67
（道路用地取得・拡幅整備状況） …… 68
6 木密連担地域改善事業 …… 69
二. 不燃化特区支援事業 …… 70
1 地区位置図 …… 70
2 事業地区および事業期間 …… 70
3 実績 …… 71
4 計画 …… 71
5 助成の内容 …… 72
6 今年度の取り組み …… 72
7 防災建替え相談窓口 …… 72
三. 防災街区整備事業 …… 73
1 事業地区および事業期間 …… 73
四. 都市防災不燃化促進事業 …… 74

1 地区位置図 …… 74
2 事業地区および事業期間 …… 74
3 実績 …… 75
4 計画 …… 76
5 助成の内容 …… 76
五. 防災生活圏促進事業 …… 77
1 地区位置図 …… 77
2 事業地区および事業期間 …… 77
3 実績 …… 77
4 計画 …… 78
六. 避難道路機能強化事業(滝王子通り地区) …… 79
1 地区位置図 …… 79
2 事業地区および事業期間 …… 79
3 実績 …… 79
4 計画 …… 80
七. 従前居住者用住宅の管理 …… 81
1 施設位置図 …… 81
2 施設の所在および概要 …… 81
3 計画 …… 81
**都 市 開 発 課**
係別事務分掌 …… 82
一.大井町駅周辺地区の整備 …… 83
1 地区概要 …… 83
2 事業概要 …… 84
二.大崎駅周辺地区の整備 …… 85
1 全体概要 …… 85
2 東五反田地区の事業概要 …… 87
3 大崎駅西口地区の事業概要 …… 89
4 大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備 …… 92
5 大崎駅周辺地域におけるエリアマネジメントの展開 …… 93
6 広町一丁目周辺地区 …… 93
三.目黒駅・五反田駅周辺地区の整備 …… 94
1 目黒駅周辺地区概要 …… 94
2 五反田駅周辺地区 …… 95
3 西五反田三丁目地区(荏原市場跡地および周辺) …… 97
四.武蔵小山駅周辺地区の整備 …… 98
1 全体概要 …… 98
2 事業概要 …… 99
五.その他の拠点地区の整備 …… 101
1 東品川四丁目地区(品川シーサイド) …… 101
2 西大井駅周辺地区 …… 101
3 東品川二丁目地区(天王洲アイル) …… 102
六.鉄道連続立体化と周辺のまちづくり …… 103
1 京浜急行線と品川駅南地域周辺地区 …… 103
2 東急大井町線と戸越公園駅周辺地区 …… 105
七.鉄道新線に関すること …… 108
1 リニア中央新幹線の整備 …… 108
**建 築 課**

係別事務分掌 …… 109
一. 建築物等の確認審査・許認可 …… 110
1 事前相談 …… 110
2 建築確認事務 …… 110
3 特例許可等に関する事務 …… 111
4 風俗営業等の建築物に対する意見照会 …… 111
5 建築行政支援システムの運用 …… 111
二. 建築物等の維持・保全 …… 113
1 特定建築物等定期調査報告 …… 113
2 老朽建築物等の改善指導 …… 113
3 防災査察 …… 113
三. 違反建築物の取締り業務 …… 114
1 違反建築物取締り事務 …… 114
四. 建設リサイクル法受付事務 …… 115
1 建設リサイクル法の目的と対象工事 …… 115
五. 細街路拡幅整備事業 …… 116
1 細街路拡幅整備 …… 116
2 道路位置の指定・取消等 …… 117
六. 私道整備事業 …… 117
1 私道整備助成 …… 117
七. 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業 …… 118
1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業 …… 118
八. 住宅・建築物耐震化支援事業 …… 119
1 耐震化助成の流れ …… 120
2 助成額一覧 …… 121
3 実績 …… 124
九. がけ・擁壁安全化支援事業 …… 125
1 がけ・擁壁安全化支援事業 …… 125
十. コンクリートブロック塀等安全化支援事業 …… 126
1 コンクリートブロック塀等安全化支援事業 …… 126
十一. その他の事業 …… 126
1 各種証明発行 …… 126
2 建築動態統計調査事務 …… 127
3 歴史的・魅力的建築物調査 …… 127

**環　境　課**

係別事務分掌 …… 129
一. 省エネルギー対策事業 …… 130
1 地球温暖化防止対策の推進 …… 130
2 太陽光発電等システム設置助成事業 …… 133
3 事業所用LED照明設置助成事業 …… 134
4 低公害車買換え支援事業 …… 135
5 ミスト設備助成事業 …… 136
6 環境情報管理システム運用など …… 137
7 冊子による家庭向け温暖化啓発 …… 138
二. 環境情報活動センター運営 …… 139
1 品川区環境情報活動センターの運営 …… 139
2 環境学習講座など …… 140
三. 環境マネジメントシステム運用管理 …… 141

1 しながわエコリンクの運用概要 …… 141
2 各種研修の実施 …… 141
3 環境監査の実施 …… 142
4 表彰の実施 …… 142
四. 環境学習交流施設管理運営 …… 143
1 環境学習交流施設事業 …… 143
2 オープニングイベントの開催 …… 147
五. 環境行動推進事業 …… 148
1 グリーン電力証書システムの活用 …… 148
2 サマールック、ウォームビズキャンペーン …… 149
六. 環境活動推進経費 …… 151
1 環境活動推進会議 …… 151
2 しながわECOフェスティバル …… 152
七. 環境経営支援事業 …… 153
1 エコアクション21認証取得支援事業 …… 153
2 環境経営セミナー実施事業 …… 155
3 中小企業向け情報発信 …… 155
八. エコライフ普及事業 …… 156
1 地球にやさしい環境運動推進事業 …… 156
2 国産間伐材の有効活用事業 …… 158
九. 地域エコ活動推進事業 …… 159
1 環境講演会 …… 159
2 環境表彰式 …… 159
3 しながわ家庭エコチャレンジ …… 161
4 SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト …… 162
5 ボトルキャップ回収運動 …… 165
6 打ち水大作戦しながわ …… 166
7 使い捨てプラスチック削減推進事業 …… 167
十. カラス及び外来種対策事業 …… 168
1 カラス対策 …… 168
2 外来種対策 …… 169
3 鳥インフルエンザ対策 …… 171
4 野鳥相談対応 …… 171
十一. 環境指導相談 …… 172
1 工場指導 …… 172
2 環境相談 …… 177
十二. 環境調査測定 …… 179
1 環境調査測定 …… 179
十三. アスベスト対策事業 187

**品川区清掃事務所**

係別事務分掌 …… 188
一. ごみ・資源収集実績量の推移 …… 189
二. 直営事業の経営資源等 …… 190
三. 主な委託事業等の概要 …… 192
四. 収集作業計画（令和4年度） …… 193
（参考：品川区内のごみ・資源の流れ） …… 194
五. ごみ収集 …… 195
1 ごみの収集運搬作業 …… 195
2 排出指導 …… 195

3 不法投棄対策 …… 196
4 し尿収集作業 …… 197
5 動物死体収集 …… 197
6 粗大ごみの収集運搬 …… 198
7 その他、付帯する事務・事業 …… 199
六. 資源回収事業 …… 201
1 資源ステーション回収 …… 201
2 拠点回収 …… 201
3 区施設資源回収 …… 202
4 資源の持ち去り対策 …… 203
5 リサイクル資源の売払 …… 204
令和4年度　資源処理フロー図 …… 205
七. リサイクル活動支援事業 …… 206
1 資源集団回収 …… 206
2 家庭用生ごみ処理機購入助成 …… 207
3 リサイクルショップ運営支援 …… 207
4 フリーマーケット …… 208
5 粗大ごみからのリユース事業 …… 208
八. 事業系廃棄物に係る指導と許可 …… 209
1 一般廃棄物処理業の許可指導 …… 209
2 事業系廃棄物の排出指導 …… 210
3 事業用建築物に係る指導 …… 211
4 浄化槽清掃業の許可指導 …… 213
九. 計画と普及啓発 …… 214
1 品川区一般廃棄物処理基本計画 …… 214
2 品川区分別収集計画 …… 214
3 廃棄物減量等推進審議会 …… 215
4 廃棄物減量等推進員 …… 216
5 ごみ・リサイクル出前講座 …… 216
6 ごみ・資源追っかけ隊 …… 217
7 普及広報 …… 218

# 「輝く笑顔　住み続けたいまち　しながわ」をめざして

区では平成 20 年 4 月に区民と区との共同指針として「輝く笑顔　住み続けたいまち　しながわ」を将来像とした基本構想を策定し、この実現に向け着実に施策を展開しています。

また、令和 2 年 4 月策定の新長期基本計画に基づき、「超長寿社会に対応する視点」、「多文化・多様な生き方を尊重する視点」、「強靭で魅力あるまちを未来につなぐ視点」、「先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点」の 4 つの視点と、「地域」「人」「安全」の 3 つの政策分野からなる施策を今後、計画期間の令和 11 年度までの間において着実に進めていかなければなりません。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は想像を絶する被害をもたらし、私たちに多くの教訓と課題を残しました。また、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震では、区として一日でも早い地震の復興を望むとともに、物資の支援や、被災建築物および被災宅地の応急危険度判定員の派遣など、技術を生かした支援を行ってきました。一方、日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による営業自粛要請や、療養者等の急増により、企業活動の縮小を余儀なくされる業種があるなど多大な影響を受けています。また、ウイルスの変異により陽性者数は増加と減少の波を繰り返し、いまだに収束の見通しは立っておらず、新たな変異も確認されており、平穏な日常生活を取り戻すまで、まだしばらくかかりそうな状況にあります。こうした状況の中で、一日でも早く区民が安心できる生活を取り戻せるよう、区として、新型コロナウイルス感染拡大防止と地域経済の回復を最優先課題としながら、引き続き、防災対策、安全・安心なまちづくり、環境にやさしいまちづくりや、魅力や賑わいの創出に向けたまちづくりなどの施策を、日々変化する情勢に応じて、柔軟に展開しながら、必要な施策を着実に進めていく必要があります。

## 1．まちづくり

区は、江戸の昔は臨海部に東海道第一の宿場が位置し、明治以降は目黒川沿いを中心に工場が立地するなど、京浜工業地帯の一翼を担うものづくりのまちとして発展してきました。一方、内陸部は関東大震災を機に、東京の都心部から避難してきた人が移住し、この時期に相次いで鉄道が開業したこともあり、急速に市街化が進みました。戦災復興期においても、抜本的な対策を講じる間もなく人口の流入や工場の立地が進んだため、区の都市構造は、関東大震災後の市街化が始まった時点と基本的には変わらないまま現在に至っています。

このような歴史的背景を持つ品川のまちは、目黒川沿いや臨海部に比較的規模の大きい工場などが立地する一方、内陸の台地部は、都市基盤が未整備の市街地に住宅や小規模な事業所が密集しているという特徴を持っています。また、

鉄道の駅が多いことや、沿道型の商店街が多いことも他に類を見ない特徴です。

こうした都市構造の特徴を踏まえ、区は「品川区まちづくりマスタープラン」に基づき、まちの安全性や快適性、利便性を高めるため、地域ごとの課題や特性に応じ、都市計画制度や景観計画などを活用しながら様々な事業を展開しています。

既成街区である大井町、五反田、目黒や、工場の移転などにより土地利用転換が進む大崎や天王洲などは、広域活性化拠点および都市活性化拠点として位置づけ、産業施策と連携しながら商業、業務など、拠点にふさわしい機能の充実を図っています。

特に、大崎駅周辺地域（約 60ha）は、地域の開発機運の高まりを踏まえ、平成 14 年 7 月に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定され、区として地権者等によるまちづくりの主体的な取組みを支援しながら、地区計画制度等の都市計画手法を活用するなど、民間活力を活かしたまちづくりを推進しています。都市活性化拠点の大井町では、区の中心核にふさわしい商業・文化等の息づくまちづくりを目指し、広町地区において段階的な整備による複合拠点の形成を図っていきます。

品川駅南地域や戸越公園駅周辺地域では、各地域の「まちづくりビジョン」に基づき、地域の将来像の実現に向け、まちづくりを進めていきます。

また、土地利用状況が大きく変化している立会川・勝島地区においても、今後のまちづくりの方針となる「まちづくりビジョン」を平成 31 年 1 月に策定し、現在、具体的な取組みとして、勝島運河への人道橋の整備などについて検討、協議を行っています。また、八潮地区では、住民や事業者、行政がそれぞれの役割のもと、地域の課題を共有し、今後も連携を図りながら取組みを進めていけるよう、まちづくりガイドラインの策定を目指し検討を行っています。

まちづくりは、行政からの提案だけでなく、そこに暮らす地元の方々の発意に基づき進めることが、円滑な推進につながります。区はまちづくりの活動を行う団体に対し、補助金の交付やまちづくりの専門家を派遣するなど、区民の自主的な取組みを支援しています。

一方、民間の建築行為に対しては、都市計画法に基づく開発許可制度や開発環境指導要綱などに基づき指導を行うとともに、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整を行い、秩序あるまちづくりを進めています。

なお、平成 28 年 4 月 1 日施行の品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例にもとづき、地域活動課と連携しながら、マンションに関わる事業者に対し町会・自治会活動への協力を求めることにより、「毎日の暮らしの中でも、いざ！というときにも共に助け合うまちづくり」を進めます。

## ２．住　　宅

区の住宅施策においては、高耐久・高品質・長寿命な住宅ストックの充実や活用を図ることにより、居住環境のさらなる向上を図っています。

区営・区民住宅については、「品川区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な改善・修繕の実施による建物の長寿命化を進めています。引き続き、良質な公的住宅の提供を進めていきます。

民間住宅に対しては、住宅改善工事助成、修築にかかる融資あっせんおよび地元業者の紹介等を実施することで、住環境の向上だけでなく、地元建設業界の支援にもつなげています。

空き家等対策事業については、平成 30 年度に策定した「品川区空き家等対策計画」において、発生予防、適正管理、有効活用の 3 つの方向性を位置づけ、様々な施策を展開しています。今年度は、民間のノウハウを活用した適正管理のさらなる促進や、有効活用の推進に取り組んでいきます。

居住支援事業では、令和元年度に、「品川区居住支援協議会」を設立しました。本協議会で住宅確保要配慮者への支援について十分な議論を行うとともに、「住宅確保要配慮者入居促進事業」により提供可能な民間賃貸住宅を掘り起こし入居を促進してまいります。

民間の分譲マンションに対しては、マンション管理相談や専門家の派遣を行うほか、マンション管理セミナーの開催、東京都の管理状況届出制度に基づく管理不全の兆候のあるマンションへの調査や助言など、専門家と連携しながらマンションの適正な管理を促進していきます。

## ３．防　　災

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の不燃化、耐震化に向けた取組みを進めています。

発災時の大規模火災等による被害を防ぎ、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動および避難を可能とするため、延焼遮断帯の形成や防災生活道路の整備、公園等のオープンスペースの確保を進めます。また、都と区が連携し、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」として老朽住宅の除却、住替えおよび火災に強い建物へ建て替える費用への助成、固定資産税等の減免、防災建替え相談窓口の設置や専門相談員の無料派遣等による支援を行ってきました。令和 3 年度から「不燃化特区支援事業」として 5 年間延伸され、現在 10 地区で事業を展開しています。また、事業協力者の住替え支援のため「従前居住者用住宅」として、今年度から既存の 2 住宅に加え、新たにコンフォール品川西大井の運営を開始します。

令和 2 年度に取得した西大井三丁目の国家公務員宿舎跡地は、防災広場の整備工事を令和 4 年度から 6 年度にかけて実施します。さらに、都市防災不

燃化促進事業による沿道建築物の不燃化促進や防災生活圏事業による広域避難所の周辺整備および避難道路機能の強化にも取り組んでいます。

今後も、引き続き老朽住宅の建替えや不燃化、耐震化を加速させるため、さらなる支援の強化と各種助成制度の周知を図るとともに、「燃えないまち・燃え広がらないまち」の実現に向け、地域の防災性の向上と、より安全で良好な市街地環境の形成に努めていきます。

## ４．建築指導

建築行政は、建築確認や各種許可・認定、不特定多数の者の利用を前提とした特定建築物の定期報告制度や違反建築物に対する指導などを通じ、都市計画行政とともに、まちづくり行政の一翼を担っています。

建築確認は、平成 19 年以降、建築基準法の改正を重ね、構造計算適合判定機関によるピアチェックの導入や、一定規模以上の建築設計における構造設計一級建築士や設備設計一級建築士の関与の義務付けなど、建築関係法令の確実な執行に向けた体制整備が進められています。また、建築物におけるエネルギー消費量の著しい増加を抑制するため、令和 3 年度から非住宅建築物の新築等に対する省エネ基準への適合義務化の対象範囲が延べ面積 2,000 ㎡以上から 300 ㎡以上に拡大されるなど、建築基準関係法令の新設や改正も数多くあります。個々の建築物が適切に建築されるよう、事前相談によるアドバイスや関係機関との連携強化などを通じて、建築確認事務の迅速化・適正化に今後も努めていきます。

また、細街路の適切な拡幅に向けた事前協議や区施工による整備、建築物の耐震化、がけ・擁壁やコンクリートブロック塀等の安全化に対する支援を通じて地域の防災性向上を促進し、安全・安心のまちづくりに取り組んでいきます。

## ５．交　通　網

区内の交通網は、高密度に整備された鉄道網と、都心から南北方向に延びる放射道路網によって特徴づけることができます。交通網の整備は、都市の快適さや魅力を高めていくため最も重要な事業の一つです。将来にわたり住みよく、活力あるまちとして発展するには、鉄道や道路の安全性や利便性を高めるとともに、住民ニーズを踏まえた効率的な交通体系を形成していく必要があります。

区内の鉄道網は、りんかい線全線開通により、埼玉・新宿方面と臨海副都心・千葉方面を結ぶ広域ネットワークが形成されるとともに、湘南新宿ラインの全線直通運転や相鉄線の埼京線への乗り入れによる利便性の向上が図られました。また、まちの安全性・快適性の向上を目指し、鉄道立体化にも取り組み、完成した東急池上線、京急本線（新馬場駅以南）、東急目黒線に続き、新たに京急本線（北品川駅付近）において平成 30 年 12 月に都市計画決定、令和

2年4月に事業認可を取得し、鉄道立体化事業を進めています。また、東急大井町線（戸越公園駅付近）は、令和3年4月に新規着工準備箇所として国に採択され、現在、事業化に向けて具体的な検討を進めています。駅施設のバリアフリー化については、令和２年度には、東急目黒線、目黒駅、不動前駅、武蔵小山駅、西小山駅それぞれにおいて車両の増両にともなうホームドアが整備され、令和3年度には、りんかい線品川シーサイド駅、天王洲アイル駅のホームドアが整備されました。区では引き続き鉄道事業者に対しホームドア等の設置を働きかけていきます。また、平成27年3月策定の「大井町駅周辺地区バリアフリー計画」に続き、平成29年7月には、「旗の台駅周辺地区バリアフリー計画」を策定し、誰もが安心して移動できるまちづくりを更に進めていきます。

一方、区の東西を結ぶ都市基盤として、一刻も早い整備開通が求められてきた補助第26号線は、令和3年10月に交通開放されました。

また、バス路線では、他区に比べても交通利便性の高い状況にありますが、バス停留所からやや距離がある地域や道路幅員などにより、バス路線を通せない地域もあり、更なる交通利便性の向上が求められています。東西の新たな道路網として交通開放された補助第26号線について、バス事業者へバス路線の新設を働きかけていきます。また、令和元年度（平成31年度）に開始した、民間公共交通網を補完する、コミュニティバス導入に向けた検討は、令和3年度末に、西大井駅と大森駅を結ぶ大井ルートについて、愛称を「しなバス」と決定し、試行運行を開始しました。

都市計画道路については、東京都では平成28年3月に「東京における都市計画道路の整備方針」を策定し、令和7年度までに優先的に整備すべき路線を示し、区内では4つの路線が選定されました。また、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」では、整備すべき特定整備路線として区内3路線が選定されたことから、これら路線の整備に併せ、周辺のまちづくりも、都との連携・協力のもと事業を進めていきます。

## *６．環　　境*

世界各国において、カーボンニュートラル実現を掲げる国が１３０を超え、都道府県・市区町村の自治体単位でも脱炭素実現に向けた動きが進む中、かけがえのない地球環境を次代に引き継ぎ、持続可能な地域社会を実現するために、区民・事業者・区が、それぞれの責任と役割において、脱炭素社会の実現に向けた積極的な取組みを着実に推進することがますます重要となっています。国や都の新たな目標や取組みを踏まえ、区では「品川区環境基本計画」の中間見直しを令和4年度に実施し、区が一事業者として、温室効果ガス削減に取り組む「品川区職員環境行動計画」（しながわ職員エコアクト）の改定と合わせ、効果的な計画としていきます。

また、平成 30 年度より計画を進めてきました「品川区立環境学習交流施設エコルとごし」は、令和 4 年 5 月 1 日にオープンを迎え、期待される環境学習の充実や地域交流の場などの役割を、様々な環境学習・活動を行う主体等と連携して取り組み、子どもをはじめとした幅広い方々にご利用いただけるよう効果的に運用していきます。

その他、食品ロスの削減に関しては、「SHINAGAWA〝もったいない〟プロジェクト」を拡充させ、使い捨てプラスチック製品削減に関しては、各種イベントにおける使い捨てプラスチック製容器類の置き換えにより、様々な主体に対する各種啓発を推進します。

生活環境対策に関しては、大気汚染物質の定期的な測定や、騒音・振動、アスベスト対策や土壌汚染対策などの事業者への各種指導、相談を行い、区民が心安らかに暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

また、外来種対策として、アライグマやハクビシンなどの防除や、ヒアリ等の特定外来生物の生息調査の継続など、区民が安心して生活できる様々な取組みを進めていきます。

## *7．清掃・リサイクル事業*

平成 12 年度に東京都から区へ清掃事業が移管されて以降、区では、ごみの減量とリサイクルを推進するため、地域特性に応じた区独自の取組みを積極的に実施してきました。

とりわけ、移管直後の平成 12 年 5 月からカラス対策とまちの美化の向上を目的に、商店街での早朝各戸収集を開始しました。その後、平成 14 年度からは、ごみの分別徹底などを目的に、住宅地での各戸収集実施エリアを順次拡大し、平成 17 年 7 月には区内全域に展開しました。更に、平成 20 年 10 月にはサーマルリサイクルの本格実施を機に分別変更も実施しました。

その後も、常に区民に寄り添った事業へのレベルアップに努め、高齢者に配慮した「ふれあい収集」や町会等への「出前講座」、子どもへの「環境学習」などのきめ細やかな啓発事業にも取り組んでいます。

一方、資源回収については、移管時には古紙類、びん、缶などの 5 品目でしたが、その後ペットボトル他の品目にも逐次拡大し、平成 20 年 10 月からは、プラスチック製容器包装等も追加して 12 品目に充実しました。あわせて、拠点回収では古着や廃食用油、不用園芸土の回収に加えて、平成 25 年 10 月からは小型家電の回収も開始しました。また、令和 4 年 4 月よりプラスチック資源循環促進法の施行に伴い、製品プラスチックの資源回収を進めていきます。

こうした取組みの結果、ごみ量は減少傾向を維持し、かつ、資源回収量も安定した回収水準を維持しています。

今後も、資源循環型社会の構築に向けて、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、なお一層の普及啓発に努め、区民の生活環境の向上を図

ります。さらに、ごみ資源の適正な分別やごみ出しマナーの向上に引き続き取り組んでいきます。

このように、清掃・リサイクル事業は、廃棄物の適正排出・適正処理の啓発を通して衛生的で快適な住環境の維持向上を担いながら、他面、災害対応にも備えるなど、保有施設と人材を活かし、区民生活の安全・安心を確保する役割の一翼も担っていきます。

# 他課との連携事業一覧

## 都市計画課

| 事　業　名 | 連携事業内容 | 連携課名 |
|---|---|---|
| 自転車活用推進事業 | 自転車活用推進に係る自転車ネットワークおよび駐輪場整備等の検討・計画 | 土木管理課<br>道路課 |
| やさしいまちづくり推進事業 | やさしいまちづくりの推進 | 地域活動課<br>商業・ものづくり課<br>福祉計画課<br>高齢者福祉課<br>障害者施策推進課<br>障害者支援課<br>都市開発課<br>建築課<br>土木管理課<br>道路課<br>公園課 |
| 都市景観形成事業 | 品川区景観計画に基づく届出 | 文化観光課<br>都市開発課<br>土木管理課<br>公園課<br>河川下水道課<br>庶務課 |
| 中高層建築物等の建設に係る開発環境指導 | 各課所管条例・要綱等に対する意見照会、情報提供 | 企画調整課<br>地域活動課<br>商業・ものづくり課<br>子ども育成課<br>保育課<br>保育支援課<br>住宅課<br>木密整備推進課<br>都市開発課<br>建築課<br>環境課<br>品川区清掃事務所<br>土木管理課<br>道路課<br>公園課<br>河川下水道課<br>防災課<br>庶務課<br>学務課 |

## 住宅課

| 事　業　名 | 連携事業内容 | 連携課名 |
|---|---|---|
| 空き家等対策事業 | 不適正管理状態にある空き家等の対策検討・実施 | 地域活動課<br>高齢者福祉課<br>生活衛生課<br>各保健センター<br>木密整備推進課<br>建築課<br>環境課<br>品川区清掃事務所 |
| | 空き家の有効活用の推進 | 地域活動課<br>子ども育成課<br>子育て応援課<br>福祉計画課<br>高齢者福祉課<br>高齢者地域支援課<br>障害者支援課<br>生活福祉課 |
| 居住支援事業 | 住宅確保要配慮者に対する支援策の協議・検討 | 商業・ものづくり課<br>子ども育成課<br>子育て応援課<br>福祉計画課<br>高齢者福祉課<br>高齢者地域支援課<br>障害者支援課<br>生活福祉課 |
| | 住宅確保要配慮者入居促進事業 | 子育て応援課<br>高齢者地域支援課<br>障害者支援課<br>生活福祉課 |
| 都市計画法に基づく開発許可 | 開発許可申請にともなう公共施設管理者への協議、同意 | 土木管理課<br>公園課<br>道路課 |

## 木密整備推進課

| 事　業　名 | 連携事業内容 | 連携課名 |
|---|---|---|
| 密集住宅市街地整備促進事業 | 従前居住者用住宅（ｿﾚｲﾕ戸越）内装改修工事<br>従前居住者用住宅（ｿﾚｲﾕ中延）施設維持管理 | 施設整備課<br>住宅課 |
| 密集住宅市街地整備促進事業<br>防災生活圏促進事業<br>不燃化推進特定整備事業 | 防災広場の整備<br>防災生活道路の整備 | 建築課<br>土木管理課<br>道路課<br>公園課<br>福祉計画課 |
| 不燃化推進特定整備事業<br>都市防災不燃化促進事業 | 建築物除却費助成 | 建築課 |
| | 防災広場の整備 | 障害者施策推進課<br>施設整備課 |

## 都市開発課

| 事　業　名 | 連携事業内容 | 連携課名 |
|---|---|---|
| 大井町駅周辺地区、大崎駅周辺地区、目黒駅・五反田駅周辺地区、武蔵小山駅周辺地区、品川駅南地域周辺地区、戸越公園駅周辺地区などの整備 | 産業振興・観光施策と連携したまちづくりの推進 | 商業・ものづくり課<br>文化観光課 |
| | 市街地再開発事業等に伴う公共施設の整備 | 企画調整課<br>経理課<br>新庁舎整備課<br>土木管理課<br>道路課<br>公園課<br>河川下水道課 |
| | 整備に必要な地区計画、市街地再開発事業等の都市計画手続き | 都市計画課 |
| | 整備地区に係る公有財産の活用、公益施設の取得 | 企画調整課<br>経理課<br>地域活動課<br>戸籍住民課<br>商業・ものづくり課<br>保育課 |
| | 大崎駅周辺地区におけるエリアマネジメントの展開 | 企画調整課<br>総務課<br>都市計画課<br>土木管理課<br>道路課<br>公園課<br>河川下水道課<br>防災課 |
| 京急北品川駅周辺、東急戸越公園駅周辺の鉄道立体事業の推進 | 鉄道立体化による周辺道路、駅前広場等計画策定および都市計画手続きの調整 | 経理課<br>都市計画課<br>土木管理課<br>道路課 |

## 建築課

| 事　業　名 | 連携事業内容 | 連携課名 |
|---|---|---|
| 建築物等の確認審査・許可・認定 | 確認事務等に係る事務 | 都市計画課<br>木密整備推進課<br>都市開発課<br>住宅課<br>土木管理課 |
| 細街路拡幅整備事業 | 整備後に係る事務 | 木密整備推進課<br>土木管理課<br>道路課 |
| 建設リサイクル法受付事務 | 解体工事の看板設置 | 住宅課 |
| | アスベスト除去工事の指導・合同パトロール | 環境課 |
| 住宅・建築物耐震化支援事業 | 町会会館耐震診断 | 地域活動課 |
| | 対象案件の確認 | 木密整備推進課 |
| | 除却後の住宅についての情報提供 | 住宅課 |
| 歴史的・魅力的建築物調査 | 情報共有を図り、効率的に調査を実施<br>調査結果を有効活用できるよう連携 | 広報広聴課<br>文化観光課<br>都市計画課<br>庶務課 |
| コンクリートブロック塀等安全化支援事業 | 緑化の推進 | 公園課 |
| | 道路境界の確認 | 土木管理課 |

## 環境課

| 事　業　名 | 連携事業内容 | 連携課名 |
|---|---|---|
| しながわエコチャレンジ | 区内小学校に環境学習リーフレット・チャレンジシートを配布し、環境意識向上と負荷軽減を図る | 学務課<br>教育総合支援センター |
| 打ち水大作戦しながわ | 地域センター、商店街、保育園、児童センターに実施協力依頼 | 地域活動課<br>商業・ものづくり課<br>子ども育成課<br>保育課 |
| ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ”もったいない”プロジェクト | ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ”もったいない”推進店やフードドライブの実施等の各種事業を展開し、食品ロスの削減啓発を行う | 商業・ものづくり課<br>子育て応援課 |
| 使い捨てプラスチック削減推進事業 | 品川区民まつりにおける使い捨てプラスチック製容器類の置き換え | 地域活動課 |
| 地球にやさしい環境運動推進事業 | 商店街と連携して環境啓発イベントを実施 | 商業・ものづくり課 |
| 国産間伐材の有効活用事業 | 商店街と連携して環境啓発イベントを実施 | 商業・ものづくり課 |
| 環境表彰式 | 総務課、地域活動課と顕彰者の選考会実施<br>公園課、品川区清掃事務所と式典を共同実施 | 総務課<br>地域活動課<br>品川区清掃事務所<br>公園課 |

| 事　業　名 | 連携事業内容 | 連携課名 |
|---|---|---|
| グリーン電力証書システムの活用 | みどりと花のフェスティバル、品川区民まつり、ユニバーサルスポーツフェスタ、品川区民　秋のコンサート、伝統の技と味／しながわ展、防災フェアで活用 | 地域活動課<br>商業・ものづくり課<br>文化観光課<br>スポーツ推進課<br>公園課<br>防災課 |
| 品川区立環境学習交流施設の運営 | 建築物エネルギー削減運用に伴う意見交換、各種事業連携 | 施設整備課<br>商業・ものづくり課<br>文化観光課<br>子ども育成課<br>品川区清掃事務所<br>公園課<br>教育総合支援センター |
| 温暖化防止対策関連計画の推進 | 各種計画事業の進捗状況確認<br>重点プロジェクト事業の検討・実施<br>「品川区環境基本計画」改訂<br>「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」の改定 | 全部局所 |
| カラス対策事業 | 専用電話による相談受付業務を一本化して委託 | 品川区清掃事務所<br>道路課<br>公園課<br>庶務課 |
| 水質調査 | 河川下水道課と調査結果を共有 | 河川下水道課 |
| 環境影響評価 | 事業の環境影響評価に係る意見照会と調整 | 地域活動課<br>その他連携課 |
| アスベスト対策事業 | 解体工事現場の立ち入り | 建築課 |

## 品川区清掃事務所

| 事　業　名 | 連携事業内容 | 連携課名 |
|---|---|---|
| ふれあい収集事業 | 高齢福祉部門でのひとり暮らし高齢者対応 | 高齢者福祉課 |
| 宿泊事業者への適正な廃棄物排出指導 | 宿泊（民泊）届出情報を共有し、宿泊（民泊）施設から出る廃棄物の適正な排出を指導 | 生活衛生課 |
| 大規模建築物（住宅・事業用）における保管場所等の設置および排出指導 | 大規模建築物に設置を義務づけている廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導のための事前情報提供 | 都市計画課 |
| ごみのカラス対策 | カラス被害によるごみの散乱を防止するため、集合住宅への防鳥ネットの貸し出し | 環境課 |
| フリーマーケット・啓発展示 | 品川区立環境学習交流施設エコルとごしの「エコルフェスしながわ」への出展参加・啓発展示等 | 環境課 |
| 拠点回収(再生園芸土配布) | 「みどりと花のフェスティバル」への出展参加 | 公園課 |
| 資源集団回収(団体支援) | 環境表彰式共同実施（資源リサイクル活動貢献団体への感謝状の贈呈） | 公園課・環境課 |

# 都 市 計 画 課

2022

# 都　市　計　画　課

## 係　別　事　務　分　掌

### 計画調整担当（主査）

1　部の予算、決算および会計の総括に関すること。
2　部の人事に関すること。
3　部の事務事業の進行管理に関すること。
4　部内他課との連絡調整に関すること。
5　まちづくり全般に係る企画、調整および調査に関すること。
6　国、都その他の機関が実施する都市計画事業等の連絡調整に関すること。
7　公共交通の整備促進に関すること。
8　都市計画の決定および変更に関すること。
9　都市計画審議会に関すること。
10　国土利用計画法に基づく土地売買等の届出に関すること。
11　部内他課、係に属しないこと。

### 空港環境担当（主査）

1　航空機騒音等に関すること。
2　羽田空港の機能強化に関する国、都その他の機関との連絡調整に関すること。

### 景観担当（主査）

1　景観まちづくりの企画、調整および推進に関すること。
2　景観計画に基づく指導に関すること。
3　景観審議会に関すること。
4　中高層建築物等の環境指導に関すること。

# 一. 都市計画事務　（計画調整担当）

**【特別区の都市計画行政】**

都市計画事務は、昭和４９年の地方自治法の一部改正に伴い、昭和５０年４月１日から都市計画決定権の一部が特別区に移管されました。その後、区が主体となって定める地区計画・沿道整備計画が創設され(昭和５５年)、都市計画法施行令の一部改正（昭和５８年)では、区は市町村に準じた都市計画決定権を得ています。さらに、都区制度改革および地方分権に係る改正（平成１０、１１年）により、1ha 以下の特定街区やごみ焼却場、１０ha 未満の公園・緑地等に関する都市計画についての決定権限が区に移管されました。そして、平成２３年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、国または都が設置するもの以外の１０ha 以上の公園・緑地等、４車線以上の道路等に関する都市計画についての決定権限も区に移管されています。

## １　品川区まちづくりマスタープラン

都市計画行政を進める上で、住民に最も近い立場にある区が、その創意工夫の下、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることが望まれています。そのため区では、平成１３年に市街地整備基本方針を定め計画的にまちづくりを進めてきました。その後、区を取り巻く状況は、人口の増減や少子高齢化、環境問題、災害に強い都市づくりへの喫緊な取組みの必要性など、まちづくりのあり方に影響を与える大きな変化が生じています。このため区では、区民の新たなニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応するため、まちづくりに関する各分野を包括した総合的な計画として、平成２５年２月に「品川区まちづくりマスタープラン」を策定し、計画的にまちづくりを推進してきました。

現行計画策定から約１０年が経過し、この間の社会情勢の変化およびＩＣＴやＡＩなどの技術革新が急速に進展したこと、「都市づくりのグランドデザイン」、「都市計画区域マスタープラン」、「品川区長期基本計画」などまちづくりに関する上位計画の策定・改定がなされたことから、これらに対応するため、「品川区まちづくりマスタープラン」の改定を令和３～４年度の２か年で行います。

令和４年度予算額　　２７，８７８千円

## ２　都市計画の決定および変更

区が決定および変更できる都市計画の主なものは、①防火地域および準防火地域・特別用途地区・高度地区・高度利用地区等の地域地区、②国または都が設置するもの以外の道路や公園等の都市施設、③国または都が施行するもの以外の５０ha 未満の土地区画整理事業、④施行区域面積が３ha 以下の第一種市街地再開発事業、⑤地区計画があります。

都市計画決定および都市計画の変更決定を行う場合、東京都知事に協議し、品川区都市計画審議会の議を経て決定することになっています。

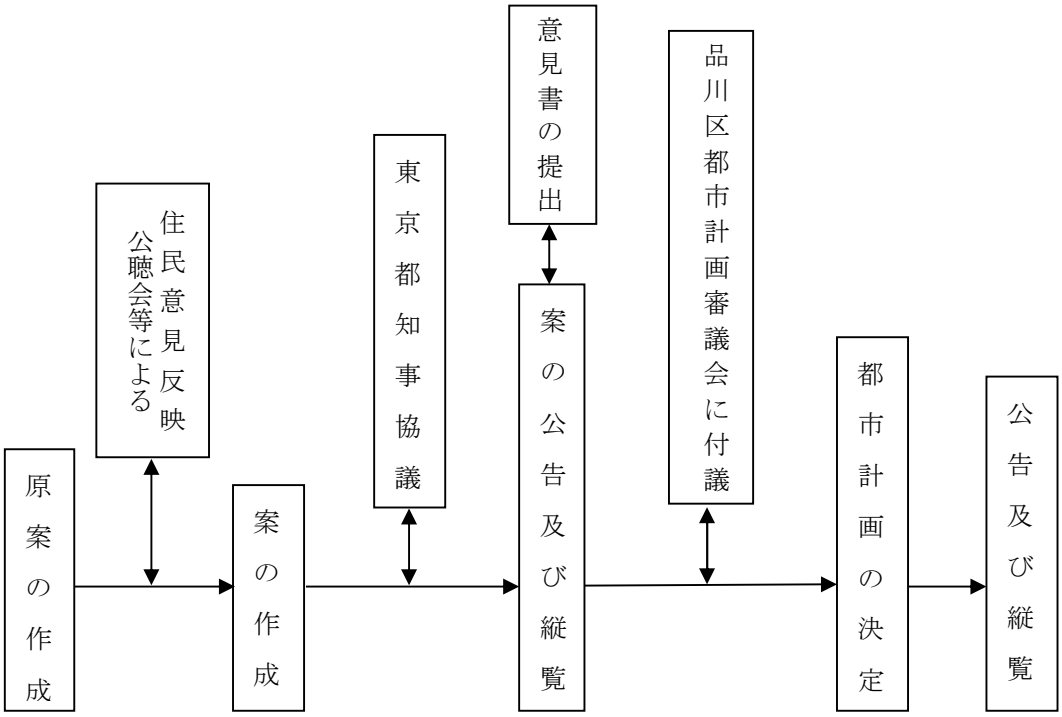


**区が定める都市計画の決定手続き**

## ３　都市計画審議会

品川区都市計画審議会は､都市計画行政の円滑な運営を図るため､「品川区都市計画審議会条例（昭和５０年品川区条例第２７号)」に基づき、区長の附属機関として設置されました。その後、平成１２年４月の都市計画法の改正により、都市計画法に基づく審議会に位置づけられています。審議会は、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、区民の合計２０名以内で構成され、任期は２年間です。

審議会は、区長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議しています。

①　品川区が定める都市計画に関すること
②　品川区以外が定める都市計画に関すること
③　その他区長が都市計画上必要と認める事項に関すること

**審議会の開催状況**　※昭和５０年９月１９日（初回）から合計１７３回開催

単位：回

| 年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 開催回数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 |

**令和３年度　品川区都市計画審議会開催状況**

| 回 | 開催月日 | 審　議　事　項 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 170 | 令和３年<br>８月２５日 | ・東京都市計画地区計画の決定<br>・東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更<br>（上記２点　東五反田二丁目北地区） | 付議・答申 |
| 171 | 令和３年<br>１０月１８日 | ・東京都市計画地区計画の決定（広町地区）<br>・東京都市計画用途地域の変更（広町二丁目地内）<br>・東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更<br>（広町二丁目地内他）<br>・東京都市計画土地区画整理事業の決定（広町二丁目）<br>・東京都市計画道路の変更<br>（幹線街路補助線街路第２８号線） | 付議・答申 |
| | | ・用途地域等の一括変更について | 報告 |
| 172 | 令和４年<br>１月１３日 | ・東京都市計画地区計画の決定（武蔵小山賑わい軸地区）<br>・東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定<br>（小山三丁目第１地区）<br>・東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定<br>（小山三丁目第２地区）<br>・東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更<br>（小山三丁目地内）<br>・東京都市計画特定防災街区整備地区の変更<br>・東京都市計画防災街区整備事業の決定<br>（上記２点　東中延一丁目１１番地区）<br>・東京都市計画地区計画の決定<br>（東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区）<br>・東京都市計画高度地区の変更<br>（小山三丁目、中延二丁目、中延三丁目各地内） | 付議・答申 |
| 173 | 令和４年<br>３月２４日 | ・東京都市計画防災街区整備方針の変更<br>・東京都市計画地区計画の変更（臨海副都心青海地区）<br>・東京都市計画下水道の変更<br>（東京都公共下水道（浜川ポンプ場））<br>・東京都市計画地区計画の決定<br>・東京都市計画高度利用地区の変更<br>（上記２点　西五反田七丁目地区） | 付議・答申 |

令和４年度予算額　　１，３２３千円

## ４　都市計画の相談等

都市計画道路や用途地域等の決定状況、図書の縦覧、決定区域・事業の実施等について、相談・問合せに対応しています。

**都市計画相談件数**　　単位：件

| 年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 都市計画一般 | 557 | 335 | 660 | 703 | 446 |
| 計 画 道 路 | 779 | 905 | 756 | 762 | 717 |
| そ　の　他 | 681 | 603 | 317 | 390 | 88 |
| 計 | 2,017 | 1,843 | 1,733 | 1,855 | 1,251 |

## ５　都市計画の提案

都市計画法の改正（平成１４年７月）および都市再生特別措置法の制定（平成１４年４月）により新たに、地権者による都市計画の決定や変更についての提案制度が創設されました。提案された案件は、都市計画を定める必要性について判断した後、都市計画手続を行い、都市計画が決定されます。

なお、平成２０年度から令和３年度までの１４年間の提案実績はありません。

## ６　国土利用計画法に基づく土地売買等の届出

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、２,０００㎡以上の土地取引をしたときは、２週間以内に届出するよう、権利取得者に義務付けています（法第２３条）。区ではこの法に基づき受付事務を行っています。

土地取引とは、売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共用持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡を指します。

- 届 出 受 理 事 務　　品川区 都市環境部 都市計画課 計画調整担当
- 利用目的審査事務　　東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課

単位：件

| 年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出件数 | 39 | 39 | 29 | 25 | 24 |

## ７　沿道環境整備

中原街道は、都心から川崎、横浜方面への交通の分散を図ることを目的に計画された幹線道路であり、道路交通騒音などが課題となっています。

そのため、平成１８年１２月に「品川区中原街道地区沿道地区計画」を定め、遮音上有効な建築物への誘導や沿道建築物の防音構造化へ支援を行い、適正で合理的な沿道地域の土地利用を図っています。

具体的には、沿道奥行２０ｍの範囲において東京都が実施する騒音調査および防音工事助成の受付事務を行っています。

中原街道　沿道環境整備　位置図

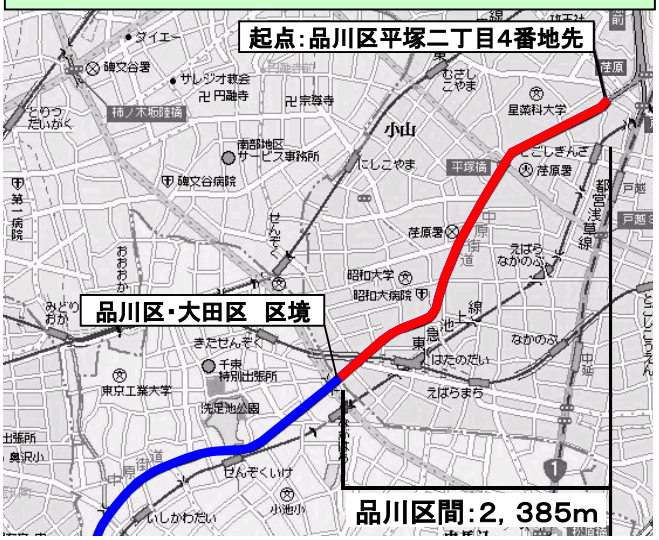


箇　所　名：中原街道

品川区内起点：
平塚二丁目４番地先

品川区内終点：
旗の台五丁目１６番地先

品川区内延長：
２,３８５ｍ

単位：件

| 年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 騒音調査の申込 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 防音工事の助成申込 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ８　用途地域の指定状況・見直し

用途地域は、土地の合理的な利用を図るためのゾーニング制度である地域地区制度の中でも最も基本的なものです。ゾーンごとに、建築物の用途を規制することにより、市街地の建築物を用途別に合理的に配置し、良好な都市環境を確保することを目的としています。

**東京都市計画用途地域（東京都知事決定）　令和３年１１月２６日告示・施行（品川区内）**

| 種　別 | 面積（ha） | 比率※（%） | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 第一種低層住居専用地域 | 124.1 | 5.5 | 低層住宅の良好な環境保護のための地域 |
| 第二種低層住居専用地域 | 0 | — | 小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 210.5 | 9.4 | 中高層住宅の良好な環境保護のための地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 3.4 | 0.2 | 一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域 |
| 第一種住居地域 | 558.0 | 24.9 | 大規模な店舗、事務所の立地が制限される、住宅の環境保護のための地域 |
| 第二種住居地域 | 15.0 | 0.7 | 大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域 |
| 準住居地域 | 0 | — | 道路の沿道等において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域 |
| 田園住居地域 | 0 | — | 農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な環境保護のための地域 |
| 近隣商業地域 | 142.4 | 6.3 | 近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域 |
| 商業地域 | 260.3 | 11.6 | 店舗、事務所等の利便の増進を図る地域 |
| 準工業地域 | 869.6 | 38.8 | 環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域 |
| 工業地域 | 59.9 | 2.7 | 工業の利便の増進を図る地域 |
| 工業専用地域 | 0 | — | 専ら工業の利便の増進を図る地域 |
| 合　　計 | 2,243.2 | 100.0 | |

※表中の数値は小数点以下第２位を四捨五入して表示しているため、比率の合計が１００％となっていない場合があります。

現在指定されている用途地域は、平成１６年の一斉見直し以降、地域のまちづくりに合わせて地区計画を定め、迅速かつ効果的に用途地域を変更してきました。一方この間、地形や地物の変化に伴い用途地域の指定状況と現況との不整合などが発生してきていることから、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施します。

令和４年度予算額　　６，５９３千円

## ９　風営法等の改正に伴う地区計画の変更

地区計画では、地区内の建築物の特定の用途について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や建築基準法などの法律を引用して規制する場合があります。引用元の法律の改正により、参照している条項や内容に変更が生じていることから、法改正の前後で地区計画の規制内容が変わらないよう、都市計画変更手続きを行います。

令和４年度予算額　　７，２４９千円

## １０　品川区内の都市計画道路の現況

品川区内の都市計画道路整備率は、令和４年４月１日現在６９．４％となっています。なお、平成３１年３月３１日現在の２３区の平均整備率は６５．７％という状況です。平成２７年度で終了した第三次事業化路線は６路線中４路線が着手し、事業が積極的に進められてきました。また、平成２８年３月に策定された『第四次事業化計画』においては都施行１路線、区施行３路線が新たに優先整備路線に指定され、さらに整備が進み交通ネットワークが強化されます。なお、優先整備路線に位置づけられていなくても、まちづくり等地域の気運が高まった路線については随時事業化を図っていくことになっています。

また、都では「木密地域不燃化１０年プロジェクト」に基づき、延焼遮断帯として効果のある都市計画道路を特定整備路線として指定し、重点的・集中的に取り組んでいます。

**都市計画道路調書**　（令和４年４月１日現在）

| | | 全体 | 完成 | 事業中 | 概成 | 未着手 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 合 計 | 延長(m) | 73,602 | 51,088 | 6,570 | 8,786 | 7,158 |
| | 率 (%) | 100.0 | 69.4 | 8.9 | 11.9 | 9.7 |
| 区 | 延長(m) | 21,703 | 17,084 | 340 | 1,325 | 2,954 |
| | 率 (%) | 100.0 | 78.7 | 1.6 | 6.1 | 13.6 |
| 都 | 延長(m) | 38,471 | 24,946 | 6,230 | 3,091 | 4,204 |
| | 率 (%) | 100.0 | 64.8 | 16.2 | 8.0 | 10.9 |
| 国 | 延長(m) | 13,428 | 9,058 | 0 | 4,370 | 0 |
| | 率 (%) | 100.0 | 67.5 | 0 | 32.5 | 0.0 |

**都市高速道路調書**　（令和４年４月１日現在）

| | | 全体 | 完成 | 事業中 | 概成 | 未着手 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 合 計 | 延長(m) | 63,140 | 63,140 | 0 | 0 | 0 |
| | 率 (%) | 100.0 | 100.0 | 0 | 0 | 0 |
| 都市高速道路第１号線 | 延長(m) | 21,930 | 21,930 | (1,870) | 0 | 0 |
| | 率 (%) | 100.0 | 100.0 | 0 | 0 | 0 |
| 都市高速道路第２号線 | 延長(m) | 8,500 | 8,500 | 0 | 0 | 0 |
| | 率 (%) | 100.0 | 100.0 | 0 | 0 | 0 |
| 都市高速道路湾岸線 | 延長(m) | 23,350 | 23,350 | (500) | 0 | 0 |
| | 率 (%) | 100.0 | 100.0 | 0 | 0 | 0 |
| 都市高速道路中央環状品川線 | 延長(m) | 9,360 | 9,360 | 0 | 0 | 0 |
| | 率 (%) | 100.0 | 100.0 | 0 | 0 | 0 |

※区外も含む
※()内は大規模更新の延長長さ(参考値)

**※現在事業中の路線**

**・区施行路線**
- 補助163号線[注)]
- 区画街路7号線

**・国施行路線**
- 該当なし

**・都施行路線**
- 環状6号線　2区間
- 放射2号線　1区間(特定整備路線)
- 補助26号線　1区間
- 補助28号線　2区間(うち1区間が特定整備路線)
- 補助29号線　6区間(特定整備路線)

注）市街地再開発事業による整備を含む

## １１　第四次事業化計画

都市計画道路事業は、これまで、昭和５６年、平成３年と平成１６年の３回にわたり、概ね１０年間で着手または完成すべき路線を選定した「事業化計画」を策定し、計画的、効率的な整備に努めてきました。その結果、放射・環状の主要な幹線道路については、その６割が完成し、都市の骨格的な道路ネットワークを形成しつつあります。また、交通処理機能のみならず、地下鉄等の収容空間、震災時の緊急輸送路や延焼遮断帯として都市の防災性向上に寄与するなど、着実に成果を挙げています。

第三次事業化計画（平成１６年度～２７年度）では、区部で約６４ｋｍが事業着手し、４８％の着手率でした。

平成２８年３月、東京都、特別区、２６市、２町は東京が目指すべき将来像の実現に向け、東京の抱える道路整備の課題を解決するため、都市計画道路の整備に関わる基本目標として、「①活力　②防災　③暮らし　④環境」の４点を設定し、東京における都市計画道路全体の新たな計画として、第四次事業化計画（平成２８年度～令和７年度（２０１６～２０２５年度））を盛り込んだ「東京における都市計画道路の整備方針」を策定しました。

「第四次事業化計画」では、上記４つの基本目標から１５の検証項目を設定し、各都市計画道路を１５の項目により検証することで、今後１０年間で優先的に整備すべき路線「優先整備路線（区内では都施行１路線、区施行３路線が選定）」を選定するとともに計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線「計画内容再検討路線（区内では１路線が選定）」や必要性が確認されなかった路線「見直し候補路線」を位置づけました。

また、優先整備路線等として選定しなかった未着手路線（延長約５３５ｋｍ）を対象に、概成道路における拡幅整備の有効性や既存道路による代替可能性などの新たな検証項目を設定し、都市計画道路の在り方について調査・検証を進め、令和元年１１月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定し、新たに「変更予定路線」を位置づけました。

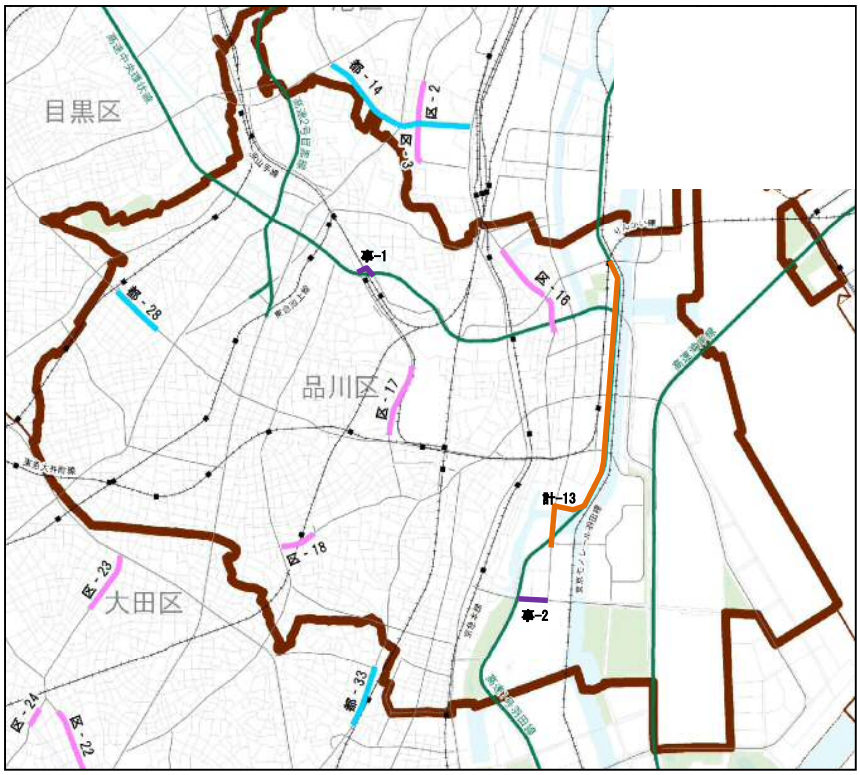


■都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）

| 優先整備路線一覧（都施行） | | |
|---|---|---|
| No | 路線名・延長 | 区間 |
| 都-28 | 補助 26 号線<br>480m | 放射 2 付近～<br>東急目黒線 |

| 優先整備路線一覧（区施行） | | |
|---|---|---|
| No | 路線名・延長 | 区間 |
| 区-16 | 補助 162 号線<br>840m | 補助 149～<br>補助 161 付近 |
| 区-17 | 補助 163 号線<br>630m | 西品川～<br>補助 26 付近 |
| 区-18 | 補助 205 号線<br>310m | 品区街 3 付近～<br>補助 29 付近 |

| 計画内容再検討路線一覧 | | |
|---|---|---|
| No | 路線名・延長 | 区間 |
| 計-13 | 放射 18 号線<br>2,520m | 勝島一丁目～<br>環状 6（鮫洲橋） |

■都市計画道路の在り方に関する基本方針

| 変更予定路線一覧 | | |
|---|---|---|
| No | 路線名・延長 | 区間 |
| 事-1 | 環状 6 号線<br>280m | 大崎陸橋付近 |
| 事-2 | 補助 145 号線<br>260m | 放射 18～<br>補助 146 |

区内で位置づけられた「変更予定路線」は、環状６号線（大崎陸橋付近）と補助１４５号線（放１８～補１４６）の２区間存在し、両区間とも都市計画事業以外の手法によって都市計画道路の整備が行われたことにより、現道の道路区域と計画線とが一致していない区間（事業実施済区間）になります。そこで、都市計画の適切な管理を行うことを目的として、都市計画道路の計画線を現道の道路区域に合わせる変更を令和４～５年度の２か年で実施します。

令和４年度予算額　　７，５９０千円

## １２　東京都施行事業の現況

### （１）都市計画街路事業

現在、品川区内では５路線の東京都施行の街路事業が進められています。特に補助２６号線は区内を横断する重要な路線であり、区としては早期完成に向け都へ積極的な働きかけを行っています。

（令和３年３月末現在）

| 路線名 | 地　区 | 延長 | 幅　員 | 事業期間<br>(年度) | 用地取得率 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 環状６号線 | 下目黒 | 570m | 30m | H12 ～ R 4 | 99 % | 品川区 170m<br>目黒区 400m |
| 放射２号線 | 西五反田 | 1,255m | 25～33m | H26 ～ R 7 | 39　% | (特定整備路線) |
| 補助２６号線 | 豊　町 | 665m | 20～28m | H 3 ～ R 5 | 99 % | |
| 補助２８号線 | 南品川 | 335m | 20m | H10 ～ R 7 | 70　% | |
| | 大井 | 520m | 20m | H26 ～ R 7 | 56　% | (特定整備路線) |
| 補助２９号線 | 大崎 | 520m | 20m | H25 ～ R 7 | 23　% | (特定整備路線) |
| | 戸越 | 825m | 20m | H26 ～ R 7 | 30　% | (特定整備路線) |
| | 戸越公園 | 460m | 20m | H26 ～ R 7 | 17　% | (特定整備路線) |
| | 豊町 | 550m | 20m | H25 ～ R 7 | 28　% | (特定整備路線) |
| | 西大井 | 390m | 20m | H26 ～ R 7 | 21　% | (特定整備路線) |
| | 西大井<br>東馬込 | 700m | 15～24m | H26 ～ R 7 | 40　% | (特定整備路線)<br>品川区 540m<br>大田区 160m |

## （２） 都市高速道路中央環状品川線

平成２７年３月７日に品川区内を通る山手トンネル（湾岸線～渋谷線）が開通し、首都高速道路中央環状品川線が全線開通しました。

【概要】

・平成１６年１１月１５日　都市計画決定
・平成１７年　９月１６日　東京都事業認可取得
・平成１８年　６月２０日　東京都・首都高事業認可取得
・平成２５年　７月２５日　事業認可変更取得(東京都・首都高)
・平成２７年　３月　４日　事業認可変更取得(東京都・首都高)(中目黒換気所外溝工事のため)
・平成２７年　３月　７日　開通
・平成２９年　３月２１日　事業認可変更取得(東京都・首都高)(街路復旧工事のため)
・期　間：平成１８年６月２０日～平成３０年３月３１日
・延　長：約９．４ｋｍ　　・車線数：往復４車線
・入　口：１箇所（五反田）　・出　口：２箇所（五反田、中環大井南）
・換気所：４箇所（大井北・南品川・五反田・中目黒）

**中央環状品川線概要図**

## （３）特定整備路線

東京都が進める「木密地域不燃化１０年プロジェクト」において、延焼遮断帯の形成を促進し、木密地域を燃え広がらないまちにすることを目的に「特定整備路線」整備事業が位置づけられ、品川区においては、都市計画道路放射２号線、補助２８号線、補助２９号線の３路線が選定されました。

平成２６年度には、区内全線全区間において事業認可を取得し終え、都区連携により、重点的・集中的に事業が進められています。

なお、「木密地域不燃化１０年プロジェクト」としての事業期間は、当初令和２年度までの予定でしたが、令和７年度まで５年間延長されました。

**＜特定整備路線位置図＞**

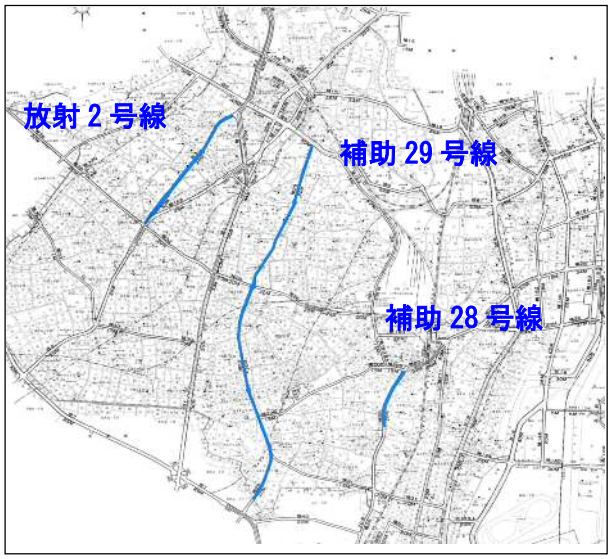

【概要】

・平成２４年　６月２８日　特定整備路線の選定
・平成２４年１０月３１日　追加区間の選定
・平成２４年１２月　７日　特別支援策の公表
・平成２５年　１月～　説明会等の開催
・平成２６年　３月２４日　事業認可取得（補助２９号線[大崎区間][豊町区間]）
・平成２６年　９月２６日　事業認可取得（補助２９号線[戸越区間][西大井区間]）
・平成２７年　１月２６日　事業認可取得（補助２８号線）
・平成２７年　２月　４日　事業認可取得
（補助２９号線[西大井東馬込区間]、放射２号線）
・平成２７年　２月１６日　事業認可取得（補助２９号線[戸越公園区間]）
・令和　２年　３月１８日　事業認可変更取得（補助２９号線[大崎区間][豊町区間]）
・令和　２年１２月１４日　事業認可変更取得（補助２９号線[戸越公園区間]
[西大井東馬込区間]、放射２号線）
・令和　２年１２月１５日　事業認可変更取得（補助２９号線[戸越区間][西大井区間]）
・令和　３年　２月　５日　事業認可変更取得（補助２８号線）

## １３　国施行事業の現況

### （１）国道３５７号東京港トンネル（一般部）整備

東京港トンネル（一般部）は、現在慢性的な渋滞が発生している東京港トンネル（高速湾岸線）と平行して整備することで、当該区間の渋滞緩和を図る事業です。一般部の開通により、羽田空港から台場地区までの所要時間が約４割短縮されるとともに、並行する幹線道路の交通量は約２割減少しました。

【概要】

| | |
|---|---|
| 平成１４年～２３年度 | 設備、道路構造設計検討 |
| 平成２３年度 | 本体工事着手（西行き） |
| 平成２７年度 | 供用開始（西行き）【平成２８年３月２６日（土）開通】 |
| | 本体工事着手（東行き） |
| 令和元年度(平成３１年度) | 供用開始（東行き）【令和元年６月３日（月）開通】 |

完成形イメージ(大井埠頭付近)

## １４　首都高速道路㈱施行事業の現況

平成２５年１月、首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会より提言を受け、首都高速道路株式会社では、首都高速道路の構造物が将来にわたって健全性を保つことが出来るよう、更新計画について検討が実施されました。

その中で、京浜運河に位置する首都高速１号線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）は、過酷な使用状況や激しい腐食環境等からコンクリートの剥離や鉄筋の腐食等の損傷が多数発生しており、長期的な安全性を確保するには構造物の更新（造り替え）が必要と判断されました。

平成２６年度に当該箇所における都市計画変更を完了し事業が認可されました。平成２７年度より工事に着手し、令和７年度に完了する予定です。

首都高速1号線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）
の更新イメージ

# 二. 公共交通の整備促進 （計画調整担当）

## １　鉄道網の現況（計１４路線　延４０駅）

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も４０と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩１５分以内にあります。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京２３区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。

| 会社名 | 路線名 | 区内の駅数および駅名 | |
|---|---|---|---|
| ＪＲ東日本 | 山手線 | 3 | 目黒、五反田、大崎 |
| | 京浜東北線 | 1 | 大井町 |
| | 横須賀線 | 1 | 西大井 |
| | 埼京線 | 1 | 大崎 |
| | 湘南新宿ライン | 2 | 大崎、西大井 |
| 東京急行電鉄 | 目黒線 | 4 | 目黒、不動前、武蔵小山、西小山 |
| | 池上線 | 5 | 五反田、大崎広小路、戸越銀座、荏原中延、旗の台 |
| | 大井町線 | 6 | 大井町、下神明、戸越公園、中延、荏原町、旗の台 |
| 京浜急行電鉄 | 本線 | 6 | 北品川、新馬場、青物横丁、鮫洲、立会川、大森海岸 |
| 東京都交通局 | 浅草線 | 3 | 五反田、戸越、中延 |
| | 三田線 | 1 | 目黒 |
| 東京メトロ | 南北線 | 1 | 目黒 |
| 東京モノレール | 羽田線 | 2 | 天王洲アイル、大井競馬場前 |
| 東京臨海高速鉄道 | りんかい線 | 4 | 天王洲アイル、品川シーサイド、大井町、大崎 |
| 合計 | １４路線<br>延４０駅 | 【実質駅数】33 駅(改札を通らず乗り換えられる駅は複数路線でも１駅とカウントする)<br>大崎駅（りんかい線、山手線、埼京線、湘南新宿ライン）<br>目黒駅（目黒線、南北線、三田線）<br>西大井駅（横須賀線、湘南新宿ライン）<br>旗の台駅（大井町線、池上線） | |
| | | 【駅名数】26 駅 | |

## ２　バス路線網の充実（計６１系統）

品川区内には、３つのバス事業者（都営、東急、京急）により主要な幹線道路を中心にバスが運行されており、身近な交通手段として区民に広く利用されています。

区では、新しい都市計画道路の整備や大規模開発等により交通需要が増大した地域で、交通環境の変化に適切に対応していくためにバス路線の再編・充実をバス事業者に働きかけ、きめ細かな交通ネットワークを実現し、交通混雑の解消と区民の利便性の向上を図っていきます。

| 会社名 | | 系統数 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 東京都交通局 | 都営バス | １７ | |
| 東急バス株式会社 | 東急バス | ２４ | うち１系統がしなバス |
| 京浜急行バス株式会社 | 京浜急行バス | ２０ | |

注）系統数の集計にあたり、品川区内に１以上の停留所が存する系統を抽出

## ３　地域公共交通の検討

区内の鉄道や路線バスなどの公共交通網は充実しており、公共交通の利便性は高い環境にありますが、一部では、道路幅員などの要因により、バス停から遠い地域もあります。このような地域の改善を図り、区内の交通利便性のさらなる向上に向け、コミュニティバスの導入について検討をしています。

### （１）検討経緯

令和元年度は、学識経験者やバス事業者、区民、交通管理者などから構成される地域交通検討会を設置し、区内の地域特性を踏まえ、コミュニティバスの導入効果の高い地域や試行運行路線候補の検討を行いました。

令和２年度は、地域交通検討会を道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）に基づく地域公共交通会議に移行し、地域公共交通が担う役割を明確にするとともに、コミュニティバスの目標像や事業展開の考え方をとりまとめ、令和２年１０月には「地域公共交通基本方針」を、令和３年２月には、試行運行路線候補や運行事業者の選定方法を示す「コミュニティバス導入計画」をそれぞれ策定しました。

令和３年度は、３つの路線候補「大崎ルート」、「大井ルート」、「荏原ルート」のうち、「大井ルート」について簡易型プロポーザル方式により運行事業者（東急バス株式会社）を選定し、運行計画の作成、地域公共交通会議での審議を行いました。令和４年２月には、事業認可を取得するとともに、愛称を「しなバス」に決定し、同年３月より西大井駅～大森駅区間の試行運行を開始しました。

**会議の開催状況**

| 回 | 開催日 | 議　　題 |
|---|---|---|
| **【地域交通検討会】** | | |
| 1 | 令和元年<br>8 月 30 日 | ・品川区の交通に関する現況について<br>・地域公共交通の基本方針（構成案）について |
| 2 | 令和元年<br>12 月 13 日 | ・地域公共交通基本方針（骨子案）について<br>・コミュニティバス導入計画（骨子案）について |
| 3 | 令和 2 年<br>3 月 17 日 | ・地域公共交通基本方針（素案）について<br>・コミュニティバス導入計画（素案）について |
| **【地域公共交通会議】** | | |
| 1 | 令和 2 年<br>9 月 3 日 | ・これまでの検討状況について<br>・地域公共交通基本方針（素案）のパブリックコメント結果について |
| 2 | 令和 3 年<br>2 月 8 日 | ・ワークショップ（地域意見交換会）の実施結果について<br>・候補ルート３案について<br>・試行運行実施ルート（案）について<br>・事業者選定プロポーザルで提示する運行条件（案）について<br>・試行運行期間と本格導入の判断基準（案）について |
| 3 | 令和 3 年<br>12 月 27 日 | ・コミュニティバス導入に向けた検討状況について<br>・試行運行路線の運行計画（案）について<br>・コミュニティバスの愛称の募集と今後の予定について |

## （２）令和４年度の事業予定

大井ルートのうち、西大井循環区間の早期運行開始に向け、関係機関との協議を引き続き行うとともに、利用者アンケート等を行い、運行計画の検証・改善を進めていきます。

## （３）品川区コミュニティバス「しなバス」 ルートマップ

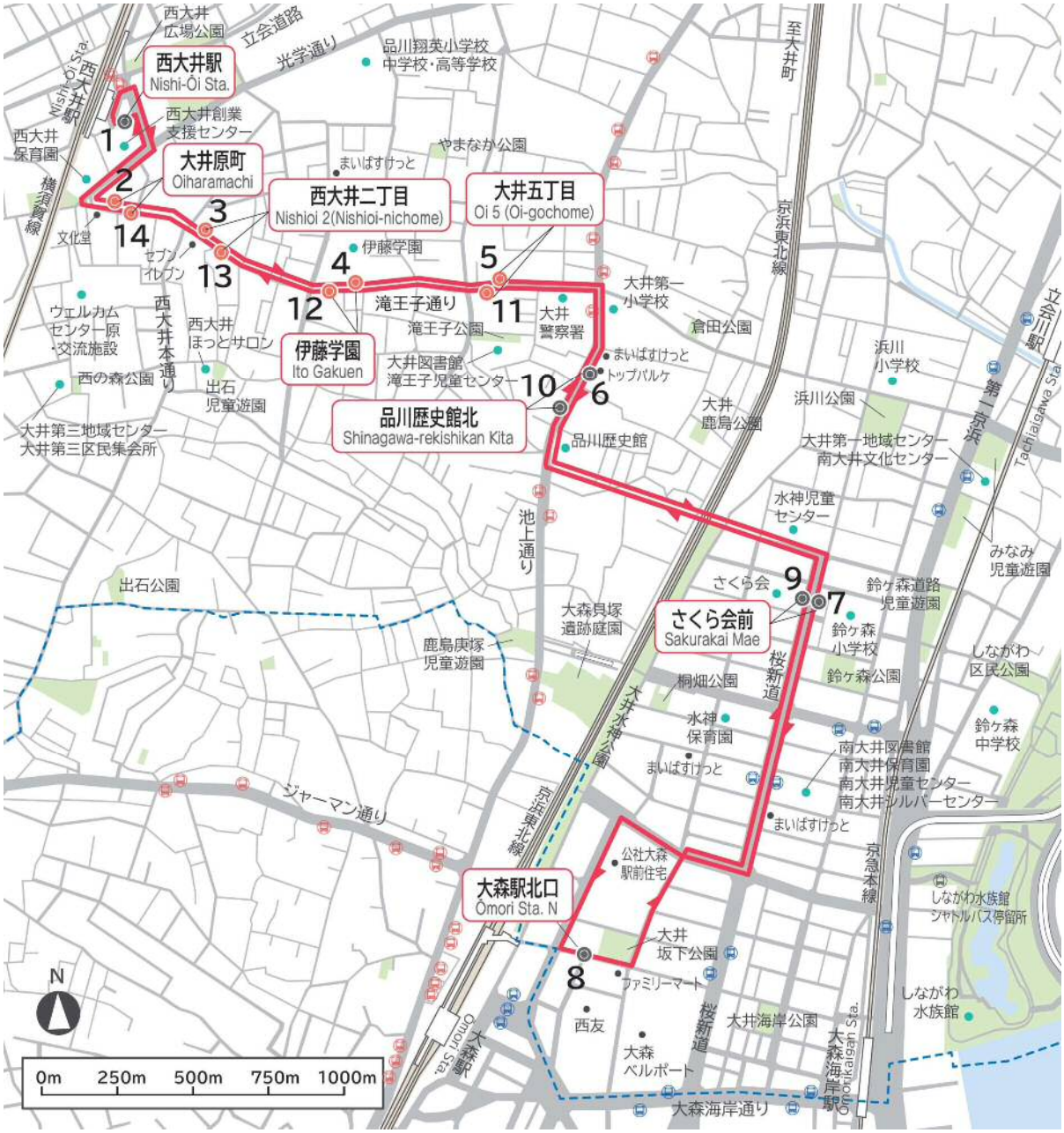


令和４年度予算額　　７４，３３７千円

# 三. 自転車活用推進事業 （計画調整担当）

## １　自転車活用推進計画の策定

環境対策、交通対策、健康増進等への対応として、平成２９年５月に「自転車活用推進法」が制定され、国は平成３０年６月に、東京都は平成３１年３月にそれぞれ自転車活用推進計画を策定し、令和３年５月には両計画とも改定が行われました。品川区内においても、シェアサイクルの普及や、コロナ禍における自転車通勤の増加など、近年自転車利用に関する機運が高まってきています。

このような動向を踏まえ、区内の地域特性に応じた自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、自転車活用推進計画を令和４～５年度の２か年で策定します。

令和４年度予算額　　１０，６２６千円

# 四. 区民の自主的なまちづくりへの支援 （計画調整担当）

## １　区民の自主的なまちづくりへの支援

区民の自主的なまちづくり活動を支援することにより、生活環境の改善を促進し、活力ある緑豊かな住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

### （１）助成事業

①　まちづくり専門家派遣

・活動支援業務　まちづくり団体の活動に対する指導・助言、相談等への対応

・計画立案業務　地域の現況を踏まえた事業計画案を作成するほか、事業化に向けた課題等の計画立案

②　まちづくり補助金

まちづくりを目的として活動している協議会などの団体への運営に必要な活動費の一部助成

### （２）実　　績（平成２年度～令和３年度）

①　まちづくり専門家派遣

・活動支援業務　　延２２４回

・計画立案業務　　延　　６回

②　まちづくり補助金交付事業　　延　７７団体

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 専門家派遣（件数） | １２ | １０ | 0 | 0 | 1 |
| 専門家派遣団体（数） | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 補助金交付団体（数） | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 |

### （３）計　　画（令和４年度）

①　まちづくり専門家派遣

・活動支援業務　　延６回

②　まちづくり補助金交付事業

８団体

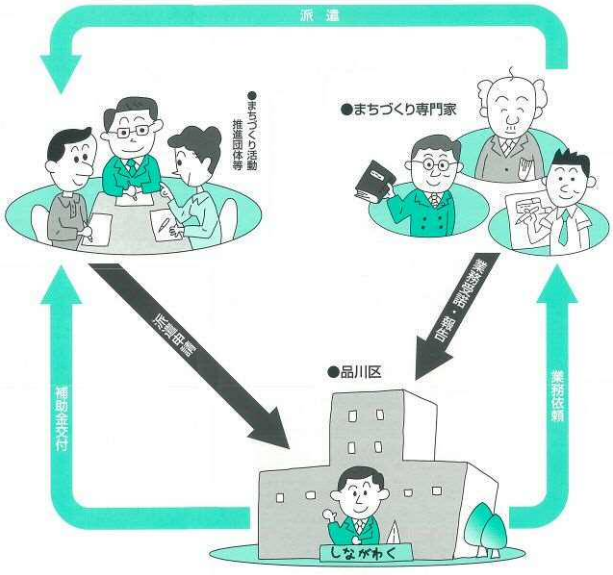


令和４年度予算額　　１，０２９千円

# 五. まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区、水辺)

（計画調整担当）

## １　立会川・勝島地区のまちづくり

### （１）まちづくりビジョンの策定

勝島エリアは、その一角をなしていた倉庫街等にマンション建設ラッシュが生じるとともに、立会川駅が東京2020オリンピック会場の周辺駅となるなど、立会川・勝島地区の土地利用状況は大きく変化してきています。

そこで、地区の現状の課題を整理し、課題に対応した今後のまちづくりの方針となる「立会川・勝島地区まちづくりビジョン」を平成３１年１月に策定しました。

### （２）都市再生整備計画の策定

運河の回遊性の向上や水辺空間の利活用、地域周辺のにぎわいの創出を推進していくために、勝島運河への人道橋の整備やしながわ花海道の修景整備、新浜公園の再整備など、地区の特性を踏まえたまちづくり目標とその目標を実現するために実施する各種事業等を掲載した「都市再生整備計画」の策定を行います。

令和４年度予算額　１２，６５０千円

## ２　八潮地区の将来像検討

八潮団地については、昭和５８年の入居開始以降も、平成２１年の地区計画による学校跡地の福祉施設等への機能更新や、団地内道路の歩道の拡幅、自治会や事業者による敷地内通路の改修など、それぞれの主体による取り組みが進められてきました。

今後も、住民や事業者、行政がそれぞれの役割のもと、地域の課題を共有し、連携を図りながら、地区全体が魅力あるまちとしてさらに発展していくために、まちづくりガイドラインの策定をめざしていきます。

## ３　品川区水辺利活用ビジョン

区では、舟運観光活性化による外国人を含む来訪者の増加、地域経済の活性化等をめざした区内の豊かな水辺環境の積極的な利活用を図る取り組みを進めてきました。

今後の人口増加やリニア中央新幹線開業など街並みへの変化が期待されるなか、区の特徴である水辺の利活用をより図ることが重要と考え、「品川区水辺利活用ビジョン」を令和２年５月に策定しました。

ビジョンでは、「水を感じ、楽しみ、憩える水辺の賑わい創出」を目標として定め、水辺を楽しむ拠点や回遊性、イベントなど「整える・結ぶ・使う」といった３つの視点から取り組みを推進し、地域住民や団体、ＮＰＯ、行政など多様な主体参加と連携によって、水辺の賑わいの充実をめざします。

# 六. やさしいまちづくり推進事業 （計画調整担当）

## １　やさしいまちづくり推進事業

高齢者や障害者などを含む誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自由に行動できる環境と、やさしくふれあいに満ちたまちづくりが求められます。

これまで進めてきたハード、ソフトの施策をより充実し、地域で生活する区民・事業者・行政等、すべての人々が、やさしいまちづくりを支える一員としての役割を担い、協働してやさしいまちづくりの推進をめざします。

### （１） 鉄道駅のバリアフリー化助成

区内鉄道駅においてバリアフリー化を図るため、エレベーターや可動式ホーム柵の整備にかかる費用の一部について助成を行っています。

実　績

| | 設　置　駅　等 | |
|---|---|---|
| 平成２８年度 | 〈可動式ホーム柵整備助成〉 | JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事） |
| | | 東急電鉄大井町線中延駅（設置工事） |
| 平成２９年度 | 〈可動式ホーム柵整備助成〉 | JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事） |
| | 〈エレベーター整備助成〉 | JR 東日本京浜東北線大井町駅（建築工事） |
| | 〈可動式ホーム柵整備助成〉 | 東急電鉄大井町線荏原町駅（設置工事） |
| 平成３０年度 | 〈エレベーター整備助成〉 | JR 東日本京浜東北線大井町駅（建築工事） |
| | 〈可動式ホーム柵整備助成〉 | 東急電鉄大井町線旗の台駅（設置工事） |
| 令和元年度 | 〈エレベーター整備助成〉 | JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事） |
| | 〈可動式ホーム柵整備助成〉 | 東急電鉄大井町線下神明駅（設置工事） |
| | | 東急電鉄大井町線戸越公園駅（設置工事） |
| 令和２年度 | 〈エレベーター整備助成〉 | 東京モノレール天王洲アイル駅（設置工事） |
| | 〈可動式ホーム柵整備助成〉 | 東急電鉄目黒線目黒駅（設置工事） |
| | | 東急電鉄目黒線不動前駅（設置工事） |
| | | 東急電鉄目黒線武蔵小山駅（設置工事） |
| | | 東急電鉄目黒線西小山駅（設置工事） |
| 令和３年度 | 〈エレベーター整備助成〉 | 東京モノレール天王洲アイル駅（設置工事） |
| | 〈可動式ホーム柵整備助成〉 | 臨海副都心線品川シーサイド駅（設置工事） |

令和４年度対象

JR 東日本　山手線目黒駅：エレベーター整備助成

令和４年度予算額　鉄道駅エレベーター整備助成　　１０，０００千円

### （２）しながわお休み石設置

平成８年度に作成した「しながわお休み石構想」に基づき、少し足腰の弱った高齢者などがまちを歩くときに、腰をおろしてひと休みできるものとして、また街のサイン的要素もあわせ周囲の景観にも調和するものとして、お休み石を設置してきました。平成３０年度からは計画的な維持・修繕を行っています。

これまでの設置実績　　件数：基

| 区　　分 | 平成８年度～２９年度 |
|---|---|
| バス停お休み石 | １２３ |
| くつろぎお休み石 | １７４ |
| 商店街お休み石 | １０ |
| 合　　計 | ３０７ |

令和４年度予算額　６，５７３千円

※すでに設置されたお休み石の座面取替等にかかる修繕費（座面取替４０基）

### （３）バリアフリー計画策定

#### ①大井町駅周辺地区

商業、公共、福祉施設が集積し、高齢者や障害者を含む多くの来街者が訪れる区の中心核である「大井町駅周辺」において、平成２７年３月、バリアフリー計画※1を策定しました。

平成２７年度は、この計画に示した特定事業※2に関する実施計画として特定事業計画を策定し、大井町駅周辺の一部区間に点字ブロックを敷設しました。平成２８年度からは特定事業の進捗を確認し、特定事業計画の更新(改定)を行っています。

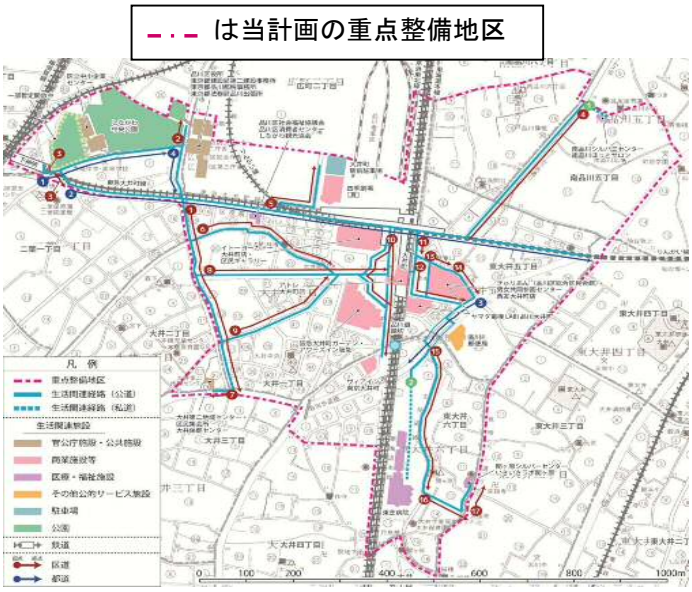

### ②旗の台駅周辺地区

大井町線と池上線の結節点であり、周辺に区内有数の医療機関、教育施設、心身障害者福祉会館が集積し、区民の日常的な暮らしを支える地域生活拠点である「旗の台駅周辺」において、平成２９年７月、バリアフリー計画を策定しました。

また、同年１１月に特定事業計画を策定しました。平成３０年度からは特定事業の進捗確認を行うとともに特定事業計画の更新（改定）を行っています。

※1　バリアフリー計画とは、「高齢者､障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第 25 条の「基本構想」に該当するものであり、旅客施設等を含んだエリアを重点整備地区として設定し、地区内の生活関連施設及び施設同士を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化の取組について示すものです。

※2　特定事業とは、生活関連施設及び生活関連経路の移動円滑化のために実施すべき事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業の６種類があります。

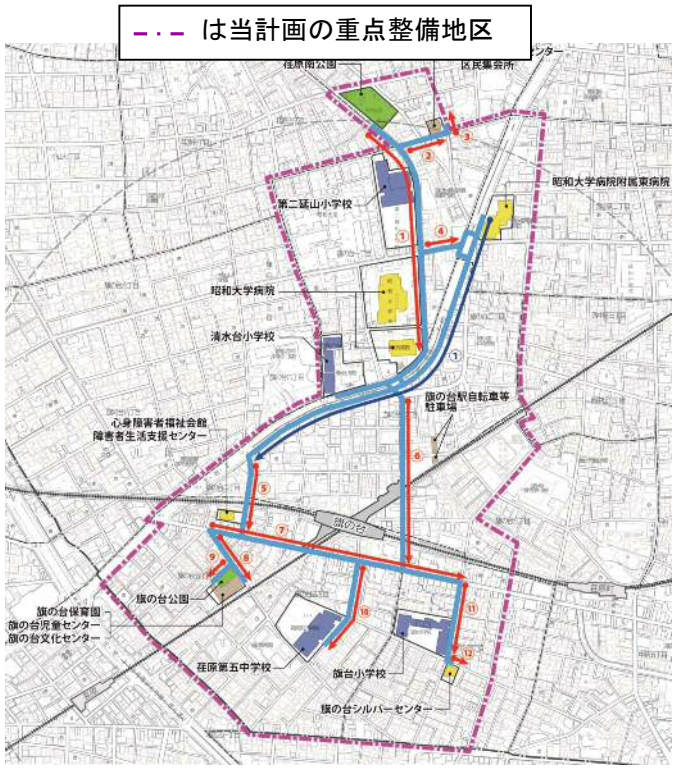


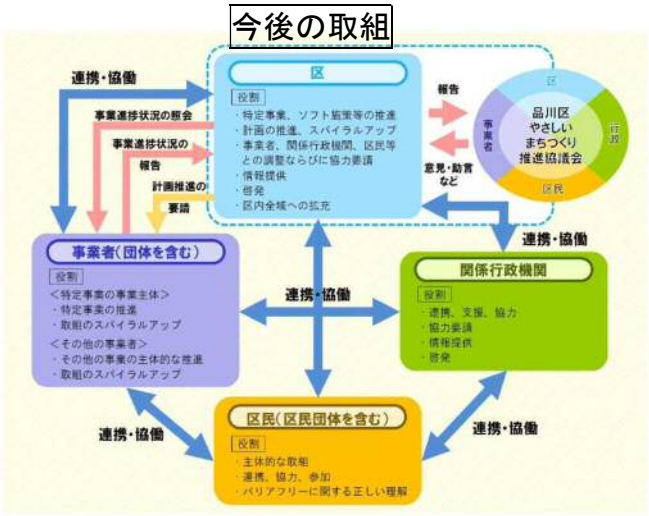

# 七. 航空機騒音常時測定事業 （空港環境担当）

## １　航空機の騒音測定

国土交通省は羽田空港の機能強化として、年間の約４割に相当する南風時の午後３時から７時までの実質３時間に限り、区の上空を着陸ルートとする新飛行経路の本格運用を令和２年３月２９日から開始しました。区では、区民からの声を国に届けるとともに、国との協議や、都および近隣区との連絡調整、情報共有の実施、また､区内２ケ所の航空機騒音測定局の設置ならびに測定値の公表を実施しています。

〔根拠法令等〕

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準の評価

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

### （１）測定概要

区の上空に進入し羽田空港に着陸する２本の航路下における航空機騒音の測定を行います。

### （２）騒音測定局の設置

Ａ滑走路（１６Ｒ進入航路）区立立会小学校　東大井４－１５－９

Ｃ滑走路（１６Ｌ進入航路）区立台場小学校　東品川１－８－３０

### （３）測定時間

それぞれの測定局において常時測定とします。

### （４）測定方法

航空機騒音測定・評価マニュアル（令和２年３月環境省）に基づく航空機騒音測定および航空機騒音識別情報（トランスポンダ応答信号電波方式）データを活用し、航空機騒音を測定します。

### （５）測定結果（令和２年度）

区内２地点での固定調査の年間 $L_{den}$ の値

| 測定地点 | 地域の類型<br>基準値 | $L_{den}$［dB］ | 基準適合状況 |
|---|---|---|---|
| 立会小学校 | Ⅰ<br>57 | 45 | ○ |
| 台場小学校 | Ⅱ<br>62 | 46 | ○ |

※１　年間 $L_{den}$ は、当該測定地点において１日ごとの $L_{den}$ を算出し、全測定日についてパワー平均し算出した値である。

※２　環境基準（$L_{den}$）の基準値はⅠ類型（住居系地域）が $L_{den}$ 57dB（デシベル）以下、Ⅱ類型（その他の地域）が $L_{den}$ 62dB 以下である。

※３　基準適合状況は、○が基準適合、×が基準超過を示している。

羽田空港新飛行経路に係る航空機騒音の測定結果（令和２年度分）

| 測定月 | 南風運用の有無 | 立会小学校 | | | 台場小学校 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 最大騒音レベル（dB） | | | 最大騒音レベル（dB） | | |
| | | 最大値 | 最小値 | 平均値 | 最大値 | 最小値 | 平均値 |
| 令和２年04月 | 17 | 81.1 | 58.6 | 74.2 | 81.3 | 57.2 | 72.9 |
| 令和２年05月 | 20 | 80.4 | 59.2 | 73.8 | 78.1 | 56.4 | 72.1 |
| 令和２年06月 | 21 | 84.2 | 57.5 | 74.8 | 84.2 | 56.2 | 73.1 |
| 令和２年07月 | 20 | 81.3 | 57.9 | 75.0 | 86.6 | 57.8 | 73.0 |
| 令和２年08月 | 23 | 80.8 | 65.7 | 74.7 | 84.7 | 58.5 | 72.5 |
| 令和２年09月 | 10 | 81.5 | 60.0 | 75.0 | 84.9 | 58.3 | 73.4 |
| 令和２年10月 | 4 | 80.1 | 59.0 | 74.4 | 84.1 | 56.5 | 72.3 |
| 令和２年11月 | 7 | 84.2 | 58.9 | 75.7 | 78.8 | 58.4 | 73.1 |
| 令和２年12月 | 3 | 78.3 | 60.7 | 73.7 | 77.8 | 59.4 | 71.9 |
| 令和３年01月 | 1 | 77.2 | 60.6 | 71.8 | 77.8 | 60.8 | 73.6 |
| 令和３年02月 | 17 | 81.2 | 56.7 | 75.0 | 81.0 | 58.1 | 71.8 |
| 令和３年03月 | 15 | 84.0 | 59.2 | 75.8 | 84.9 | 58.6 | 73.4 |
| 年間 | 158 | | | 74.8 | | | 72.8 |

※１　最大騒音レベル(単位：デシベル（dB))とは、個々の航空機騒音の発生ごとに観測される騒音レベルの最大値である。

※２　最大騒音レベルの平均値とは、エネルギー平均した値である。

※３　騒音発生回数とは、測定地点において発生した航空機騒音すべてのうち、騒音レベルの最大が直前の暗騒音レベルから10 dB以上大きいもののみ集計した回数である。

※４　偶発的に発生し瞬間的に最大騒音レベルが大きくなる現象が確認されており、最大騒音レベルの最大値が高く表示されている測定日がある。

令和４年度予算額　　２３，０６８千円

# 八. 都 市 景 観 形 成 事 業　（景観担当）

利便性や機能性に優れているだけでなく、地域の特性や個性を活かし区民にとって愛着の感じられる景観まちづくりを進めることも重要です。

品川区では、地域の歴史やにぎわいなど多様で個性的な特徴を踏まえ、これらを活かすことで区内の街並みをより魅力的にできると考えています。

「品川区景観計画」は東京都景観計画を踏まえ、区の実態に応じたよりきめ細やかな景観形成を図ることを目的に平成２２年１２月に策定しました。

景観行政団体として、今後とも魅力ある景観、個性的な景観を創造していきます。

〔根拠法令等〕　・景観法
・品川区景観条例

## １　「品川区景観計画」

「品川区景観計画」は、区内全域を対象として、建築行為等に際して意匠形態などの届出義務等を定めており、パブリックコメント、都市計画審議会への意見聴取など所定の手続きを経て、平成２３年４月１日より運用を開始しています。また、地区の個性や特徴を活かした景観ルールを取り決めた「重点地区」なども定めています。

この基準に適合しないものについては「景観法」、「品川区景観条例」に基づき是正勧告を行うとともに、必要に応じて変更命令を行います。

### ■景観計画の策定および重点地区の指定

| | |
|---|---|
| 平成２２年　７月 | 「景観行政団体」となる |
| | 「品川区景観条例」制定・施行 |
| １２月 | 「品川区景観計画」策定告示 |
| 平成２３年　４月 | 「品川区景観計画」運用開始 |
| | 「旧東海道品川宿地区」重点地区指定 |
| 平成２８年　４月 | 「大崎駅周辺地区」重点地区指定 |
| 平成３０年　３月 | 「武蔵小山駅周辺地区」重点地区指定 |
| 令和　元年１０月 | 「天王洲地区」重点地区指定 |

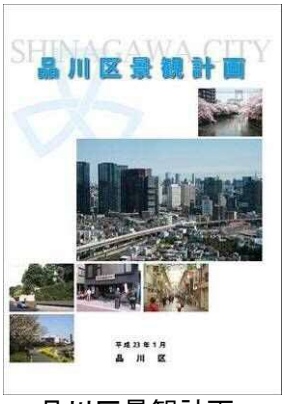

品川区景観計画

## ２　品川区景観計画の運用開始

### （１）景観行政団体

品川区景観計画に基づく届出等件数　　単位：件

| 項　　目 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 届　　出 | ９３ | ９４ | ９５ | １０２ | １１４ |
| 変 更 届 | ４２ | ５６ | ５３ | ６９ | ９１ |
| 完了報告 | ６４ | ７１ | ７２ | ５７ | ８０ |

## （２）景観審議会の概要

品川区の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する機関として、「品川区景観条例（平成２２年品川区条例第３１号)」に基づき、区長の附属機関として設置されました。

審議会は、学識経験者、区民および区内景観関係団体の構成員による計１１名以内の委員で構成され、委員の任期は２年間です。

審議会は、次に掲げる事項等について調査審議します。

① 景観計画の策定または変更
② 重点地区などの決定
③ 景観法に基づく勧告・変更命令、景観重要建造物や景観重要樹木の指定
④ 事前の相談における必要な指導または助言ほか

景観審議会開催回数　　単位：回

| 年　　度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 開催回数 | 5 | 6 | 6 | 5 | 5 |

## （３）街なみ環境整備事業の概要

品川区景観計画で重点地区に指定している「旧東海道品川宿地区」では、地域の個性や特徴を活かして、特に良好な景観づくりを推進するため、国の「街なみ環境整備事業」の補助制度を導入し、「旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱」を平成２４年２月に制定しました。これに基づき、旧東海道にふさわしい街なみづくりに貢献する建物の修景に対し、修景費用の一部を助成します。

実績件数　　単位：件

| 年　　度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件　　数 | 5 | 5 | 5 | 3 | 2 |

旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業（修景イメージ）

## ３　令和４年度の取組み

品川区景観計画に基づき、良好な景観形成を推進するため、「景観審議会」を開催し、旧東海道品川宿地区（重点地区）においては、「景観アドバイザー制度」による景観アドバイスなどの窓口相談を実施します。国庫補助金については、令和４年度以降も引き続き活用し、併せて令和３年度までの事後評価を実施します。天王洲地区（重点地区）においては、「天王洲地区デザイン会議」を開催し、建築計画書に対する意見聴取や、景観まちづくりの課題解決に向けた研究を実施していきます。また、令和２年度に取得した、旧東海道品川橋旧交通詰所について、地域の拠点となるよう整備します。

令和４年度予算額　　１６，７６０千円

# 九. 開発環境指導 （景観担当）

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建設事業について環境整備や防災対策について基準を定めています。適用事業の計画にあたっては、建築確認申請等の手続きを行う前に区と協議を行い、協定を締結する必要があります。地域の生活環境を良好なものとし、都市景観の形成と一体化された地域の特性や個性を活かした要綱指導を行っていきます。

## １　中高層建築物等の建設に係る開発環境整備

### （１）目　　的

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建築物を建設する事業主に対して、協力を求めることにより、住みよい街づくりに寄与することを目的としています。

〔基準等〕　品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱

### （２）内　　容

宅地開発や中高層集合住宅および大規模建築物等の事業計画について、共用スペース、憩いの場の確保、緑化の促進、雨水対策、震災対策用防火貯水槽の設置など、生活環境の整備・防災対策等について協力をお願いしています。

**対象建築物**

・５区画以上に分割して行う建売事業または宅地分譲事業
・集合住宅等の住戸の数が２０以上のものの建設事業
・延べ面積２，０００㎡以上、または敷地面積１，０００㎡以上の建設事業
・店舗等のうち、不特定多数の区民の利用に供する部分の床面積の合計が３００㎡を超えるものの建設事業

実績件数　　単位：件

| 年　　度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件　　数 | ７０ | ６３ | ６８ | ８６ | ６４ |

**■開発環境指導要綱による整備の事例（歩道状スペース）**

歩道状に整備された共用スペースは、歩行者の利便性を向上させています。

### （３）令和４年度の取組み

品川区景観計画と連携した要綱指導を行い、良好な都市空間と住環境の形成を図っていきます。また、隣接する歩道状スペース等を連続化させるための境界塀の撤去等についての補助金を活用し、さらなる環境整備を進めていきます。

令和４年度予算額　　１，７３６千円

## ２　ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備

### （１）目　　的

ワンルームマンションの建設について、建築主と近隣住民との紛争を未然に防止し、良好な生活環境と地域社会の形成に資することを目的としています。

〔基準等〕品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱

### （２）内　　容

ワンルーム形式の建築物の計画に対して、建築計画の標識設置、説明会の開催、ファミリータイプ住戸や要配慮者向け住戸の付置、壁面後退空地および緑地の確保、管理体制の確立、入居者の地域活動への参加等について、建築主と協議しています。

**対象建築物**

・１住戸あたりの床面積が３０㎡未満の住戸が集合した建築物で、１棟の戸数が１５戸以上かつ階数３以上の建築物

## ３　建築物等の福祉に関する整備

### （１）目　　的

高齢者や障害者などを含む不特定多数の区民の利用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備しています。

〔基準等〕品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱

### （２）内　　容

建物を新築や全面改築する場合、また既存施設の改善など区民が支障なく利用できるように敷地内通路、主要な出入口、傾斜路、廊下、階段、トイレ、エレベーター、エスカレーター、駐車場、標示・誘導などの整備について、建築主と協議しています。

**対象建築物**

・劇場、映画館、展示場、旅館、ホテル、遊興施設（パチンコ店、カラオケボックスなど）等で、延べ面積が３００㎡を超えかつ１，０００㎡未満のもの
・事業所等で、敷地面積が１，０００㎡以上かつ延べ面積が２，０００㎡未満のもの
・２０戸以上の集合住宅等で、敷地面積が１，０００㎡未満かつ延べ面積が２，０００㎡未満のもの

# 住 宅 課

2022

# 住　　宅　　課

## 係　別　事　務　分　掌

### 住宅運営担当（主査）

1　住宅施策の企画、調整および調査に関すること。
2　区営住宅および区民住宅の管理運営に関すること。
3　都営住宅および都民住宅の入居者の公募に関すること。
4　住宅の修築等に係る資金の融資あっ旋および助成に関すること。
5　マンションの管理支援等に関すること。
6　課内他係に属しないこと。

### 空き家対策担当（主査）

1　空き家等対策に係る企画、調整および調査に関すること。
2　空き家等適正管理審議会に関すること。
3　住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

### 開発指導担当（主査）

1　都市計画法に基づく開発許可に関すること。
2　中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関すること。
3　建築審査会に関すること。
4　建築紛争調停委員会に関すること。

# 一．公営住宅の管理等　（住宅運営担当）

## １ 区営住宅の管理

### （１）目　　的

住宅に困窮する低所得者向けの公営住宅である区営住宅を維持管理します。

〔根拠法令等〕　公営住宅法
　　品川区営住宅条例

### （２）管理内容

①使用料の徴収
②入居者の同居、承継等、適正利用の指導
③住宅および附帯設備の応急修繕ならびに計画修繕

### （３）指定管理者による管理

区営住宅の管理業務は、平成１８年度から指定管理者により実施しています。

### （４）入居資格

①申込日現在、品川区内に居住していること
②現に同居し、または同居しようとする親族があること
③現に住宅に困窮していることが明らかであること
④所得が定められた基準内であること

### （５）募集時期

７月上旬および１月中旬

### （６）応募・入居者数

単位：件

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 空き室応募件数 | 743 | 692 | 704 | 662 | 694 |
| 入 居 者 数 | 13 | 16 | 11 | 11 | 19 |

**［区営住宅一覧］**〈１３団地４３９戸（令和４年４月現在）〉

| 住 宅 名<br>(住　所) | 戸 数 | 構　造 | 床面積<br>(単位:㎡) | 間取り | 1戸あたりの<br>専有面積 | 建設年度<br>移管年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大井二丁目<br>区 営 住 宅<br>(大井 2-1-25) | 30<br>(2) | RC5階建 | 2,006.18 | 3DK | 51.04 ㎡<br>(66.04 ㎡) | S53 年度<br>(作業所付)<br>― |
| 南大井六丁目<br>区 営 住 宅<br>(南大井 6-1-20) | 20 | RC5階建<br>エレベーター付 | 1,407.00 | 3DK | 51.04 ㎡ | S48 年度<br>S61 年度 |
| 荏原七丁目<br>区 営 住 宅<br>(荏原 7-8-3) | 33 | RC5階建 | 1,310.10 | 2DK | 33.48 ㎡ | S43 年度<br>H3 年度 |
| 二葉一丁目<br>区 営 住 宅<br>(二葉 1-4-25) | 24 | RC5階建 | 899.40 | 2DK | 33.48 ㎡ | S44 年度<br>H3 年度 |
| 西大井六丁目<br>区 営 住 宅<br>(西大井 6-10-21) | 40 | RC5階建 | 1,901.20 | 3DK | 41.73 ㎡ | S47 年度<br>H5 年度 |
| 南大井一丁目<br>区 営 住 宅<br>(南大井 1-13-7) | 47 | SRC10 階建<br>エレベーター付 | 2,928.05 | 3DK | 43.96 ㎡ | S49 年度<br>H5 年度 |

| 住 宅 名<br>(住　所) | 戸 数 | 構　造 | 床面積<br>(単位:㎡) | 間取り | 1戸あたりの<br>専有面積 | 建設年度<br>移管年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 南大井五丁目<br>区 営 住 宅<br>(南大井 5-7-10) | 25 | RC5階建<br>エレベーター付 | 1,768.37 | 3DK | 51.04 ㎡ | S50 年度<br>H5 年度 |
| 西大井六丁目第二<br>区 営 住 宅<br>(西大井 6-17-5･7) | 18 | RC3階建 | 1,225.20 | 3DK | 51.04 ㎡ | S54 年度<br>H6 年度 |
| 東大井三丁目<br>区 営 住 宅<br>(東大井 3-6-18･19) | 45 | RC8階建<br>エレベーター付 | 2,725.23 | 3DK | 42.29 ㎡ | S46 年度<br>H8 年度 |
| | 12 | RC3階建 | 799.09 | 3DK | 51.04 ㎡ | S54 年度<br>H8 年度 |
| 西五反田五丁目<br>区 営 住 宅<br>(西五反田 5-6-13･14) | 6 | RC3階建 | 541.78 | 3DK | 61.53 ㎡ | S58 年度<br>H10 年度 |
| | 24 | RC4階建 | 2,057.68 | | | |
| 西大井六丁目第三<br>区 営 住 宅<br>(西大井 6-2-16) | 46 | RC6階建<br>エレベーター付 | 2,226.82 | 1DK<br>2DK<br>3DK | 34.00 ㎡<br>52.30 ㎡<br>60.30 ㎡ | H15 年度<br>― |
| 西中延区営住宅<br>(西中延 1-2-8) | 48 | S9階建<br>エレベーター付 | 2,587.34 | 2DK | 34.50 ㎡<br>53.70 ㎡ | H28 年度<br>― |
| 中延一丁目<br>区 営 住 宅<br>(中延 1-10-12) | 21 | RC5階建<br>エレベーター付 | 1,226.42 | 2DK<br>3DK | 45.06 ㎡<br>49.84 ㎡ | H29 年度<br>― |

令和４年度予算額　　３８５，７５０千円

## ２ 区民住宅の管理

### （１）目　　的

中堅所得ファミリー層の定住化を図るため、良質な住宅を適切な使用料で供給し、維持管理します。

〔根拠法令等〕　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
品川区立区民住宅条例

### （２）管理内容

①入居者の管理
入居者の募集、退去、諸届け受理、同居承継等許可、使用料および共益費の徴収を行っています。

②施設管理
施設の維持管理、計画修繕、退去時の原状回復を行っています。

### （３）指定管理者による管理

区民住宅の管理業務は、平成１８年度から指定管理者により実施しています。

### （４）入居資格

①品川区内に居住または勤務していること。または、本人もしくは配偶者（内縁および婚約者も含む）の親が品川区内に居住していること
※単身者の場合、５０歳未満であり、品川区内に勤務（予定含む）していること
②現に同居し、または同居しようとする親族があること
③現に住宅に困窮していること
④所得が定められた基準内であること
⑤特別区民税を滞納していないこと

**（５）募集時期**

９月

**（６）応募･入居者数**

単位：件

| 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 空き室応募件数 | 137 | 99 | 105 | 123 | 87 |
| 入 居 者 数 | 17 | 23 | 38 | 25 | 60 |

**[区民住宅一覧]**　〈８団地７４１戸(令和４年４月現在)〉

| 住　宅　名<br>(住　　所) | 戸　数 | 構　　造 | 床面積<br>(単位：㎡) | 間取り | 専有面積(㎡)<br>使用料 | 設置年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ファミーユ<br>西　品　川<br>(西品川 1-16-2) | 2 | 壁式ＲＣ<br>4 階建<br>エレベーター<br>なし | 131.67 | 3ＤＫ | 50.17、50.36<br>Ａ　125,000 円 | H5. 12. 1 |
| ファミーユ<br>小　　山<br>(小山 3-12-15) | 19 | ＲＣ4 階建<br>エレベーター<br>なし | 1,141.23 | 3ＤＫ | 54.62～54.71<br>Ａ　146,000 円<br>Ｃ　150,000 円 | H7. 12. 1 |
| ファミーユ<br>大　　井<br>(大井 1-14-1) | 17 | ＳＲＣ<br>11 階建 | 1,136.93 | 2ＬＤＫ | 56.93～69.95<br>Ａ１　151,000 円<br>Ａ２　155,000 円<br>Ａ３　147,000 円<br>Ｂ１　157,000 円<br>Ｂ２　155,000 円<br>Ｂ３　155,000 円 | H9. 10. 1 |
| ファミーユ<br>旗　の　台<br>(旗の台 5-13-9) | 17 | ＲＣ5 階建 | 946.66 | 1ＤＫ<br>3ＤＫ<br>2ＬＤＫ | 27.45～57.90<br>Ｄ　77,500 円<br>Ａ１　141,000 円<br>Ａ２　134,000 円 | H9. 12. 1 |
| ファミーユ<br>南　大　井<br>(南大井 5-19-9) | 56 | ＲＣ9 階建 | 4,735.76 | 1ＤＫ<br>2ＬＤＫ<br>3ＤＫ | 30.68～64.28<br>Ｄ　72,000 円<br>Ｂ　128,000 円 | H12. 3. 1 |
| ファミーユ<br>下　神　明<br>(西品川 1-20-16) | 132 | ＲＣ<br>25 階建 | 12,793.72 | 2ＤＫ<br>1ＬＤＫ<br>2ＬＤＫ<br>2ＬＤＫ<br>2ＬＤＫ<br>3ＬＤＫ<br>3ＬＤＫ<br>3ＬＤＫ | 51.26～81.94<br>Ａ１　102,200 円<br>～112,900 円<br>Ａ２　125,700 円<br>Ａ３　112,300 円<br>～124,100 円<br>Ｂ１　133,900 円<br>～148,000 円<br>Ｅ１　137,300 円<br>～151,800 円<br>Ｅ２　159,000 円<br>Ｅ３　154,700 円<br>～171,000 円<br>Ｆ　180,100 円 | H15. 2. 1 |

| 住　宅　名<br>(住　　所) | 戸　数 | 構　　造 | 床面積<br>(単位：㎡) | 間取り | 専有面積(㎡)<br>使用料 | 設置年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ファミーユ<br>西五反田西館<br>(西五反田 3-6-7) | 98 | ＳＲＣ<br>14 階建 | 9,632.19 | 2ＬＤＫ<br>3ＬＤＫ<br>3ＬＤＫ<br>3ＬＤＫ<br>4ＤＫ | 67.00～82.86<br>Ｂ　135,700 円<br>～145,700 円<br>Ｅ１　137,300 円<br>～162,600 円<br>Ｅ２　151,800 円<br>～159,800 円<br>Ｅ３　169,600 円<br>Ｆ　164,300 円<br>～180,000 円 | H16.1.1 |
| ファミーユ<br>西五反田東館<br>(西五反田 3-6-38) | 400 | ＳＲＣ<br>31 階建 | 47,183.16 | 1ＬＤＫ<br>1ＬＤＫ<br>＋Ｎ<br>2ＬＤＫ<br>2ＬＤＫ<br>2ＬＤＫ<br>＋Ｎ<br>3ＬＤＫ<br>3ＬＤＫ<br>＋Ｎ<br>3ＬＤＫ<br>4ＤＫ | 50.19～80.79<br>Ａ１　104,800 円<br>～113,200 円<br>Ａ２　117,800 円<br>～138,100 円<br>Ｂ　127,600 円<br>～145,700 円<br>Ｅ１　147,700 円<br>～152,000 円<br>Ｅ２　137,500 円<br>～163,800 円<br>Ｆ１　162,200 円<br>～182,200 円<br>Ｆ２　152,300 円<br>～168,300 円 | H16.4.1 |

※注　Ａ　→　60 ㎡未満、　Ｂ　→　60 ㎡以上、　Ｃ　→　屋根裏収納あり
Ｄ　→　単身者向、　Ｅ　→　70 ㎡以上、　Ｆ　→　80 ㎡以上

令和４年度予算額　４９５，４８４千円

## ３ 都営住宅および都民住宅入居者の公募

### （１）目　　的

東京都の依頼により、都営住宅・都民住宅入居希望者の利便のため、区の地域センターや文化センター等で公募の申込用紙配付事務を行います。

### （２）都営住宅の応募状況

#### ①　戸数（品川区内）

１４団地３，４０９戸

#### ②　応募倍率（全都）

| 募集月 | 区　分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 月 | 一般世帯向け | 24.0 | 14.8 | 13.7 | 14.2 | 11.7 |
| | 定期使用<br>(若年ファミリー) | 2.0 | 若年夫婦<br>子育て世帯向<br>1.3 | 若年夫婦<br>子育て世帯向<br>1.1 | 若年夫婦<br>子育て世帯向<br>1.6 | 若年夫婦<br>子育て世帯向<br>1.6 |
| | 定期使用<br>(多子世帯) | 1.9 | | | | |
| | 若年ファミリー | 2.6 | － | － | － | － |
| 8 月 | ポイント方式 | 7.4 | 6.0 | － | － | － |
| | 単身者 | 56.0 | 47.1 | 46.8 | 48.6 | 47.5 |
| | 単身者車いす<br>使用者 | 8.3 | 7.5 | 9.6 | 10.4 | 8.0 |
| | シルバーピア | 64.8 | 49.3 | 57.7 | 45.0 | 45.8 |
| 11 月 | 一般世帯向け | 19.5 | 14.7 | 13.5 | 12.7 | 10.2 |
| | 定期使用<br>(若年ファミリー) | 若年夫婦<br>子育て世帯向<br>1.7 | 若年夫婦<br>子育て世帯向<br>1.1 | 若年夫婦<br>子育て世帯向<br>1.8 | 若年夫婦<br>子育て世帯向<br>1.3 | 若年夫婦<br>子育て世帯向<br>1.4 |
| | 定期使用<br>(多子世帯) | | | | | |
| | 若年ファミリー | － | － | － | － | － |
| 2 月 | ポイント方式 | 7.0 | － | － | － | － |
| | 単身者 | 49.0 | 45.4 | 50.4 | 36.5 | 49.7 |
| | 単身者車いす<br>使用者 | 8.4 | 7.1 | 14.5 | 10.5 | 10.0 |
| | シルバーピア | 78.6 | 55.7 | 65.0 | 53.7 | 40.5 |

### （３）都民住宅の応募状況

#### ①　戸数（品川区内）

１団地２７戸

#### ②　応募倍率（全都）

| 募集月 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6 月 | 5.8 | 1.4 | 1.9 | 1.5 | 3.8 |
| 12 月 | 1.6 | 1.4 | 1.6 | 1.2 | 3.1 |

# 二. 住宅改善資金融資あっせん・助成事業（住宅運営担当）

## １　住宅修築資金融資あっせん（昭和５１年度より実施）

### （１）目　　的

居住環境の改善を図るため、自己居住用の住宅を修築する区民に対し、低利で融資が受けられるよう、区が金融機関に融資のあっせんを行います。

〔根拠法令等〕　品川区住宅修築資金融資あつ旋条例

### （２）融資あっせんの条件

| | |
|---|---|
| 融資あっせん額 | １０万円以上１，０００万円まで |
| 借受者負担利率 | 一般修築　1.3%（協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%）<br>災害復旧　0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）<br>耐震補強【木造住宅密集地域】<br>0.3%（協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%）<br>耐震補強【その他の地域】<br>0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%）<br>ｱｽﾍﾞｽﾄ除去　0.5%（協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%） |
| 償　還　方　法 | 据え置き２ケ月を含む１０年以内の元金均等月額償還 |
| 信用保証料助成 | 信用保証機関の保証を利用し保証料を一括払いした場合に、保証料の２分の１を助成 |

### （３）申込者の要件

① 区内に住所を有し、１年以上同一の住宅に居住していること
② 満１８歳以上であること
③ 前年所得が１，２００万円以下で、かつ年間返済元利金の３倍以上であること
④ 特別区民税を滞納していないこと
⑤ 連帯保証人もしくは信用保証機関の保証があること
⑥ 現在この融資あっせん制度を利用していないこと

### （４）取扱金融機関（協定金融機関）

芝信用金庫、湘南信用金庫、城南信用金庫、さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、中央労働金庫、目黒信用金庫

### （５）実　　績

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 融資あっせん(件) | 4 | 8 | 8 | 4 | 8 |
| 融資実行(件) | 3 | 8 | 8 | 3 | 7 |
| 融資総額(千円) | 19,300 | 19,440 | 32,890 | 15,450 | 30,420 |

令和４年度予算額　　４，１３２千円

## ２　住宅改善工事助成事業（平成２３年度より実施）

### （１）目　　的

住環境の整備および区内事業者の振興を図るため、区民、マンション管理組合または賃貸住宅の個人オーナーが、区内施工業者を利用して環境への配慮またはバリアフリー化を図る住宅改修工事を行う場合に、その工事費用の一部を助成します。
〔根拠法令等〕　品川区住宅改善工事助成事業実施要綱

### （２）申込者の要件

| | |
|---|---|
| 共通の要件 | ①　申込時点で未着工であり、令和５年２月２８日（火）までに工事が完了すること<br>②　すでにこの制度に基づく助成を受けていないこと<br>③　申請に係る工事に他の助成制度を利用していないこと<br>④　建築確認は、原則として品川区建築課で取得すること<br>⑤　建築基準法その他の関係法令に適合していること |
| 区民の要件 | ①　工事対象住宅に居住している、または、改修後に居住すること<br>②　前年の合計所得金額が１，２００万円以下であること<br>③　住民税の滞納がないこと<br>④　申請に係る工事の対象住宅が賃借によるものである場合は、当該工事について所有者から承諾を得ていること |
| マンション管理組合の要件 | 申請に係る工事について、総会等で区分所有者の承認を得ていること |
| 賃貸住宅個人オーナーの要件 | ①　前年の合計所得金額が１，２００万円以下であること<br>②　住民税の滞納がないこと |

### （３）対象となる工事の要件

| | |
|---|---|
| 既存住宅のリフォームで工事費用が１０万円以上の工事であって、次のいずれかに該当するものであること。 | |
| エコ住宅改修 | (例)遮熱性塗装、日射調整フィルム設置、換気設備設置、環境に配慮した内装材使用、断熱化、高断熱浴槽設置、節水型便器設置、ＬＥＤ照明器具の設置など |
| バリアフリー住宅改修 | (例)手すり設置、段差解消、廊下・出入口の拡張、扉改修、トイレ改修、浴室改修など |
| その他の工事 | (例)屋根の軽量化、外壁耐火パネルの設置、防犯ガラス・扉等の設置、家具転倒防止器具の設置、耐震性を高めるための工事など |
| | エコ住宅改修、バリアフリー住宅改修およびその他工事で助成対象となる工事のうちのいずれかと同時に行う工事 |

### （４）助成額等

| | 区　　民 | マンション管理組合<br>賃貸住宅オーナー |
|---|---|---|
| 助　成　額 | 工事費用の１０％ | 工事費用の１０％ |
| 助成限度額 | ２００千円 | １，０００千円 |
| 助成予算額 | ４８，０００千円 | |

※　申込が助成予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

### （５）実　　績

| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般住宅 | 助成件数(件) | 237 | 245 | 240 | 259 | 255 |
| | 助成額(千円) | 34,065 | 36,908 | 37,908 | 37,573 | 38,379 |
| 共同住宅 | 助成件数(件) | 24 | 27 | 27 | 14 | 34 |
| | 助成額(千円) | 7,123 | 6,012 | 8,467 | 5,497 | 12,895 |
| 合計 | 助成件数(件) | 261 | 272 | 267 | 273 | 289 |
| | 助成額(千円) | 41,188 | 42,920 | 46,375 | 43,070 | 51,274 |

令和４年度予算額　　４８，０７３千円

# 三. マンションの管理支援　（住宅運営担当）

マンション管理組合や居住者に対し、マンション管理に関する諸問題とその対処方法について啓発・相談を行うことで、マンション居住者による問題解決を促進します。

また、東京都が施行した「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況届出制度により、管理不全の予防および適正な管理の促進を行うことで、マンションを良質な住宅ストックとして維持管理していくことを支援します。

## １　セミナー・相談会

### （１）マンション管理セミナー・個別相談会

弁護士、建築士等の専門家が講師となって講演等を行い、分譲マンションの管理に関する啓発を行います。

年２回開催し、令和３年度より第１回目をマンション管理セミナー、第２回目をマンション管理個別相談会とし、分譲マンションの諸問題に対して専門家による支援や助言を行います。

《マンション管理セミナー》

《マンション管理個別相談会》

（実　績）　　単位：人

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１回参加者数 | ４０ | ３４ | ３４ | ２３ | １２ |
| 第２回参加者数 | ３２ | １７ | 中止 | １０組 | ６組 |

※令和元年度第２回については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和２年度第２回については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談会形式で実施

### （２）マンション管理組合防災対策等検討交流会（平成２４年度より実施）

区からの情報提供、管理組合間の意見交換を目的とした交流会を開催していましたが、令和３年度より分譲マンション個別相談会に形式を変更しました。

（実　績）

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---|---|---|---|---|
| １回目参加組合数 | １４ | ２１ | １７ | 中止 |
| ２回目参加組合数 | １０ | 7 | 中止 | 中止 |
| 加盟組合数 | ５４ | ６０ | ６２ | ６６ |

## ２　建替・修繕支援

### （１）一級建築士の派遣（平成２３年度より実施）

マンションの大規模修繕について、専門知識と豊富な経験を有する一級建築士を管理組合に派遣し、アドバイスを行います。

派遣内容：１回２時間程度、３回まで（土日、夜間可）

派 遣 員：(一社）東京都建築士事務所協会品川支部会員

（実　績）　　単位：件

| 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | ２ | ３ | ４ | ２ | ０ |

### （２）マンション建替・修繕相談（平成２９年度より実施）

相談窓口開設日：毎月第３火曜日　午後１時から午後４時まで

相　談　員：品川マンション管理士会会員（マンション管理士・弁護士等）・
（一社）東京都建築士事務所協会品川支部会員

（実　績）　　単位：件

| 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | ４ | １４ | ２ | １４ | ９ |

### （３）マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成（平成２９年度より実施）

建替・修繕相談を受けたマンションを対象に、(公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが実施するアドバイザー制度の派遣料を１回まで全額助成します。

〔根拠法令等〕品川区分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成要綱

## ３　管理運営支援

### （１）マンション管理士の派遣（平成２０年度より実施）

マンションの維持管理や建替を円滑に進めるため、管理組合に対しマンション管理士を派遣し、アドバイスを行います。

派遣内容：１回２時間程度、３回まで（土日、夜間可）

派 遣 員：品川マンション管理士会会員

（実　績）　　単位：件

| 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | ３ | ２ | ０ | １ | ２ |

### （２）マンション管理相談（平成１８年度より実施）

相談窓口開設日：毎月第２・第４水曜日　午後１時から午後４時まで

相 談 員：品川マンション管理士会会員

（実　績）　　単位：件

| 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | ４８ | ４３ | ４４ | ３５ | ４２ |

**（３）管理状況届出制度（令和２年度より実施）**

区内分譲マンションを対象とした管理状況に関する届出の受理および未届となっている要届出マンションへの督促を行い、管理不全の兆候があるマンションに対しては必要に応じた助言などにより適正な管理を促進します。

※要届出マンション：昭和５８年以前に建築された６戸以上ある分譲マンション

令和４年度予算額　　２，８４９千円

# 四. 業者紹介・各種支援事業　（住宅運営担当）

## １　増改築施工業者の紹介

### （１）目　　的

住まいの新築・増改築・修繕等を希望している区民に、区内の建設組合４団体で結成した「品川区住宅センター協議会」を通じて、施工業者を紹介します。

### （２）実　　績

単位：件

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 紹介件数 | ２８４ | ３１２ | ３７２ | ３５１ | ３８９ |

## ２　親元近居支援事業（平成２３年度より実施）

### （１）目　　的

親世帯と子世帯の近居・同居を促進することにより、子育てや介護等について相互に助け合い、安心して品川区に住み続けられる住まいの実現を図ります。

〔根拠法令等〕　品川区親元近居支援事業実施要綱

### （２）内　　容

次の要件を満たす場合に、中学生以下の子どもがいるファミリー世帯に対して区内共通商品券等と交換・利用することができるポイントを交付します（上限１０万ポイント）。

また、高齢者・障害者・ひとり親世帯など、一定の要件を満たす世帯に対し、ポイントの加算を行っています（上限は合計で１５万ポイント）。

（要　件）

| | |
|---|---|
| ファミリー世帯が<br>区外から転入した場合 | 親世帯が区内に１年以上居住していること |
| ファミリー世帯が<br>区内で転居した場合 | ①、②ともに該当すること<br>① 親世帯・ファミリー世帯ともに区内に居住しておりいずれかの世帯はその期間が１年以上であること<br>② 互いの住居間が直線距離で1,200m圏内になること |
| 親世帯が<br>区内で転居した場合 | |

※　転入・転居費用（登記費用、礼金、仲介手数料、引越費用等）に対し、１円あたり１ポイントを交付します。

（実　績）

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付決定件数 | ４４ | ３８ | ２９ | ３５ | ２１ |
| 交付ﾎﾟｲﾝﾄ数 | 4,110,500 | 3,616,000 | 2,809,500 | 3,321,000 | 2,104,000 |

令和４年度予算額　　６，５９４千円

## ３　住環境改善

### （１）目　　的

耐震化・不燃化に関する全般的な相談体制を整備し、戸別訪問による区民相談等の積極的な働きかけを行うことにより、災害に強い住宅の整備を促進し、区民の安全・安心なくらしの実現を図ります。

### （２）内　　容

#### ①　品川区住宅耐震化促進協議会活動助成

住宅相談ならびに木造住宅密集地域を対象とした戸別訪問相談（耐震・不燃化相談、工事受注、区の助成制度対象工事についての申請代行等)、耐震工事に至らない現状についての実態調査活動およびセミナー開催等の住宅改善に関する啓発活動に対し、助成を行います。

（実　績）　　単位：件

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 住宅相談件数 | ２９ | ４８ | ４５ | ２４ | ３２ |

#### ②　家具転倒防止器具取付助成事業（平成２７年度より実施）

**ア　内　　容**

区内施工業者を利用して、家具転倒防止器具を取り付けた世帯を対象として、取付費用の一部を助成します。

〔根拠法令等〕　家具転倒防止器具取付助成要綱

**イ　申込要件**

・器具取付の住宅に居住していること
・区内施工業者に発注して行う工事であること
・住民税を滞納していないこと

**ウ　助成額等**

| | 課税世帯 | 非課税世帯 |
|---|---|---|
| 助　成　額 | 取付費用の５０％ | 取付費用全額 |
| 助成限度額 | ４千円 | ８千円 |
| 助　成　総　額 | １２０千円 | |

※　申込が助成総額に達した場合は、受付を締め切ります。

※　取付費用とは、取付工事費から器具代を除くものをいいます。

（実　績）　　単位：件

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 助成件数 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 |

令和４年度予算額　　２，１５４千円

# 五．空き家等対策事業　（空き家対策担当）

## １　空き家等対策事業

平成３１年３月に策定した「品川区空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防を推進し、空き家等の適正な管理を図るための措置および支援を行うほか、空き家および空き地の有効活用を推進することにより、区民の生活環境の向上を図ります。

〔根拠法令等〕　空家等対策の推進に関する特別措置法
品川区空き家等の適正管理等に関する条例

### （１）発生予防の推進（令和元年度より実施）

#### ① 空き家予防啓発セミナー

建物所有者である高齢者世代や高齢者の子ども世代等に対し、空き家に関する知識の習得や意識の向上を図る目的で、専門家と連携した啓発セミナーおよび相談会を行います。

（実績）

| 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|
| 実施回数 | ２回 | １回 | １回 |
| セミナー参加者数 | ７２名 | １２名 | ２６名 |
| 相談会参加者数 | １３組 | ５組 | ６組 |

### （２）適正管理の促進

#### ① 不適正管理状態にある空き家等に対する対応（平成２７年度より実施）

不適正管理状態にある空き家等の所有者等に対し、文書または面会等により改善を促します。改善がみられない空き家については、法令に基づき措置を行います。

（実績）　単位：戸

| 年度 | 平成 29 年度末 | 平成 30 年度末 | 令和元年度末 | 令和２年度末 | 令和３年度末 |
|---|---|---|---|---|---|
| 空き家数<br>（うち不適正管理） | １，０６８<br>（１０５） | ６４４<br>（１０１） | ６２９<br>（１００） | ５９５<br>（１０７） | ５７２<br>（９０） |
| 新たな空き家 | ５７ | ５６ | ５７ | ４９ | ４３ |
| 居住確認または除却された空き家 | ８２ | ４８０ | ７２ | ８３ | ６６ |
| 不適正管理から改善された空き家 | ２６ | １７ | ２７ | ２４ | ３６ |

**② 空き家等適正管理審議会（平成２７年度より開催）**

条例に基づき、区長の附属機関として設置され、空き家等の適正な管理に関する重要な事項を調査審議します。

（審議事項）

ア　空き家が管理不全状態にあると認めること

イ　空き地等が廃棄物等に起因する管理不全状態にあると認めること

ウ　公表

エ　代執行　など

（開催実績）　単位：回

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 回　数 | 0 | 4 | 2 | 0 | 2 |

**③ 空き家ホットライン（平成２８年度より実施）**

近隣からの相談・情報提供を受け付け、区や専門相談窓口と連携を図り、不適正管理状態にある空き家等については、現地調査等の初動対応を行います。

（実績）　単位：件

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談・情報提供の受付 | １６ | ３６ | ４８ | ５４ | ２７ |
| 現地調査 | ２３２ | ３２２ | ３５３ | ３４１ | ３９０ |

**④ 品川区空き家専門相談窓口（令和３年度より実施）**

空き家所有者や管理者等からの相続問題や売却・賃貸などの専門的な相談に対して、ワンストップで相談できる窓口を設置しました。区の助成制度の案内や具体的な提案を行うことで解決につなげます。

（実績）令和３年度　相談件数２５件

**⑤ 空き家有効活用提案書作成（令和４年度より実施）**

適正管理を促しているが、状態が改善されない不適正管理状態の空き家所有者等に対して、民間事業者の蓄積された様々な活用事例を踏まえた活用提案書を作成し、空き家の活用方法の提案を行います。空き家所有者等の関心を引き出し、不適正管理状態の改善を目指します。

**（３）有効活用の推進**

**① 空き家改修助成（平成２７年度より実施）**

空き家を公共的用途として活用するために改修した場合に、その費用の一部を助成します（改修費用の２/３、限度額１，５００千円）。

令和４年度予算額　　２３，７０３千円

# 六. 居住支援事業　（空き家対策担当）

## １　居住支援事業（令和元年度より実施）

平成２９年１０月に住宅セーフティネット機能を強化するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正されたことに伴い、高齢者・障害者・低額所得者などの住宅確保要配慮者に対して民間賃貸住宅への円滑な入居等を支援します。

〔根拠法令等〕　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

### （１）居住支援協議会（令和元年度設立）

区・不動産関係団体・居住支援団体等で構成し、様々な住宅確保要配慮者への居住支援について連携を取りながら、情報共有や円滑な入居、安心できる住まいの支援や施策等について協議や検討を進めていきます。

（実績）

| 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|
| 回　数 | １回 | １回 | １回 |

### （２）セミナー開催

住宅セーフティネット制度の概要や先進的な事例を学べるセミナーを、大家および不動産事業者向けに実施し、居住支援に関する啓発や区の取り組み等の周知を行います。

（実績）

| 年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|
| 実施回数 | １回 | ２回 |
| セミナー参加者数 | ２７名 | ５０名 |

### （３）住宅確保要配慮者入居促進事業

高齢者、障害者、ひとり親世帯および低額所得者を対象に、自分で住まいを探すことが困難で、住居の確保に配慮が必要な方に対して、区内不動産関係団体と連携し相談者にあった住宅情報の提供を行っています。また、その情報提供の結果により入居に至った場合には、住宅確保要配慮者と賃貸借契約を締結した賃貸住宅オーナーおよびあっ旋した不動産事業者双方に対して協力金を支払うことで、入居を促進します。

（実績）

令和３年度実績

・あっ旋決定者数　　３７名

・協力金支払件数　　２６件

令和４年度予算額　　９，０７４千円

# 七. 建築紛争調整事務 （開発指導担当）

## １　都市計画法に基づく開発許可事務

### （１）目　　的

開発許可制度に基づき、公共施設などの整備・改善指導を行い、無秩序な土地利用を抑制し、快適かつ機能的な都市環境の確保を図ります。

〔根拠法令等〕都市計画法

### （２）開発許可の内容

開発許可を必要とする開発行為とは、開発区域の土地面積が５００㎡以上で、主として建築物の建築または特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画の変更、形や質の変更をいいます。

開発行為の許可件数および面積

| 項　目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 電話・来庁による開発行為相談（件） | 161 | 166 | 170 | 175 | 170 |
| 開発許可（件） | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| 開発許可面積（㎡） | 4,178.56 | 692.6 | 21,712.41 | 1,104.36 | 542.62 |
| 変更許可（件） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

## ２ 建築審査会

### （１）目　　的

建築基準法に基づき、区長の附属機関として設置され、審査請求に対する裁決および特定行政庁の許可等に対する同意・不同意の判断ならびに重要事項の調査審議を行います。

〔根拠法令等〕建築基準法

### （２）建築審査会の職務内容

① 建築基準法、同施行令および関係条例の規定による特定行政庁および建築主事等の処分または不作為についての審査請求を審理し裁決すること

② 建築基準法上、特定行政庁が例外的に許可する事項について、同意、不同意の判断をすること

③ 特定行政庁の諮問に応じて建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議すること

④ 建築基準法の施行に関する事項について、関係行政機関に対して建議すること

建築審査会審査請求および同意案件取扱件数

| 項　目 | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開催回数（回） | | | 9 | 8 | 6 | 6 | 9 |
| 審査請求件数 | 審査請求（件） | | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 裁　決（件） | | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 取下げ（件） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他（審理中） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 同意案件件数 | 同意議案提案（件） | | 16 | 22 | 16 | 13 | 13 |
| | 内訳 | 同　意（件） | 16 | 22 | 16 | 13 | 13 |
| | | 不同意（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 取下げ（件） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和４年度予算額　　２，５４７千円

## ３ 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務

### （１）目　　的

建築紛争の予防と建築紛争に至ったときの調整手続きを定めた「品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、マンションなど中高層建築物の建築に際して、良好な近隣関係の保持と地域における健全な生活環境の維持向上を図るよう調整を行っています。

〔根拠法令等〕品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

### （２）紛争の予防事務

条例に基づき、対象となる建築物を建築しようとする場合には、建築計画の概要を標識により事前に公開し、さらに近隣住民（町会長や商店会長など地域の住民組織の代表も含む。）に対し、建築計画の説明会の開催をお願いしています。

また、建築主に対し、建築物を計画する場合は、周辺の生活環境に及ぼす影響を十分配慮し良好な近隣関係を保つよう指導するとともに、紛争が生じた場合は、建築主および近隣住民に対して、譲り合いの気持ちを持って解決するようお願いしています。

### （３）紛争の調整事務

中高層建築物の建築に伴い、建築主と近隣住民との間で紛争の解決の見込みがないときは、双方からの申出により弁護士、学識経験者による「あっせん」および「調停」を行います。

建築紛争事務取扱件数　　単位：件

| 項　　目 | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 標識設置届 | | | １７５ | １８１ | ２１６ | ２１３ | １９１ |
| 電話・来庁による建築紛争相談 | | | ７２ | ７６ | ７４ | ７２ | １３６ |
| 陳情書受付 | | | 3 | 5 | 5 | 6 | 3 |
| 建築紛争処理結果 | 受付件数 | 当該年度 | 0 | 2 | 1 | 2 | 8 |
| | | 過年度分 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合　　計 | 1 | 2 | 1 | 2 | 8 |
| | 解決件数 | 当該年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 過年度分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合　　計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 未解決件数 | 当該年度 | 0 | 2 | 1 | 2 | 8 |
| | | 過年度分 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合　　計 | 1 | 2 | 1 | 2 | 8 |
| | あっせん件数 | 当該年度 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | | 過年度分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合　　計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 調停件数 | 当該年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 過年度分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合　　計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※あっせんによって、紛争解決の見込みがないときは、調停に移行することがあります。

令和４年度予算額　　１，０５６千円

## ４　建築物の解体工事に関する事前周知

### （１）目　　的

建築物の解体工事計画について、事業者に対し近隣への事前説明を求め、解体工事による近隣住民との紛争を未然に防ぎ、住民の快適な生活環境と良好な近隣関係を確保します。

〔根拠法令等〕品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱

### （２）解体工事に関する指導内容

建築物の床面積が８０㎡以上の解体工事について、標識により解体計画を事前に周知するとともに、解体工事に伴う騒音や振動、アスベスト等の有害物質の有無、処理方法について、近隣住民に説明を行うよう事業者に協力をお願いしています。

単位：件

| 項　　目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 解体標識設置届出 | ４５２ | ４９６ | ４８０ | ４７１ | ５２４ |

## ５ 葬祭場等の設置に係る環境整備

### （１）目　　的

葬祭場等の設置について、事業主などと近隣住民との紛争を未然に防止し、あわせて良好な生活環境と地域社会の形成を確保するよう、事業主に対して葬祭場の設置計画・管理などについて事前協議を行っています。

〔根拠法令等〕　品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱

### （２）内　　容

葬祭場を、新築、改築、用途変更および使用方法の変更などにより設置する場合に、設置計画の標識設置、説明会の開催、壁面後退、緑地の確保、自動車駐車場の確保、管理体制の確立等について、事業主と協議しています。

**対象建築物**

・業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設

葬祭場等の設置に関する指導件数　　単位:件

| 項　　目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 葬祭場設置要綱に基づく協定締結 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

# 木密整備推進課

2022

# 木 密 整 備 推 進 課

## 係別事務分掌

### 木密整備担当（主査）

1　密集市街地における街区の整備および不燃化の促進に関すること。
2　課内他係に属しないこと。

### 不燃化促進担当（主査）

1　特定整備路線に係る沿道の整備および延焼遮断帯の形成の促進に関すること。
2　広域避難場所周辺の不燃化の促進に関すること。

# 一. 密集住宅市街地整備促進事業（木密整備担当）

密集住宅市街地における防災性の向上と居住環境の改善を図るため、国土交通省の「住宅市街地総合整備事業」や東京都の「東京都防災密集地域総合整備事業」などの補助事業を活用し、老朽建築物の除却、共同･協調建替えの促進、従前居住者の居住確保、道路や防災活動広場等の整備などを総合的に行います。

## 1　地区位置図

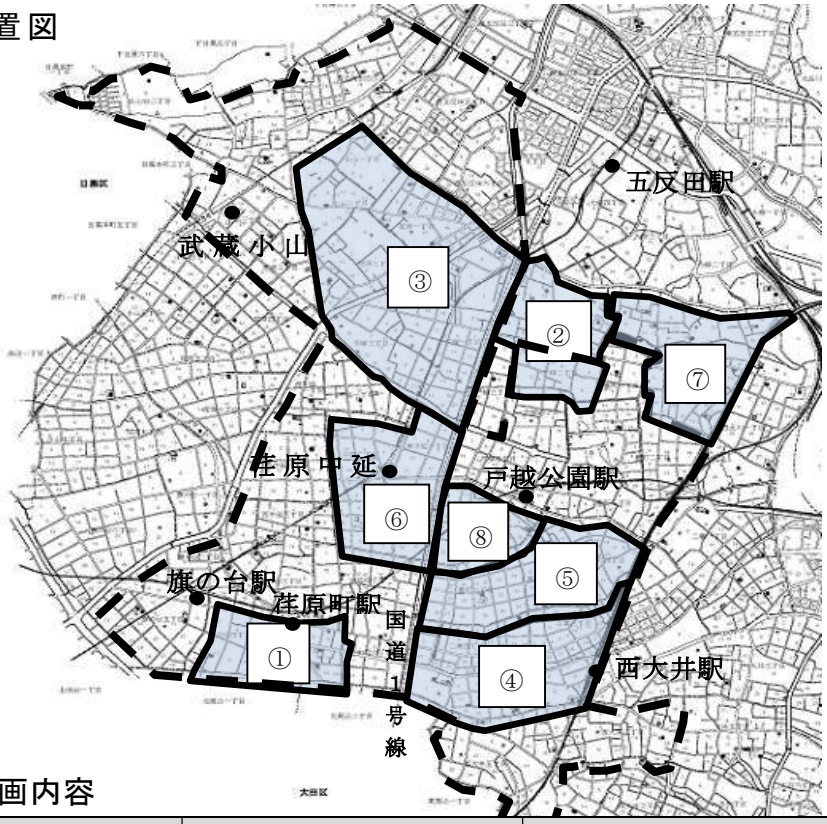


## 2　地区の計画内容

| | 地　区　名 | 事業期間 | 計画内容 |
|---|---|---|---|
| ① | 旗の台･中延地区 | 平成元(1989)<br>～令和 6 年度(2024) | 広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等 |
| ② | 戸越一･二丁目地区 | 平成 5～平成 17 年度 | 事業完了。一部地域に地区計画、利子補給 |
| ③ | 荏原北地区 | 平成 7～平成 16 年度 | 事業完了。 |
| ④ | 二葉三･四丁目、<br>西大井六丁目地区 | 平成 18～令和 7 年度<br>(2006)　(2025) | 広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画 |
| ⑤ | 豊町四･五･六丁目<br>地区 | 平成 19～令和 7 年度<br>(2007)　(2025) | 広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画 |
| ⑥ | 東中延一･二丁目、<br>中延二･三丁目地区 | 平成 19～令和 7 年度<br>(2007)　(2025) | 広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等 |
| ⑦ | 西品川二･三丁目<br>地区 | 平成 30～令和 9 年度<br>(2018)　(2027) | 広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等 |
| ⑧ | 戸越六丁目地区 | 令和 3～令和 7 年度<br>(2021)　(2025) | 広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等 |

## ３　実　績　（平成２年度～令和３年度）

| 項　　目 | 旗の台・中延地区 | 戸越一・二丁目地区（事業完了） | 荏原北地区（事業完了） | 二葉三・四丁目、西大井六丁目地区 | 豊町四・五・六丁目地区 | 東中延一・二丁目・中延二・三丁目地区 | 西品川二・三丁目地区 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 老朽住宅の建替え促進 | 3棟<br>(27戸) | 12棟<br>(121戸) | 11棟<br>(158戸) | 0 | 0 | 0 | 0 | 26棟<br>(306戸) |
| 防災広場等整備 | 5か所 | 3か所 | 4か所 | 6か所 | 7か所 | 3か所 | 0 | 28か所 |
| 主要生活道路整備 | 213㎡ | 556㎡ | 817㎡ | 80㎡ | 300㎡ | 93㎡ | 12㎡ | 2,071㎡ |
| 行き止まり道路整備 | 0 | 2か所 | 0 | 0 | 1か所 | 0 | 0 | 3か所 |
| 道路用地取得 | 157㎡ | 556㎡ | 817㎡ | 80㎡ | 204㎡ | 93㎡ | 12㎡ | 1,919㎡ |
| 従前居住者用住宅整備 | 0 | 1棟<br>(10戸) | 0 | 0 | 0 | 1棟<br>(31戸) | 0 | 2棟<br>(41戸) |
| まちづくり事務所設置 | 0 | 1か所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1か所 |
| 事業用地取得 | 0 | 0 | 0 | 6か所 | 5か所 | 0 | 0 | 11か所 |

## ４　計　　画　　令和４年度

【各地区共通】

老朽住宅の建替え促進、防災広場整備、主要生活道路整備、行き止まり解消、
道路用地等取得

## ５　助成の内容

共同化事業に要する費用のうち次のものが補助対象となり、補助対象事業費の２／３を限度として助成しています。

① 調査設計計画費（建築設計費、工事監理費）
② 建築物除却費（既存建物の除却費、整地費）
③ 共同施設整備費（空地等整備費、共用通行部分整備費）

【道路用地取得・拡幅整備状況】

＜西品川 3 丁目 15 番＞

整備前

整備後

＜西品川 2 丁目 7 番＞

＜豊町 4 丁目 18 番＞

## ６　木密連担地域改善事業

「防災都市づくり推進計画の基本方針」（東京都・令和２年３月）における「整備地域」は、指定の基準となる地域危険度・不燃領域率が町丁目全域の平均値である上に、指定の基本単位が防災生活圏（延焼遮断帯に囲まれた圏域）という広範な区域であるため、局所的に密集度が高いにも関わらず整備地域の指定から外れているエリアが存在します。

このような状況を改善するため、東京都は平成 28 年度から整備地域外における防災まちづくり関する方針の検討に対し、支援を行う方針が示されました。

区では、整備地域外で局所的に密集度が高いエリアにおいて防災まちづくりの検討をすることとし、対象として、整備地域である西品川二・三丁目地区に隣接し、密集市街地が形成されている西品川一丁目を選定しました。

### （１）　地区位置図・現地状況写真

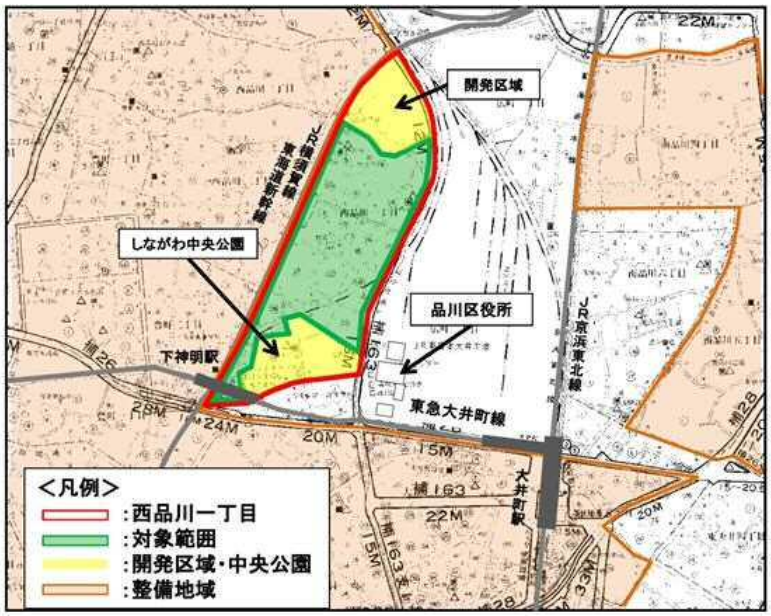


地区位置図

現地状況

### （２）　事業実施地区

西品川一丁目（西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域およびしながわ中央公園の区域を除く）

### （３）　計画　　令和４年度

これまでの検討結果を踏まえた町会との意見交換、防災まちづくり整備計画素案策定
防災まちづくり準備組合成立

令和4年度予算額　　２９２，８４０千円

## 二. 不燃化特区支援事業（木密整備担当）

不燃化特区支援制度は、令和２年度まで「不燃化 10 年プロジェクト」として区内９地区で進めてきました。東京都が制度の５年間延伸を決定し、事業期間を令和７年度までとしました。制度の延伸に伴い、令和３年度より１地区を追加、２地区を拡大しました。引き続き、燃えないまちの実現を目指して、事業（老朽家屋除却、移転、建替えの助成等）を推進していきます。

### １　地区位置図

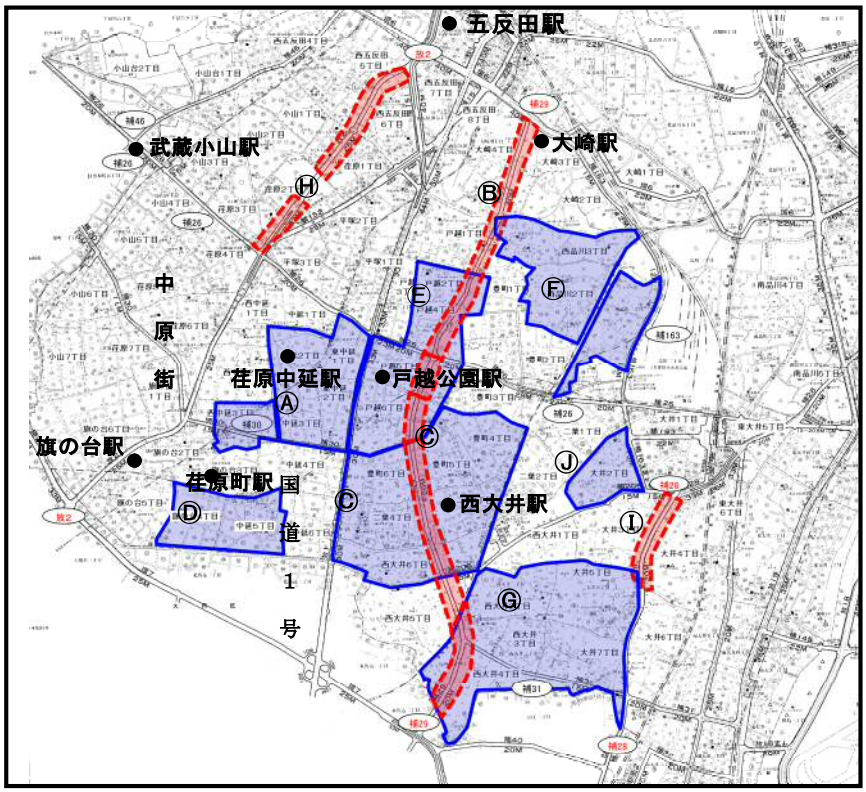


### ２　事業地区および事業期間

| | 地　区　名 | 事業期間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| Ⓐ | 東中延一･二丁目、中延二･三丁目及び西中延三丁目地区<br>※西中延三丁目は R3 拡大地区 | 平成 25～令和７年度<br>(2013)　(2025) | 先行実施地区 |
| Ⓑ | 補助 29 号線沿道地区 | 平成 25～令和７年度<br>(2013)　(2025) | 本格実施地区<br>(前倒し地区) |
| Ⓒ | 豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区 | | |
| Ⓓ | 旗の台四丁目・中延五丁目地区 | | |
| Ⓔ | 戸越二・四・五・六丁目地区 | | |
| Ⓕ | 西品川一・二・三丁目地区<br>※西品川一丁目は R3 拡大地区 | 平成 26～令和７年度<br>(2014)　(2025) | 本格実施地区 |
| Ⓖ | 大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区 | 平成 27～令和７年度<br>(2015)　(2025) | |
| Ⓗ | 放射 2 号線沿道地区 | | |
| Ⓘ | 補助 28 号線沿道地区 | | |
| Ⓙ | 大井二丁目地区<br>※R3 追加地区 | 令和３年～令和７年度<br>(2021)　(2025) | |

## ３　実　績　（平成２５～令和３年度　助成実績件数）

| 地　区　名 | 老朽建築物除却 | | 不燃構造化支援助成 | 住替え支援助成 |
|---|---|---|---|---|
| | 不燃化特区支援事業 | ※耐震化支援事業 | | |
| 東中延一・二丁目、中延二・三丁目及び西中延三丁目地区 | １５０ | ２７ | ６１ | ７５ |
| 補助 29 号線沿道地区 | １９ | ９ | ３７ | ３７ |
| 豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区 | ２３４ | ７０ | １２１ | １３９ |
| 旗の台四丁目・中延五丁目地区 | ８８ | １８ | ４１ | ７３ |
| 戸越二・四・五・六丁目地区 | ９２ | ３０ | ５８ | ６３ |
| 西品川一・二・三丁目地区 | １００ | ２４ | ６３ | ６５ |
| 大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区 | ２０７ | ３６ | １１０ | １４９ |
| 放射 2 号線沿道地区 | １１ | ４ | ５ | ７ |
| 補助 28 号線沿道地区 | １ | ７ | ５ | ４ |
| 大井二丁目地区 | ３ | ２ | １ | １ |
| 計 | ９０５ | ２２７ | ５０２ | ６１３ |

※建築課事業

## ４　計　画　　令和４年度

| 地　区　名 | 計画内容 |
|---|---|
| 東中延一・二丁目、中延二・三丁目及び西中延三丁目地区 | **各種支援策の推進**<br>・取壊し・建替えに関する相談に専門家を派遣<br>・老朽建築物の解体除却費用の助成<br>・解体・建替えのための引越し費用の助成<br>・燃えない、燃えにくい建物を建てる費用の助成<br>・固定資産税・都市計画税の減免<br><br>**PR 案内パンフレット作製・協議会・相談会による周知** |
| 補助 29 号線沿道地区 | |
| 豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区 | |
| 旗の台四丁目・中延五丁目地区 | |
| 戸越二・四・五・六丁目地区 | |
| 西品川一・二・三丁目地区 | |
| 大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区 | |
| 放射 2 号線沿道地区 | |
| 補助 28 号線沿道地区 | |
| 大井二丁目地区 | |

令和４年度予算額　　１，６３１，８９１千円

## ５　助成の内容

① 老朽木造建築物の解体除却に対して１㎡あたり最大 27,000 円かつ上限 13,500,000 円の助成が受けられます。（助成対象：平成 17 年３月 31 日以前に建築された木造建築物、昭和 56 年５月 31 日以前に建築された軽量鉄骨造建築物）
※軽量鉄骨建築物は限度額が異なります。

② 取壊し・建替えに関する相談窓口の設置に加え、当該年度５回まで、専門家（弁護士・一級建築士・ファイナンシャルプランナーなど）を無料で派遣します。

③ 更地になった土地や建替えた家屋に対して、最長５年間にわたり８割ないし 10 割の固定資産税や都市計画税の減免が受けられます。

④ 老朽木造建築物を解体除却して耐火建築物または準耐火建築物を建築する際に、建築設計費・工事監理費・不燃構造化費用について助成が受けられます。

⑤ 老朽木造建築物を解体除却する際に、住替え先や仮移転先への移転費用・転居一時金（礼金等）・家賃について助成が受けられます。

## ６　今年度の取り組み

豊町四・五・六丁目、大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目で事業周知のための全戸訪問を実施します。また、令和２年度に西大井三丁目地域防災広場用地として取得した敷地について、令和３年度に続き広場整備の設計および整備工事を行います。

## ７　防災建替え相談窓口

不燃化特区内にある老朽建築物の建替えや解体除却を促進するために、資金・税制・建築計画などについての相談を無料で受ける窓口を開設しています。

相談窓口の外観

専門家との相談の様子
（一級建築士）

# 三. 防災街区整備事業　（木密整備担当）

密集住宅市街地整備促進事業地区内において、密集住宅市街地整備促進に関する法律に基づき、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を目的として防災街区整備事業による共同化建替えを推進しています。

中延二丁目旧同潤会地区

## １　事業地区および事業期間

| 地区名（面積） | 準備組合設立 | 都市計画決定 | 組合設立認可 | 工事着工 | 工事竣工 |
|---|---|---|---|---|---|
| 荏原町駅前地区（0.1ha）<br>※事業完了 | 平成24年<br>3月 | 平成24年<br>10月 | 平成25年<br>4月 | 平成25年<br>11月 | 平成28年<br>3月 |
| 中延二丁目旧同潤会地区（0.7ha）<br>※事業完了 | 平成26年<br>3月 | 平成27年<br>4月 | 平成28年<br>2月 | 平成29年<br>2月 | 平成31年<br>3月 |
| 東中延一丁目11番街区（0.2ha） | 令和3年<br>4月 | 令和4年<br>3月 | 令和4年度<br>（予定） | 令和5年度<br>（予定） | 令和8年度<br>（予定） |

令和４年度予算額　　７７，４００千円

# 四. 都市防災不燃化促進事業（不燃化促進担当）

広域避難場所および避難路のより一層の安全性確保を目指し、災害時の市街地大火を防ぐ延焼遮断機能の形成を図るため、老朽建築物の除却や建築物の不燃化を促進する事業です。

このため、広域避難場所周辺と避難路沿道において「品川区建築物不燃化促進条例」に基づき、下記のとおり助成を行います。

○ 木造建築物（耐火建築物・準耐火建築物以外）の除却者（所有者）に除却費の一部を助成

○ 一定基準に適合した耐火建築物または準耐火建築物（区域が限られます）を建築する建築主に対し、建築費の一部を助成

また、東京都が進める特定整備路線の事業進捗に合わせ、都市防災不燃化促進事業の導入、沿道まちづくりの支援等を実施していきます。

## 1 地区位置図

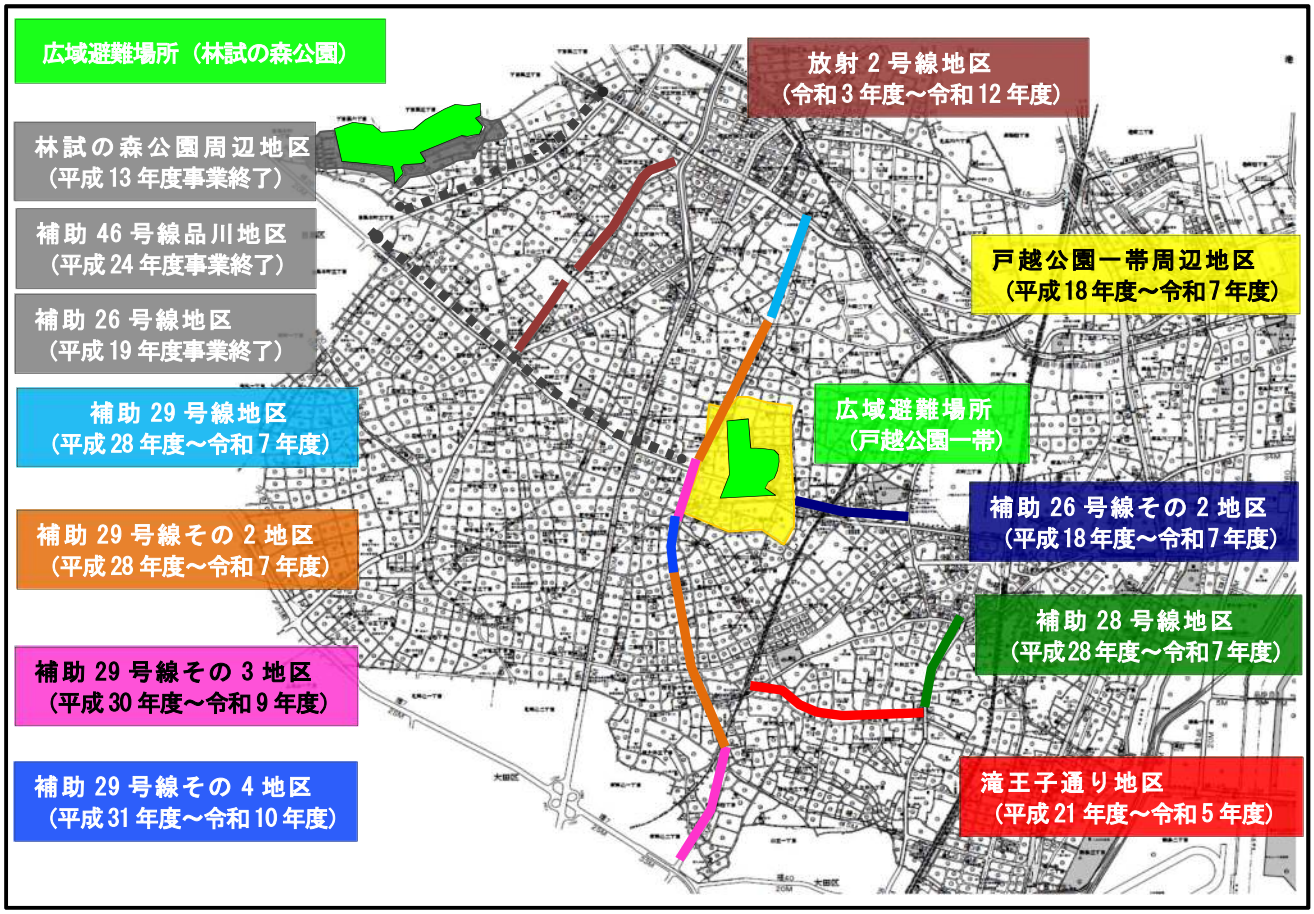


## 2 事業地区および事業期間

●—● 事業期間

| 地区名 | 平成18 | 19 | 20 | 21 | 〃 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 戸越公園一帯周辺 | ● | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 補助26号線その2 | ● | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 滝王子通り | | | ● | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 補助29号線 | | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 補助29号線その2 | | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 補助29号線その3 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | | |
| 補助29号線その4 | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | |
| 補助28号線 | | | | | | ● | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 放射2号線地区 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | ● |

## 3 実 績

・不燃化建築助成（棟数は令和４年３月末時点）　　単位：棟

| 地　区　名 | 平成28以前計 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 計 | 事業期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 林試の森公園周辺 | 128 | | | | | | 128 | S63 年度 ～ H13 年度 |
| 補助26号線 | 27 | | | | | | 27 | H10 年度 ～ H19 年度 |
| 補助46号線品川 | 45 | | | | | | 45 | H15 年度 ～ H24 年度 |
| 戸越公園一帯周辺 | 102（11） | 15（0） | 6（0） | 4（1） | 5（2） | 8（2） | 140（16） | H18 年度 ～ R7 年度 |
| 補助26号線その2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 7 | H18 年度 ～ R7 年度 |
| 滝王子通り | 18 | 7（4） | 5（3） | 5（2） | 5（2） | 3（1） | 43（12） | H21 年度 ～ R5 年度 |
| 補助29号線 | 0 | 3（0） | 1（0） | 3（0） | 2（0） | 2（1） | 11（1） | H28 年度 ～ R7 年度 |
| 補助29号線その2 | 0 | 2（0） | 9（0） | 10（4） | 12（1） | 6（3） | 39（8） | H28 年度 ～ R7 年度 |
| 補助28号線 | 0 | 6（1） | 6（2） | 3（0） | 5（0） | 5（0） | 25（3） | H28 年度 ～ R7 年度 |
| 補助29号線その3 | 0 | | 0（0） | 3（0） | 2（1） | 1（0） | 6（1） | H30 年度 ～ R9 年度 |
| 補助29号線その4 | 0 | | | 0（0） | 4（2） | 0（0） | 4（2） | H31 年度 ～ R10 年度 |
| 補助29号線その4 | 0 | | | | | 2（1） | 2（1） | R3 年度 ～ R12 年度 |
| 縦 計 | 323（11） | 34（5） | 29（5） | 29（7） | 35（8） | 27（8） | 477（44） | |

※（ ）内は助成件数全体のうち「準耐火建築物」の助成棟数

・不燃化除却助成（棟数は令和４年３月末時点）　　単位：棟

| 地　区　名 | 平成28以前 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 計 | 事業期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 戸越公園一帯周辺 | 13 | 8 | 7 | 5 | 7 | 7 | 47 | H26 年度 ～ R7 年度 |
| 補助26号線その2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | H26 年度 ～ R7 年度 |
| 滝王子通り | 10 | 4 | 3 | 1 | 2 | 6 | 26 | H26 年度 ～ R5 年度 |
| 補助29号線 | | 2 | 3 | 1 | 0 | 1 | 7 | H28 年度 ～ R7 年度 |
| 補助29号線その2 | | 12 | 11 | 10 | 12 | 6 | 51 | H28 年度 ～ R7 年度 |
| 補助28号線 | | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 4 | H28 年度 ～ R7 年度 |
| 補助29号線その3 | | | 1 | 1 | 3 | 2 | 7 | H30 年度 ～ R9 年度 |
| 補助29号線その4 | | | | 2 | 0 | 0 | 2 | H31 年度 ～ R10 年度 |
| 放射2号線地区 | | | | | | 0 | 0 | R3 年度 ～ R12 年度 |
| 縦 計 | 24 | 26 | 27 | 21 | 25 | 24 | 147 | |

※ 除却助成は平成 26 年度からスタート（国・都に準じて）

○不燃化建築助成の一例（戸越公園一帯周辺地区）

建 替 え 前

建 替 え 後

## ４ 計 画　　令和４年度

① 不燃化助成

| 地　　区　　名 | 除却助成 | 建築助成 |
|---|---|---|
| 戸越公園一帯周辺地区 | ８棟 | ７棟 |
| 補助 26 号線その 2 地区 | １棟 | １棟 |
| 滝王子通り地区 | ３棟 | ５棟 |
| 補助 29 号線地区　（大崎区間） | ２棟 | ３棟 |
| 補助 29 号線その 2 地区　（戸越/豊町･西大井区間） | １２棟 | １３棟 |
| 補助 28 号線地区 | ２棟 | ６棟 |
| 補助 29 号線その 3 地区　（戸越公園（北側）/西大井・東馬込区間） | ２棟 | ３棟 |
| 補助 29 号線その 4 地区 | ２棟 | ３棟 |
| 放射 2 号線地区 | ２棟 | ２棟 |

② 委託料

・事業促進業務委託　９地区

・不燃化建築計画業務委託　　９地区

令和４年度予算額　　２１２，９７７千円

## ５ 助成の内容

（１） 除却助成

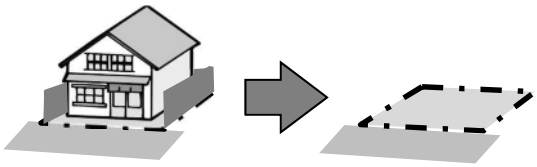

耐火・準耐火建築物以外の木造建築物を除却する場合、除却助成対象建築物の床面積等に応じ、除却者（所有者）に対して助成されます。

※現在建っている木造建築物の除却のみでも助成の対象となります。

（２）　建築助成

① 一般建築助成（基本となる助成）

建築助成対象建築物の１階から３階までの建築助成対象床面積に応じ、建築主に対して助成されます。

② 加算助成

●住宅型不燃建築物助成

●共同建築助成（100 万円）

●協調建築助成（60 万円）

●三世代住宅助成（60 万円）

# 五. 防災生活圏促進事業（不燃化促進担当）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地震に強い都市づくりを推進するため、広域避難場所の入口整備、避難経路の拡幅整備、防災活動の拠点となる広場の整備など、公共施設の整備を進め、安全で住みよい防災生活圏の形成を図っています。

## 1 地区位置図

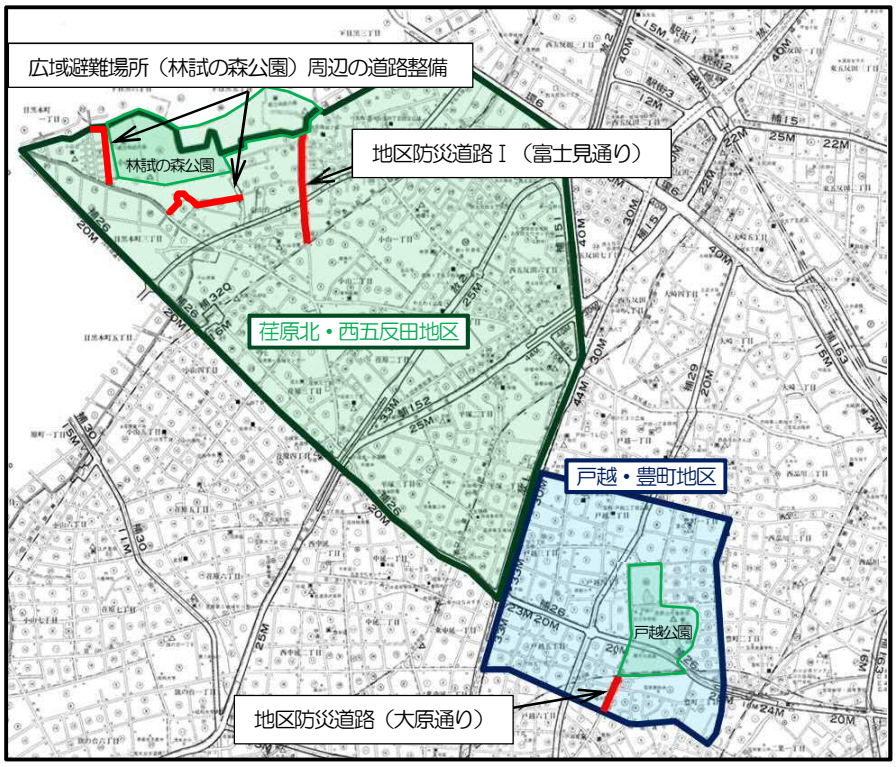


## 2 事業地区および事業期間

事業期間

| 地区名 | 平成10 | 11 | | 18 | 19 | | 23 | 24 | | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 荏原北・西五反田 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 戸越・豊町 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | ● | |

## 3 実 績

○ 地区防災道路拡幅整備
（荏原北・西五反田地区）

富士見通り（拡幅整備状況）

○ 防災広場整備
（戸越・豊町地区）

ぞう３広場（戸越三丁目）

・用地取得・整備（平成１０年度～令和３年度）　　（箇所）

| | | 平成28以前 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 荏原北・西五反田地区 | 道路用地取得 | ２０ | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | ２２箇所 |
| | 拡幅整備 | １９ | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | ２１箇所 |
| | 広場用地取得 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5箇所 |
| | 広場整備 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5箇所 |
| 戸越・豊町地区 | 道路用地取得 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7箇所 |
| | 拡幅整備 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 7箇所 |
| | 広場用地取得 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7箇所 |
| | 広場整備 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7箇所 |

**４ 計 画　　令和４年度**

・戸越・豊町地区まちづくり基礎調査等

・道路整備工事

　地区防災道路（富士見通り）、林試の森公園周辺道路仮舗装工事

・用地取得費（測量委託、土地鑑定評価委託、用地取得）

　地区防災道路（富士見通り、大原通り）

　林試の森公園周辺拡道路用地（国有地、都有地）

令和４年度予算額　　６４９，９７８千円

# 六. 避難道路機能強化事業（滝王子通り地区）（不燃化促進担当）

広域避難場所「大井競馬場・しながわ区民公園」までの避難を安全・円滑に誘導するため、滝王子通りの現況幅員約 7.2mを 10mに拡幅する事業です。また、安全な避難道路としての沿道を整備し、都市防災不燃化促進事業による不燃化も促進しています。

## 1 地区位置図

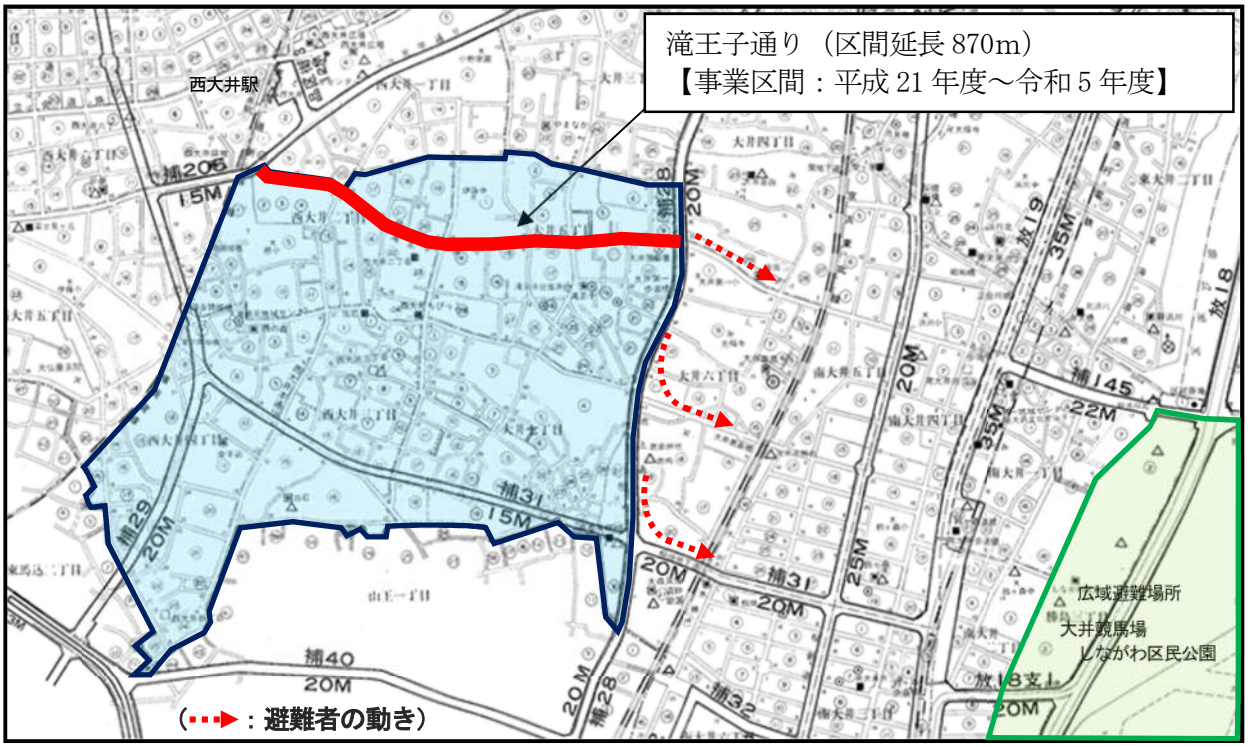


## 2 事業地区および事業期間

事業期間

| 地区名 | 平成21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 滝王子通り | | | | | | | | | | | | | | | |

## 3 実績

| | 平成28以前 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 用地取得 | 12箇所<br>261.25㎡ | 4箇所<br>48.66㎡ | 2箇所<br>28.71㎡ | 0箇所<br>0㎡ | 0箇所<br>0㎡ | 3箇所<br>12.44㎡ | 21箇所<br>351.06㎡ |
| 拡幅整備 | 9箇所<br>115.83m | 1箇所<br>14.74m | 1箇所<br>10.67m | 5箇所<br>40.11m | 0箇所<br>0㎡ | 0箇所<br>0㎡ | 16箇所<br>181.35m |

○ 避難道路拡幅整備状況（滝王子通り）

拡 幅 前

拡 幅 後

拡 幅 前

拡 幅 後

４ 計 画　　令和４年度

・土地鑑定委託　　２箇所
・測量委託　　２箇所
・道路拡幅整備工事　３箇所
・拡幅用地取得費　　２箇所

令和４年度予算額　　２０，５３２千円

# 七. 従前居住者用住宅の管理（木密整備担当）

密集住宅市街地整備促進事業等の施行に伴い、公共施設用地の提供・共同化事業への参加・老朽住宅の除却等により現在の住居に居住できなくなる方を対象とした賃貸住宅（従前居住者用住宅）を設置し、その管理および運営を行っています。令和４年度には、ＵＲが設置した住戸の一部を借上げて運営する新たな住宅（コンフォール品川西大井）が開設します。事業協力者の転居先の選択肢を増やすことで、安心して事業にご協力をいただき、事業を推進していきます。

## １　施設位置図

## ２　施設の所在および概要

| 施設の名称 | 所在地 | 施設概要 |
|---|---|---|
| ソレイユ戸越<br>（10 戸） | 戸越一丁目 4 番 6 号 | 構造・規模：ＲＣ造　地上 3 階建て<br>間取り・戸数：2ＤＫ　（49.71 ㎡）　2 戸<br>1Ｋ（27.47 ㎡～31.80 ㎡）8 戸 |
| ソレイユ中延<br>（31 戸） | 中延一丁目 10 番 12 号<br>（中延一丁目区営住宅に併設） | 構造・規模：ＲＣ造　地上５階建て<br>間取り・戸数：1ＤＫ　（29.23 ㎡）　24 戸<br>2ＤＫ　（48.74 ㎡）　7 戸 |
| コンフォール品川西大井（16 戸）<br>※全 25 戸中 16 戸を借上げ | 二葉四丁目 13 番 14 号 | 構造・規模：ＲＣ造　地上６階建て<br>間取り・戸数：2ＤＫ　（45.98 ㎡）　4 戸<br>1ＬＤＫ（40.06 ㎡）　4 戸<br>1Ｒ（29.29 ㎡～34.06 ㎡）2 戸<br>1Ｋ　（27.50 ㎡）　6 戸 |

## ３　計画　　令和４年度

【ソレイユ戸越・ソレイユ中延・コンフォール品川西大井共通】

施設の適切な管理運営

令和４年度予算額　　４２，１０６千円

# 都 市 開 発 課

2022

# 都　市　開　発　課

## 係 別 事 務 分 掌

**都 市 開 発 担 当（主 査）**

1　再開発等の計画、調整および推進に関すること。

2　課内他係に属しないこと。

**立 体 化 担 当（主 査）**

1　道路と鉄道との連続立体交差化に関すること。

2　道路と鉄道との連続立体交差化に伴う周辺のまちづくりに関すること。

3　鉄道新線に関すること。

都市開発課では、平成２５年２月に策定した「品川区まちづくりマスタープラン」で示された大井町駅周辺や大崎・五反田地域、さらには鉄道立体化が動き出した品川駅南地域等の拠点整備を進めるため、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間開発事業を適切に誘導、支援するとともに地域の課題を解決しながら、必要な都市基盤施設の整備を促進しています。

品川区まちづくりマスタープラン・将来都市構造図

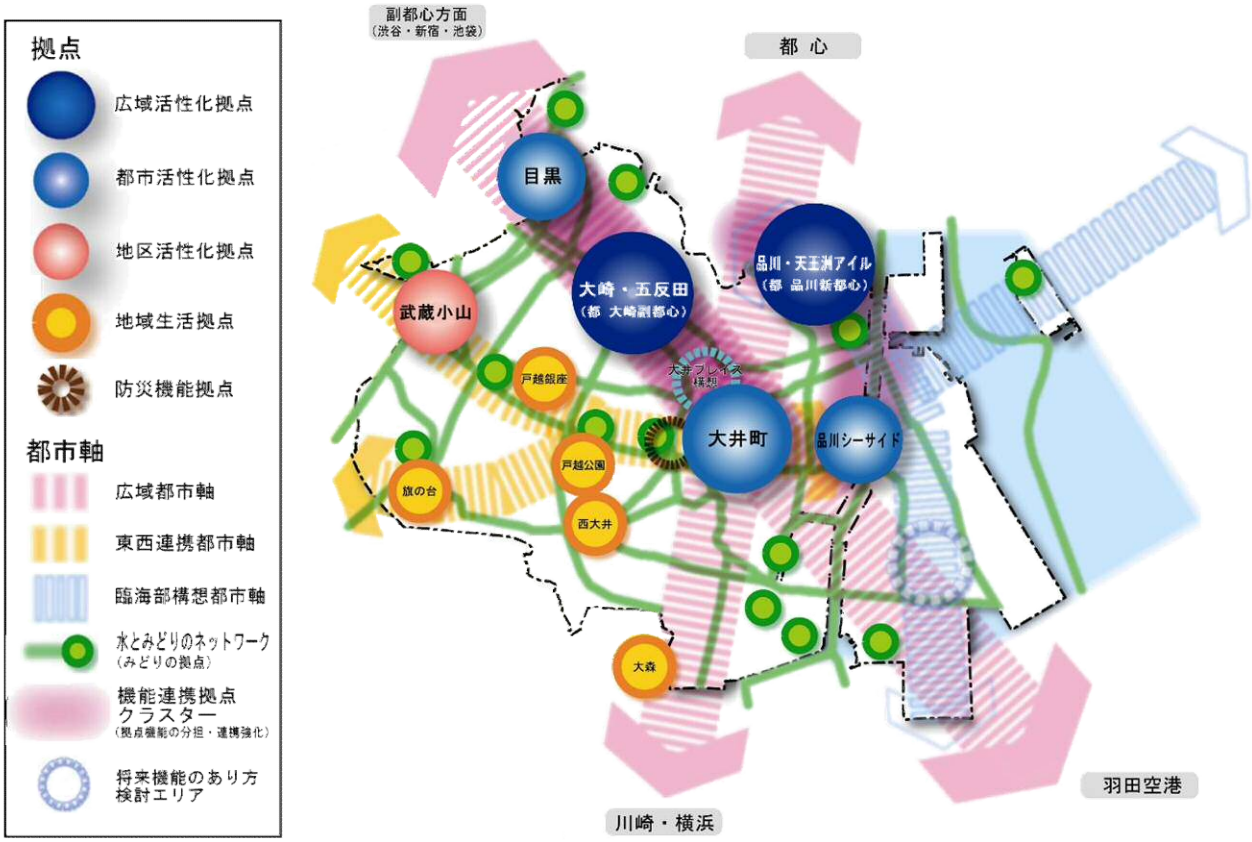

# 一．大井町駅周辺地区の整備　（都市開発担当）

## １　地区概要

大井町駅周辺地区は、「区の中心核」に位置付けられ、文化・商業・業務・交流・居住等地域の魅力を高める機能の集積を図るとともに、大井町～大崎～五反田を結ぶ都市軸の形成をめざしたまちづくりを進めています。これまでに、Ａ地区（きゅりあん等）・D－１地区（商業施設）・大井町西地区や大井一丁目南第一地区などが都市開発諸制度等により整備されてきました。

まちづくりの動きが見られる範囲が拡がってきたことに対応して平成２３年度に「大井町駅周辺地区まちづくり構想」、令和２年度に「大井町駅周辺地域まちづくり方針」を策定し、計画的に都市活性化拠点の形成を図っています。

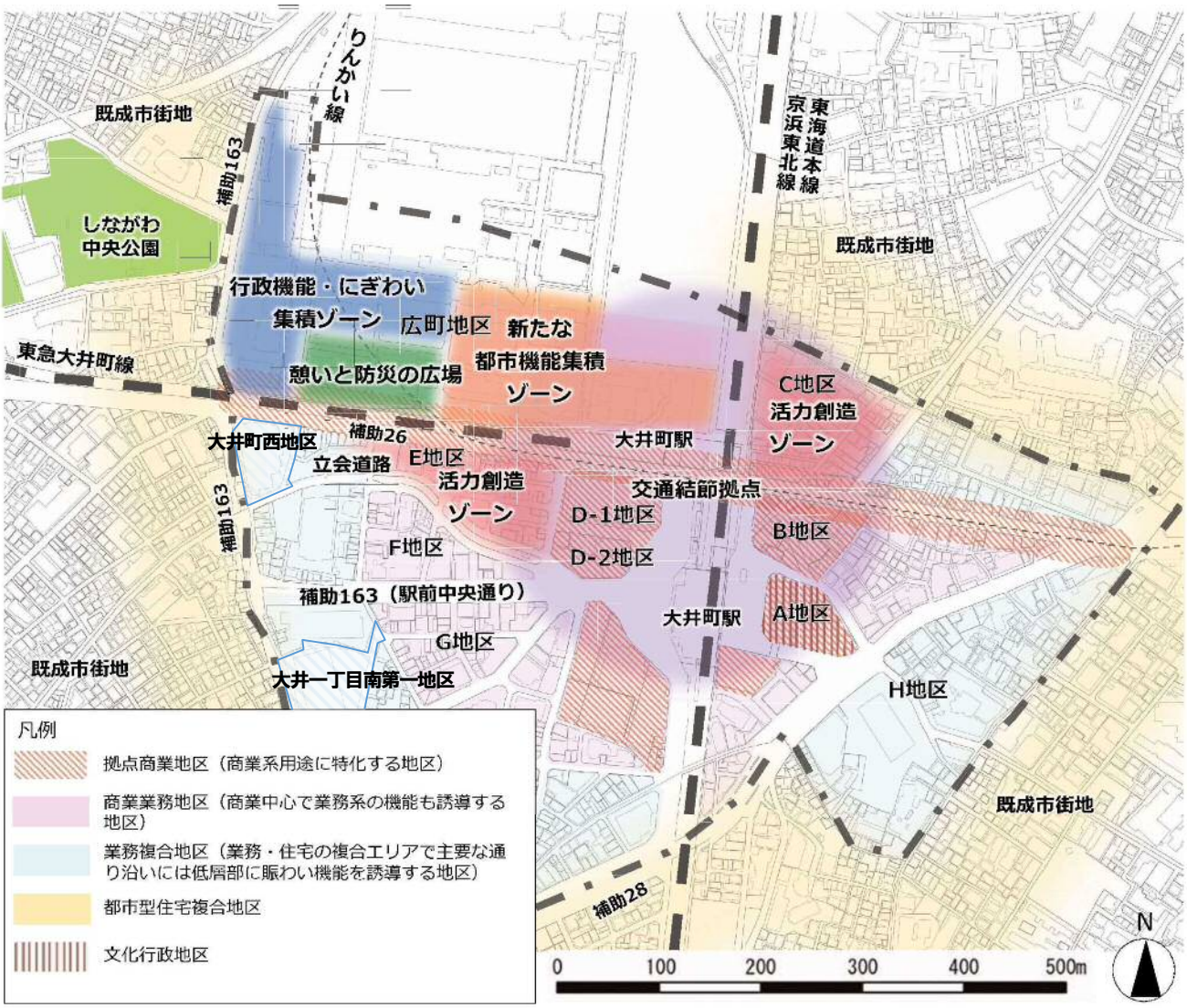


大井町駅周辺の土地利用方針（「大井町駅周辺地域まちづくり方針」を使用し作成）

## ２　事業概要

### （１）広町地区

広町地区は、区の中心核・都市活性化拠点であり、ＪＲ京浜東北線、東急大井町線、りんかい線の結節点として、今後のまちづくりにおいて重要な位置を占めています。

大規模な土地利用転換に合わせた計画的なまちづくりを推進するため、令和３年度に地区計画・土地区画整理事業等の都市計画を決定しました。令和４年度は土地区画整理事業に着手していく予定です。

令和４年度予算額　　１２５，６２５千円

広町地区整備方針（「大井町駅周辺地域まちづくり方針」より）

### （２）その他の地区

大井町駅周辺における歩行者の回遊性を高め、既存の賑わいと広町地区における新たな賑わいとの相乗効果を創出する歩行者ネットワークの強化を図ることを目的とした計画の策定を令和４年度に行います。

大井町駅の西側に位置するＥ地区において、地区内権利者と品川区による「大井町駅西口Ｅ地区まちづくり協議会」が平成２７年１１月に立ち上がり、まちづくりの検討を進めてきました。令和２年度には地区内権利者主体の「まちづくり検討協議会」が設立され、今後はより具体的な検討が進められる予定です。

ＪＲ京浜東北線の東側に隣接するＣ地区においては、地区内権利者による勉強会などまちづくりに関する動きが見られます。

令和４年度予算額　　１０，５００千円

# 二. 大崎駅周辺地区の整備　（都市開発担当）

## １　全体概要

大崎駅周辺は大正から昭和の初期にかけて、目黒川沿いに工場が集積し、有数な工場地帯として発展してきましたが、昭和５０年代に入ると工場の転出がはじまり、跡地にマンションやオフィスビルが建設されるようになりました。品川区ではこのような土地利用の転換の動きに対応して、無秩序な開発を防止するとともに再開発事業などによる計画的なまちづくりへと誘導することを長期基本計画に位置付け、以来、事業の推進を図ってきました。

また、東京都でも昭和５７年の長期計画において、大崎地区を含む６つの副都心を指定、その後、平成６年に副都心育成・整備指針を、平成９年に副都心整備計画を策定しています。

さらに平成１４年７月には、大崎駅周辺の約６０haの地域が都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定され、また同年１２月には、りんかい線の全面開通や埼京線、湘南新宿ラインの乗入れにより交通アクセスが飛躍的に向上しました。

大崎のポテンシャルがますます高まっていく状況で、地域の将来像を明らかにし、一体的なまちづくりを進めていくための戦略などを検討するため、区、都および地元関係者による「まちづくり連絡会」が平成１５年２月に設立され、平成１６年１１月には「都市再生ビジョン」がとりまとめられました。区は、この都市再生ビジョンを大崎駅周辺地域の整備方針として位置づけ、まちづくりを進めています。

大崎駅周辺地区は、これまでの再開発事業推進の経緯などから大きく次の３つの地区に区分されています。

### ●大崎駅東口地区

昭和５３年の品川区長期基本計画策定とともに事業の推進を図ってきた駅周辺における再開発の先導的地区で、すでに第１地区（大崎ニューシティ 昭和６２年しゅん工）、第２地区（ゲートシティ大崎 平成１０年しゅん工）として事業完了しています。

### ●東五反田地区

東京都の副都心構想や東口地区再開発事業などの動向を踏まえ、区では大崎駅周辺地区全体の整備指針として昭和６１年度に「大崎駅周辺地区市街地整備構想」を策定しました。このうち、東五反田地区においては、地元のまちづくり組織が設立されるなど再開発への機運が高まり、平成４年に東五反田地区更新計画が策定されています。

### ●大崎駅西口地区

東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においてもまちづくりに関するさまざまな検討が進められています。

## 大崎駅周辺地区の地区区分・開発状況

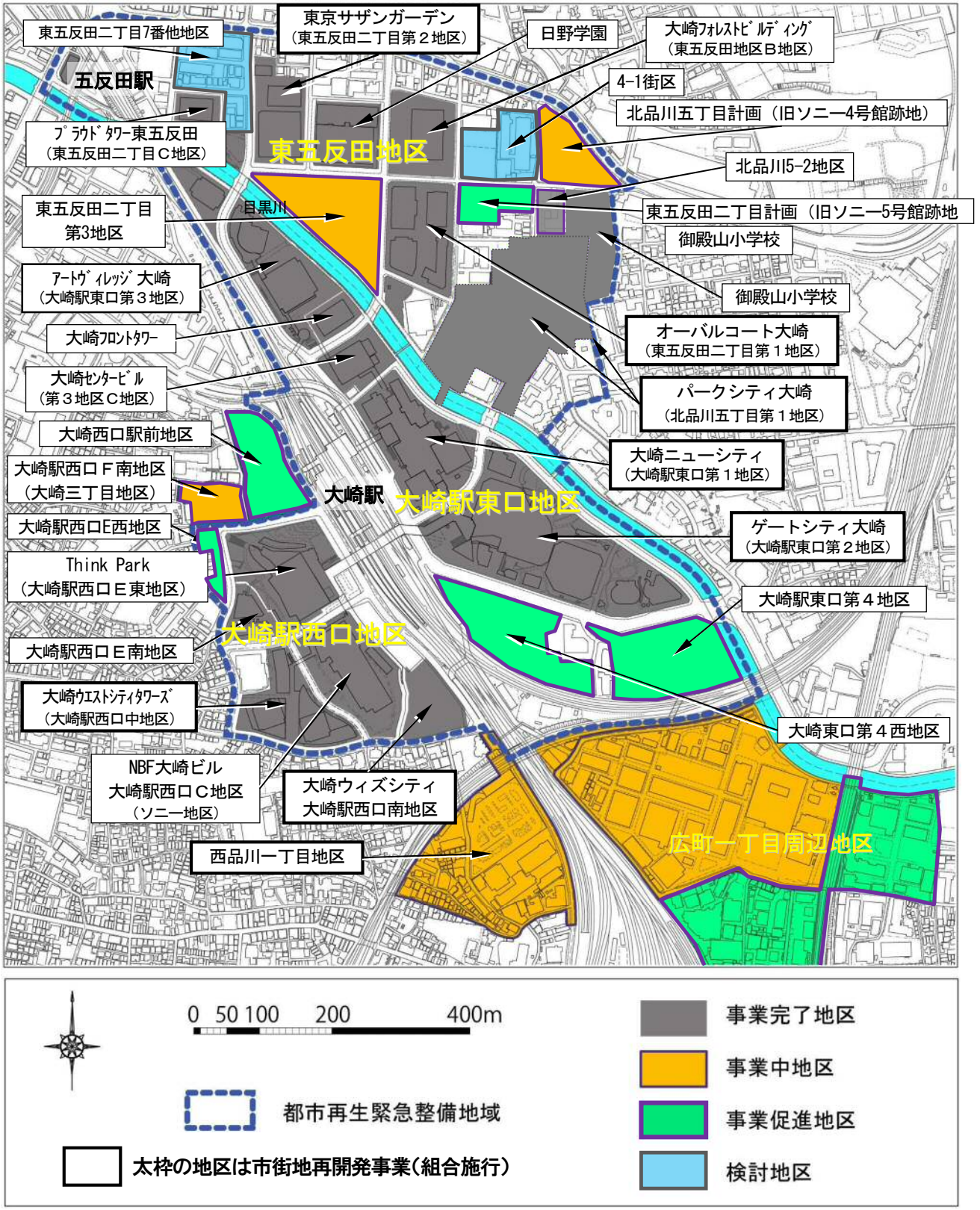

## ２　東五反田地区の事業概要

東五反田地区は、大崎駅と五反田駅の間に位置する約２９haの区域で、昭和６２年以降、住民や事業者による「東五反田地区街づくり推進協議会」等が設立され、地元のまちづくり活動が活発に行われてきました。区においても平成４年に地区整備のマスタープランとして地区更新計画を作成、計画的なまちづくりを誘導、推進してきました。

これまでに東五反田二丁目第１地区（オーバルコート大崎）、大崎駅東口第３地区（アートヴィレッジ大崎）、東五反田二丁目第２地区（東京サザンガーデン）、北品川五丁目第一地区（パークシティ大崎）の４地区で市街地再開発事業による整備が完了しました。東五反田二丁目第３地区（約１．６ha）でも再開発事業が進められています。

なお、地区計画区域内では民間開発事業も多く展開されています。

**東五反田地区　区域図**

### （１）東五反田二丁目第３地区

東五反田地区の中心に位置する本地区では、平成２８年３月に地元権利者により東五反田二丁目第３地区準備組合が設立されました。令和２年１０月に都市計画決定、令和４年２月に組合設立（事業計画）認可を受け、令和９年のしゅん工を目指して事業が進められています。地区周辺の開発整備の成果と連携した道路・歩行者空間のネットワークを構築するとともに、地域の貴重な環境資源である目黒川に沿って、公園や緑道等の親水空間の整備を図ります。

令和４年度予算５２４，１３０千円

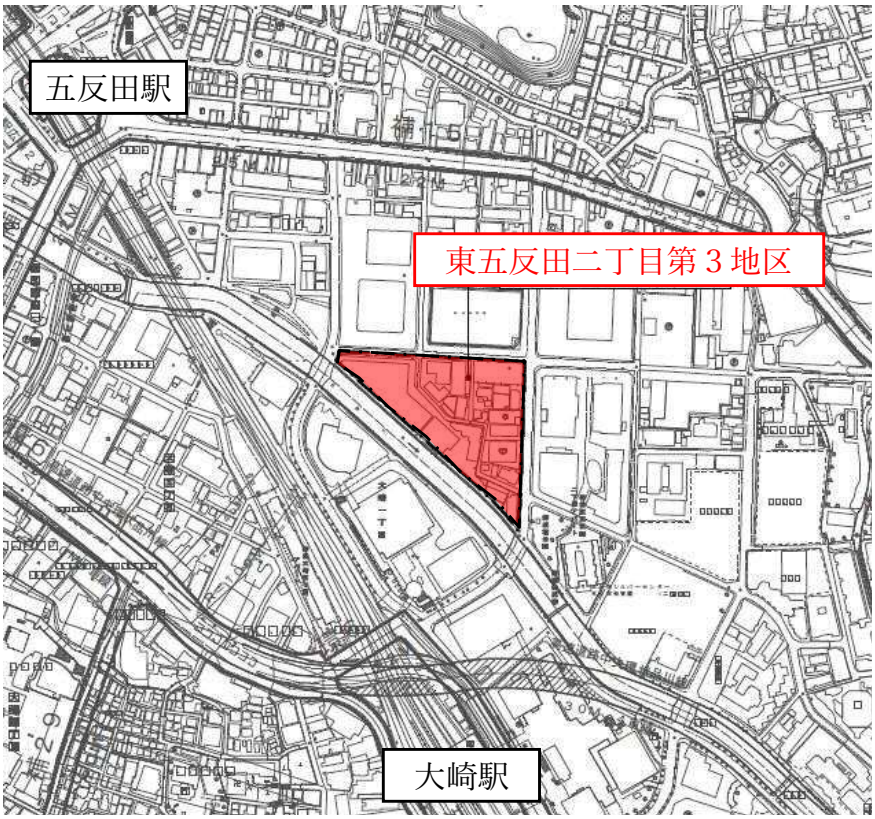


区域図

完成イメージ図

## ３　大崎駅西口地区の事業概要

大崎駅西口地区は、駅前の大規模工場街区である明電舎地区およびソニー地区、これに隣接する住商工の混在密集地である中地区および南地区の４つの地区で構成されています。

東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においても昭和６０年前後の時期からまちづくりに関する様々な検討が続けられてきました。

平成１１年には、４つの地区の事業者と区とで「大崎駅西口地区まちづくり協議会」を設立、互いに調整しながら計画的な整備を進めることとし、平成１４年に西口地区全体の整備方針や公共施設の配置などを地区計画で定め、これに基づき各地区ごとに段階的に整備していくために必要な事業を実施していくこととしました。

明電舎地区のうちＥ東地区で、都内初の「都市再生特別地区」の指定を受けて事業着手し、平成１９年１０月にThinkParkとしてオープンしたのに続き、中地区の市街地再開発事業が平成２１年９月に、ソニー地区が平成２３年３月に、南地区の施設建築物が平成２６年１月にしゅん工し、平成２７年３月末に事業が完了しました。

大崎駅西口地区近況

大崎駅西口地区開発計画図

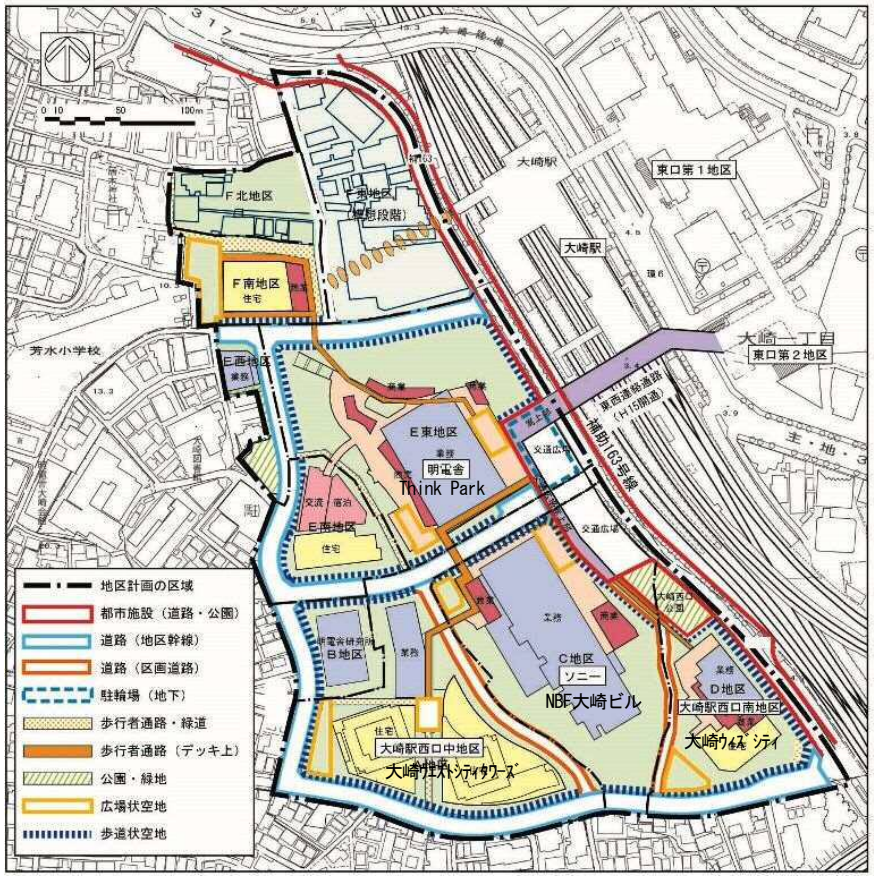

### （１）大崎駅西口Ｆ南地区（大崎三丁目地区）、大崎西口駅前地区

大崎駅西口地区地区計画区域（平成１４年都市計画決定）の北側隣接地で、大崎駅西口（北口）前の区域においてもまちづくりの機運が高まっています。

平成１９年８月に大崎三丁目地区市街地再開発準備組合が地元関係権利者により設立されたほか、駅前のマンション等が多く立地する区域においても、平成２６年８月に大崎西口駅前地区市街地再開発準備組合が設立されました。大崎駅西口Ｆ南地区は、平成２９年度に市街地再開発事業の都市計画が決定、令和３年３月に組合設立認可、令和４年３月に権利変換認可を受け、令和７年のしゅん工を目指しています。この区域は、平成６年に品川区が提案した「大崎駅西口地区のまちづくり」の対象区域に含まれており、地元関係者によるまちづくり活動を支援するとともに、西口地区との連携を図りつつ都市計画に関する検討、調整、協議を進めていきます。

令和４年度予算額　　０千円

区域図

### （２）西品川一丁目地区（国際自動車跡地および周辺）

本地区は、大崎駅周辺の都市再生緊急整備地域に隣接し、未整備の都市計画道路補助第１６３号線により大井町方面と連絡する位置にあります。このため「大井町−大崎都市軸整備計画」（平成２３年５月）においては、「大崎連携拠点」として大規模低未利用地の土地利用転換により大崎駅周辺地域に立地する都市機能を補完しつつ、地域に不足している大規模な緑の空間などを創出する地区とされています。

また、防災上危険な崖や細街路のみに接する宅地があるほか、地区周辺には密集住宅市街地が連なっていることから、防災拠点性の高い空間をもつ大崎連携拠点にふさわしい複合市街地の形成を目指し、補助第１６３号線（鉄道高架下を含めて整備）をはじめとする都市基盤施設の整備に合わせて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることとしています。

国際自動車跡地とその周辺を含む約３．９haの区域を対象に平成２１年１２月に設立された準備組合を中心に市街地再開発事業による一体的な整備を目指して関係権利者の合意

形成や関係機関との調整が進められ、平成２４年１２月に都市計画決定され、平成２５年７月３１日に再開発組合の設立が認可されました。その後、平成２７年１月には権利変換認可を受け、平成２７年７月には建築工事に着手し、A街区の建物は平成３０年１月にしゅん工し、B街区の建物は平成３０年８月にしゅん工しました。補助第１６３号線鉄道高架下工事については、平成３０年５月に着工、令和４年度先行開通、令和５年度工事完成を目指しています。

令和４年度予算額　　３５９，４８２千円

西品川一丁目地区再開発区域（約3.9ha）

A街区（事務所・店舗等）　B街区（住宅・事業所等）

大井町－大崎都市軸　（大井町－大崎都市軸整備計画より）

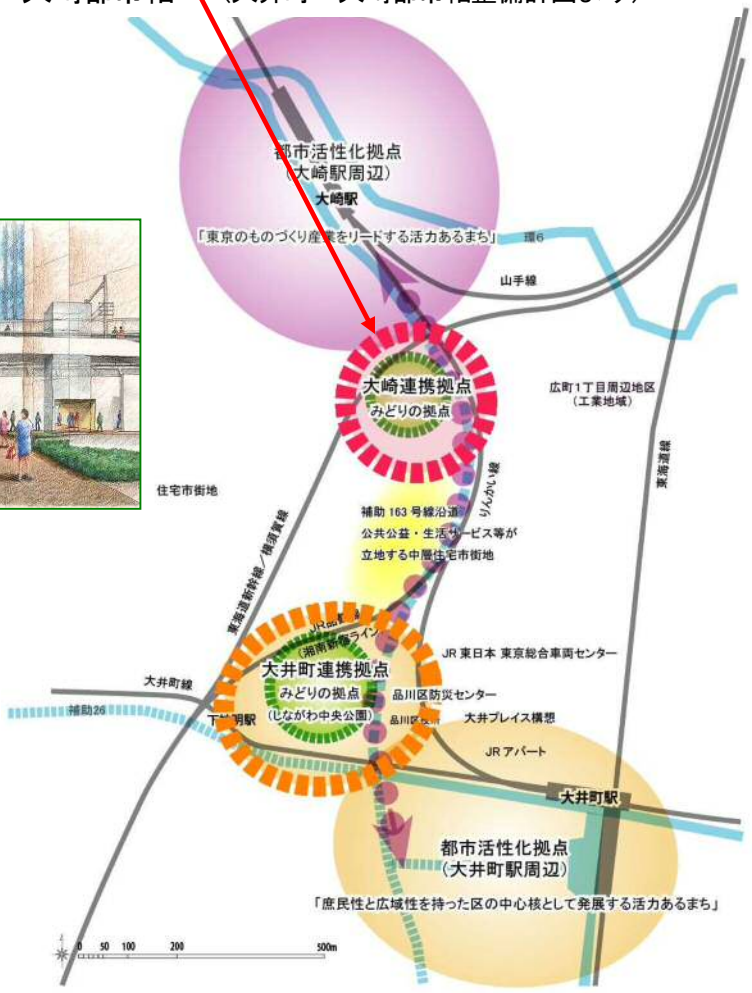

## ４　大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備

大崎駅周辺は、道路等の都市基盤施設が脆弱であり、再開発等にあわせた都市基盤施設の強化が重要な課題となっています。中でも、りんかい線開通などにより飛躍的に向上した広域交通アクセスを生かし、ターミナル機能の強化を図るための交通結節施設や、鉄道、道路、河川で分断されている大崎駅東西の連携を図るための道路・デッキ等による歩行者ネットワークの形成が求められています。

平成１６年には大崎駅周辺の都市再生を戦略的に進めることを目的とした「大崎駅周辺地域都市再生ビジョン」の策定を行い、大崎駅周辺の魅力の向上や公共施設等の整備方針等、地域全体の付加価値を高めるために取り組むべき方針を定めました。

また、これまで再開発等に伴い都市基盤施設整備を行うとともに、Ｏ（オー）歩道橋、夢さん橋、西口交通広場、百反歩道橋の架替え、西口歩行者デッキ延伸や目黒川の橋梁のうち御成橋、山本橋、小関橋を整備してきました。

大崎駅の混雑緩和に向けて、ＪＲ東日本と協議を進めてきました。令和４年度は、昨年度に引き続き大崎駅北口自由通路の整備に向けた調査設計を実施します。

令和４年度予算額　　７１，８５９千円

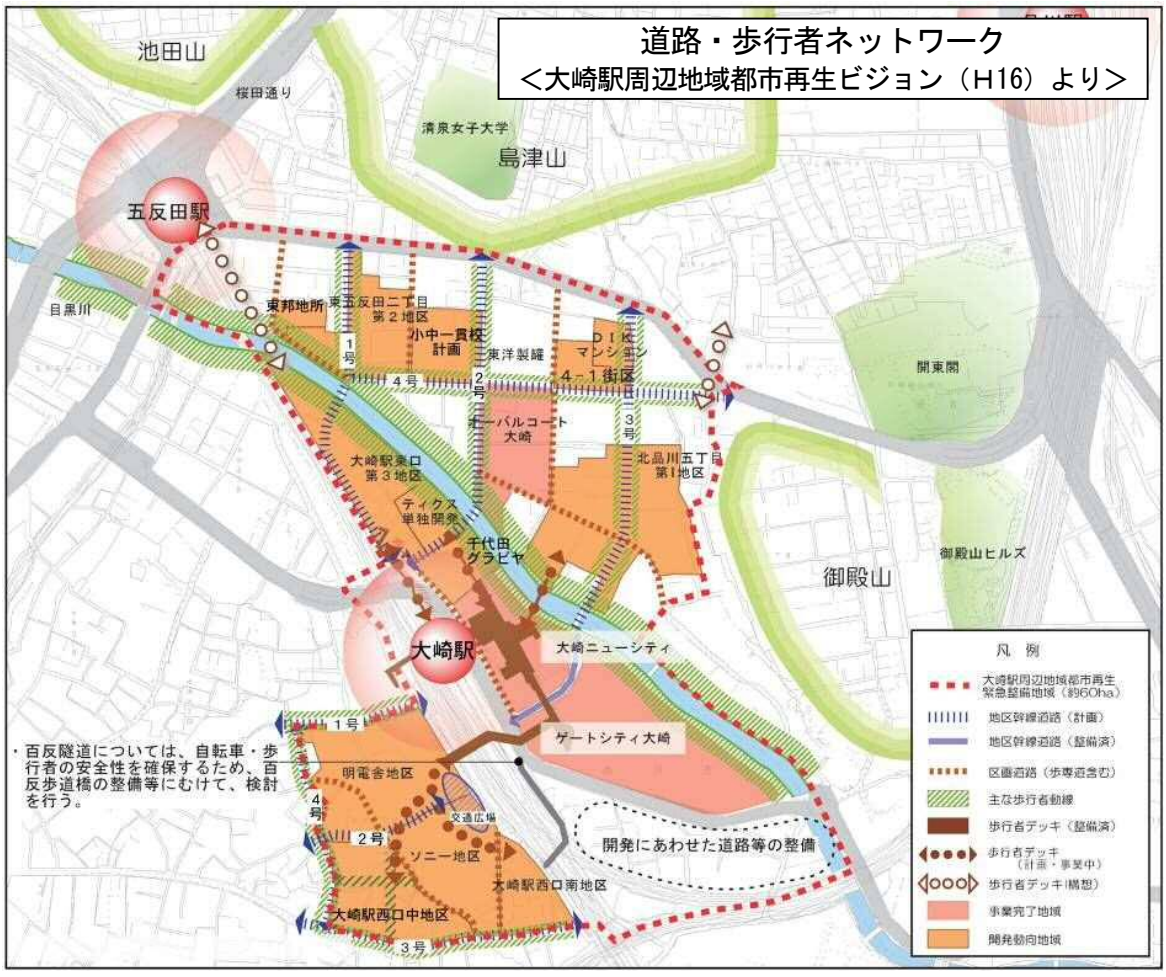

## ５　大崎駅周辺地域におけるエリアマネジメントの展開

これまでのまちづくりの過程において、大崎駅周辺には４つのまちづくり組織（大崎周辺まちづくり協議会、東五反田地区街づくり推進協議会、大崎駅西口地区まちづくり協議会、大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域まちづくり連絡会）が設立され、開発整備に向けた協議・調整や地域イベントの開催等のまちづくり活動が継続的に行われてきました。

開発段階から管理運営段階へと大きく移行しつつある中、これまでのまちづくり活動、成果、資源を継承し、大崎がひとつになってまち全体の管理運営（エリアマネジメント）を強力に推進していくため、これら組織を再編統合した「大崎駅周辺まち運営協議会」が平成２６年７月に発足しました。

まち運営協議会の事務局は、「大崎駅周辺地域都市再生ビジョン」（平成１６年）に基づき、平成１９年に大崎駅西口地区関係者により設立された「一般社団法人 大崎エリアマネージメント」と平成２２年に東五反田地区関係者により設立された「一般社団法人大崎・五反田タウンマネージメント」が協力して担ってきました。平成３０年４月１日、両地区のエリアマネジメント組織が「一般社団法人 大崎エリアマネージメント」として合併合意に達し、大崎駅周辺のさらなるエリアマネジメント活動を展開していくこととなりました。区では引き続き、まち運営協議会が「まち運営プラン」に基づき展開していくエリアマネジメント活動の支援を行っていきます。

令和４年度予算額　　８，３００千円

大崎ウェルカム・ビジョンを活用した情報発信事業

目黒川冬の桜イルミネーションイベント

## ６　広町一丁目周辺地区

広町一丁目周辺地区は工業地としての環境を維持・保全し、研究開発施設の集積を進めるとともにオープンスペースや緑地の確保に努め、周辺環境にも配慮した都市型工業市街地の形成を図るため、地区計画（平成２３年１２月都市計画決定告示・平成２６年１０月変更）に基づく整備を促進します。Ａ・Ｂ地区については、研究所等の建替えにあわせて周辺道路や広場・緑道の整備について関係者との調整を進め整備の促進を図ります。また、Ｃ地区については工業用途以外の制限強化を図り、工場等の操業環境の保全を図ります。

Ａ地区の開発に伴い、令和２年度に周辺道路の一部を整備しました。令和３年度に下水道幹線の工事に着手、令和４年度も引き続き工事が行われ、合わせて区有駐車場が移転される予定です。

令和４年度予算額　　１，２００千円

広町一丁目周辺地区　地区区分図

# 三. 目黒駅・五反田駅周辺地区の整備　（都市開発担当）

## 1　目黒駅周辺地区概要

区は昭和６３年に目黒駅周辺地区について、ターミナル機能、居住機能および高次都市サービスの強化を図り、地区内の３つの広場計画(トライスクエア）を中心としたまちづくりを進めるため「目黒駅周辺地区整備構想」（トライスクエア構想）を公表しました。

都バス営業所の敷地を含む目黒駅前地区では、平成２２年１２月に市街地再開発事業等が都市計画決定、平成２４年７月に設立された市街地再開発組合により、市街地再開発事業が進められ、平成２５年９月には権利変換計画の認可を受けました。

その後、平成２６年８月に建築工事に着手し、平成２９年１１月にしゅん工しました。

また、目黒セントラルスクエア内には、公共施設として、子育て支援施設・行政サービスコーナー・在宅介護支援センター・防災備蓄倉庫の整備をしました。

今後も、地元のまちづくりの動きに合わせて検討を進めていきます。

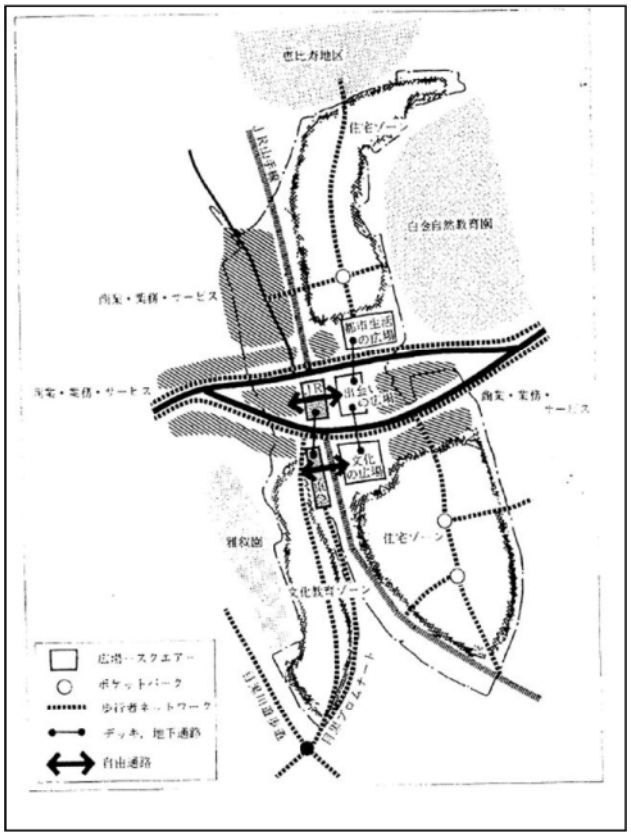


トライスクエア構想イメージ

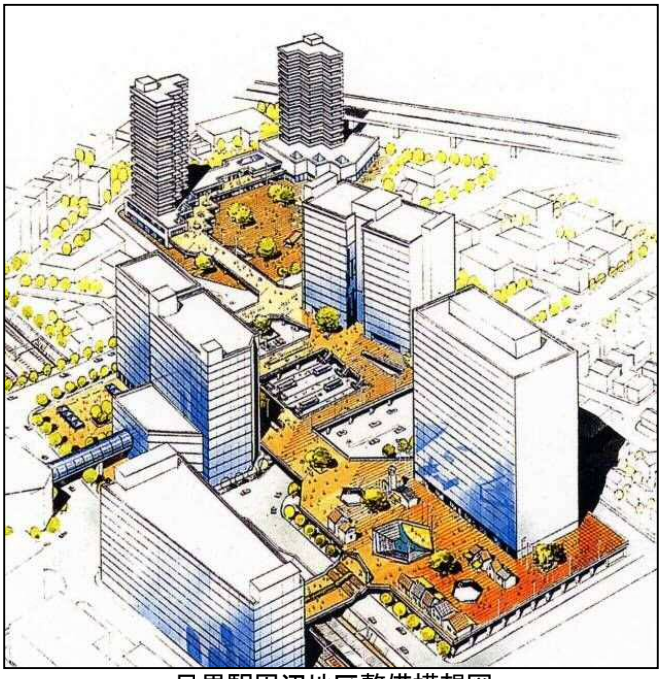

目黒駅周辺地区整備構想図

## ２　五反田駅周辺地区

五反田駅周辺は、昭和４０年代初めの戦災復興土地区画整理事業の完了を機に都市機能の集積が進み、道路・鉄道などの交通利便性も活かして業務・商業施設を中心に発展してきました。しかし、以来４０年を経て、更新時期を迎えている建物も多く見受けられます。中でも西五反田七丁目に立地し、大きな集客力をもつ大規模複合施設ＴＯＣの建替えなどは、五反田駅周辺の都市環境や産業構造に大きな変化を及ぼすことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、五反田駅からＴＯＣに至る「五反田駅周辺にぎわいゾーン」（約３０ha）について、地元町会、商店会等の関係者により平成１６年に設立された「五反田地域街づくり協議会」と連携して、まちの将来像やまちづくりの方向性、具体的な整備手法の検討などを行い、平成２２年度に「五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョン」をとりまとめました。

また、「品川区まちづくりマスタープラン」においても、このまちづくりビジョンに基づいた五反田らしい魅力とにぎわいのあるまちづくりを促進することとしています。

五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョンにおいて、にぎわい拠点として定められている旧ゆうぽうとの建替え工事が着手しており、令和５年しゅん工を目指し進められていることから、にぎわい施設等の導入について日本郵政不動産㈱と協議を進めています。

同じく、にぎわい拠点として定められているＴＯＣビルは、昭和４５年に開業し、築後５０年以上が経過していることから、建替えによる耐震性確保および機能更新が計画されています。高度利用地区の適用により、周辺地区に不足する歩道状空地や広場等の整備と合わせて、既存の商業・催事機能の強化や五反田のビジネス機能を高める大小のオフィス機能の整備を実現する開発計画が予定されています。令和４年４月に高度利用地区などの都市計画を決定し、令和５年に既存建物の解体工事に着手、令和９年に新ＴＯＣビルが竣工する予定です。

さらに、平成２３年度からは、地区内の老朽業務ビルの効率的な更新の促進に向け、まちづくりの機運に合わせ小規模街区や幅員の狭い区画道路の再配置等、土地の有効な高度利用や道路ネットワークの整理による大街区化についての検討を進め、平成２６年６月に「西五反田二丁目のまちづくりに向けて ～大街区化促進に向けてのプラン～」をとりまとめました。

平成２７年度は、西五反田二丁目２０番・２１番先区道の区域変更を行い、民間事業者が開発許可を受け大街区化に事業着手し、平成３１年３月にしゅん工しました。本事業に伴い、民間敷地地下に約１００台分の駐車場の整備を行うことにより、目黒川沿いの路上駐車場（コインパーキング）の撤去を行い、緑豊かな水辺空間を楽しめる歩道の整備を行っていきます。令和２年度は谷山橋～五反田大橋の左岸側、令和３年度は五反田大橋～大崎橋の両岸の整備を行いました。

また五反田駅東口周辺におけるまちづくりの方向性を検討するため、現在コーディネート検討委託においてまちづくり方針の策定に向け検討を進めいています。令和４年度は、地元の皆様の意向を聞きながら方針の策定を目指し、引き続き検討していきます。

令和４年度予算額　　１１，０００千円

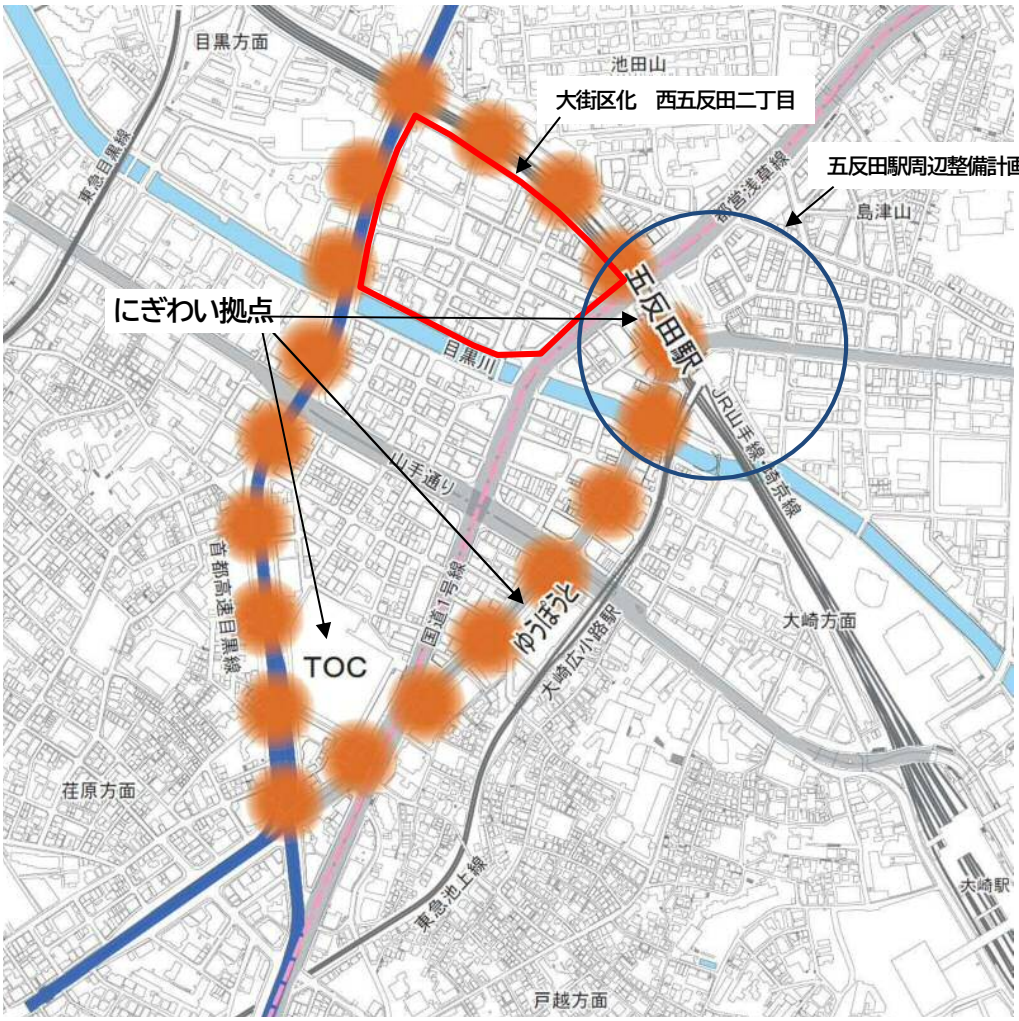


五反田駅周辺にぎわいゾーン　まちづくりビジョンより

新ＴＯＣビル開発計画　　建設委員会資料より

## ３　西五反田三丁目地区（荏原市場跡地および周辺）

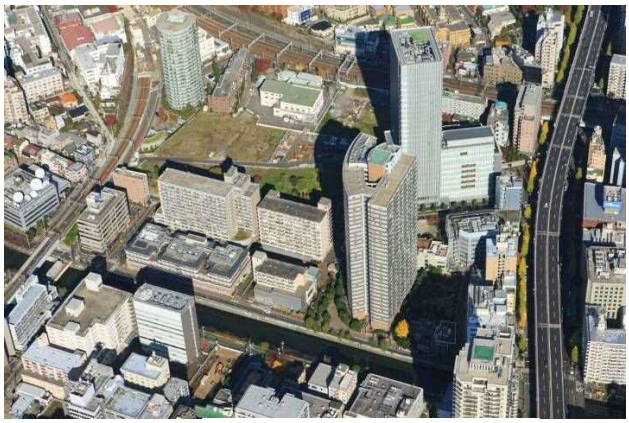

西五反田三丁目地区

目黒駅と五反田駅の中間に位置する西五反田三丁目地区（９．４ha）では、荏原市場跡地等を活用して、住宅中心の複合市街地の整備を図ることを目標として、平成８年５月に地区計画を定めています。

荏原市場跡地では、目黒川の治水対策を目的とした荏原調節池２０万㎥の整備が東京都により行われたのをはじめ、跡地の一部を、平成１０年度に品川区が東京都から取得し、４００戸の超高層棟区民住宅を建設（平成１５年度しゅん工）しました。同時に、調節池の上部には９８戸の区民住宅および高齢者施設などの複合施設を整備しました。

また、平成２７年５月よりＪＲ東日本によるＪＲ目黒変電所の改築工事に併せ、前面道路の拡幅工事を行い、平成２７年９月にしゅん工しました。今後も地区計画に基づく民間開発事業の促進や道路・公園等、都市基盤施設の整備を行っていきます。

またＪＲの社宅跡地でＪＲ東日本が主体となり、地区計画区域内の単独開発計画（街区名称：MEGURO　MARC（メグロマーク））が進められています。規模は、約１．９３haで、道路の拡幅、公園の設置、また保育園を設置していく予定です。３街区に分け、Ａ棟が事務所・店舗で地上１３階地下１階（令和４年３月しゅん工）、Ｂ棟が共同住宅・保育所地上２４階地下２階（令和４年１０月しゅん工予定）、Ｃ棟が共同住宅・店舗地上３２階地下１階（令和５年しゅん工予定）となっています。

# 四. 武蔵小山駅周辺地区の整備　（都市開発担当）

## 1　全体概要

武蔵小山駅周辺は、区の西の玄関口、荏原地区の中心核として発展が期待され、まちづくりマスタープランでは地区活性化拠点と位置づけ、都市機能の強化、更新、集積ならびに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある複合市街地の形成をめざすとしています。

区では、平成２３年度に武蔵小山駅周辺地域の目指すべき将来像を明らかにするため「武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョン」を策定、さらに平成２４年度にはビジョンの実現に向けて「街並み誘導指針」を策定、令和元年度にその指針を追補しました。武蔵小山駅周辺地区は、これまでのまちづくり事業推進の経緯などから大きく次の４つの地区に区分され、区では、これらまちづくりの推進とともに、道路や広場などの都市基盤施設の整備もあわせて進めています。

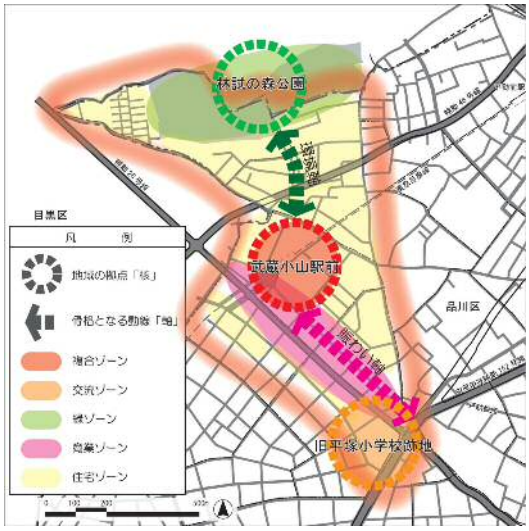

【目指すべき地域の構造】
（まちづくりビジョンより）

### ●武蔵小山駅東地区

東急目黒線の地下化や駅前広場の整備が進められていた平成１６年、老朽密集した市街地の改善に向けた地域関係者による共同建替えの動向等を踏まえ、武蔵小山駅東地区（約３．０ha）が、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生地区に指定されました。

### ●パルム商店街周辺地区（賑わい軸ゾーン）

完成当時東洋一と言われたアーケードを抱えるパルム商店街は、店舗・建物の老朽化が進んでいることから、今後更新が必要になってきます。

地域関係者による共同建替えの動向等を踏まえ、令和元年武蔵小山賑わい軸地区（賑わい先導地区約３．１ha）が、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生地区に指定されました。

### ●小山台一丁目地区

広域避難場所となる都立林試の森公園を抱える地区で、防災街区整備地区の地区計画により都市防災不燃化促進事業を進めている地区です。

### ●都道補助２６号線沿道地区

東京都の施行による都市計画道路の拡幅整備が行われる補助２６号線沿道は、地権者による個別の建替え等が進んでいる地区で、今後も同様のまちづくりを進めていきます。

## ２　事業概要

### （１）再開発事業

区では、武蔵小山駅周辺におけるまちづくり活動を支援するとともに、各地区が互いに連携・協調してまちづくりを進めるため武蔵小山駅周辺地区開発連絡会を平成２４年度に設置しています。今年度も連絡会の運営だけではなく、地区間のコーディネートを行い、円滑に事業が推進し、より良いまちづくりが行われるよう開発整備を誘導していきます。

**武蔵小山駅周辺地区区域図**

平成１７年６月に、武蔵小山駅東地区地区計画が都市計画決定され、このうちD地区は都心共同住宅供給事業を活用した共同化事業（平成２０年しゅん工）を行いました。

Ｂ地区（武蔵小山パルム駅前地区）は、平成２６年５月に再開発組合設立認可を受けて、再開発事業が行われました（令和元年１２月しゅん工）。また、Ａ地区（武蔵小山駅前通り地区）では平成２８年４月に再開発組合設立認可を受けて、再発事業が行われています（令和３年４月しゅん工）。Ｃ地区・Ｈ地区でも、まちづくりに関する検討が行われています。

令和４年３月に、武蔵小山賑わい軸地区地区計画が都市計画決定され、小山三丁目第１地区・小山三丁目第２地区では、準備組合により市街地再開発事業の事業化に向けた検討が進められています。

令和４年度予算額　　４，７００千円

#### ①小山三丁目第１地区

武蔵小山商店街振興組合のまちづくり委員会を中心にこれまでまちづくりに関する検討が進められてきましたが、機運が高まってきたＡ地区の権利者を中心に約１．４ha の区域を対象とする小山三丁目第１地区市街地再開発準備組合が平成２４年５月に設立されました。

準備組合では、市街地再開発事業の事業化に向けた検討が進められています。

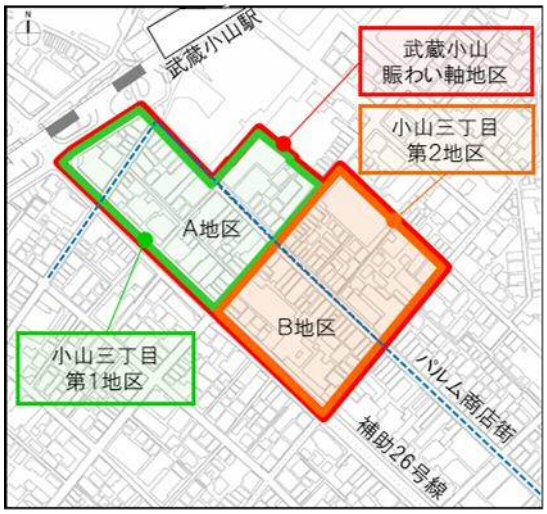

### ②小山三丁目第２地区

小山三丁目第１地区と同様に武蔵小山商店街振興組合のまちづくり委員会を中心に進められていたまちづくりの気運の高まりに応じて、Ｂ地区の権利者を中心に約１．６ha の区域を対象とする小山三丁目第二地区市街地再開発準備組合が平成３０年３月に設立されました。

準備組合では、市街地再開発事業の事業化に向けた検討が進められています。

## （２）まちづくり整備手法の検討

東急目黒線から平塚橋交差点付近にかけては、武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョンにおいて「賑わい軸ゾーン」として位置づけており、一体的なまちづくりを進めていくための検討を行っています。令和元年１１月には、賑わい軸での一貫したまちづくりを目指すため、街並み誘導指針への追補を行いました。全体を「まちづくり推進地域」（下図赤線部）と位置づけ、さらにその駅側については賑わい軸の起点としての「賑わい先導地区」（下図青斜線部）、中原街道側については賑わいが展開していく「賑わい創生地区」（下図橙色線部）として位置づけています。「賑わい先導地区」については、令和元年１２月に街並み再生地区（俗称しゃれ街条例に基づく）の指定を受け、特色のあるまちづくりの方針を策定しました。今年度は、賑わい創生地区のまちづくりの方策の検討（勉強会支援）等を行います。

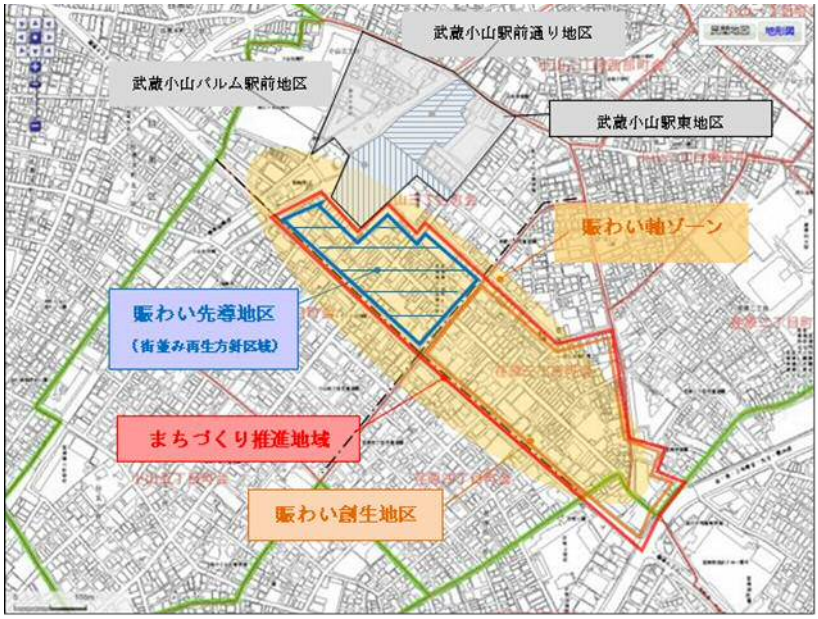


令和４年度予算額　　６，２００千円

# 五．その他の拠点地区の整備　（都市開発担当）（立体化担当）

## １　東品川四丁目地区（品川シーサイド）

東品川四丁目地区（１３．９ha）では、りんかい線品川シーサイド駅（平成１４年１２月開業）の新駅設置に伴い都市基盤施設の整備や住宅、商業、業務のバランスのとれた複合市街地の形成など、臨海部と内陸部を結ぶ地域生活拠点にふさわしいまちづくりが進められてきました。平成１０年３月に地区全体をＡ～Ｄの４つの街区に分けた地区計画を定め、その第一段階として、日本たばこ工場跡地を中心としたＡ・Ｂ街区（９．６ha）において、新駅開業に合わせた再開発事業が進められ、平成１６年に完了しました。また、運河側のＤ街区においては土地利用の転換にあわせて随時地区計画の変更を行い、市街地整備を進めています。これまでにＤ２ブロックやＤ３ブロックの一部が整備完了し、ホテルや事務所、共同住宅などが建設されています。Ｃ街区については、個別の開発計画の検討が進められ、平成２７年６月に地区計画の変更の告示が行われました。平成２８年６月に建設工事に着手し、平成３０年１２月にしゅん工しました。

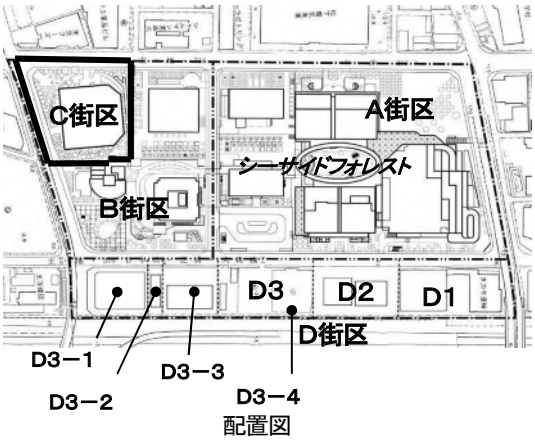

配置図

東品川四丁目地区の近況

C街区しゅん工写真

## ２　西大井駅周辺地区

ＪＲ（当時は国鉄）横須賀線に再開発事業を活用した新駅建設を実現するため、昭和５６年に西大井一丁目地区市街地再開発基本構想が策定されました。これに基づき、西大井一丁目地区第一種市街地再開発事業により新駅（西大井駅）建設とあわせて共同住宅や店舗、文化施設（メイプルセンター）などの建築物ならびに駅前広場などの公共施設の整備が昭和６１年に完了しています。

西大井駅周辺近況

その後、住宅と工場、商店が共存した特色ある生活拠点の形成を目指し、平成６年に地区計画を定めるとともに西大井駅前南地区の市街地再開発事業を促進し、超高層の共同住宅と作業所、ファブレスオフィス、保育園などの施設整備が平成１５年に完了しています。

## ３　東品川二丁目地区（天王洲アイル）

天王洲地区では、昭和６３年３月に東品川二丁目地区地区計画を定め、その後、平成３年２月の都市計画変更により南側に地区を拡大しました。

これまでに地区計画に沿って多くの民間開発事業が完了しているほか、モノレール天王洲アイル駅やりんかい線天王洲アイル駅も開業し、交通利便性も一段と向上しました。

天王洲アイル開発計画概要

平成１８年２月には、初めて水域占用の規制緩和による観光振興施設が開設され、運河ルネッサンスガイドラインに基づく計画による水域利用と周辺まちづくりが進められており、平成２７年度には、水辺の賑わい空間が拡大されました。

平成３０年３月には、東京都港湾局が「運河エリアライトアップ・マスタープラン」を策定するなど、東京オリンピック・パラリンピックやその後を見据えた水辺の利活用に向けた動きが活発化しています。

令和元年１０月には、品川区景観計画における重点地区として「天王洲地区」の運用が開始され、「天王洲地区景観まちづくりルール」に基づいて、個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成や、アートの映える街並みの形成などの「天王洲らしさ」を表現する景観づくりが行われています。

また、令和３年６月には、地元企業３３社が協力し一般社団法人エリアマネジメントＴＥＮＮＯＺが設立され、変化する時代に適応した持続可能なまちづくりに向けたエリアマネジメント活動が推進されています。

区では関係課や地元エリアマネジメント団体等と協働して、新たな賑わいを創出しながら人が集まり暮らす街となるよう、さらなる拠点性の向上を目指したまちづくりに取り組んでいきます。

令和４年度予算額　　６，５００千円

# 六. 鉄道連続立体化と周辺のまちづくり （立体化担当）

## 1　京浜急行線と品川駅南地域周辺地区

品川駅南地域周辺地区は、まちづくりマスタープランにおいて広域活性化拠点として位置づけられており、先進性と伝統の魅力が融合した首都・東京の玄関口にふさわしい国際交流都市をめざしたまちづくりを進めています。

また、京急本線連続立体交差事業による踏切の解消やリニア中央新幹線の整備が行われ、品川駅や羽田空港へのアクセスの利便性が図られています。

さらに、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン２０２０（東京都）」では、水辺景観との調和に配慮しながら、立地特性を踏まえ、商業・業務・居住等の多様な都市機能の集積を図る地域として位置づけられており、地区内の特徴である旧東海道宿場町の伝統・文化や、品川浦の水辺資源を活かした複合的都市機能を集積した拠点形成が進められています。

### （１）京浜急行線（北品川駅付近）

東京都、港区、品川区、京浜急行電鉄の４者（事業主体：東京都）は、平成２９年１月に京急本線連続立体交差化計画等の都市計画素案説明会、平成２９年１２月に都市計画案説明会を行いました。

平成３０年１２月には都市計画決定、平成３１年１月には用地測量等説明会を開催し、令和２年４月に事業認可を取得しました。

区は引続き東京都等と連携し、令和９年度の鉄道切換に向けて取り組んでいきます。

また、北品川駅前広場計画については、平成３１年１月に都市計画案（変更）の説明会を開催し、令和元年６月には都市計画決定、令和元年８月には用地測量等説明会を開催、令和２年４月に事業認可を取得しました。今年度も引き続き東京都と連携し、事業用地の取得を進めていきます。

＜京急本線連続立体交差化計画＞

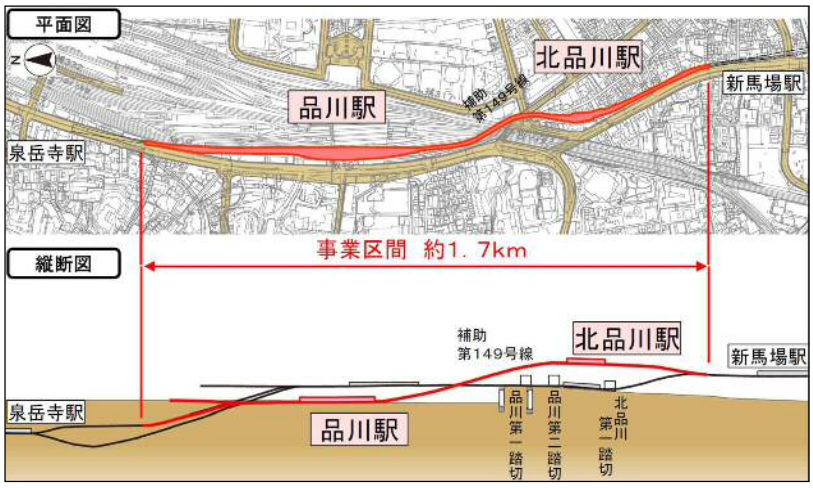


＜　北品川駅駅前広場の整備　＞

名 称　東京都市計画道路区画街路
品川区画街路第７号線

令和４年度予算額　９６６，１２７千円

## （２）品川駅南地域周辺地区

品川駅南地域周辺地区は、東は天王洲運河、南は目黒川、西は御殿山に囲まれた約９２haの地域で、平成２２年１０月に「品川駅南地区の未来を創る推進協議会」が設立され、「品川駅南地域まちづくり構想」の作成やまちの将来像の実現に向けた活動が進められてます。

また、「品川駅南地域まちづくりビジョン（平成２６年６月策定）」の重点検討区域では、平成２９年８月に「品川浦周辺地区再開発協議会」を設立し、平成３１年３月には新たに事業支援パートナーが選定され、新たな推進体制の下、基本計画策定に向けた活動が進められています。

区では引き続き、地域住民、地域のまちづくり組織との連携を図るとともに、基盤施設等について関係機関との調整を行い、拠点性と賑わいを兼ね備えたまちづくりを進めていきます。

＜品川駅南地域まちづくりビジョン・市街地将来像＞

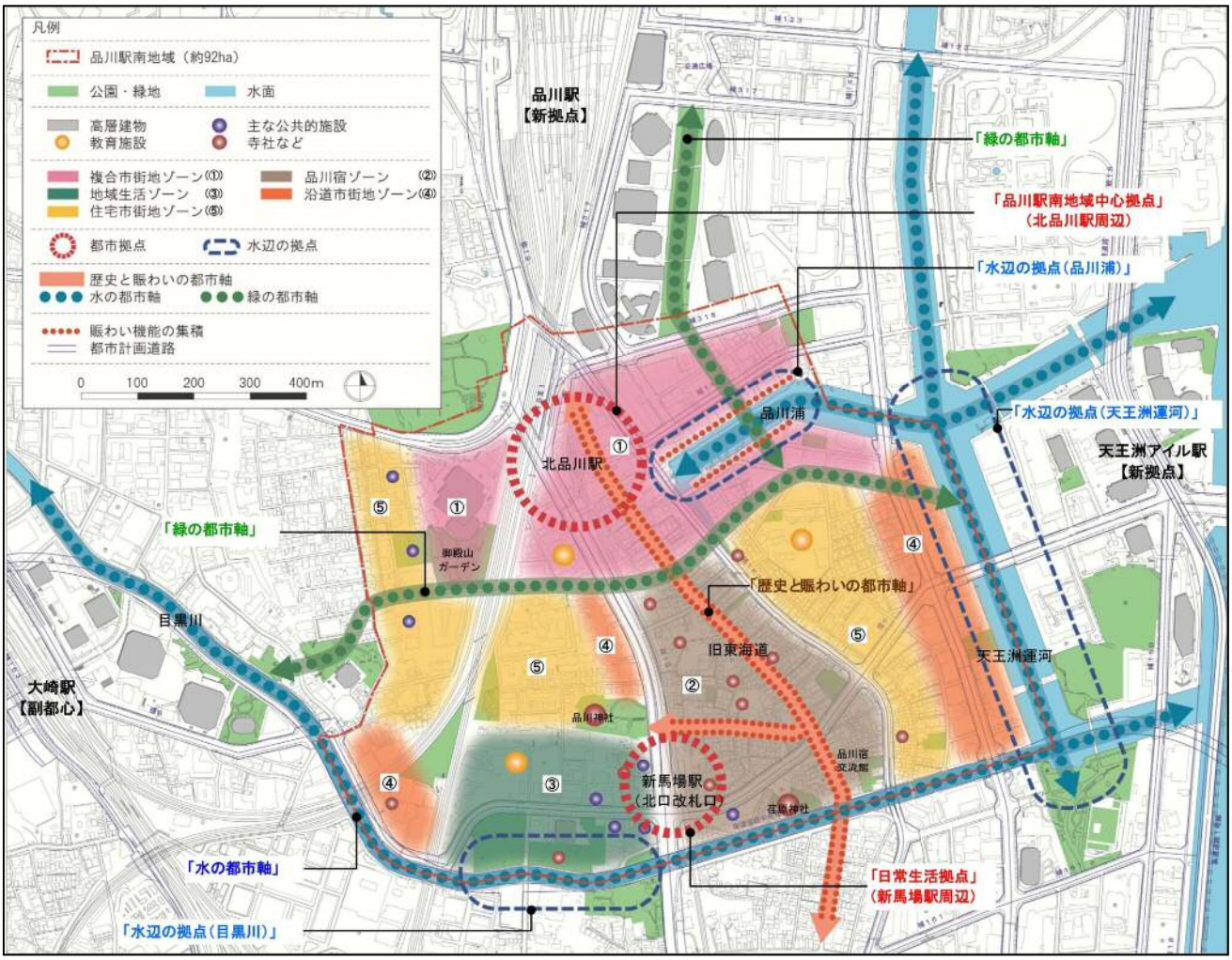


令和４年度予算額　　１１，５００千円

## ２　東急大井町線と戸越公園駅周辺地区

戸越公園駅周辺は、まちづくりマスタープランにおいて地域生活拠点の一つとして位置づけられており、商店街の活性化など日常生活の拠点形成を図るとともに、駅周辺における踏切解消、戸越公園一帯への避難の円滑化などのまちづくり方針を掲げています。

また、平成２７年１月に道路整備を契機としたまちづくりの指針となる「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン」を策定するとともに、令和２年１月には道路整備および鉄道立体化を契機としたまちづくりの指針となる「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編」を策定しています。

引き続き、関係機関や地元協議会等と連携し、駅前の都市基盤の整備、駅南北の市街地再開発事業の推進、広域避難場所である戸越公園一帯周辺の不燃化促進等にぎわいの持続と防災性の向上を目指し、まちづくりを進めていきます。

＜戸越公園駅周辺のまちづくりの将来イメージ＞

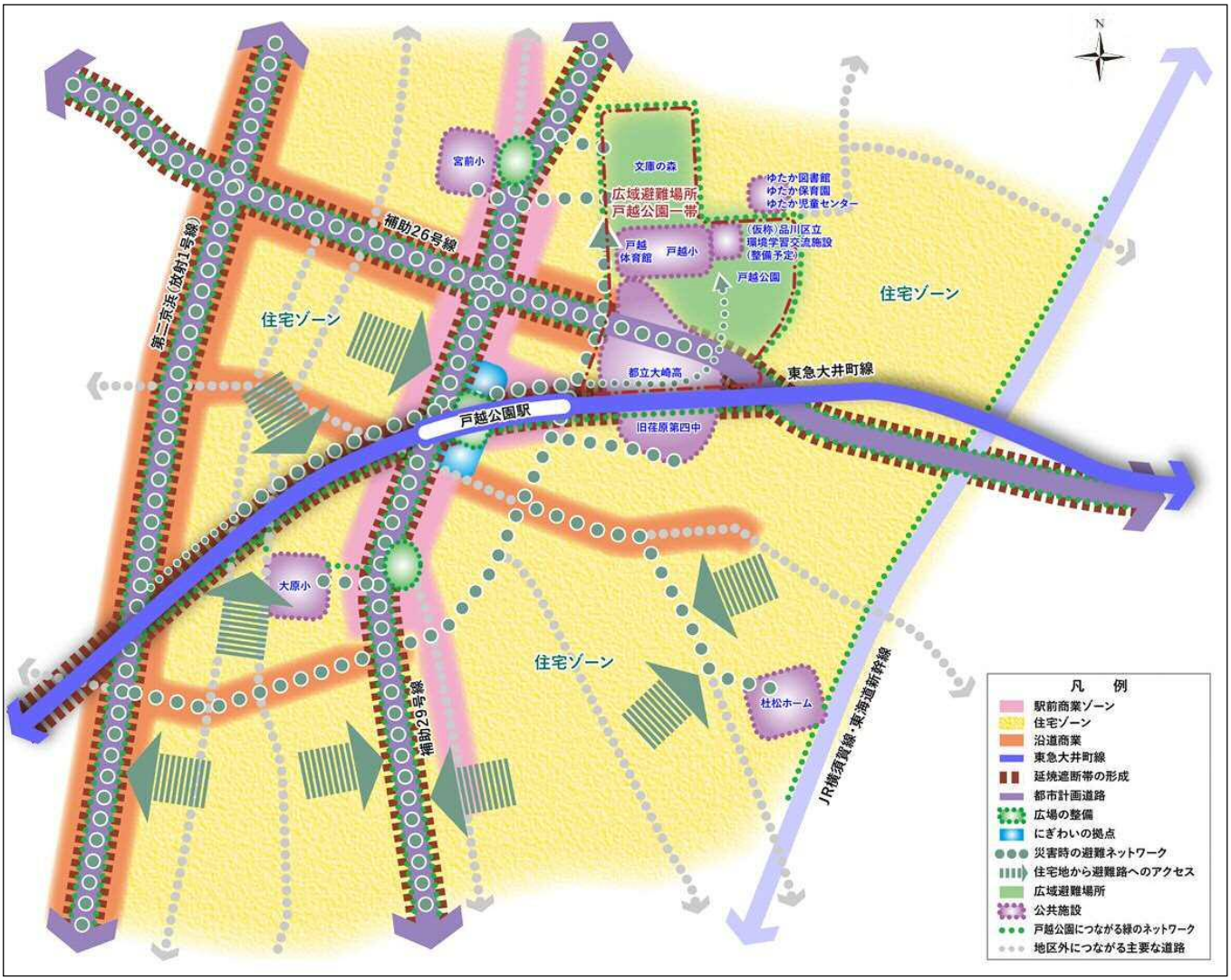

### （１）東急大井町線（戸越公園駅付近）

戸越公園駅付近には、６カ所の踏切が連続して存在しており、このうち、１時間あたりの遮断時間が４０分以上の開かずの踏切が存在するなど、鉄道による地域分断の解消等が課題となっています。

このような背景から、東京都では、鉄道と交差する補助第２９号線の事業化やまちづくりの進捗状況を踏まえ、平成２８年３月に連続立体交差事業の事業候補区間に位置づけ、同年６月から鉄道立体化の可能性について調査検討を進めてきました。

その後、東京都は調査検討結果を踏まえ、国に対して連続立体交差事業の着工準備に係る補助金を要望し、令和３年４月に新規着工準備箇所として採択され、現在、事業化に向けて具体的な検討を進めています。

区では、将来の鉄道立体化を見据え、駅前広場の検討などを行うとともに、地域の意見を伺いながら令和３年５月に「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン駅前広場計画編」を策定するなど、駅周辺のまちづくりを推進しています。

今年度は、引き続き、東京都および鉄道事業者と連携し、鉄道立体化や駅前広場等の都市計画決定に向けた取組みを進めていきます。

**＜駅前広場に導入する機能や施設＞**

| 広場 | 機能 | | 代表的な施設 |
|---|---|---|---|
| 都市の広場 | 都市の広場機能 | 交流機能 | イベント広場、休憩所　等 |
| | | 景観機能 | 緑地、シンボル施設　等 |
| | | サービス機能 | トイレ、交番、案内板　等 |
| | | 防災機能 | 避難スペース、備蓄施設　等 |
| 交通の広場 | 交通結節機能 | | タクシー乗降場、バス乗降場　等 |

令和４年度予算額　　２２，３００千円

## （２）戸越公園駅周辺のまちづくり

戸越公園駅周辺では、補助第２９号線整備および鉄道立体化を契機とした商店街の再生と新たなにぎわい創出に向けたまちづくりの機運が一層高まっています。

区では、地元まちづくり協議会や東京都と連携しながら共同化や商店街の活性化等、地元の意向を踏まえたまちづくりを支援しています。

また、戸越六丁目では、防災性の高いまちづくりや地域商業機能の再構築を目標に地元住民等で組織する戸越六丁目地区まちづくり検討委員会が発足しており、平成３０年５月に戸越六丁目東地区まちづくり案が区に提出されたことから、平成３１年３月に戸越六丁目東地区地区計画を策定しています。

今年度は、引き続き、戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編等に基づき、地元や東京都と調整のもと、検討委員会の支援や地権者の意向を踏まえた共同化等の支援など戸越公園駅周辺における具体的なまちづくりを検討していきます。

令和４年度予算額　　７，６８７千円

## （３）戸越五丁目１９番地区

戸越五丁目１９番地区（約０．３ha）は、老朽化した建築物が密集し、狭隘な道路に囲まれているとともに、駅前立地でありながらオープンスペースが無いなど防災上の課題を抱えています。

このような背景から、平成１７年度より地権者によって不燃・共同化の検討が始まり、平成２５年９月に市街地再開発準備組合が設立され、再開発事業の実現化について検討を進めてきました。

その後、平成３０年３月に本市街地再開発事業等が都市計画決定、平成３０年１２月に市街地再開発組合の設立が認可、令和２年７月に権利変換計画が認可、令和３年９月に建物の解体工事が完了し、令和３年１０月から建築工事を行っています。

今年度は、引き続き建築工事を進め、令和６年度に建築工事が完了する予定です。

＜戸越五丁目１９番地区　位置図＞

＜完成イメージ図＞

令和４年度予算額　　１，３５１，２８８千円

# 七. 鉄道新線に関すること　（立体化担当）

## １　リニア中央新幹線の整備

リニア中央新幹線は、昭和４８年に基本計画が決定し、地形・地質調査等が実施されました。平成２３年５月には営業主体・建設主体として東海旅客鉄道株式会社が指名され、整備計画が決定しました。

事業主体であるＪＲ東海において、平成２３年から平成２６年にかけて環境影響評価が実施され、平成２６年１０月に「品川駅～名古屋駅間」の事業が認可されました。また、平成２７年９月に品川駅新設（北工区）工事、平成２７年１０月に品川駅新設（南工区）工事が着手され、平成３０年１０月に大深度地下使用が認可されました。

品川区内においては、平成２８年４月より、北品川三丁目地内に北品川非常口および変電施設新設工事が着手されました。

また、令和３年３月にシールドマシンの組立が完了し、令和３年１０月より、調査掘進が行われています。

・整備時期：令和９年に名古屋まで、令和２７年に大阪まで開通予定
・移動時間：東京～名古屋　最速４０分（想定）、東京～大阪　最速６７分（想定）
・停 車 駅：品川、相模原、甲府、飯田、中津川、名古屋

区ではリニア中央新幹線の整備状況等について、情報収集に努め、関係者と協議していきます。

＜東京都路線概要図＞

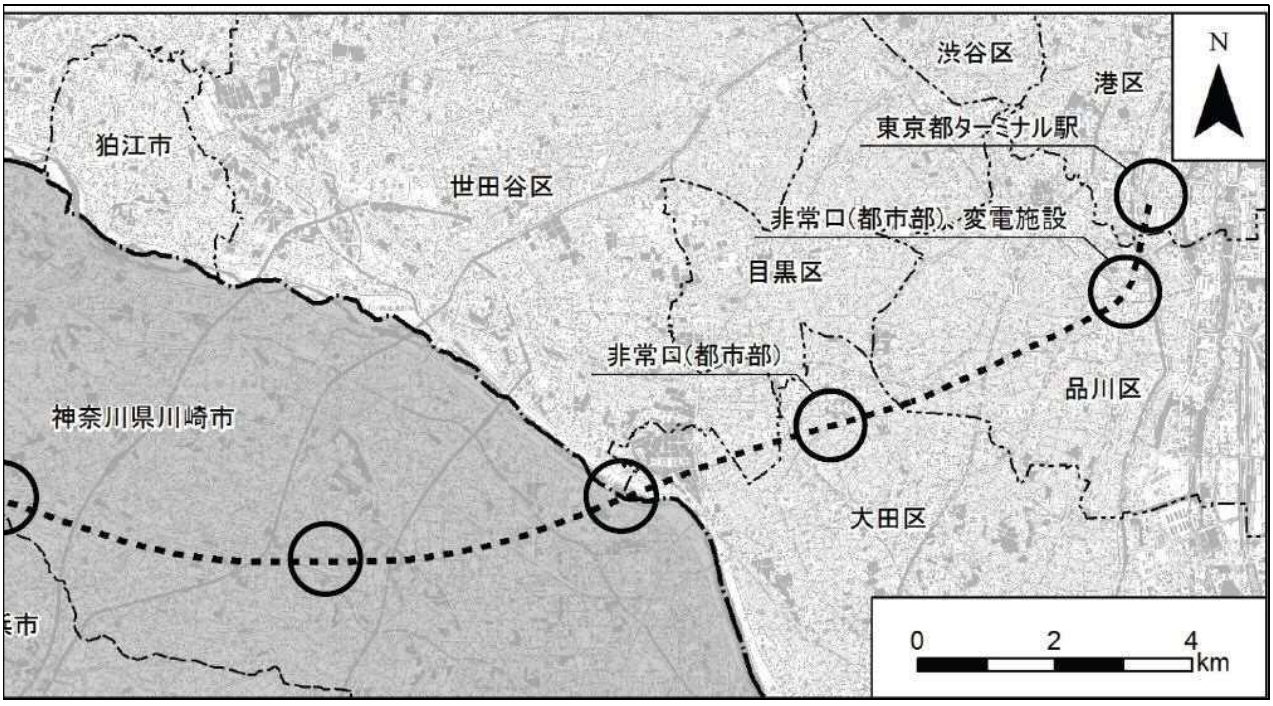

# 建築課

2022

# 建　　築　　課

**係別事務分掌**

**事 務 調 査 係**

1　建築に係る確認、許可申請書等の受理および通知書の交付ならびに手数料の収納に関すること。
2　住宅金融支援機構融資対象建築物に係る申請書の受理および判定書の交付に関すること。
3　建築物に係る証明に関すること。
4　建築関係の統計および調査報告に関すること。
5　課内他係に属しないこと。

**審 査 担 当（主 査）**

1　建築物および工作物の確認、許可、承認に係る次に揚げる事項の審査に関すること。
　ア　意匠
　イ　構造
　ウ　設備
2　建築物および工作物の検査および指導に関すること。
3　住宅金融支援機構融資対象建築物の設計審査、現場審査および指導に関すること。
4　特定建築物等の定期報告に関すること。
5　建築工事現場の危険防止の指導に関すること。
6　地域地区の照会を含む建築確認の事前相談に関すること。
7　被災建築物の応急危険度の判定に関すること。
8　建築指導行政に係る企画および調整に関すること。
9　優良宅地造成認定等の申請に係る審査に関すること。
10　長期優良住宅の認定申請に係る審査に関すること。

**監 察 担 当（主 査）**

1　建築物および工作物の違反の摘発、処分および是正指導に関すること。
2　建築物等の防災調査および指導に関すること。
3　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく申告、届出または通知の受理等に関すること。

**細 街 路 担 当（主 査）**

1　細街路の拡幅整備に関すること。
2　建築法令に係る道路の調査および指導に関すること。
3　道路位置の指定、変更および廃止に関すること。
4　私道整備受託事業の調査、設計および工事に関すること。

**耐 震 化 促 進 担 当（主 査）**

1　建築物の耐震化経費の助成に関すること。
2　耐震相談に関すること。

# 一．建築物等の確認審査・許認可

〔根拠法令等〕　建築基準法
　　建築基準法関係法令

## 1　事前相談　（審査担当（意匠・設備・構造））

建築物の法令等の基準は年々複雑・多岐になってきています。このような状況を踏まえ、建築確認事務について的確かつ迅速な処理が図れるよう、建築物の計画段階において設計者などを対象に、法令等の相談業務を行っています。

また、相談窓口では用途地域、道路条件などの照会、物件調査に必要な事項についての相談も併せて行っています。

## 2　建築確認事務　（審査担当（意匠・設備・構造））

建築確認申請を受付けてからの書類審査、確認済証交付などの確認審査事務、建築工事着手後の中間検査、完了検査など、申請に基づく建築確認事務を行っています。

### (1)確認審査事務について

建築確認審査事務は、確認申請が建築基準法、都市計画法、バリアフリー法など関係法令に適合したものであるかの審査、指導を行うもので、審査内容は、意匠審査、構造審査、設備審査に大別されます。

① 意匠審査は、主に建築物の形態上の制限や防火上の制限、避難上の制限などについて審査、指導を行うものです。

② 構造審査は、主に建築物が自重や積載荷重、地震力などの外力に対し、構造計算などにより、安全な構造であるかについて審査、指導を行うものです。

③ 設備審査は、主に建築物に設置される給排水設備、排煙設備、換気設備、照明・電気設備、昇降機などの各種建築設備について、基準に基づき適正に設置されているかについて審査、指導を行うものです。

### (2)中間検査・完了検査について

中間検査・完了検査などの検査業務は、建築物の工事の中間や完了時に、建築主の申請に基づき検査を行い、適合するものについては中間検査合格証や検査済証の交付を行っています。

① 中間検査は、木造３階建以上の建築物について、建て方の完了時など、一定の工程に達した際、施工状況について検査を行います。

② 完了検査は、建築物の完了時に、建築関係規定に適合しているかの検査を行います。

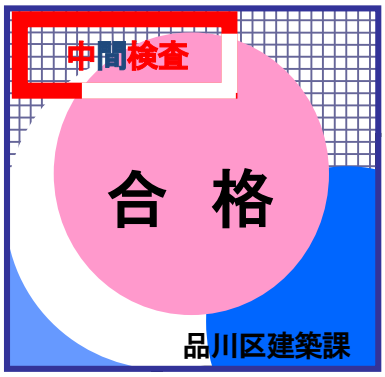


中間検査合格証シール

建築確認事務の流れ

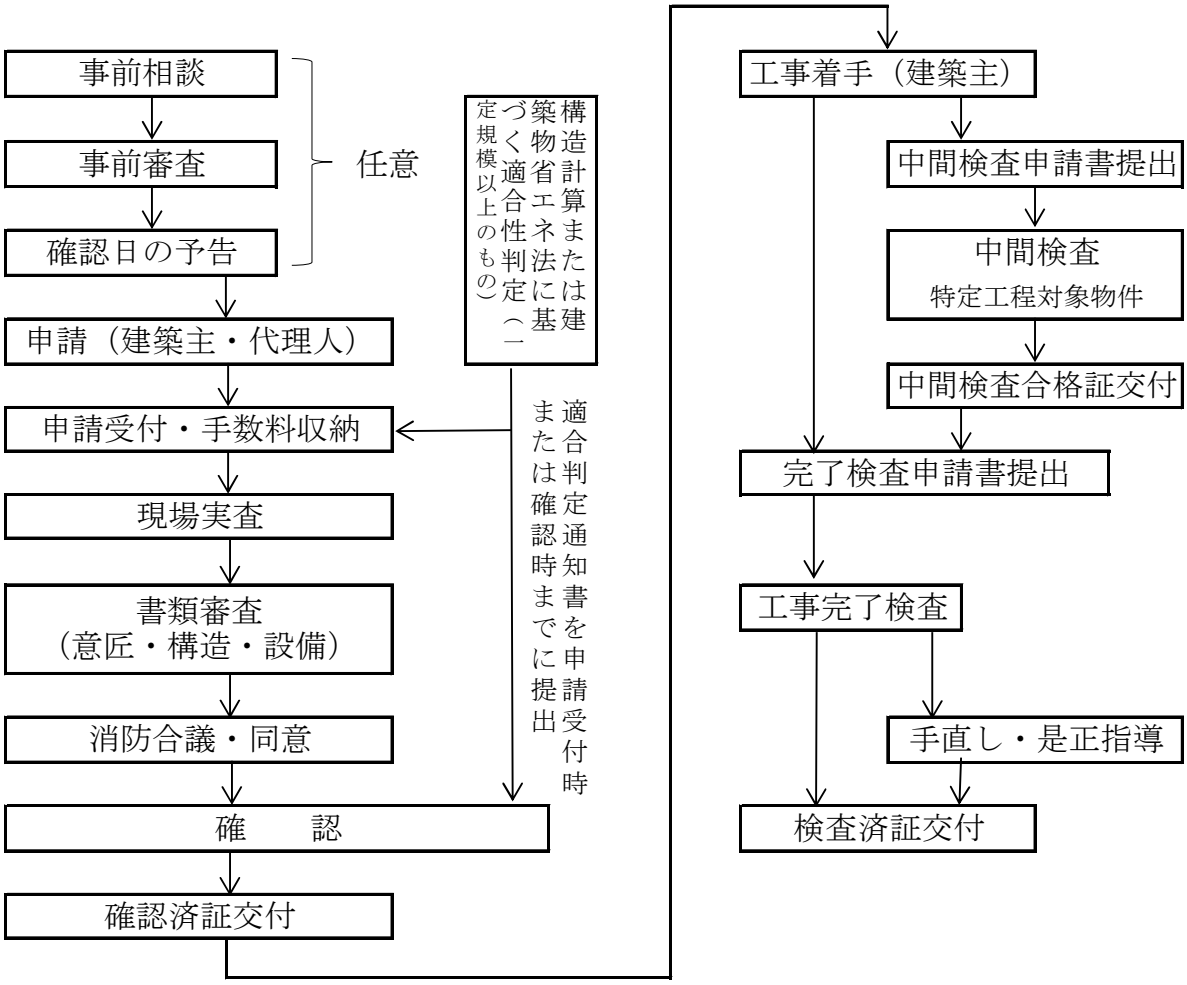


## 3 特例許可等に関する事務　（審査担当（意匠））

建築基準法や東京都建築安全条例などの法令に基づく特例許可等の事務を行っています。

主なものに、道路内に設ける建築物の許可、建築物の接道義務に係る許可、公共空間の確保と併せて土地の有効活用を図る総合設計許可、仮設建築物の許可などがあります。

また、一敷地に複数の建築物を認める一団地認定や地区計画区域内の制限に係る特例などの認定事務を行っています。

## 4 風俗営業等の建築物に対する意見照会　（監察担当）

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」および「食品衛生法」に基づく営業許可申請の際、所轄警察署、保健所からの意見照会により、当該建築物の建築基準法上の適否について調査し、意見書の発行を行っています。

## 5 建築行政支援システムの運用

建築物確認申請等の情報と特定行政庁が指定した路線ごとの道路の位置と種類を明示した台帳（指定道路図）の情報を統合し、平成２９年度から運用開始しました。

**建築物確認等の申請件数**　　単位：件

| 年度 | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所管 | | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 |
| 一般確認 | 行政 | 22 | 2 | 24 | 27 | 3 | 30 | 26 | 2 | 28 | 23 | 3 | 26 | 20 | 2 | 22 |
| | 民間 | 984 | 6 | 990 | 986 | 9 | 995 | 959 | 7 | 966 | 971 | 9 | 980 | 882 | 11 | 893 |
| 計画通知 | | 20 | 0 | 20 | 31 | 0 | 31 | 24 | 1 | 25 | 16 | 0 | 16 | 11 | 1 | 12 |
| 仮使用認定 | 行政 | 1 | 0 | 1 | 5 | 0 | 5 | 10 | 0 | 10 | 10 | 0 | 10 | 4 | 1 | 5 |
| | 民間 | 1 | 3 | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| | 通知 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 4 | 0 | 4 | 9 | 0 | 9 | 3 | 1 | 4 |
| 仮設建築物許可 | | 8 | 1 | 9 | 7 | 3 | 10 | 18 | 3 | 21 | 7 | 3 | 10 | 8 | 0 | 8 |
| | 通知 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 43条2項2号許可 | | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 3 |
| 44条１項許可 | | 13 | 0 | 13 | 21 | 0 | 21 | 14 | 0 | 14 | 11 | 0 | 11 | 8 | 0 | 8 |
| | 通知 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 8 | 0 | 8 | 6 | 0 | 6 | 1 | 0 | 1 |
| その他の許可・認定 | | 9 | 6 | 15 | 7 | 0 | 7 | 3 | 7 | 10 | 8 | 3 | 11 | 14 | 6 | 20 |
| | 通知 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 行政受付計 | | 75 | 9 | 84 | 99 | 6 | 105 | 95 | 13 | 108 | 76 | 9 | 85 | 68 | 10 | 78 |

区所管は延べ床面積が１万㎡以下のもの。　通知：計画通知で内数。

**設備・工作物等の確認申請件数**（通知：計画通知で内数）　　単位：件

| 年度 | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所管 | | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 |
| 建築設備確認申請 | 行政 | 7 | 0 | 7 | 16 | 0 | 16 | 8 | 1 | 9 | 14 | 0 | 14 | 9 | 3 | 12 |
| | 民間 | 158 | 61 | 219 | 152 | 64 | 216 | 140 | 28 | 168 | 159 | 20 | 179 | 171 | 23 | 194 |
| | 通知 | 3 | 0 | 3 | 11 | 0 | 11 | 6 | 1 | 7 | 9 | 0 | 9 | 6 | 2 | 8 |
| 工作物確認申請 | 行政 | 5 | 0 | 5 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 民間 | 8 | 7 | 15 | 17 | 3 | 20 | 17 | 0 | 17 | 18 | 0 | 18 | 18 | 3 | 21 |
| | 通知 | 4 | 0 | 4 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 行政 | 12 | 0 | 12 | 17 | 0 | 17 | 9 | 1 | 10 | 17 | 0 | 17 | 9 | 3 | 12 |
| | 民間 | 166 | 68 | 234 | 169 | 67 | 236 | 157 | 28 | 185 | 177 | 20 | 197 | 189 | 26 | 215 |
| | 通知 | 7 | 0 | 7 | 12 | 0 | 12 | 7 | 1 | 8 | 11 | 0 | 11 | 6 | 2 | 8 |

**構造別件数（一般確認申請、計画通知分のみ）**　　単位：件

| 年度 | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所管 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 | 区 | 都 | 計 |
| 木造 | 3 | 0 | 3 | 8 | 0 | 8 | 4 | 0 | 4 | 7 | 0 | 7 | 3 | 0 | 3 |
| 鉄筋コンクリート造 | 10 | 0 | 10 | 12 | 0 | 12 | 10 | 1 | 11 | 12 | 3 | 15 | 3 | 0 | 3 |
| 鉄骨造 | 28 | 1 | 29 | 35 | 0 | 35 | 34 | 2 | 36 | 20 | 0 | 20 | 22 | 2 | 24 |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| コンクリートブロック造 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 42 | 2 | 44 | 58 | 3 | 61 | 50 | 3 | 53 | 39 | 3 | 42 | 31 | 2 | 33 |

**事前相談件数**　　単位：件

| 区分 | 平成29度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 道路 | 12,600 | 13,840 | 8,766 | 7,148 | 7,543 |
| 法令・その他 | 15,686 | 19,010 | 11,726 | 9,983 | 6,881 |
| 計 | 28,286 | 32,850 | 20,492 | 17,131 | 14,424 |

長期優良住宅認定件数　　単位：件

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|
| 89 | 78 | 69 | 100 | 97 |

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく建築物の認定件数　　単位：件

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|
| 25 | 15 | 30 | 27 | 85 |

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出件数
（平成28年以前は、エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく届出件数）

単位：件

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|
| 155 | 139 | 142 | 167 | 138 |

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく適合認定件数（平成29年4月1日施行）

単位：件

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|
| 3 | 2 | 0 | 1 | 2 |

## 二．建 築 物 等 の 維 持 ・ 保 全

**１　特定建築物等定期調査報告　（審査担当（設備・構造））**

不特定多数の者が利用する建築物、建築設備（特定建築物等）の所有者または管理者に対し、建築基準法第１２条１項および３項に基づく定期調査報告を求め、建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

**２　老朽建築物等の改善指導　（審査担当（構造））**

老朽工作物（擁壁等）や老朽建築物について、現地調査を行い、必要に応じてその所有者に対して安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

**３　防災査察　（監察担当）**

建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、建築物の状況等を調査し、指導を行っています。

特定建築物等定期調査報告件数　　単位：件

| 区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 特定建築物 | 289 | 869 | 380 | 299 | 925 |
| 昇降機 | 4,506 | 4,678 | 4,718 | 4,773 | 4,940 |
| 建築設備 | 1,470 | 1,504 | 1,547 | 1,614 | 1,654 |
| 防火設備 | 175 | 337 | 546 | 779 | 799 |
| 計 | 6,440 | 7,388 | 7,191 | 7,465 | 8,318 |

（特定建築物・建築設備は棟数、昇降機・防火設備は設置台数で報告のあった実数）

特定建築物報告済証

昇降機報告済証

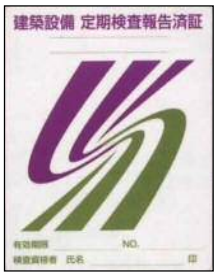


建築設備報告済証

防火設備報告済証

# 三．違反建築物の取締り業務

## 1 違反建築物取締り事務 （監察担当）

建築関係法令に基づいて、違反建築物および工作物の取締り、是正指導を行います。また、違反発生を未然に防止するため「違反建築防止週間」の設定、「一斉公開パトロール」等を実施し、良好な市街地環境の形成に努めています。

**違反建築物**　　単位：件

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 調査件数 | 156 | 205 | 209 | 180 | 124 |
| 違反取締り・是正指導件数（違反建築取扱件数） | 60 | 39 | 33 | 20 | 10 |

**違反事項別延件数（上記、違反建築取扱件数の内訳　重複有）**　　単位：件

| 違反事項 | 該当条項 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 建築確認申請手続 | 法第6条 | 16 | 9 | 23 | 16 | 11 |
| 敷地と道路の関係 | 法第43条 | 1 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 道路内の建築制限 | 法第44条 | 19 | 6 | 4 | 2 | 1 |
| 建ぺい率制限 | 法第53条 | 8 | 5 | 4 | 1 | 1 |
| 道路斜線制限 | 法第56条1項1号 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 高度地区の高さ制限 | 法第58条 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 防火・準防火地域内の建築物の構造 | 法第61条 | 16 | 17 | 14 | 10 | 5 |
| その他 | 法第20・27・36・52・56条<br>条例第7・19条 | 26 | 21 | 6 | 0 | 1 |
| 計 | | 87 | 62 | 53 | 31 | 19 |

法：建築基準法　　条例：東京都建築安全条例

# 四．建設リサイクル法受付事務

［根拠法令等］　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

## 1　建設リサイクル法の目的と対象工事　（監察担当）

特定の建設資材について、その分別解体および再資源化を促進し、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。

別表の対象工事について、届出書等により分別解体等の計画が適正であるかなどについて審査を行います。

また、必要に応じて現場検査を行い、助言、勧告を行います。

**別表**

| 対象工事の種類 | 規模の基準 |
|---|---|
| 建築物の解体 | 床面積の合計　８０㎡以上 |
| 建築物の新築・増築 | 床面積の合計　５００㎡以上 |
| 建築物の修繕・模様替(リフォーム等) | 請負代金の額　１億円以上 |
| 建築物以外のものの解体･新築等(土木工事等) | 請負代金の額　５００万円以上 |

**[手続フロー]**

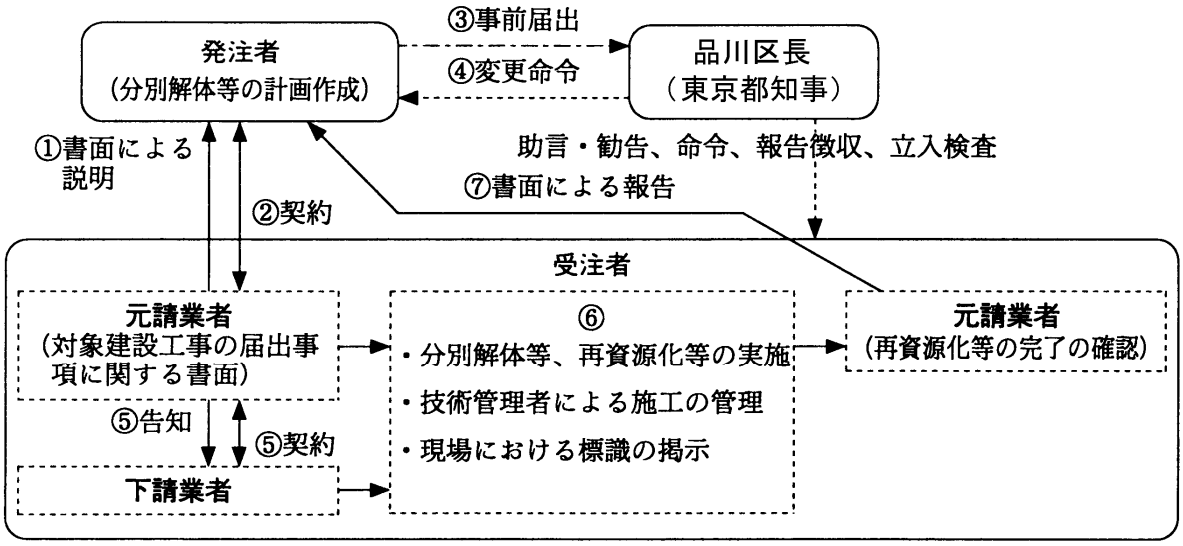


**対象建設工事に係る受付件数**　　単位：件

| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 届出（民間） | 解　体 | 598 | 643 | 615 | 562 | 600 |
| | 新築等 | 107 | 91 | 89 | 111 | 74 |
| | 土木工事等 | 230 | 230 | 214 | 152 | 123 |
| | 計 | 935 | 964 | 918 | 825 | 797 |
| 通知（公共） | 解　体 | 3 | 5 | 6 | 4 | 5 |
| | 新築等 | 16 | 15 | 2 | 5 | 4 |
| | 土木工事等 | 166 | 184 | 174 | 142 | 127 |
| | 計 | 185 | 204 | 182 | 151 | 136 |

# 五．細街路拡幅整備事業

［根拠法令等］　建築基準法第４２条２項
品川区細街路拡幅整備要綱

目　的：良好な住環境を確保し、安全で快適なまちづくりを促進するため、幅員４m未満の生活道路（細街路）を、建物の建替え等に併せて建築基準法第４２条２項に基づく後退線まで後退する際に、後退費用の一部を助成するなどの誘導策を実施しています。

平成２７年度より木密整備推進課と連携し、行き止まり道路の助成対象区域を、不燃化特区事業エリアや防災生活圏促進事業エリア内に拡大し、重点的かつ集中的に取り組むことにより、細街路の解消とともに市街地環境と防災性の向上を図ります。

## １　細街路拡幅整備　（細街路担当）

幅員が４mに満たない道路（細街路）は、消防活動や交通、環境上、大きな障害となっています。そこで建築基準法第４２条２項に指定されている道路については法令による後退線まで拡幅整備するため、整備に必要な費用の助成や、後退用地の寄付に際して奨励金を交付するなどの誘導策を実施し、細街路の解消に努めています。

**[細街路拡幅整備のイメージ]**

拡幅整備は、建物の建替えや塀の改修時に合わせて整備工事を行っていきます。
そのため、その道路は凸凹の状態になりますが、その道路に面したすべての建物が建替わった時に４mの道路幅になります。なお、拡幅整備による効果が十分に発揮されるよう、拡幅部分に通行の支障となるものが置かれないための啓発にも努めていきます。

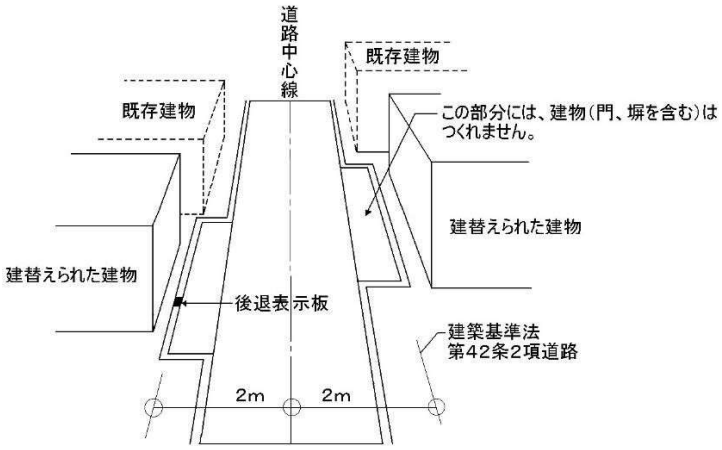


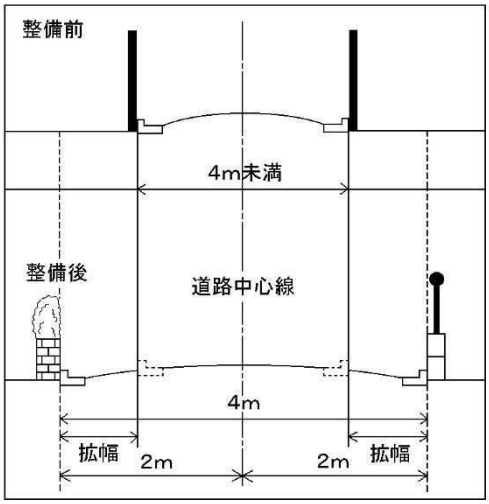


＜拡幅整備前＞

＜拡幅整備後＞

実績

| 区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 協 議（件数） | 405 | 423 | 488 | 438 | 439 |
| 整 備（件数） | 321 | 296 | 320 | 427 | 258 |
| 助成金額（千円） | 2,270 | 943 | 1,789 | 2,248 | 1,156 |
| （件数） | 26 | 6 | 3 | 7 | 2 |
| 奨励金額（千円） | 3,307 | 528 | 6,253 | 1,256 | 2,900 |
| （件数） | 4 | 2 | 5 | 2 | 2 |

令和４年度予算額　　４９８，１２３千円

### ２ 道路位置の指定･取消等　（細街路担当）

建築物の敷地は、法令上幅員４ｍ以上の道路に接していなければなりませんが、規定の道路に接しない土地を建築敷地として利用する場合は、一定の手続きや構造基準を踏まえて新たに道路を造ることで建築敷地とすることができます。

また、総合的な開発事業などで道路の位置を変更したり、不用となった道路を取消したりすることも可能です。

これら道路位置の指定・取消・変更は申請に基づき行っています。

位置指定道路（1項5号）の指定･取消･変更件数　　単位：件

| 区　　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指　　定 | 1 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| 取　　消 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 変　　更 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 2 | 7 | 2 | 1 | 2 |

## 六．私 道 整 備 事 業

［根拠法令等］　品川区私道整備に関する条例および同施行規則

### １ 私道整備助成　（細街路担当）

私道における通行の安全確保や生活環境の向上に資するため、私道整備に係る工事や排水設備･改修に係る工事を受託し、必要な助成を行っています。

**［助成内容］**

**全額助成 ⇒** 幅員が2．5m以上で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り抜けられる私道（幅員2．5m以上）に接続している私道

**90%助成 ⇒** 幅員が1．2m以上2．5m未満で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り抜けられる私道（幅員2．5m以上）に接続している私道

**（ただし私道のうち、行き止まりの場合は2戸以上の利用がある場合に限ります。）**

**［助成工種］**

●舗装　●L形側溝等排水施設　●階段手すり等補修　●交通安全施設

＜施工前＞

＜施工後＞

**実績**

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 整備件数 | 22 | 24 | 11 | 13 | 23 |
| 助成額（千円）（工事請負費） | 61,967 | 50,403 | 39,771 | 24,303 | 45,274 |

令和４年度予算額　　65,046千円

## 七．被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業

### 1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業　（審査担当（構造））

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、建築物の当面の使用の可否について判定を行う防災ボランティアの活動を支援します。

今年度も引き続き、防災ボランティアの応急危険度判定の模擬訓練や講習会を実施するとともに、防災ボランティアのリーダーである判定コーディネーターの育成に向け、研修を行っていきます。

**連絡網登録者数**（令和4年4月現在）　単位:名

| 総　数 | 区　民 | | 区　民　以　外 | |
|---|---|---|---|---|
| | 在勤者 | 非在勤者 | 在勤者 | 非在勤者 |
| 164 | 35 | 92 | 28 | 9 |

判定ステッカー

令和４年度予算額　６２千円

# 八. 住宅・建築物耐震化支援事業（耐震化促進担当）

［根拠法令等］　建築物の耐震改修の促進に関する法律
東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例
品川区耐震改修促進計画
品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱
品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱
品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱
品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱
品川区耐震シェルター等設置支援事業実施要綱
品川区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱

品川区耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月改定）における目標達成に向け、耐震化に関する戸別訪問等の取り組みを定めた品川区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（令和3年度）に基づき、耐震化等に関する直接的な周知啓発を計画的に実施し、災害に強いまちづくりを促進していきます。

**耐震化の現状と目標（「品川区耐震改修促進計画（令和3年3月改定）」より）**

| 種　類 | 種　別 | 耐震化率 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 前回 | 現状 | 目標 |
| | | 平成29<br>(2017)年度 | 令和2<br>(2020)年度 | 令和7<br>(2025)年度 |
| 住宅 | | 88.4% | 91.1% | 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 |
| | 木造住宅<br>（戸建・長屋・共同住宅） | 68.3% | 80.2% | |
| | 非木造住宅<br>（戸建・長屋） | 94.2% | 94.6% | |
| | 非木造住宅<br>（戸建・長屋） | 94.7% | 94.5% | |
| 民間特定建築物 | 多数の者が利用する一定規模以上の建築物 | 94.2% | 95.1% | 更なる耐震化の促進 |
| | 危険物を取り扱う施設 | 95.9% | 100.0% | |
| | 緊急輸送道路沿道建築物 | 81.4% | 83.6% | 95% |
| 区有建築物 | 防災上重要な施設（庁舎・保健所・地域センター・学校施設　など） | 98.7% | 98.7% | 100% |
| | その他の施設（住宅・高齢者福祉施設・公園管理施設　など） | 100.0% | 100.0% | |

① 木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修・除却支援
② 非木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
③ マンション・小規模マンションの耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
⑤ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強設計・耐震改修・建替え・除却支援
⑥ 品川シェルター設置支援
⑦ 耐震化アドバイザーの派遣

## 1 耐震化助成の流れ

**木 造 住 宅**

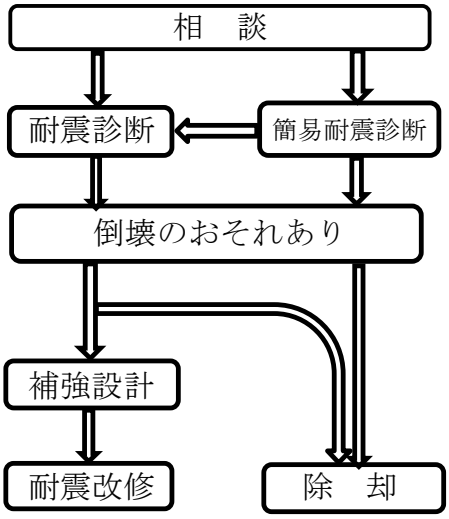


**非木造住宅**
**緊急輸送道路沿道建築物**

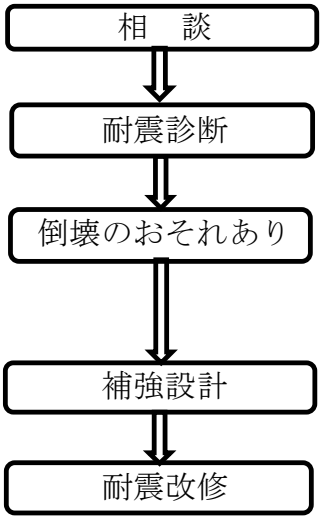


**マンション**
**小規模マンション**

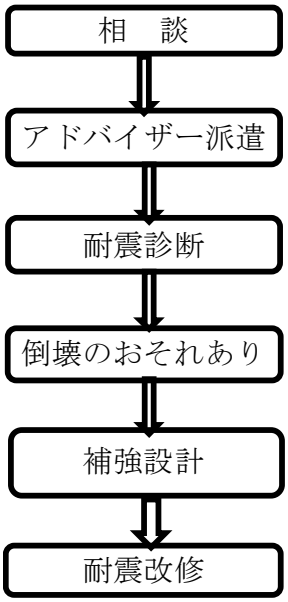


**特定緊急輸送道路沿道建築物**

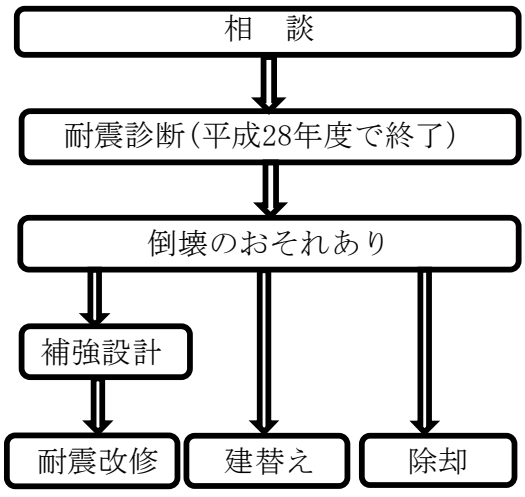

## 2 助成額一覧

### (1)住宅等

①耐震診断支援

| 構造 | | 要件 | 支援内容 | 助成限度額 |
|---|---|---|---|---|
| 木造 | 住宅（戸建　長屋）<br>併用住宅含む | 昭和５６年５月３１日以前の建築かつ<br>個人が所有する建築物 | 診断費用の１/２ | ７．５万円 |
| 木造 | 共同住宅 | | | １３．５万円 |
| 非木造住宅<br>（共同住宅含む） | | | | １０万円 |
| マンション | | 昭和５６年５月３１日以前の建築かつ<br>個人が所有する建築物で、３階以上の分譲マンションかつ1,000㎡以上<br>または啓開道路に接する建築物 | | １５０万円 |
| 小規模マンション | | 昭和５６年５月３１日以前の建築かつ<br>個人が所有する建築物で、３階以上の分譲マンションかつ1,000㎡未満の建築物 | | １００万円 |
| 緊急輸送道路沿道建築物 | | 敷地が緊急輸送道路に接する建築物<br>前面道路の幅員の1/2以上の高さの建築物<br>昭和５６年５月３１日以前の建築物 | 診断費用の全額 | ３００万円 |
| 町会会館 | | 昭和５６年５月３１日以前に建築された建築物で品川区町会・自治会館建設補助金交付要綱で補助の対象となる会館 | | なし |

※対象区域は、区内全域

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）
町会会館においては町会、または町会代表者

②補強設計支援

| 構　造 | | 要　件 | 支援内容 | 助成限度額 |
|---|---|---|---|---|
| 木造 | 住宅（戸建 長屋）<br>併用住宅含む | 耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物 | 耐震補強設計費用の１/２ | ２０万円 |
| 木造 | 共同住宅 | | | |
| 非木造住宅<br>（共同住宅含む） | | | | |
| マンション | | | 耐震補強設計費用の２/３ | ２００万円 |
| 小規模マンション | | | | １００万円 |
| 緊急輸送道路沿道建築物 | | | | ２００万円 |

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

③改修工事支援

| 構　造 | | 要　件 | 支援内容 | 助成限度額 |
|---|---|---|---|---|
| 木造 | 住宅（戸建 長屋）<br>併用住宅含む | 耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物かつ補強設計の助成金の交付対象となった建築物 | 耐震改修工事<br>費用の１／２ | １５０万円 |
| | 共同住宅 | | 耐震改修工事<br>費用の１／３ | ３００万円 |
| 非木造住宅<br>（共同住宅含む） | | | 耐震改修工事<br>費用の全額 | １５０万円 |
| マンション | | | 耐震改修工事<br>費用の１／３ | ２，５００万円 |
| 小規模マンション | | | 耐震改修工事<br>費用の１／３ | １，０００万円 |
| 緊急輸送道路沿道建築物 | | | 耐震改修工事<br>費用の２／３ | ２，５００万円 |

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

④除却工事支援

| 構造 | | 要件 | 支援内容 | 助成限度額 |
|---|---|---|---|---|
| 木造 | 住宅<br>（戸建 長屋）<br>併用住宅含む | 対象区域は整備地域または新防火地域内かつ、昭和５６年５月３１日以前に建築された以下の建築物<br>・個人が所有する建築物<br>・簡易耐震診断で耐震性が不十分と判断された建築物 | 除却工事<br>費用の全額 | １５０万円 |
| | 共同住宅 | | | ３００万円 |

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

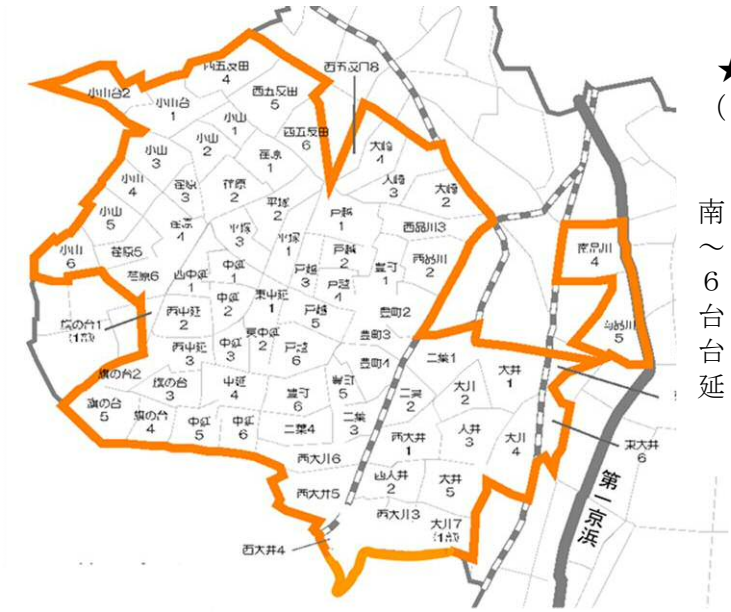


★ 木造住宅密集地域★
（東京都防災都市づくり推進計画の整備地域または新防火地域）

南品川４・５、西品川２・３、西五反田４～６・８、大崎２～４、東大井５の一部・６、大井１～５・７、西大井１～６、小山台、小山１～６、荏原１～６、平塚、旗の台１の一部・２～５、中延、西中延、東中延、戸越、豊町、二葉

### (2)特定緊急輸送道路沿道の建築物

①耐震診断支援　　平成２８年度で終了

②補強設計支援

| 要件 | 助成限度額 | |
|---|---|---|
| 耐震診断支援による耐震診断または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物 | 助成対象費用が６００万円以下 | 助成対象費用×１/１ |
| | 助成対象費用が６００万円を越え１，２００万円以下 | 助成対象費用×２/３<br>+２００万円 |
| | 助成対象費用が１，２００万円を超える場合 | 助成対象費用×５/１２<br>+５００万円 |

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

③改修・建替え・除却支援

| 要件 | 助成対象費用 | 助成限度額 | |
|---|---|---|---|
| 耐震診断支援による耐震診断または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物 | 延べ面積５，０００㎡以下の部分 | 助成対象費用が７，５００万円以下 | 助成対象費用×９/１０ |
| | | 助成対象費用が７，５００万円を越え１５，０００万円以下 | 助成対象費用×１７/３０<br>＋２，５００万円 |
| | | 助成対象費用が１５，０００万円を越える場合 | 助成対象費用×１１/３０<br>＋５，５００万円 |
| | 延べ面積５，０００㎡を超える部分 | 助成対象費用の１１/６０<br>延べ面積５，０００㎡以下の部分で算出された限度額に加算 | |

※延べ面積が５，０００㎡を超える建築物については、
助成対象費用を面積按分により５，０００㎡以下の部分と５，０００㎡以上の部分に分け、それぞれ計算を行ったものを合計

※Is 値が０．３未満の建築物の耐震改修の場合、助成額を加算することが可能

### (3)品川シェルター

| 対象住宅 | 助成対象者 | 内　容 | 助成限度額 |
|---|---|---|---|
| ・昭和５６年５月３１日以前に工事着手した建築物<br>・階数２以下<br>・木造の住宅（長屋、共同住宅含む） | ・６５歳以上の高齢者のいる世帯<br>・身体障害者（障害者等級２級以上）のいる世帯<br>・世帯所得６００万円未満 | 助成対象費用の全額 | ５０万円 |

## ３　実績

単位：件

| 区分＼年度 | | | | 平成28年度まで | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 簡易診断 | | | | 159 | 12 | 27 | 11 | 11 | 18 | 238 |
| 耐震診断 | 木造 | 戸建て | | 885 | 11 | 17 | 13 | 6 | 9 | 941 |
| | | 共同住宅 | | 109 | 3 | 2 | 0 | 1 | 2 | 117 |
| | 非木造住宅 | | | 10 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 12 |
| | マンション | | | 38 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | 47 |
| | 特定緊急輸送道路 | | | 162 | 1 | 1 | | | | 164 |
| | 一般緊急輸送道路 | | | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5 |
| | 町会会館 | | | 15 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 17 |
| | 計 | | | 1,219 | 17 | 23 | 16 | 12 | 16 | 1,303 |
| 耐震補強設計 | 木造 | 戸建て | | 147 | 9 | 9 | 4 | 2 | 2 | 173 |
| | | 共同住宅 | | 21 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 22 |
| | 非木造住宅 | | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | マンション | | | 6 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | 特定緊急輸送道路 | | | 32 | 4 | 5 | 6 | 4 | 1 | 52 |
| | 一般緊急輸送道路 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| | 計 | | | 208 | 14 | 17 | 10 | 7 | 5 | 261 |
| 耐震改修工事 | 木造 | 戸建て | 改修 | 171 | 11 | 6 | 6 | 0 | 1 | 195 |
| | | | 建替え | 202 | | | | | | 202 |
| | | | 除却 | 400 | 137 | 127 | 123 | 120 | 108 | 1015 |
| | | 共同住宅 | 改修 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 |
| | | | 建替え | 27 | | | | | | 27 |
| | | | 除却 | 110 | 33 | 42 | 23 | 39 | 31 | 278 |
| | 非木造住宅 | | 改修 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | マンション | | 改修 | 4 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 8 |
| | 特定緊急輸送道路 | | 改修 | 17 | 3 | 1 | 3 | 1 | 2 | 27 |
| | | | 建替え | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 |
| | | | 除却 | 9 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 12 |
| | 一般緊急輸送道路 | | 改修 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 962 | 187 | 177 | 158 | 160 | 145 | 1,789 |
| シェルター | | | 品川シェルター | 18 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 21 |
| | | | 耐震シェルター | 6 | | | | | | 6 |
| 耐震化アドバイザー派遣 | | | 棟数 | 68 | 2 | 3 | 2 | 1 | 0 | 76 |
| | | | 回数 | 77 | 2 | 4 | 2 | 1 | 0 | 86 |

令和４年度予算額　　８８８，０２７千円

# 九．がけ・擁壁安全化支援事業

［根拠法令等］　品川区がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣事業実施要綱
品川区がけ・擁壁の安全化対策支援事業実施要綱

## １　がけ・擁壁安全化支援事業　（審査担当（構造））

土砂災害への対応として、平成２９年度より、災害発生時の道路閉塞による避難や消火活動への支障となる危険性の解消に向け、専門家アドバイザーの派遣や擁壁の改修工事費の一部助成を行う「がけ・擁壁安全化支援事業」を開始しました。

事業実施には、擁壁所有者等への直接的な事業周知や意識啓発が重要であることから、窓口でのチラシ案内、広報紙やＨＰでの周知の他、郵送等による個別周知を行うとともに、２か年をかけ区内全域で行った擁壁等の実態調査に基づき、安全性が低いと思われる擁壁所有者等へは、直接個別訪問により助言や啓発を行うなど積極的に働きかけ、災害に強いまちづくりを促進します。

### （1）がけ・擁壁安全化アドバイザーの派遣

対象とするがけ：品川区内に存する高さ２ｍを超えるがけ等

アドバイス業務：がけ等の安全性に係る現状把握や維持管理、改善対策について助言する。年度内２回まで無料で派遣

コーディネート業務：がけ等の安全化に向けた改修工事の計画や進め方について提案する。１回に限り無料で派遣

### （2）がけ・擁壁改修工事費助成

①急傾斜地崩壊危険箇所または土砂災害警戒区域内のがけ等改修工事費助成

Ａ：擁壁の新設

助成額：工事費の１／２かつ上限額１０，０００千円

②道路・公共施設沿いの高さ２ｍ超のがけ等改修工事費助成

Ｂ：擁壁の新設

助成額：工事費の１／２かつ上限額４，０００千円

③上記①②共通

Ｃ：補強工事

助成額：工事費の１／２かつ上限額１，０００千円

Ｄ：防護壁工事

助成額：工事費の１／２かつ上限額２，０００千円

**実績**　　単位：件

| 区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 94 | 47 | 93 | 32 | 98 |
| がけアドバイザー派遣 | 11 | 11 | 11 | 11 | 18 |
| がけコーディネーター派遣 | | | | 4 | 8 |
| 工事費助成 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 |

令和４年度予算額　　３４，１５０千円

# 十．コンクリートブロック塀等安全化支援事業

［根拠法令等］　品川区コンクリートブロック塀等安全化支援事業実施要綱

## 1 コンクリートブロック塀等安全化支援事業　（審査担当（構造））

平成３０年１２月より、通行時の安全性を高めるため、区内全域で、安全が確認できない道路に面するコンクリートブロック塀等の除却工事費等を助成する「コンクリートブロック塀等安全化支援事業」を開始しました。これにより、災害時のコンクリートブロック塀等の倒壊による事故や道路閉塞を防ぎ、災害に強いまちを目指します。

また、令和２年１０月より建築確認申請に係る手数料等の支援を拡充しました。

**助成内容**

①ブロック塀等除却工事費助成

対　象：高さ８０㎝以上のコンクリートブロック塀、万年塀、石積み塀、レンガ塀、

助成額：工事費の１/１かつ上限額３０千円/m

②軽量フェンス等設置工事費助成（除却と同時に行う工事）

助成額：工事費の１/２かつ上限額２６千円/m（ブロック積等）

１６千円/m（軽量フェンス等）

③設計費および工事監理費（建築確認申請に係る手数料を含む。）

助成額：上限額１５０千円

**実績**　　単位：件

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 69 | 120 | 103 | 77 |
| 申請件数 | 5 | 22 | 47 | 40 |

令和４年度予算額　２５，９６９千円

# 十一．その他の事業

## 1 各種証明発行　（事務調査係）

### (1)住宅用家屋証明の発行

居住用家屋の取得時における、登録免許税の軽減を受けるため、租税特別措置法に規定された専用住宅であることの証明を行っています。

### (2)台帳記載事項証明、道路位置指定証明、建築計画概要書記載事項証明の発行

建築確認済証、検査済証等が発行済みであることの事実証明としての台帳記載事項証明、道路位置指定、変更、廃止等の証明としての道路位置指定証明、不動産調査等の利便性を図るため建築計画概要書記載事項証明を発行しています。

また、証明書セルフ発行窓口システムによる窓口の混雑緩和を図ります。

住宅用家屋証明等の発行件数　　単位：件

| 区　　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 住宅用家屋証明 | 2, 251 | 1, 989 | 3, 115 | 2, 645 | 1, 731 |
| 道路位置指定証明 | 1, 186 | 1, 148 | 1, 228 | 865 | 923 |
| 台帳記載事項証明 | 5, 534 | 5, 602 | 5, 887 | 5, 023 | 5, 913 |
| 建築計画概要書記載事項証明 | 16, 695 | 17, 475 | 18, 125 | 16, 003 | 18, 084 |
| 計 | 25, 666 | 26, 214 | 28, 355 | 24, 536 | 26, 651 |

## ２ 建築動態統計調査事務　（事務調査係）

建築基準法第１５条１項の規定による建築工事届および建築物除却届の受理ならびに建築統計の作成を行っています。

## ３ 歴史的･魅力的建築物調査　（審査担当（構造））

まちの風情を創り出す建築物の優れたデザイン的価値や文化的価値とともに、建築家の設計思想や建てられた背景、施主の視点からの想い等、区の魅力ともなりえる、後世に伝えてゆくべき建築物等について調査を行い、文化・観光資源の確保および情報の発信、有形的価値の保存など、今後の区施策に活かします。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、建築物の公開イベントやツアーを中止し、過去に紹介した建築物についての動画を作成しました。その動画は、品川区公式チャンネルにて公開いたしました。

**オープンしなけん実績**

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|
| 公開建築物数 | 8 | 11 | - | 動画作成<br>5本 |
| 来場者数 | 1,474 | 1,575 | 69<br>（ツアー参加者） | |

令和４年度予算額　９，９５０千円

# 環境課

2022

# 環　　境　　課

## 係　別　事　務　分　掌

### 環境管理係

1　環境施策に係る計画に関すること。
2　環境マネジメントシステムに関すること。
3　課内他係に属しないこと。

### 環境推進係

1　環境の啓発に関すること。
2　環境学習の推進に関すること。
3　環境に係る区民、事業者、ＮＰＯ等との連携に関すること。
4　環境学習交流施設に関すること。

### 指導調査係

1　公害関係法令および条例に基づく工場等に係る認可、届出、規制、調査および指導に関すること。
2　公害等に係る苦情、相談、指導および啓発に関すること。
3　環境に係る調査および監視に関すること。
4　環境影響評価に係る調査および調整に関すること。

# 一．省エネルギー対策事業（環境管理係）

区は平成３０年４月に、区の環境に関わる基本施策を示した「品川区環境基本計画」、および区が一事業者として温室効果ガス削減に取り組むための「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」を公開し、各種施策に取り組んでいます。

［根拠法令等］
・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例　（環境確保条例）

## １　地球温暖化防止対策の推進（平成１５年度より実施）

### （１）品川区環境基本計画

期間：平成３０（２０１８）年度～令和９（２０２７）年度

①計画の目標

基本目標１　「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）
基本目標２　「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）
基本目標３　「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然循環）
基本目標４　「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）
基本目標５　「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）
共通目標　「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ）

②品川区全体の温室効果ガス排出削減目標

＜計画終了年度目標＞
平成２５（２０１３）年度比で令和９（２０２７）年度に３３％減
＜長期目標＞
平成２５（２０１３）年度比で令和１２（２０３０）年度に４０％減

### （２）品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～

期間：平成３０（２０１８）年度～令和４（２０２２）年度

①区有施設の温室効果ガス排出削減目標

＜計画終了年度目標＞
平成２５（２０１３）年度比で令和４（２０２２）年度に１６％減
＜長期目標＞
平成２５（２０１３）年度比で令和１２（２０３０）年度に４０％減

計画の詳細はこちらのＱＲコードを参照

## （３）各計画の実績

① 品川区全体の温室効果ガス排出量

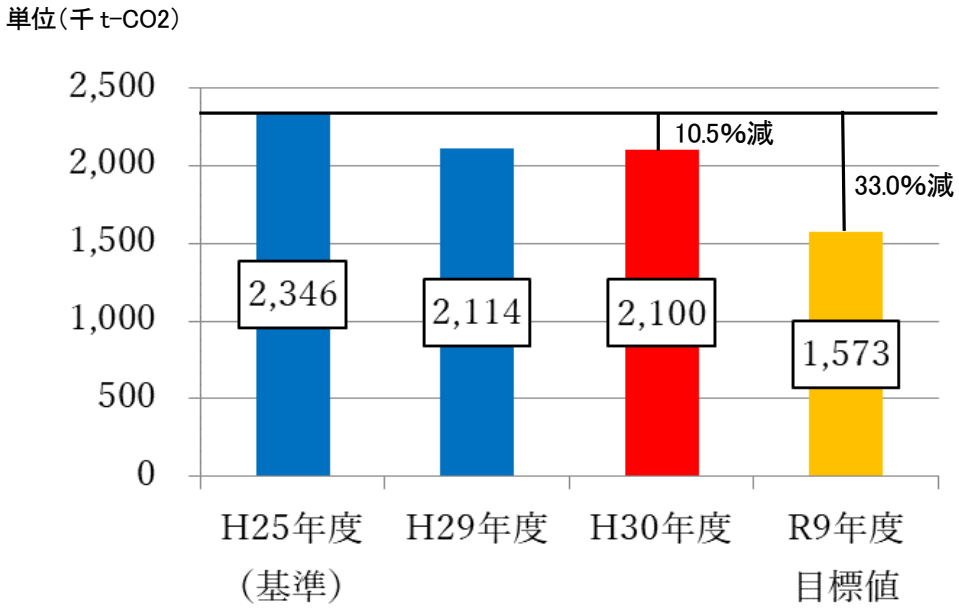


② 区有施設の二酸化炭素排出量

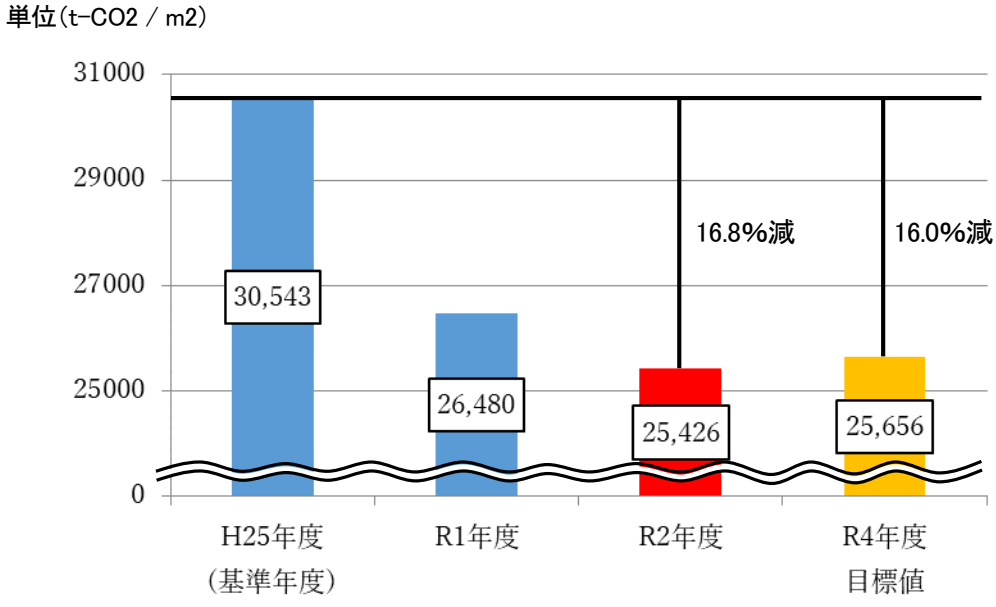

## （４）計画目標達成に向けて

温室効果ガスの削減目標達成に向けて、区有施設における太陽光発電システムの導入や、二酸化炭素を排出しない低炭素なエネルギーの導入に取り組んでいます。

令和３年度末現在、４２の施設において太陽光発電システムを設置しています。また令和４年度は１０施設において、再生可能エネルギー利用率１００％で、二酸化炭素を排出しない電気の供給を行っています。

## （５）計画の改訂

地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、その対策は世界共通の切迫した課題として更なる対策が求められています。国内においても令和２年１０月に「２０５０年に温室効果ガス排出ゼロ」宣言し、より一層の地球温暖化防止の取り組みの強化を求められています。

品川区においては、区民・事業者・区が一体となり、それぞれの役割を果たすべく、環境基本計画を策定し、地球温暖化防止に取り組んできました。策定から５年が経過するいま、国内外の最新の情勢や動向等を把握し、既存施策の内容を十分に分析・精査し、取り組みのレベルアップを図るための指針となる環境基本計画を改訂するとともに、新たな施策を検討したうえで、区が一事業者として取り組む温室効果ガス削減計画である職員環境行動計画の改定を実施します。

令和４年度予算額　　１５，０００円

## ２　太陽光発電等システム設置助成事業（平成２３年度より実施）

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するために、区民・中小企業者が家庭および事業所等に太陽光発電システムおよび蓄電池システムを設置する際の費用の一部を助成します。

［根拠法令等］　・品川区太陽光発電システム等設置助成事業実施要綱
・品川区太陽光発電システム等設置助成事業事務取扱要領

### （１）助成内容

| | | 助成額 | 助成上限額 | 予定件数 |
|---|---|---|---|---|
| 太陽光発電システム | 家庭用 | 30,000 円/kW | 90,000 円 | 35 件 |
| | 業務用 | 30,000 円/kW | 150,000 円 | 5 件 |
| 蓄電池システム | 家庭用 | 10,000 円/kWh | 50,000 円 | 35 件 |
| | 業務用 | 10,000 円/kWh | 50,000 円 | 5 件 |

### （２）助成実績

金額：千円

| | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 家庭用 | 18 | 1,504 | 21 | 1,845 | 12 | 998 | 34 | 2,878 | 22 | 1,774 |
| 業務用 | 2 | 241 | 2 | 300 | 0 | 0 | 1 | 150 | 2 | 124 |

令和４年度予算額　　６，２０８千円

## ３　事業所用ＬＥＤ照明設置助成事業（平成２６年度より実施）

省エネルギー効果の高いＬＥＤ照明の普及を促進することで地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るために、区内施工業者を利用し、ＬＥＤ照明を設置する事業者に対し、その設置に要する経費の一部を助成します。

［根拠法令等］　・品川区事業所用ＬＥＤ照明設置助成事業実施要綱
・品川区事業所用ＬＥＤ照明設置助成事業事務取扱要領

### （１）助成対象

| 種別 | 基準 |
|---|---|
| LED照明器具 | 1.固有エネルギー消費効率が85lm/W以上であること。<br>2.LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること。 |
| LEDを光源とした<br>内照式表示灯 | 定格寿命が30,000時間以上であること。 |
| 電球形LEDランプ | 1.エネルギー消費効率が70lm/W以上であること。<br>2.定格寿命が30,000時間以上あること。 |

助成額　　設置費用の１０％（上限３００，０００円）
予定件数　　３件

### （２）助成実績

金額：千円

| 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 4 | 547 | 4 | 507 | 6 | 434 | 7 | 675 | 1 | 106 |

令和４年度予算額　　９０６千円

## ４　低公害車買換え支援事業（平成２６年度より実施）

区内中小企業者等に対し環境保全活動を促進し良好な環境の確保に寄与するため、低公害車への買換え助成を行います。

**[根拠法令等]**　・品川区低公害車買換え支援事業利子補給等交付要綱

### （１）助成内容

都の融資あっせんを受けた際、利子については都が１／２を補助し、信用保証料については２／３を補助しますが、補助されない自己負担分を区が助成します。

### （２）助成実績

金額：円

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 台数 | 21 | 18 | 20 | 9 | 8 |
| 合計 | 707, 001 | 318, 747 | 285, 347 | 188, 667 | 179, 104 |

### （３）助成金支出予定額

金額：円

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 台数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 2 |
| 合計 | 271, 212 | 176, 085 | 114, 476 | 68, 682 | 41, 033 | 20, 220 |

| 令和10年度 |
|---|
| 2 |
| 2, 718 |

令和４年度予算額　　５０３千円

## ５　ミスト設備助成事業（令和元年度より実施）

夏の暑さの緩和を目的に、人が自由に出入りできる場所や公共交通機関の施設等に移動式微細ミスト設備をレンタルし、設置する事業者等へ設備の設置経費等の一部を助成します。

［根拠法令等］　・品川区ミスト設備助成事業実施要綱
・品川区ミスト設備助成事業実施要領

### （１）助成内容

| 機器の種類 | 助成対象経費 | 助成金額 |
|---|---|---|
| 移動式<br>微細ミスト設備 | ・レンタル料<br>・基本料<br>・設置経費（レンタル事業者が借主の指定した場所に設置する際に要した経費の1回分）<br>・運搬費（往復分）<br><br>※水道料金や上記以外の運搬費、故障時のメンテナンスの費用は対象外 | 対象経費の 1/2<br>（1 台あたり上限 6 万円） |

### （２）助成実績

金額：千円

| 令和元年度 | | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 4 | 653 | 2 | 392 | 3 | 461 |

令和４年度予算額　　１，４３３千円

## ６　環境情報管理システムの運用など

### （１）環境情報管理システム運用および環境法令に基づく届出（平成２２年度より実施）

自治体に課せられる複数の法令遵守等※に対応する「環境情報管理システム」を運用することにより、正確かつ迅速なデータ管理と遅滞のない届出を行うとともに、情報共有によるエネルギー使用量削減を図ることを目的としています。

平成３０年度には施設管理者などがエネルギー使用量の変化をより分かりやすく把握するためのシステム改修、令和３年度には運用経費の軽減や作業効率化を図るためのシステム更改を行いました。

※法令遵守等

- 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく報告書制度への対応
- 品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～に基づく$CO_2$排出量の計画的削減

### （２）品川区有施設の二酸化炭素排出量分析委託（令和元年度より実施）

「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」において、二酸化炭素排出量の年間実績の算定や増減の要因分析は、環境課職員が行ってきました。この業務を専門業者に委託し、技術者視点における増減要因の分析や、それに基づいた今後の環境施策について検討を行います。また令和元年度に配布した設備機器の「運用改善マニュアル」について、空調や照明等の運用改善対策の活用が施設でどのような効果を挙げたかについての検討も併せて実施します。

令和４年度予算額　　２，８０３千円

## ７　冊子による家庭向け温暖化啓発（令和２年度より実施）

品川区全体の温室効果ガス排出量において、家庭部門は約３割を占めます。家庭の排出量は減少傾向にあるものの、オフィスビル等が該当する業務部門と比較すると減少幅が鈍化しています。そのため令和２年度に作成した家庭向けの温暖化啓発冊子を新たに印刷し、新４年生を対象に配布します。冊子は漫画風の構成で特に子どもの好奇心を刺激することを期待しており、子どもからその家族へ省エネ対策に関する知識が広がり、環境意識を世帯単位で高められる仕組みになっています。

### （１）内容

①省エネやエネルギーの低炭素化につながる行動の事例紹介
②子どもの目に留まるような、漫画風の構成

### （２）配布実績

| 年度 | 配布対象 | 配布枚数 |
|---|---|---|
| 令和２年度 | 品川区立小学校・義務教育学校（計 37 校）の 4～6 年生児童<br>図書館<br>地域センター<br>文化センター | 13,815 |
| 令和３年度 | 品川区立小学校・義務教育学校（計 37 校）の４年生児童 | 2,975 |

令和４年度予算額　　２０２千円

# 二.　環境情報活動センター運営（環境管理係）

区民の環境学習や活動、交流の場を提供することで、区民の自主的な環境活動の活性化を図ってきました。環境情報活動センターは令和３年度をもって閉所し、その役割は「品川区立環境学習交流施設　エコルとごし」に引き継がれます。

［根拠法令等］　・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

## １　品川区環境情報活動センターの運営（平成１７年度より実施、令和３年度で終了）

### （１）ホームページ等による情報発信

身近な環境情報をいち早く発信するため、ホームページを開設し、リアルタイムに環境情報を発信しました。また、センター情報紙「しながわＥＣＯだより」を年４回発行し、保育園や小中学校などで配布しました。

・各情報発信数（ＥＣＯトピックスへの掲載数）

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 記事数 | 18 | 28 | 15 | 41 | 19 |

### （２）環境記者による情報の収集発信

身近な環境に関わる様々な情報を提供していただく方を「環境記者」として登録し、情報収集を行いました。

提供された情報はホームページや情報紙で発信しています。記者同士の情報交換会を年３回開催し、活発な意見交換を行いました。

・登録人数および記事数実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録人数 | 18 | 16 | 14 | 14 | 12 |
| 記事数 | 56 | 39 | 47 | 39 | 29 |

## ２　環境学習講座など（環境情報活動センターの閉鎖に伴い、エコルとごしに役割を移管）

### （１）環境学習講座

生物やエネルギー、気象に関すること、自然のものや不用品を使ったクラフト講座など、区民の関心が高い環境学習講座を開催しました。

開催にあたってはＮＰＯなどの環境団体や区内企業等と連携し、センターの拠点である「こみゅにてぃぷらざ八潮」を中心に開催しました。

また、夏休みと春休みには「子ども環境学習講座」を開催し、実験や工作を通して気象について学ぶ講座等、身近な環境を楽しく学ぶことで環境意識の向上を図りました。

環境学習講座実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 講座開催数 | 25 | 25 | 23 | 12 | 23 |
| 参加者数 | 681 | 659 | 695 | 314 | 639 |

夏休み・春の子ども環境学習講座実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 講座開催数 | 8 | 8 | 7 | 2 | 5 |
| 参加者数 | 345 | 311 | 272 | 64 | 167 |

### （２）エコサポーターの登録・活用

環境について関心のある方や既に活動されている方をエコサポーターとして登録し、各種講座・イベント等で協力していただきました。

登録実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録者数 | 8 | 8 | 7 | 7 | 8 |

# 三.　環境マネジメントシステム運用管理（環境管理係）

区の環境に関わる取り組みを推進する区独自の仕組みであるしながわエコリンクを円滑に運用し、継続的な環境保全活動を全庁的に推進します。

## １　しながわエコリンクの運用概要（平成２７年度より実施）

区では、率先して一層の環境保全・改善に取り組み、区民・事業者等の環境行動の促進を図るため、しながわエコリンクの運用をしています。

しながわエコリンクの運用により、環境関連法令や実行計画に基づく省エネ・省資源活動を着実に推進していくために、年度ごとの環境目標を定め、その進行管理を行います。

また、区有施設における環境法令管理の強化を図り、適用を受ける環境法規制の遵守の徹底を図ります。

平成３０年度は「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」策定や、各種法令の改訂などに基づき、文書改訂を行いました。

・スケジュール

| 作業項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実務担当者研修 | ● | ● | | | | | | | | | | |
| 課長研修<br>施設長研修 | | | ● | | | | | | | | | |
| 環境法令研修 | | ● | | | | | | | | | | |
| 職場研修 | | | ● | ● | | | | | | | | |
| 環境監査員研修 | | | | ● | | | | | | | | |
| 環境監査 | | | | | ● | ● | ● | | | | | |
| 環境対策推進<br>会議 | | | | | | | | | | | | ● |
| 表彰 | | | | | | | | | | | | ● |
| 各所属長等<br>による点検･評価 | ● | | | ● | | | ● | | | ● | | |
| 区長または都市環境部長による見直し | | | | | | | | | | | ● | |

## ２　各種研修の実施

実務担当者研修や環境法令研修等を実施することにより、しながわエコリンクの制度概要や運用方法、法令の知識等を担当者等が習得し、適切にシステムを運用します。環境監査員研修では、模擬監査を交え実践的な研修を実施しています。

令和４年度予算額　　５５８千円

## ３　環境監査の実施

しながわエコリンクの適切な運用を確認するため、課長級職員を主任環境監査員とする環境監査を実施します。監査では所属長（課長・施設長）とのヒアリングや現地調査などを通じて監査部署の運用状況を確認するとともに、関係書類等の確認や、優れた環境改善・保全活動の発見等を行い、令和３年度は指摘事項０件、改善・提案事項１３件、適切事項８２件、優良事項２６件が報告されました。

## ４　表彰の実施

各部署における環境に関する取組みについて、優良と認められるものについては表彰を行います。令和元年度より表彰状にバナナペーパーを用いています。これはバナナの繊維を混ぜた表彰状で、紙原料である木材の使用量を抑えられるほか、バナナを作る発展途上国の生産者をサポートすることにもつながります。

### （１）令和３年度の表彰内容

①河川下水道課

ヒカリの水辺プロジェクトの橋梁ライトアップに伴う消費電力について、高知県のカーボン・オフセットを活用した二酸化炭素削減に取り組みました。

②清水台小学校

保健・給食委員会による「残食ゼロキャンペーン」を実施し、食品ロス削減に率先して取り組みました。

③荏原第一中学校

環境に配慮した新標準服を運用する取り組みにより、子どもたちのＳＤＧｓに関する環境意識向上に取り組みました。

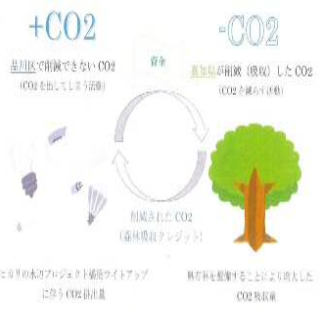


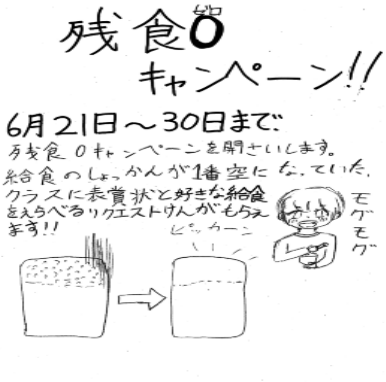

令和４年度予算額　　９千円

# 四. 環境学習交流施設管理運営（環境推進係）

## １　環境学習交流施設事業

### （１）目的

地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、その対策は世界共通の切迫した課題として更なる対策が求められており、国内においてもその対策や環境に関する学びへの需要が高まっています。

品川区では、こうした社会的な変化に対応し、より効果的に環境保全を促進するため、平成３０年３月に「品川区環境基本計画」を策定しました。計画に示す環境教育・コミュニケーションの充実や、環境保全について日常的に実践する人を育て、次代につなぐ環境都市の実現を目指すため、「品川区立環境学習交流施設エコルとごし」を整備しました。

なお、本施設は、体験を通じて楽しみながら環境学習を行うとともに最新の環境情報の発信や、区民が気軽に環境活動に参加できる仕組みとあわせ、区内の新たな交流拠点としての機能を有し、地域とともにある施設を目指しています。

### （２）施設概要

① 名　称　　品川区立環境学習交流施設（愛称：エコルとごし）
② 開設日　　令和４年５月１日
③ 所在地　　品川区豊町２－１－３０（戸越公園内）
④ 構　造　　鉄骨造
⑤ 規　模　　地上３階建て　延床面積１，８６５．８３㎡

### （３）施設のキャッチコピー

「つなぐ　つづける　つくりだす　～エコなミライへ～」

＜キャッチコピーの考え方＞

区の今までの環境保全に対する取り組みなど、今あるものをつなぎ持続可能にすることとあわせ、施設から今までにない新たな魅力やにぎわいをつくり育てるという観点から掲げたものです。

### （４）ターゲット

第１ターゲット…未来をつくる子どもたち　第２ターゲット…子どもを支える人たち

＜ターゲットの考え方＞

子どもたちへの啓発から、子どもたちにとって最も身近で直接支える家族、その周りで支える学校や地域の人々へ結びをつなぎ、環境行動の輪をつくりだすことを目指します。

**（５）施設機能**

体験学習機能、情報発信機能、交流・連携機能

**（６）指定管理者**

① 名　　称　　アクティオ株式会社
② 所 在 地　　品川区豊町２丁目３番１０号
③ 代 表 者　　代表取締役　淡野　文孝
④ 指定期間　　令和４年５月１日～令和９年３月３１日

**（７）事業内容（指定管理業務）**

① 環境の保全に関する学習の推進
② 環境の保全に関する情報の収集・提供
③ 環境保全活動に主体的に取り組む人材の育成・支援
④ 施設および設備の使用に関すること（貸室等の運用）

**（８）令和４年度環境学習講座・事業予定**

① 年間講座　　５０講座
② アウトリーチ講座　７講座
③ イベント　　ＺＥＢガイドツアー、企画展示（５回）大学イベント連携　等
※その他区立小学校・義務教育学校社会科見学等、団体プログラム実施予定

**（９）施設構成**

| | 主な諸室 | 定員 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 3階 | 多目的スペース<br>(149.9 ㎡) | 1/3 面　33 名<br>2/3 面　66 名<br>全面　100 名 | 講座・講演会やワークショップ開催、社会科見学等で使用（貸出可） |
| | 映像展示室<br>常設展示室<br>ホワイエ兼メッセージ展示<br>(385.7 ㎡) | － | 温暖化対策をメインテーマとして、自分と環境との関わりを疑似体験できる大型映像展示・「みる・きく・さわる」といった体感を重視した常設展示・思いを発信するメッセージ展示 |
| 2階 | 地域交流室<br>(50.4 ㎡) | 27 名 | 町会・自治会など、地域活動・団体活動の場（貸出可） |
| | ボランティア室<br>(45.0 ㎡) | 25 名 | 施設で活躍するボランティアなど、環境に関するボランティアを行っている方の活動の場 |
| 1階 | コミュニティラウンジ<br>(193.2 ㎡) | － | 誰もが利用できる休憩スペースをはじめ、情報発信エリア、企画展示エリア・キッチンを備えた多機能ラウンジ |
| | キッズスペース<br>(45.5 ㎡) | 12 名 | 壁面で遊ぶことができるパズルやマグネット、木製玩具を備えた乳幼児と保護者向けスペース |

## （１０）利用時間・休館日

| 区分 | 利用時間 | 休館日 |
|---|---|---|
| コミュニティラウンジ | 7:00～21:30 | 年末年始<br>（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日） |
| 展示室・キッズスペース | 9:00～18:00 | |
| ボランティア室<br>地域交流室<br>多目的スペース | 9:00～21:30 | |

## （１１）環境学習展示

＜テーマ＞　　「温暖化対策」中心

＜展示の流れ＞

①映像展示（環境そのものへの関心をもつ）

床・壁に投影する映像装置と人の動きを感知するシステムにより、環境との関わりを楽しく疑似体験できる大型映像展示です。

②常設展示（映像展示を深堀りし、新たな気付きを生む）

１秒・１日・１年などの「時間」を軸に環境をとらえ、身近な視点で足しく学ぶことのできる体験型展示です。

③メッセージ展示（学んだことから答えを出し、発信）

①②で学んだことを自ら考え、未来へのメッセージを発信・共有することができる参加型の展示です。

大型映像展示

常設展示

## （１２）建物の特徴

①建材の活用

区と交流・連携する６自治体を産地とした木材をはじめとした建材を、建物の随所に活用しています。

②都内公共施設初めてとなる「Ｎｅａｒｌｙ　ＺＥＢ（※）」認証取得建物

建築物省エネルギー性能表示制度（ＢＥＬＳ）の「Ｎｅａｒｌｙ　ＺＥＢ」認証を取得しました。年間を通じて安定した温度である地中の未利用エネルギーを空調熱源として利用し、再生可能エネルギーである太陽光発電によりエネルギーを創るなど、竣工時点で建築物のエネルギー消費量の９１％削減を実現しています。

③災害に強い建物計画

太陽光発電システムと蓄電池を組み合わせることにより、施設の一部照明やトイレ等を使用できるものとし、避難所機能としての活用も可能とします。

（※）ＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）…

省エネ効果の高い設備を導入することにより、省エネルギーを実現、かつ、使用するエネルギーを創出することで、快適な室内環境を維持しながら、年間の一次エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることをめざした建築物。

**（１３）ＺＥＢ普及支援事業**

① 対象

ＺＥＢ化導入を検討する区内民間事業者（デベロッパー・設計事務所等）

② 内容

エコルとごし設計者によるセミナー・ＺＥＢツアー等の事業開催後、ＺＥＢプランナーによる相談受付を実施（年４回予定）

**（１４）環境保全活動団体および個人の認定**

① 申請

環境課窓口・エコルとごし

② 内容

環境課が審査し、登録証を発行します。認定された団体・個人は、エコルとごしの優先予約が可能となり、施設使用料の減免を受けることができます。

**（１５）スケジュール（予定）**

令和４年４月２９日（金・祝）　オープニング式典開催

５月　１日（日）　施設開設・オープニングイベント開催

令和４年度予算額　　１２８，４７０千円

## ２．オープニングイベントの開催

開設日である令和４年５月１日に、戸越公園等で環境啓発イベントを実施することで、開設を多くの区民に周知し、今後の施設利用者の拡充に繋げていきます。

また、楽しみながら環境について学べるイベントとすることで、環境への関心を高め、行動に繋げる契機とすることを目的に開催します。（例年５月に開催していた「しながわＥＣＯフェスティバル」をリニューアルして開催します。）

①開催日時

令和４年５月１日（日）　午前１０時から午後３時（小雨決行）

②会　　場

戸越公園、品川区立環境学習交流施設エコルとごし、戸越小学校体育館

③内　　容

【戸越公園】

自然体験・環境学習ワークショップ、探検クイズ　等

【エコルとごし】

映像展示・常設展示による環境学習、廃材による工作教室、フードドライブ、マシンガンズ滝沢秀一氏（ゴミ清掃員・芸人）によるトークイベント　等

【戸越小学校体育館】

フリーマーケット

令和４年度予算額　　１２，８００千円

# 五. 環境行動推進事業（環境管理係・環境推進係）

## １　グリーン電力証書システムの活用（環境管理係）（平成２１年度より実施）

グリーン電力証書システムは、バイオマスや太陽光等の再生可能エネルギーで発電された電気が持つ目に見えない「環境価値」を「電気そのもの」と切り離して取引する制度であり、グリーン電力証書を購入することによって、「環境価値」のある電力を利用したとみなすことができるシステムです。

このグリーン電力証書システムを活用し、イベント時に使用する電力について証書を購入します。これにより、ＣＯ２の削減と自然エネルギーの活用について、広く区民に啓発を図っていきます。

### （１）令和４年度に予定しているイベント（計２７件）

- みどりと花のフェスティバル（しながわ区民公園・戸越公園・西大井広場公園・東品川海上公園）　４，０００ｋＷｈ（５００ｋＷｈ×８会場）
- エコルとごしオープニングイベント　５００ｋＷｈ
- 品川区民まつり　６，５００ｋＷｈ（５００ｋＷｈ×１３会場）
- ユニバーサルスポーツフェスタ　５００ｋＷｈ
- 品川区民　秋のコンサート　５００ｋＷｈ
- 伝統の技と味／しながわ展　５００ｋＷｈ
- 環境講演会・環境表彰式　５００ｋＷｈ
- 防災フェア　５００ｋＷｈ

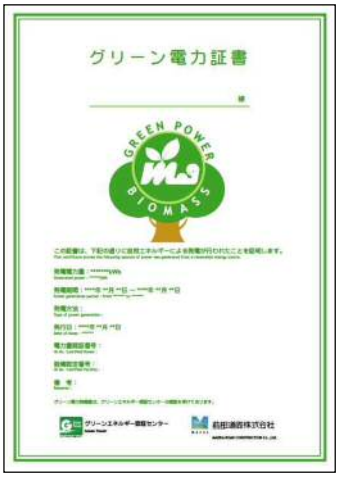


### （２）　令和３年度　実績（３件）

- 品川区民　秋のコンサート　５００ｋＷｈ
- 伝統の技と味／しながわ展　５００ｋＷｈ
- 環境講演会・環境表彰式　５００ｋＷｈ

令和４年度予算額　　７７千円

## ２　サマールック、ウォームビズキャンペーン（環境推進係）

〔 サマールックキャンペーン：平成１４年度より実施
　ウォームビズキャンペーン：平成１８年度より実施 〕

電力需要の増大する夏季および冬季期間において、区が率先して省エネルギー行動を実行・啓発することで、区民・事業者に省エネの取組みを促すことを目的とし実施します。

### （１）内容

①サマールックキャンペーン（期間：令和４年５月１日～１０月３１日）

室内温度が原則２８℃となるように冷房運転時の設定温度を調節し、軽装で執務を行い、体感温度を服装で調整するように庁内、民間事業所、区関連施設等に呼びかけます。

あわせて夏季における省エネルギーの取組みを周知・紹介し、各家庭での省エネ行動啓発につなげます。

②ウォームビズキャンペーン（期間：令和４年１１月１日～令和５年３月３１日）

室内温度が原則１９℃（民間事業所は２０℃）となるように暖房運転時の設定温度を調節し、厚着で執務を行い、体感温度は服装で調整するように庁内、民間事業所、区関連施設等に呼びかけます。

あわせて冬季における省エネルギーの取組みを周知・紹介し、各家庭での省エネ行動啓発につなげます。

### （２）事業者等との連携

東京商工会議所品川支部、東京電力パワーグリッド（株）品川支社、東京ガスネットワーク（株）東京中支店、区内のＩＳＯ認証取得事業所・エコアクション２１認証取得事業所、ＪＲ等と連携して実施します。

※令和３年度　参加協力依頼区内事業所数：１４０事業所

### （３）区民への周知・紹介方法

①広報媒体：広報しながわ、品川区統合ポスター・チラシ、しながわ産業ニュース
②ＳＮＳ等の活用：区ＨＰ・メールマガジン、ケーブルテレビ、区ツイッター
③その他掲示等：町会掲示板、庁舎懸垂幕

【ポスター、チラシ例】

令和３年度サマールックキャンペーン
ポスター（左）　チラシ（右）

令和３年度ウォームビズキャンペーン
ポスター（左）　チラシ（右）

令和４年度予算額　　５４６千円

# 六. 環境活動推進経費（環境管理係・環境推進係）

環境保全の取組みを、社会を構成するすべての人々と協働して進めていくため、環境活動推進会議を運営し、区民・事業者・行政とのパートナーシップに基づく環境の課題に対する取組みを広げます。

［根拠法令等］　・品川区環境活動推進会議設置要綱
・品川区環境活動推進会議事務取扱要領

## １　環境活動推進会議（環境管理係）（平成１５年度より実施）

### （１）経過

平成１５年１０月に設置され、任期を２年として定期的に会議を行い、現在、第十期（令和３年４月１日～令和５年３月３１日）の委員が活動しています。環境活動推進会議では、テーマを定め、環境に関する各種課題について議論しています。

第十期では、第九期で検討した“区民の参加しやすい環境学習の在り方”を踏まえ、区民、事業者、行政の視点を併せて環境学習講座を実際に企画・運営し、委員が主体となって環境の課題を伝えることを目的とした「委員で作る環境学習講座」をテーマに掲げ、取り組んでいます。

### （２）第十期委員構成

３１人
①区長が指定する者（学識経験者、小・中学校長）　３人
②区内の関係団体が推薦する者（町会、東京商工会議所、商店街、助産師会、小・中学校ＰＴＡ）６人
③区内の事業所が推薦する者（東京電力パワーグリッド株式会社　品川支社、東京ガスネットワーク株式会社、品川区リサイクル事業協同組合カムズ）　３人
④公募により委員とする者　１９人

### （３）第十期　環境活動推進会議の主な活動実績

第十期環境活動推進会議の主要検討テーマを「環境活動推進委員で作る環境学習講座」とした。委員が主体となって講座の企画から運営までを行い、実際に区民を対象とした講座を開催する。

令和３年度は各委員が３つのテーマの中から興味のあるものを選択し、各テーマを２つのグループに分け、計６グループに別れて講座内容の検討を行った。

令和４年度の１０月から１１月にかけて、計３回の環境学習講座開催を予定している。

| | |
|---|---|
| テーマ１「食品ロス削減」 | 講座案１：区内を歩いて食品ロス削減のヒントを探そう！ |
| | 講座案２：食品ロス問題体験学習～知る・見る・やってみる～ |
| テーマ２「ＳＤＧｓ」 | 講座案１：カードゲームでＳＤＧｓを知ろう！！ |
| | 講座案２：フェアトレード |
| テーマ３「ごみ削減」 | 講座案１：捨てていた野菜から芽生える命 |
| | 講座案２：Ｍｙ　ＨＡＳＨＩと○○のススメ |

令和４年度予算額　　６６６千円

## ２　しながわＥＣＯフェスティバル（環境推進係）（平成５年より実施）

### （１）令和４年度

区民が楽しみながら環境に対する関心を高め、学び、行動に繋げる契機とする環境啓発イベントとして開催していましたが、令和４年５月１日に「品川区立環境学習交流施設エコルとごし」が開設することに伴い、「しながわＥＣＯフェスティバル」をリニューアルし、「エコルとごしオープニングイベント」を開催します。「エコルとごしオープニングイベント」の内容は１４７ページをご参照ください。

### （２）令和３年度実績

**※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止**

### （３）過去の来場者数など実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 来場者数 | 約 31, 500 | 約 35, 000 | 約 36, 000 | 中止 | 中止 |
| 参加団体数 | 88 | 93 | 99 | | |
| フリーマーケット出店数 | 50 | 50 | 50 | | |

# 七. 環境経営支援事業（環境管理係）

企業が自主的に環境改善の取組みを行うことにより、競争力・収益力の向上に結びつく経営の促進を支援します。

## １　エコアクション２１認証取得支援事業（環境管理係）（平成２３年度より実施）

国が策定した環境経営システムであるエコアクション２１の認証取得に対し、区が区内の中小企業者へ様々な支援を行うことで、環境に配慮した事業活動を促進し、地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図ることを目的とします。

[根拠法令等]　・品川区エコアクション２１認定取得支援助成金交付要綱
・品川区エコアクション２１認定取得支援助成金交付事務取扱要領

### （1）内容

①環境経営導入セミナー（募集人数：３０名程度）

環境経営に興味のある中小規模事業者を対象に、具体的な取組事例を交えた環境経営に取り組むメリットや、環境認証制度であるエコアクション２１の概要および利点等に関する説明会を実施します。

②エコアクション２１認証取得支援セミナー（全４回）

エコアクション２１中央事務局が実施する「自治体イニシアティブプログラム」を活用し、専門家による集団指導および個別指導を実施し、実際の認証取得に向けた支援を行います。

③認証取得に係る経費の助成

・助成対象経費

エコアクション２１の認証・登録に要した経費のうち審査費用、現地審査のための交通費・宿泊費およびコンサルント委託費、および認証・登録料とする。

・上限額

コンサルタントを活用して認証取得を行った場合・・・２０万円

自社のみで認証取得を行った場合・・・・・・・・・・１５万円

## （２）セミナー実績

| | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人数 | 日程 | 人数 | 日程 | 人数 | 日程 | 人数 | 日程 |
| 導入ｾﾐﾅｰ | 10 名 | 5/24 | 5 名 | 5/23 | 12 名 | 5/9 | 8 名 | 9/17 |
| 認証取得ｾﾐﾅｰ | 5 社 | 6/21~10/25 | 5 社 | 6/20~10/24 | 6 社 | 5/31~9/25 | 3 社 | 10/9~12/21 |

| | 令和 3 年度 ※ | |
|---|---|---|
| | 人数 | 日程 |
| 導入ｾﾐﾅｰ | 1<br>(3) | 5/10<br>(9/6) |
| 認証取得ｾﾐﾅｰ | 3 | 6 |

※令和３年度は初回の導入セミナー後に、認証取得セミナーの参加事業者がいなかったため、導入セミナーを２回実施。
※（ ）内は２回目の参加人数と日程。

## （３）助成実績

金額：千円

| 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 1 | 108 | 4 | 331 | 1 | 105 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和４年度予算額　　３０７千円

## ２　環境経営セミナー実施事業（環境管理係）（平成１９年度より実施。令和２年度に終了）

区内中小規模事業所を対象に、環境活動の取組みを促進するため、環境に配慮しながら経営に役立つ情報を提供し、企業の社会的貢献をさらに向上するとともに、自主的に環境改善に取り組めるよう支援しました。今後、エコルとごしの開設に伴い、施設運営の中で講座や説明会などの実施を検討します。

### （１）令和２年度実績

令和２年度は、新型コロナウィルス感染症対策のため、開催中止。

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 参加事業数 | 22 | 19 | 15 | 20 | 中止 |
| 参加者数 | 27 | 19 | 18 | 25 | 中止 |

## ３　中小企業向け情報発信（環境管理係）（令和２年度より実施。令和３年度に終了）

区が直接事業者に対して環境に配慮した経営に役立つ情報を発信することで、さらなる事業所の環境に配慮した経営への実現のための取組みを啓発しました。事業所向けの環境経営セミナーが参加者のみの情報提供であるのに対し、情報誌の提供はより多くの事業者を対象とすることができるため、一層の環境啓発、温室効果ガス排出量の削減につながりました。

今後はエコルとごしの運営の中で、より効果的な情報発信の方法を検討し、実施します。

### （１）事業内容

年に一度、会社の事業運営や経営に役立つ環境に関する情報を掲載した情報誌を、区内中小規模事業者へ配布する。

### （２）配布先

区内中小規模企業者

### （３）実績

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|
| 配布数 | 24, 500 | 24, 000 |

# 八.　エコライフ普及事業（環境推進係）

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のため、環境にやさしいライフスタイルを区民に普及します。

## １　地球にやさしい環境運動推進事業（平成２４年度より実施）

### （１）目的

区内における地球温暖化対策を推進するためには、家庭部門での省エネルギー・節電の取組みが重要な課題となっています。そこで、区内商店街の持つメディアネットワークを最大限に活用し、区民に向けて省エネ・節電の啓発活動を普及するとともに、商店街を舞台として事業展開を行うことで、商店街の活性化を図ります。

［根拠法令等］　・地球にやさしい環境運動推進事業補助金交付要綱

### （２）内容

①環境学習

環境学習講座「まなびや」の開催

・食べ残しＮＯゲーム

食品ロスの要因や解決策を学ぶことで食べ残さないように意識啓発するカードゲームを実施します。

②普及啓発・宣伝活動

（ア）エシカルＣＨＯＩＣＥチャレンジ

エシカル消費につながる店舗を紹介する冊子の作成やスタンプラリーを実施します。

（イ）エコカップスポーツ大会

・サッカー３年生大会・ママさん大会・キッズフェスタ（１・２年生大会）

・親子バレーボール大会

・フットサル社会人大会

スポーツ大会と同日に環境活動啓発イベントを開催します。

（ウ）節電キャンペーンフラッグ製作

区内商店街にて、節電などをテーマにしたフラッグの作成を補助します。

### （３）令和３年度実績

①環境学習

（ア）環境学習講座「まなびや」の開催

・食べ残しＮＯゲーム

食品ロスの要因や解決策を学ぶことで食べ残さないように意識するカードゲームを実施しました。

（日時）令和４年３月２７日（日）
（参加）５名

②普及啓発・宣伝活動

（ア）クールシェアしながわ

（期間）令和３年７月２２日～８月３１日
（参加商店街数）１１商店街
（参加店舗数）４２店舗

（イ）エコカップスポーツ大会

【サッカー３年生大会】

（期間）令和３年９月～１１月
（参加者）約４００名
（その他）オンライン開会式の中で環境啓発講座を実施

【キッズフェスタ（１、２年生サッカー大会)】

（期間）令和４年２月～３月
（参加）約４５０名

【ママさん大会（サッカー大会)】

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【親子バレーボール大会】

（日時）令和３年１２月５日
（参加者）１０チーム　約２００名

【フットサル社会人大会】

（日時）令和３年１１月３日、２７日
（参加者）１６チーム　約６００名

（ウ）プラスチックスマートキャンペーン

※新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み中止

（エ）節電キャンペーンフラッグ製作

（参加商店街数）１０商店街
（製作枚数）４４５枚

令和４年度予算額　　５，０００千円

## ２　国産間伐材の有効活用事業（平成２４年度より実施）

### （１）目的

「間伐材を知る」「間伐材に触れる」きっかけを作り、国産間伐材の有効活用による森林保全・環境保全の周知・啓発を行うことで、環境に関する意識の向上を図ります。

［根拠法令等］　・国産間伐材の有効活用事業補助金交付要綱

### （２）内容

①間伐材ツアー

東京の森あそび木づかいツアーを実施します。

②ＷＥＢサイト「木ッカケ」プロジェクト

木材製品の利用促進を図るため、ＷＥＢサイトと商店街の店舗にて木製品や木材活用に関する情報を紹介する他、ワークショップを実施します。

### （３）令和３年度実績

①木ッカケワークショップ

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

②間伐材ツアー

（日時）令和３年８月８日、８月２１日

（参加）１７組３４名

③「木ッカケＷＥＢサイト」制作

間伐材等の利用促進を図るべく、特設ＨＰを制作し、製品や森や木材活用などの情報紹介や、間伐材等の製品の販売を行いました。

（サイト閲覧数）７，７１２回

（参加商店街数）５商店街

（参加店舗数）　６店舗

令和４年度予算額　　３，０００千円

# 九. 地域エコ活動推進事業（環境管理係・環境推進係）

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のために、区民の自主的な環境活動を推進するとともに、広く区民に環境啓発を図ります。

## １　環境講演会（環境推進係）（平成１７年度より実施）

区民の環境意識の向上、また、環境配慮への動機付けとなることを目的に講演会を開催します。

同時に、地域で優れた環境活動を行っている団体等を顕彰する「環境表彰式」を開催し、活動の紹介も行います。

今年度は、令和５年２月開催予定です。

### （１）令和３年度実績

①日　　時　　令和４年２月２６日（土）

②会　　場　　スクエア荏原　ひらつかホール

③講演内容　　講　師：加藤　英明氏

「外来生物＝悪い生きもの？　～身近な生きものと生態系の話～」

### （２）　実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 参加者数 | 190 | 144 | 中止 | 中止 | 122 |

令和４年度予算額　　１，０３５千円

## ２　環境表彰式（環境推進係）（平成１８年度より実施）

区民の環境保全に関する優れた環境活動を展開している団体や個人を「環境保全活動顕彰」として表彰することで、その活動の強化や地域等でのエコ活動を推進します。

なお、表彰式は、環境に関する表彰事業として、公園課が実施する「みどりの顕彰」、品川清掃事務所が実施する「資源リサイクル活動貢献団体」と合同で実施しています。

また、令和元年度より、各表彰状・感謝状の用紙には、環境配慮と発展途上国の雇用支援につながる「バナナペーパー」を採用し、フェアトレードの啓発にもつなげています。

［根拠法令等］　環境保全活動顕彰制度実施要綱

## （１）令和３年度実績　　環境保全活動顕彰

| | |
|---|---|
| 企業大賞 | PLC ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ株式会社<br>•企業の SDGs 貢献を支援する商品の開発にあたり、商品化を前に全社員で２年間環境配慮活動を実践。<br>・活動成果をﾎﾟｲﾝﾄで集計し、ﾎﾟｲﾝﾄと同額を東京都環境局へ植林などの用途で寄付。 |
| 企業賞 | select<br>・商店街の美化活動を通した商店街の活性化、SDGs への貢献。 |
| 地域大賞 | 大井立会町会 百寿会<br>・仙台坂上に四季折々の花木をデザインし育成。<br>・美化活動による多世代融合の拠点づくり。 |
| 地域賞 | 小袖会<br>・目黒川左岸遊歩道の清掃整備と植栽一部管理。<br>・清水稲荷神社及び参加者の自宅周辺の清掃。 |
| | 仙寿会<br>・町会内の環境整備、緑化の推進 |
| | 豊四ちとせクラブ<br>・小山八幡神社の清掃活動、町会内の花壇の花植え<br>・第二延山小学校の花壇の整備 |
| | 旗の台二丁目町会<br>・食品ロス削減・ゴミ減量の意識啓発。<br>・町内の清掃活動。 |

令和３年度受賞者集合写真

令和４年度予算額　　２８０千円

## ３　しながわ家庭エコチャレンジ（環境推進係）（平成１８年度より実施）

家庭における環境意識の向上のため、環境学習冊子を、学校（小学校・義務教育学校）を通じて配布し、学年ごとに内容の違う取組みを夏休み期間に実施します。子どもが家族の方などと一緒に環境について学び、環境負荷の軽減にチャレンジすることでより効果的な意識の向上を図ります。

### （１）令和３年度実績

①しながわ家庭エコチャレンジ

学年ごとに異なる内容に取り組み、チャレンジした結果を学校ごとに取りまとめた上、環境課へ提出します。

１・２年生テーマ：『もったいないをへらそう！』

３・４年生テーマ：『食品ロスをみんなでへらそう！！』

５・６年生テーマ：『みんなで取り組もう！ＣＯ２削減アクション！』

②記念品の配布

エコチャレンジに取り組んだ生徒に、記念品を配布します。

### （２）参加実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 参加校 | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| 取り組み児童数(人) | 10,076 | 10,496 | 10,745 | 11,188 | 12,512 |

令和４年度予算額　１，８３３千円

## ４　ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ“もったいない”プロジェクト（環境推進係）

（平成２７年度より実施）

東京２０２０大会は、日本発の世界共通語“もったいない”の精神を普及させ、環境を優先して行われました。複数の競技会場となる区においても、この精神を普及するため、「食品ロス削減」をテーマに啓発事業を展開することで、区内の環境意識の向上を図り、魅力あるまちづくりにつなげていきます。

### （１）内容

食品ロスに対する認知度向上や幅広い世代に対し食品を大切に扱う意識の醸成を図るため各種事業を展開します。

①ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ“もったいない”推進店

区内の飲食店や食品を扱っている小売店等を対象に、小盛り対応や食べ残し削減のＰＲ活動など食品ロス削減に取り組んでいる店舗を「ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ“もったいない”推進店」として登録し、区が紹介します。

②フードドライブ

家庭にて食品の賞味期限・消費期限をチェックし、使わないまたは使い切れない食品を持ち寄ってもらい、イベント等で回収します。これにより家庭で、食品の在庫やその消費期限等をチェックするきっかけを作り、食品の買い過ぎや期限切れによる食品ロスの削減につなげます。また、集まった食品は地域の福祉団体などに寄付します。

今年度については､環境課主催のイベント｢エコルフェスしながわ２０２２｣､｢環境表彰式・環境講演会｣などで実施する他、区施設で定期的に実施する予定です。

【区施設での実施時期】

６月、８月、１０月、１月の計４回（各回約１週間）

【実施場所】

・品川区役所（環境課窓口）　　・品川区立環境学習交流施設エコルとごし

・消費者センター

③もったいないレシピコンテスト

多くの区民の食品ロス削減意識を高め日常的な削減行動を推進することを目的に、食品ロス発生を抑制するレシピ（もったいないレシピ）を募集し、入賞作品を広く周知することで食品ロス削減啓発に繋げます。

④その他新規取組み

３０１０運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンである「３０１０運動（乾杯から３０分間と、お開き前の１０分間を自分の席で料理を楽しむ時間とするよう呼び掛ける運動)」の実施を、広報や区ホームページで呼び掛けます。

## （２）令和３年度実績

①ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ“もったいない”推進店

品川区商店街連合会の協力を得て、本事業に協力してくれる商店街を紹介してもらい、登録店舗数増加に努めました。現在２６の商店街と個店に協力を得て、１５４店舗の推進店が誕生しています（令和４年２月現在）。

| 地区 | 商店街 | 飲食店 | 小売店 | EC サイト |
|---|---|---|---|---|
| 品川地区 | 青物横丁商店街 | 5 | 1 | 0 |
| | 北品川商店街 | 1 | 1 | 0 |
| | 京急新馬場商店街 | 6 | 4 | 0 |
| | 北品川本通り商店会 | 1 | 0 | 0 |
| | 南馬場商店街 | 1 | 1 | 0 |
| | 個店 | 0 | 2 | 0 |
| 大崎地区 | 大崎ニューシティ店舗会 | 3 | 1 | 0 |
| | 五反田商店街 | 1 | 0 | 0 |
| | 不動前駅通り商店街 | 10 | 0 | 0 |
| | 個店 | 3 | 6 | 0 |
| 大井地区 | 立会川駅前通り繁栄会 | 3 | 4 | 0 |
| | 立会川駅前商店会 | 4 | 0 | 0 |
| | 大井銀座商店街 | 1 | 0 | 0 |
| | 大井サンピア商店街 | 1 | 1 | 0 |
| | 桜新道商盛会 | 0 | 2 | 0 |
| | 大井光学通り商店街 | 13 | 0 | 0 |
| | 東大井五丁目商店街 | 1 | 0 | 0 |
| | 個店 | 9 | 8 | 0 |
| 荏原地区 | 旗ヶ岡商店街 | 6 | 1 | 0 |
| | 旗の台東口通り商店街 | 7 | 0 | 0 |
| | 親友会通り商店街 | 3 | 4 | 0 |
| | 荏原町商店街 | 10 | 2 | 0 |
| | 戸越公園駅前南口商店街 | 0 | 1 | 0 |
| | 戸越公園中央商店街 | 1 | 0 | 0 |
| | 中延商店街 | 2 | 4 | 0 |
| | 戸越銀座商店街 | 2 | 1 | 0 |
| | 戸越銀座銀六商店街 | 2 | 2 | 0 |
| | 戸越銀座商栄会商店街 | 1 | 0 | 0 |
| | 旗の台三丁目商店会 | 1 | 1 | 0 |
| | 個店 | 2 | 5 | 0 |
| その他 | | 0 | 0 | 2 |
| 合　　計 | | 100 | 52 | 2 |

登録店が検索できます

②フードドライブ

| 実施イベント | 実施日 | 場所 | 寄付者数 | 総数<br>(食品重量) |
|---|---|---|---|---|
| しながわECO<br>フェスティバル | - | - | 中止 | |
| エコカップサッカー<br>大会　※ | 令和3年11月27日 | しながわ<br>中央公園 | 14名 | 45件<br>(13.8kg) |
| エコカップバレーボ<br>ール大会 | 令和3年12月5日 | 中小企業<br>センター | 21名 | 98件<br>(18.0kg) |
| 環境表彰式・<br>環境講演会 | 令和4年2月26日 | スクエア<br>荏原 | 12名 | 154件<br>(37.1kg) |

※エコカップサッカー大会では、品川区商店街連合会が主導し、フードドライブを実施。

※しながわＥＣＯフェスティバルは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

③もったいないレシピコンテスト

| | |
|---|---|
| 最優秀賞 | 梨の皮と残っていたシリアルを使った野菜かき揚げ |
| 優秀賞 | でがらしクッキー |
| | もったいないおたすけピッツァ |
| | 夏のさっぱりうどん～皮ごと野菜の人参ドレッシング～ |
| 佳作 | 防災グッズでチョコクランチ |
| | お豆腐のお焼き |
| | 大根のつまを使った中華風サラダ |
| | 常備菜を使った５分で揚げ餃子 |
| | ブイヨンから作るミネストローネスープ |

【ポスター、チラシ】

④３０１０運動

※新型コロナウイルス感染症の影響により、会食自粛が推奨されていたため３０１０運動の啓発は未実施。

令和４年度予算額　　６４２千円

## ５　ボトルキャップ回収運動（環境管理係）（平成２７年度より実施）

職員の持続的な資源循環行動を推進するために、職員が廃棄するペットボトルキャップの分別回収を実施します。

［根拠法令等］　・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容リ法）

### （１）内　容

回収したペットボトルキャップは、社会福祉法人福栄会を通じて、新たなプラスチック製品へ再利用されています。

### （２）実　績

単位：ｋｇ

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 回収量 | 920.5 | 1,037 | 986 | 1,064 | 621 |

令和４年度予算額　　５０千円

## ６　打ち水大作戦しながわ（環境推進係）（平成１８年度より実施）

温度が上昇する夏季、区民に古くから日本にある「打ち水」で涼を取ってもらうとともに、節電や低炭素化社会の実現について考える機会としてもらうため、打ち水を推進しています。

### （１）令和３年度実績

打ち水大作戦しながわ２０２１

ポスター掲示・チラシ配布による打ち水啓発や打ち水用品の貸出を実施しました。また、東京２０２０大会のホスピタリティハウスでの打ち水の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、未実施。

①期　間

令和３年７月２２日（木）大暑～８月２３日（月）処暑

②ポスター掲示・チラシ配布

ポスター掲示・チラシ配布（町会掲示板、商店街、小・中・義務教育学校、保育園・幼稚園、児童センター、その他区関連施設）、区ホームページ掲載、広報しながわ

③アンケート周知

令和３年度から打ち水を実施した方のアンケートを一部抜粋してホームページに掲載し、区民へのフィードバックを図りました。

### （２）打ち水大作戦参加者実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 累計参加者数 | 3, 438 | 3, 108 | 5, 922 | 集計なし | 4, 617 |

令和４年度予算額　　７００千円

## ７　使い捨てプラスチック削減推進事業（環境推進係）（令和元年度より実施）

近年、プラスチックごみによる海洋汚染や、マイクロプラスチック（サイズが５ミリ以下の微細なプラスチックごみ）による生態系への影響が懸念されています。普段の生活のなかで、使い捨てプラスチック製品の使用を見直すきっかけとなるように、区民・区職員に対して意識啓発を行います。

### （１）内容

①エコルとごしオープニングイベントでのリユース食器導入

「エコルとごしオープニングイベント」での飲食容器として、リユース食器を使用することで、使い捨てプラスチック削減の啓発を行います。

※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う飲食中止のため実施しない。

②区民まつりでの使い捨てプラスチック削減啓発

区民まつりにおける環境配慮型容器類購入の補填のため、１３地区に助成を行います。

### （２）令和３年度実績

①区主催イベントでの使い捨てプラスチック削減啓発

区主催イベントで使用する使い捨てプラスチック容器類を環境配慮型の代替容器類に置き換えを実施。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

②区民まつりでの使い捨てプラスチック削減啓発

区民まつりにおける環境配慮型容器類購入の補填のため、１３地区に助成を行います。

※新型コロナウイルスの影響に伴う区民まつり中止により実績なし

令和４年度予算額　　６５０千円

# 十.　カラス及び外来種対策事業（指導調査係）

鳥獣のうち、人や建物の被害防止を目的に、カラス及び外来種（アライグマ・ハクビシン等）に関する業務を行います。「カラス・外来種総合窓口」を業者委託により設置し、区民からの相談等について総合的に受付します。

［根拠法令等］　・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

## １　カラス対策（平成１７年度より実施）

### （１）カラスの巣、落下ヒナの撤去

カラスの巣や落下ヒナが原因で、区民が威かくや攻撃を受けている場合、区の委託業者が巣等を撤去します。巣等の場所により、公園等は公園課、区道等は道路課、区立学校等は庶務課、その他民有地等は環境課、ゴミ捨て場等の相談は清掃事務所がそれぞれ担当し、他課と連携して業務を行っています。

### （２）カラスの相談および巣の撤去等実績（区全体）

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 巣の撤去 | 193 | 171 | 157 | 172 | 109 |
| | ゴミの散乱・対策等 | 523 | 542 | 413 | 430 | 3,693 |
| | 鳴き声 | 12 | 4 | 19 | 9 | 5 |
| | 死骸の処理 | 47 | 50 | 43 | 61 | 40 |
| | その他 | 49 | 51 | 46 | 88 | 168 |
| | 合計 | 824 | 818 | 678 | 725 | 4,015 |
| 撤去数 | 巣の撤去 | 131(24) | 131(26) | 146(22) | 132(28) | 116(30) |
| | 落下ヒナの撤去 | 48(3) | 32(3) | 37(8) | 43(6) | 14(5) |
| | 合計 | 179(27) | 163(29) | 183(30) | 175(34) | 130(35) |

（　）内は民有地内の撤去数

※令和３年度より清掃事務所からの報告書でカラス被害が見られた件数も含めることとした。

## ２　外来種対策（平成２５年度より実施）

アライグマ・ハクビシンの箱わなによる捕獲、危険な昆虫・は虫類等についての防除等を実施します。

### （1）アライグマ・ハクビシン

特定外来生物[1]に指定されているアライグマおよび鳥獣保護管理法に基づく狩猟鳥獣[2]に指定されているハクビシンにより、隣接する県や区市では生態系への被害が発生しています。

区内での目撃情報や建物被害の報告も増加傾向にあり、今後さらに生息域拡大の恐れがあるため効果的に防除を進める必要があります。都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、現在２３区のうち２１区が防除を実施しています。（都の補助金制度を活用・・・経費の１／２）

①情報提供

アライグマ・ハクビシンに関する区民からの相談業務とともに、チラシ等により生態・出没情報の周知等を行っています。

②箱わなの設置・捕獲

アライグマ・ハクビシンの被害を受けている区民の家屋等に対し、業者委託による箱わなの設置・捕獲・回収・処分を行います。特に捕獲が望める民有地等について、区が所有する箱わなの長期間設置、暗視カメラの設置による生息状況の確認などにより、効果的な防除を目指します。

③相談および捕獲実績等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目撃情報 | 127 | 132 | 123 | 183 | 201 |
| 箱わな設置件数 | 31 | 58 | 49 | 61 | 42 |
| 捕獲件数 | 9 | 7 | 2 | 9 | 4 |

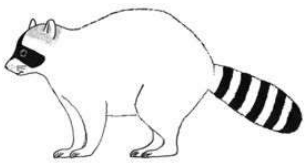

アライグマ

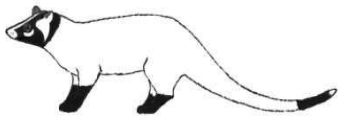

ハクビシン

[1] 外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生命・身体に被害を及ぼしているものや及ぼすおそれのあるものが対象となり、被害未発生時でも予防的な捕獲が可能な生物。

[2] 生活環境、農林水産業、生態系に係る被害を現に及ぼしている鳥獣について、鳥獣保護管理法に基づく許可により捕獲が可能な生物。

### （２）アルゼンチンアリ（平成２７年度より実施）

アルゼンチンアリは、生態系への影響のほか、屋内への侵入により生活に支障をきたすなど不快害虫として被害を及ぼす特定外来生物です。八潮２丁目付近におけるアルゼンチンアリの防除を品川区アルゼンチンアリ防除実施計画のもと実施し、令和２年度に地域根絶を達成しました。令和３年度以降は再侵入による被害の未然防止を目的とし、業者委託による定点モニタリング調査を行い、状況に応じて薬剤の設置および散布を行っています。

（都の補助金制度を活用・・・経費の１／２）

### （３）危険な特定外来生物

特定外来生物のうち、人への被害が報告される生物について、東京都は「危険な特定外来生物」と定めました。これらの特定外来生物が区内で確認された場合の初動対応を専門業者に委託し、休日も含めて迅速な対応を行うことで区民の安全と安心を確保します。

①ヒアリ・アカカミアリ（平成２９年度より実施）

区内においては、大井ふ頭（都有地）（平成２９年７月、８月、令和２年７月、１０月、令和３年８月）、品川ふ頭（都有地）（令和元年７月、１０月）でヒアリ、アカカミアリが確認されています。令和元年９月、１０月に青海ふ頭（江東区）で発見されたヒアリについて、専門家から他の場所へ拡散した可能性、また速やかな周辺調査と防除の必要性が指摘されたことから、同年１１月に区内の港湾周辺地域におけるヒアリ等特定外来生物モニタリング調査を実施しました。令和３年度末までに実施した計１０回のモニタリングのいずれにおいても特定外来種のアリは確認されていません。引き続き業者委託による調査を実施し、区民へ情報提供を行うとともに、疑いのあるアリについては区で簡易検査等を行い国や都と連携して周辺地域の防除等を実施します。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 48 | 3 | 6 | 7 | 9 |
| 簡易検査件数 | 62 | 7 | 7 | 10 | 5 |

②クモ類・は虫類（令和元年度より実施）

特定外来生物であるセアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ等が区内で発見された場合、業者委託により発見個体の処分と周辺の生息調査を実施し、クモ類については周辺地域の防除も実施します。

## ３　鳥インフルエンザ対策（平成２６年度より実施）

区内での発生に備え、庁内への注意喚起を実施するとともに、休日も対応できるように体制を敷いています。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 26 | 13 | 6 | 27 | 14 |

## ４　野鳥相談対応

野鳥へのえさやりは過剰な繁殖を招き、フン害や騒音のトラブルが発生することがあります。えさやりが行われている場所が民有地である場合は環境課、または道路、公園等で行われているえさやりの場合は所管する課でパトロール等の対応を行っています。

○えさやり防止看板の配布（令和元年度より実施）

えさやり防止看板を希望する方に配布し、マンションや神社等に掲示していただくことで、区民への啓発を行っています。

| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|
| 配布枚数 | 2 | 11 | 25 |

令和４年度予算額　　１０，７２９千円

# 十一。　環境指導相談（指導調査係）

区民の生活環境の保全および公害の未然防止の為、法令に基づく工場・指定作業場・特定施設等の指導を行い、特定建設作業・石綿含有建築物解体工事等の届出の受付・指導等を行います。

また、大気の汚染、水質の汚濁などの典型７公害といわれる公害苦情相談業務を行っています。

**［根拠法令等］**

・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）・環境基本法
・公害紛争処理法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・大気汚染防止法他

## １　工場指導

### （１）工場公害対策（昭和４４年度より実施）

区内には、令和３年度末現在、約１，４００件の工場と約７５０件の指定作業場[3]　があります。工場・指定作業場を設置または変更する際には、環境確保条例に基づき、事前の認可および届出をしなければなりません。

環境課では、工場などの設置や変更を計画したとき、その内容を検査し（施設[4]　により構造基準が定められています）条例を遵守するように指導を行います。

申請等の受理実績件数（工場）

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 設置認可申請 | 4 | 11 | 4 | 4 | 4 |
| 変更認可申請 | 7 | 4 | 3 | 2 | 3 |
| 工場完成届 | 12 | 13 | 7 | 7 | 5 |
| 氏名変更届 | 64 | 15 | 25 | 34 | 24 |
| 承継届 | 4 | 1 | 11 | 3 | 4 |
| 現況届 | 1 | 0 | 4 | 1 | 0 |
| 廃止届 | 76 | 27 | 30 | 30 | 29 |
| 合計 | 168 | 71 | 84 | 81 | 69 |

[3] 環境確保条例別表第２　自動車駐車場、洗濯施設を有する事業場、焼却炉等を有する事業場等３２種別

[4] 構造基準が定められている施設は、粉じんを発生する施設、有害ガス取扱施設、炭化水素系物質を貯蔵する施設、有害物質取り扱い施設

届出の受理実績件数（指定作業場）

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 設置届 | 7 | 12 | 11 | 8 | 9 |
| 変更届 | 4 | 1 | 9 | 4 | 3 |
| 氏名変更届 | 48 | 42 | 55 | 35 | 39 |
| 承継届 | 9 | 13 | 9 | 14 | 3 |
| 廃止届 | 10 | 32 | 9 | 23 | 14 |
| 合計 | 78 | 100 | 93 | 84 | 68 |

### （２）化学物質の適正管理（平成１４年度より実施）

化学物質は非常に種類が多く、人への影響を及ぼす物質も少なくないことから、化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、管理の適正化や環境への排出の抑制等が進められています。

環境確保条例では、性状および使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質（適正管理化学物質）を取り扱う事業者について、毎年度取り扱いのあった適正管理物質ごとの使用量等を把握し、「適正管理化学物質使用量等報告書」[5]に基づき報告するよう求めています。また、事業所ごとに「化学物質管理方法書」[6]を作成し、従業員数が２１人以上の事業所については「化学物質管理方法書」を提出するよう求めています。

届出受理実績件数

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 工場 | 報告書 | 42 | 37 | 42 | 41 | 38 |
| | 方法書 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 |
| 指定作業場 | 報告書 | 35 | 38 | 35 | 33 | 28 |
| | 方法書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |

### （３）土壌汚染対策（平成１３年度より実施）

有害物質[7]により汚染された土壌からの有害物質の大気中への飛散、または土壌汚染に起因する地下水の汚染が、人への影響を及ぼすことを防止するため「環境確保条例」および「土壌汚染対策法」で規制しています。区では環境確保条例第１１６条を所管しています。

有害物質取扱事業者[8]は、工場若しくは指定作業場を廃止し、または主要な部分を除却しようとするときは、土壌汚染状況を調査し、その結果を届け出なければなりません。

---

[5] 59 種類の適正管理化学物質の報告書　年間 100kg 以上取り扱っている事業者対象

[6] 化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱い方法を文書化したもの

[7] 都条例に規定する人体に有害で移動しにくく土の中に長い間とどまりやすい２６物質

[8] 都条例に規定する工場または指定作業場を設置している者で、有害物質を取扱い、または取り扱ったことがある者

環境確保条例は平成３１年４月に改正施行され、土壌汚染対策法との整合が図られたほか、条例独自の地下水対策、操業中調査規定等が盛り込まれました。

土壌汚染状況調査に係る届出実績件数（カッコ内は操業中調査件数）

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 工　場 | 12 | 12 | 6 | 14(1) | 12 |
| 指定作業場 | 1 | 6 | 4 | 3 | 2 |
| 合　計 | 13 | 18 | 10 | 17 | 14 |

### （４）地下水揚水規制（平成１４年度より実施）

地盤沈下の防止や地下水の保全を図るため、地下水の揚水施設の構造および揚水量が制限されています。環境確保条例に基づき、地下水を揚水するための揚水施設（規則で定める規模以上のもの[9]）を設置する際には届出を行い、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積、ストレーナー[10]の位置、揚水機の出力を規則で定める基準に適合させる必要があります。また、揚水量の測定結果についても報告を求めています。

地下揚水量報告実績件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 工場 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 指定作業場 | 25 | 20 | 18 | 21 | 21 |
| その他（個人・非常用） | 9 | 9 | 8 | 9 | 8 |

### （５）特定施設の規制・指導（昭和４３年度（騒）　昭和５１年度（振）より実施）

「騒音規制法」・「振動規制法」に基づき、指定地域内[11]において工場・事業所に著しい騒音・振動を発生する機械（特定施設）の設置または変更する際には、届出が必要です。届出内容を審査し、対象施設について法令を遵守するように指導を行います。

騒音規制法に基づく特定施設届出実績件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 設置届 | 6 | 13 | 6 | 3 | 8 |
| 数等の変更届等 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 氏名変更届 | 60 | 35 | 45 | 38 | 45 |
| 承継届 | 8 | 12 | 11 | 9 | 3 |
| 使用全廃届 | 18 | 7 | 8 | 9 | 12 |
| 合計 | 95 | 68 | 70 | 61 | 68 |

[9] 揚水機の出力が 300W を超える揚水施設

[10] 井戸の下部に設置する地下水を集水するための細孔を多数設けた管

[11] 品川区の指定地域は、東品川５丁目１番～８番、１０番、八潮１丁目１番～２番、八潮２丁目１番～１０番、東八潮を除く全域

振動規制法に基づく特定施設届出実績件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 設置届 | 2 | 5 | 2 | 1 | 3 |
| 数等の変更届等 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 氏名変更届 | 34 | 7 | 14 | 17 | 13 |
| 承継届 | 3 | 2 | 4 | 6 | 2 |
| 使用全廃届 | 18 | 7 | 10 | 11 | 7 |
| 合計 | 62 | 23 | 31 | 36 | 26 |

### （６）建設作業公害規制・指導（昭和４３年度より実施）

建設作業の中で、解体・杭打ち・杭頭処理などの工事は、著しい騒音・振動を発生させることから、騒音規制法・振動規制法は、これら作業のうち特定の機械を使用する工事を「特定建設作業」と位置付け、施工者は作業内容を届け出なければなりません。低騒音・低振動型の建設機械の使用や防音シートで囲うなど、防音、防振対策の指導を行います。

特定建設作業に係る届出実績件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 騒音規制法 | 485 | 440 | 437 | 437 | 464 |
| 振動規制法 | 287 | 277 | 297 | 278 | 298 |
| 合計 | 772 | 717 | 734 | 715 | 762 |

### （７）石綿含有建築物解体工事の届出（平成６年度より実施）

石綿含有の建築物の解体・改修工事の際には、すべての工事について大気汚染防止法に基づく届出が必要です。また、吹付石綿の使用面積が１５㎡以上、もしくは建築物等の延べ面積が５００㎡以上規模以上の建物については、環境確保条例に基づく届出も必要となります。届出された工事について、工事計画を審査するとともに、工事上の遵守事項などについて必要な指導を行います。

令和３年４月からは改正法が施行され、法の対象に石綿含有成形板等を含めることでより一層の石綿対策の推進が図られています。また、令和４年４月からは事前調査結果の報告制度の開始、令和５年１０月からは有資格者による事前調査の開始など、今後も段階的に規制が強化されます。区は改正法・条例に基づく立ち入り検査の実施や区民・事業者への情報提供を通じ、より一層の石綿対策の推進を目指します。

届出実績件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 石綿含有建築物解体工事届 | 56（大防法のみ 0） | 42（大防法のみ 3） | 56（大防法のみ 0） | 52（大防法のみ 4） | 32（大防法のみ 0） |

### （８）公害防止管理者の選解任受付（昭和４５年度より実施）

東京都環境確保条例に規定された特定の作業を行う、または特定の化学物質を使用する工場については、工場からの公害発生を防止するため公害防止管理者を選任することが定められており、その選解任届出の受付や指導を行います。長期優良な東京都公害防止管理者は区民表彰の対象となります。

届出実績件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京都公害防止管理者等届出 | 3 | 7 | 6 | 12 | 4 |

### （９）法律に基づく公害防止管理者の選解任受付

特定工場における公害防止の整備に関する法律に基づき、工場の中でも特に大きな騒音・振動を発生させる施設について義務付けられている公害防止管理者の選任、死亡・解任届出の受付や指導を行います。

### （１０）悪臭対策（昭和５３年度より実施）

悪臭防止法と環境確保条例に基づき工場・事業所における事業活動に伴い発生する悪臭を臭気指数[12]　等により規制しています。

| 種　別 | 悪臭防止法に基づく規制 | 環境確保条例に基づく規制 |
|---|---|---|
| 対象地域 | 島しょ地域を除く都内全域 | 都内全域 |
| 対　　象 | 工場・事業場（事業活動を営むものすべて。ただし、建築作業は、適用外） | 工場・指定作業場（環境確保条例で指定された業種） |
| 適用範囲 | その不快なにおいにより、住民の生活環境が損なわれていると認めるとき（周辺住民からの苦情が発生しているとき） | 工場の設置認可・変更認可、指定作業場の設置届・変更届の際の審査時 |

**測定実績**

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 測定数 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |

[12]人がかいで、においの強さを測る。対象になる気体が入ったものを含めポリ袋を三つ用意し、６人以上の測定者にかがせ、どれがにおうか当ててもらう。中の空気を薄めていき、測定者が当てられなくなった時点の希釈倍率数を平均して出す。

### （１１）工場立地法に基づく規制（平成２４年度より実施）

工場立地法改正により平成２４年度に東京都から権限委譲されました。工場立地法の対象となる大規模の工場（特定工場）は現在区内に４事業場あります。敷地面積に対する緑地面積の割合（緑地面積率）等の規制を行っています。

## ２　環境相談

### （1）公害苦情

公害紛争処理法をはじめ環境関係法令に基づき、騒音・振動・大気汚染・水質汚濁等の公害に関する区民からの苦情申立てにより、現場確認・調査等を行い改善対策などの指導を行います。

現象別苦情受付件数

| 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ばい煙 | 1 | 7 | 2 | 2 | 2 |
| 粉塵 | 7 | 10 | 7 | 14 | 9 |
| 有害ガス | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 悪臭 | 13 | 18 | 12 | 15 | 15 |
| 汚水 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 騒音 | 102 | 119 | 91 | 129 | 110 |
| 振動 | 15 | 18 | 13 | 32 | 23 |
| その他 | 20 | 17 | 10 | 20 | 24 |
| 合計 | 158 | 189 | 135 | 212 | 183 |

### （2）環境一般相談

動物類･アスベスト･建設作業の届出関係等の環境に関する相談を受け付けています。

また、土壌汚染に関連して事業場の台帳を作成し、窓口で閲覧できるようにしています。

環境課受付　環境一般相談実績件数

| 分類 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 動物関連 | 228 | 227 | 237 | 292 | 252 |
| アスベスト関連 | 113 | 149 | 159 | 188 | 150 |
| 建設作業関連 | 76 | 55 | 59 | 64 | 63 |
| その他 | 619 | 551 | 555 | 423 | 275 |
| 合計 | 1,036 | 982 | 1,010 | 967 | 740 |

土壌汚染相談件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 2,068 | 2,119 | 2,145 | 1,854 | 1,941 |

### （３）測定機器の貸出

区民を対象に、公害発生源からの騒音・振動を区民自身で計測し、影響を把握してもらうため、騒音計・振動計の貸出を行います。

貸出実績件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 騒音計 | 76 | 43 | 53 | 53 | 64 |
| 振動計 | 14 | 17 | 18 | 22 | 13 |

令和４年度予算額　　６，６１７千円

# 十二.　環境調査測定（指導調査係）

大気汚染、騒音、振動、公共用水域（目黒川・立会川・海域）の水質汚濁状況の把握と、環境基準の達成状況を監視し、区民に情報を提供することで、区民の健康と生活環境の保全を図ります。

［根拠法令等］　・環境基本法・騒音規制法・振動規制法・水質汚濁防止法
・環境庁告示「環境基準」・東京都環境確保条例

## １　環境調査測定

### （１）大気汚染調査

①一般環境大気測定[13]（八潮大気測定局　昭和５９年度より実施）

一般環境（八潮小学校）における大気汚染物質の濃度を常時測定し、環境基準達成状況や経年変化をモニタリングし、測定結果は区のホームページで公表しています。

②自動車排出ガス測定[14]

（大井中央陸橋測定局　平成１１年度より実施、平塚橋測定局　平成１６年度より実施）

幹線道路の交差点付近（大井中央陸橋下交差点、平塚橋交差点）で、大気汚染物質の濃度を常時測定します。

（ア）二酸化窒素測定結果

二酸化窒素は工場・事業場や自動車などから排出される物質で、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

令和２年度に大井自排局で初めて環境基準を達成し、令和３年度も引き続き環境基準を達成しました。

区では、国や都、近隣区、民間業者と広域的かつ継続的に連携し、大気環境の保全に取り組んでいます。

単位：ppm

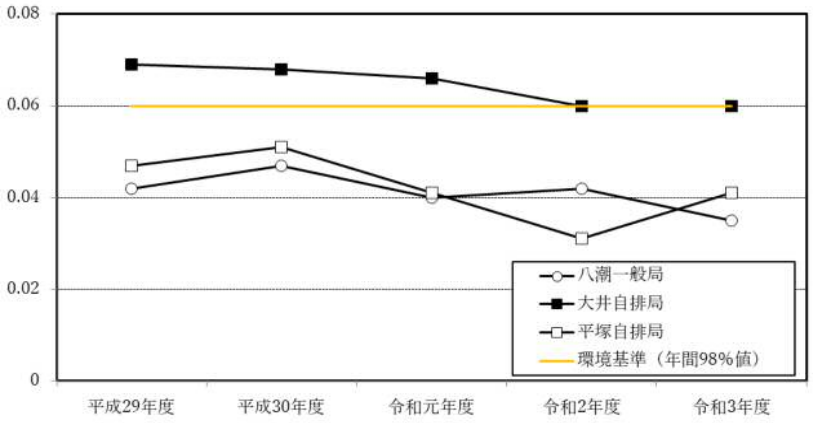


※年間９８%値[15]

[13] 一般環境大気を測定する測定局を一般環境大気測定局（一般局）という。
[14] 自動車排出ガスを測定する測定局を自動車排出ガス測定局（自排局）という。
[15] １年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、１年間での最低値を第１番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて９８%目に該当する日平均値（環境基準）

（イ）浮遊粒子状物質測定結果

ボイラーや自動車の排出ガス等から発生する浮遊粉じんのうち、１０μm以下の粒子状物質のことをいい、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

平成２９年度～令和３年度の測定結果では、区内３局全てにおいて環境基準を達成しています。

単位：ppm

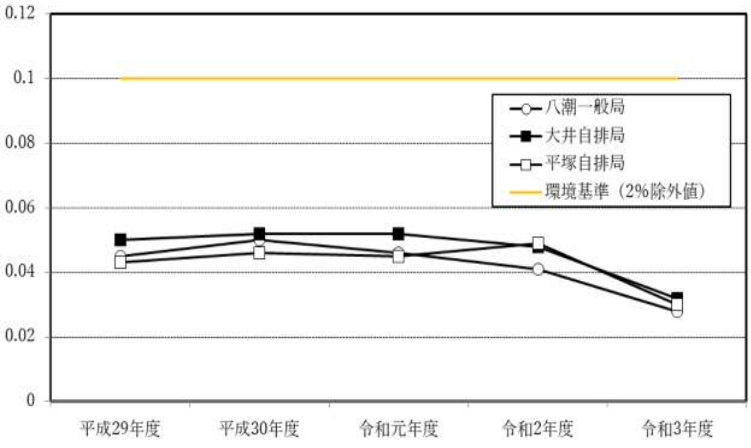


※２%除外[16]

（ウ）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）測定結果

浮遊粒子状物質のうち、さらに小さい粒径２．５μm以下のものは微小粒子状物質（ＰＭ２．５）と呼ばれています。浮遊粒子状物質よりさらに肺の奥まで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている物質で、区では八潮一般局で測定を行っています。

ＰＭ２．５の環境基準については、１年平均値が１５μｇ／$m^3$以下であり、かつ、１日平均値が３５μｇ／$m^3$以下であることと定められています。平成２９年度～令和３年度の測定結果では環境基準を達成しています。

注意喚起情報の周知については、東京都からの情報を基に区民および関係機関へ周知します。

単位：μｇ／$m^3$

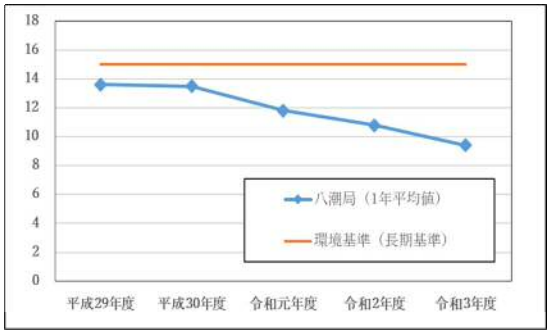


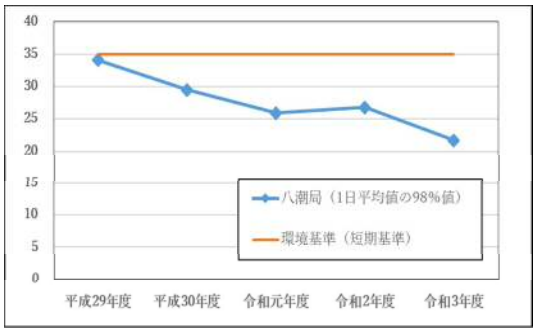


[16]２%除外値は、１年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、１年間での最高値を第１番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて２%分の日数に１を加えた番号に該当する日平均値（環境基準）

③光化学スモッグ緊急時対策（昭和４５年度より実施）

都からの光化学スモッグ注意報等の発令情報を区内の小・中学校、幼稚園、保育園等へ庁内ＬＡＮ・東京都からのメール・区からのＦＡＸで通知します。

注意報が発令された場合は、防災無線放送や、品川区公式ＳＮＳ等を活用し周知を行います。

| 区　分 | 光化学スモッグ緊急時の発令基準 |
|---|---|
| 学校情報 | オキシダント濃度が 0.10ppm 以上になり、その状態が続くと認められる時 |
| 注　意　報 | オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、その状態が続くと認められる時 |

光化学スモッグ発令日数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 学校情報 | 9 | 13 | 9 | 7 | 5 |
| 注　意　報 | 3 | 3 | 5 | 5 | 1 |

④現在の区内大気状況の公開（しながわの空）（平成１８年度より実施）

平成１８年から区のホームページにおいて、前述の区有の一般測定局・自動車排出ガス測定局のほかに、都有の一般測定局（豊町）・自動車排出ガス測定局（中原口交差点・北品川交差点）など合計６局の大気汚染測定データを公開しています。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| アクセス数 | 46,234 | 47,252 | 59,450 | 74,025 | 53,217 |

**（２）騒音・振動調査**

①自動車騒音振動要請限度調査（昭和５０年度より実施）

主要幹線道路における自動車騒音・振動および交通量を測定し、要請限度[17]の超過状況や経年変化をモニタリングします。国・都の道路管理者へ情報提供し、低騒音舗装など騒音対策の資料として活用されます。調査結果は区のホームページにて公表します。

②自動車騒音常時監視調査　（平成１５年度より実施）

幹線道路に面する地域について、環境基準の達成状況を把握するため、５年サイクルで１４路線（２８区間）の調査をします。２４時間騒音調査・背後地騒音減衰調査・交通量調査・住居戸数等の沿道状況調査等を行います。

[17]環境省令に基づく自動車騒音・振動の限度。市町村長は、限度を超えることにより、生活環境が著しく損なわれると認めるとき、東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができる。

（ア）令和３年度自動車騒音振動要請限度調査結果

令和３年度は夜間の要請限度を超えた地点はありませんでした。

調査期間：令和３年１０月４日～７日、１８日～２１日

単位：ｄＢ

| 調査路線 | 騒音 LAeq | | 振動 L10 | |
|---|---|---|---|---|
| | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 一般国道 1 号(桜田通り)(東五反田 4-9-2) | 71 | 67 | 33 | 28 |
| 一般国道 1 号(第二京浜)（東中延 2-5-10) | 71 | 68 | 44 | 39 |
| 一般国道 357 号(八潮ﾊﾞｲﾊﾟｽ)(北品川 2-7-15) | 65 | 61 | 39 | 34 |
| 一般国道 357 号(八潮ﾊﾞｲﾊﾟｽ)（東品川 3-15-7) | 65 | 60 | 47 | 40 |
| 白金台町等々力線（目黒通り）（上大崎 2-11) | 69 | 66 | 37 | 33 |
| 白金台町等々力線(目黒通り)(上大崎 3-5-1) | 67 | 63 | 41 | 35 |
| 環状 6 号線（ソニー通り）（北品川 6-7) | 66 | 61 | 43 | 38 |
| 東品川下丸子線（池上通り)(南品川 5-16) | 65 | 60 | 36 | 31 |
| 東品川下丸子線(東品川 4-12-5) | 64 | 60 | 40 | 43 |
| 特別区道 7 号(競馬場通り)(南大井 1-9) | 65 | 61 | 40 | 35 |
| 特別区道 31 号(天王洲通り)(東品川 3-32-27) | 67 | 63 | 43 | 38 |

（イ）令和３年度自動車騒音常時監視調査結果（平成１５年度より実施）

令和３年度は１路線２地点で環境基準を超過しました。環境基準の達成状況は国や都へ報告し、今後の自動車騒音対策に活用されます。

調査期間：令和３年１２月９日～１２月１０日

単位：ｄＢ

| 調査路線 | 基準点等価 騒音レベル（LAeq） | |
|---|---|---|
| | 昼間 | 夜間 |
| 一般国道 15 号(東大井 3-18-34) | **71** | **68** |
| 一般国道 15 号(南大井 2-12) | **73** | **70** |
| 日本橋芝浦大森線(東品川 1-19) | 67 | 62 |
| 環状 6 号線(西五反田 7-6-2) | 65 | 63 |
| 鮫洲大山線(東大井 1-8-21) | 66 | 61 |
| 東品川下丸子線(東品川 3-27) | 67 | 64 |

※太字およびアンダーラインは基準超過

## （３）水質調査（昭和５３年度より実施）

①公共用水域水質調査

年間４回、目黒川３地点・立会川１地点・運河６地点・海域１地点、計１１地点で表層水と下層水を採取し、化学的・生物学的[18]な分析を行うとともに、年間２回、河川２地点で底質の調査を行い、区内の公共用水域の実態を把握しています。令和元年度より新たにＴＯＣの測定を行い、ＢＯＤやＣＯＤと組み合わせてより詳細に汚濁の原因が推察できるようになりました。また河川の異常着色や魚類の大量死などの水質異常事故等が発生した場合、現象に応じ調査し、原因究明を行います。

目黒川・立会川の水質汚濁指標であるＢＯＤや運河・海域のＣＯＤは、改善してきていますが、新東海橋の調査地点は水が滞留しやすい運河であるため依然としてＣＯＤが高く、全窒素・全りんは海域の環境基準を満たしておらず、富栄養化しています。富栄養化した海域ではプランクトンが増殖し赤潮が発生しやすくなります。

（ア）令和３年度　公共用水域水質調査結果

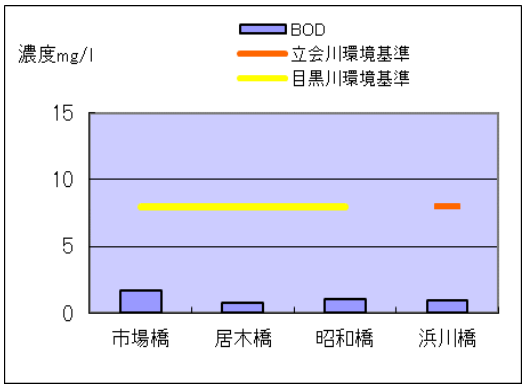


ＢＯＤ７５%水質値[19]

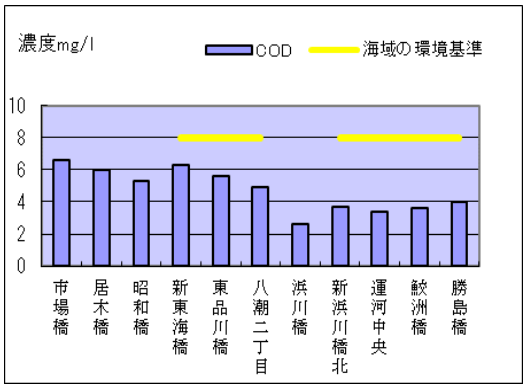


ＣＯＤ７５%水質値

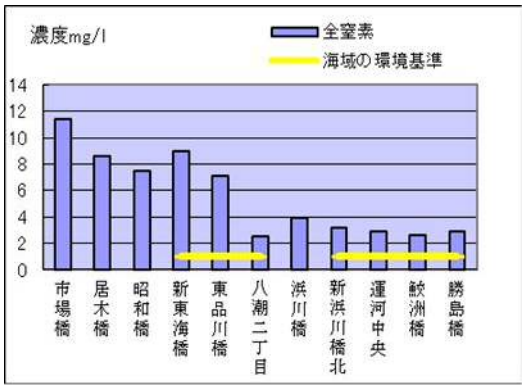


全窒素年平均値

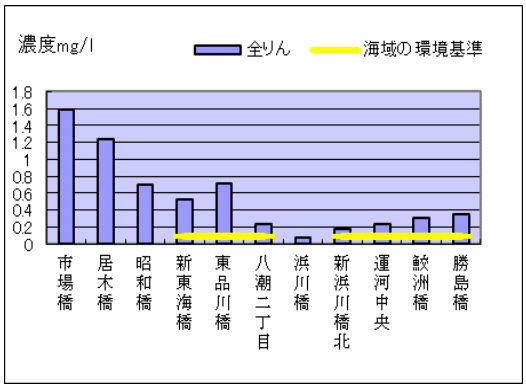


全りん年間平均値

[18]水素イオン濃度（ｐＨ）、溶存酸素量（ＤＯ）、生物的酸素要求量（ＢＯＤ）、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、全有機炭素（ＴＯＣ）、浮遊物質量（ＳＳ）、全窒素、全りん、重金属、プランクトン等

[19]年間全データを値の小さいものから並べ、0.75×ｎ番目（ｎはデータ数）の値を75%水質値とします。（整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値）　ＢＯＤおよびＣＯＤの基準はこの７５%水質値を用いて判断します。

②地下水水質調査

河川や海域に流れ込む汚染の原因の１つとして地下水が存在するため、昭和５４年より地下水調査を行っています。品川・大井・大崎・荏原の各地区の地下水水質を年１回測定し、汚染状況等を監視しておりましたが、荏原以外の３地区については水質が改善したため、令和２年度からは荏原地区のみ監視を行っております。測定項目は六価クロム・カドミウム・鉛などに加え揮発性有機化合物について分析しています。令和３年度の調査結果では、硝酸性および亜硝酸性窒素が環境基準を満たしていませんでした。

**（４）放射線測定（空間放射線量）（平成２３年度より実施）**

平成２３年３月１１日の東日本大震災により発生した、東京電力福島第一原子力発電所事故に際し、放射性物質が大気中へ放出されたことから、区内における影響を把握し区民の不安を解消することを目的としています。

①定点測定

品川保健センター及び荏原保健センターの２地点において空間放射線量の定点測定を実施しています。これまでの測定結果は、全て基準値未満であり、区のホームページで公表しています。

②測定機器貸出

放射線測定機器を区民に貸し出し、区民自身が区内の空間放射線量を測定することにより、放射線に対する不安解消につなげています。

貸出実績件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 貸出件数 | 12 | 7 | 8 | 5 | 9 |

## （５）環境影響評価

環境アセスメント（環境影響評価）とは、大規模な開発事業などを実施する際にあらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいいます。

品川区では、環境影響評価法、東京都環境影響評価条例等に基づく事案等に関して他課との調整を図り、関係機関に意見書等を提出します。

**［根拠法令等］** ・環境影響評価法　　・東京都環境影響評価条例

平成２９年度から令和３年度までに、品川区に関連した環境影響評価

| 時　　期 | 事　　業　　名 |
|---|---|
| 平成 29 年度<br>(6 件) | ・京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業（環境影響評価書案）<br>・(仮称)芝浦一丁目建替計画（環境影響評価書案、環境影響評価調査計画書）<br>・都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業（事後調査報告書）<br>・中央新幹線（東京都・名古屋市間）（事後調査報告書）<br>・(仮称)目黒駅前地区第一種市街地再開発事業（事後調査報告書）<br>・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）(※) |
| 平成 30 年度<br>(5 件) | ・京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業（見解書）<br>・(仮称)芝浦一丁目建替計画（環境影響評価書）<br>・(仮称)品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業（環境影響評価書案）<br>・京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業（環境影響評価書）<br>・東京都市計画道路幹線街路環状第 4 号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業（環境影響評価書） |
| 令和元年度<br>(7 件) | ・西品川一丁目地区再開発計画（事後調査報告書）<br>・(仮称)品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業（見解書、環境影響評価書、事後調査計画書）<br>・羽田空港アクセス線(仮称)整備事業（環境影響評価調査計画書）<br>・(仮称)小山三丁目第１地区第一種市街地再開発事業（環境影響評価調査計画書）<br>・中央新幹線（東京都・名古屋市間）（事後調査報告書）<br>・東京都市計画道路幹線街路環状第 4 号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業（事後調査計画書）<br>・東京都市計画道路環状第２号線(港区新橋～虎ノ門間)建設事業及び環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業（事後調査報告書） |
| 令和 2 年度<br>(5 件) | ・(仮称)小山三丁目第 2 地区第一種市街地再開事業（環境影響評価調査計画書）<br>・目黒清掃工場建替事業（事後調査報告書）<br>・大井町駅周辺広町地区開発（環境影響評価調査計画書）<br>・京浜急行電鉄湘南線連続立体交差事業（事後調査計画書） |

| | |
|---|---|
| | ・（仮称）芝浦一丁目建替計画（事後調査計画書） |
| 令和３年度<br>（5 件） | ・羽田空港アクセス線(仮称)整備事業（環境影響評価書案、見解書）<br>・（仮称)小山三丁目第１地区第一種市街地再開発事業（県境影響評価書案）<br>・大井町駅周辺広町地区開発（環境影響評価書案）<br>・中央新幹線（東京都・名古屋市間）（事後調査報告書）<br>・目黒清掃工場建替事業（事後調査報告書） |

※東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価は、法・条例にもとづく環境影響評価ではなく、オリンピック自主アセスメントです。

［環境影響評価の予測・評価項目］

大気汚染、悪臭、騒音・振動、風環境、土壌汚染、地盤、地形・地質、廃棄物、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス、水質汚濁、水環境

令和４年度予算額　　２０，９５８千円

# 十三.　アスベスト対策事業（指導調査係）

アスベスト（石綿）は断熱性・絶縁性に富み、安価であるため、以前は様々な建設資材に使用されていました。しかし、空気中に飛散したアスベストを吸引すると肺がん・中皮腫等の原因となり、暴露から１０年以上経過してから発症するおそれがあります。

このアスベストを使用した建築物等が、現在、解体・改修の時期を迎えており、工事にあたり飛散防止対策を確実に行うことが必要です。

国の補助制度を活用し、平成２３年度からアスベスト分析調査助成、平成２５年度からは除去助成を実施してきました。平成３０年度からは区独自事業としてのアスベスト分析調査助成、令和元年度からは石綿等使用状況調査を開始し、アスベスト対策を確実に行うことにより、区民の不安を解消するとともに健康被害の未然防止を図ります。

**［根拠法令等］**　・大気汚染防止法　　・環境確保条例

**事業内容**

助成対象者：建築物の所有者（個人および中小企業者）

助成対象建築物:区内における自らの住宅および従業員の住宅､業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法による建築確認を受けた建築物

**（１）アスベスト分析調査助成（平成２３年度より実施）**

１棟につき調査費用の全額（上限５万円）を助成（年間６件）

（平成３０年度から区独自事業として実施）

**（２）アスベスト除去助成（平成２５年度より実施）**

１棟につき除去費用の２／３（上限戸建て５０万円、共同住宅等１００万円）を助成（年間２件）

（国の補助金制度を活用・・・助成金額の１／２）

**（３）石綿等使用状況調査（令和元年度より実施）**

建築物所有者等からの申請にもとづき、石綿含有建材調査者を派遣し、石綿等の使用状況について目視による調査を行います。（年間５件）

実績件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| アスベスト分析調査 | 1 | 2 | 2 | 1 | 4 |
| アスベスト除去 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 石綿等使用状況調査 | | | 2 | 4 | 1 |

令和４年度予算額　　２，９５８千円

# 品川区清掃事務所

2022

# 品 川 区 清 掃 事 務 所

## 係 別 事 務 分 掌

### 庶 務 係

1　所の予算、決算および会計に関すること。
2　所の人事に関すること。
3　所の事業の進行管理に関すること。
4　統計および調査に関すること。
5　所内の取締りおよび施設、設備等の維持管理に関すること。
6　清掃およびリサイクル事業の企画調整に関すること。
7　一般廃棄物の処理計画に関すること。
8　廃棄物減量等推進審議会に関すること。
9　他の特別区および東京二十三区清掃一部事務組合との連絡調整に関すること。
10　所内他係に属しないこと。

### 事 業 係

1　一般廃棄物(し尿を含む。)の収集および運搬に関すること。
2　大規模建築物(事業用大規模建築物を除く。)の廃棄物保管場所等に関すること。
3　作業用自動車の運行管理(修理を含む。)に関すること。
4　清掃事業の普及啓発に関すること。
5　家庭廃棄物の排出指導に関すること。
6　資源物の持ち去りの防止に関すること。

### リ サ イ ク ル 推 進 係

1　リサイクルの普及啓発に関すること。
2　資源物の分別回収および集団回収に関すること。
3　資源化センターの管理運営に関すること。
4　分別収集計画に関すること。
5　廃棄物減量等推進員に関すること。

### 許 可 指 導 係

1　一般廃棄物処理業の許可および指導に関すること。
2　事業系一般廃棄物の排出指導に関すること。
3　事業用大規模建築物の廃棄物保管場所等に関すること。
4　浄化槽に係る届出および指導に関すること。

# 一. ごみ・資源収集実績量の推移（事業係・リサイクル推進係）

単位：トン

| 区　　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 前年度比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **ご　　み** | **72,540** | **72,564** | **73,664** | **77,040** | **73,701** | **95.7%** |
| 燃やすごみ | 66,996 | 66,974 | 67,862 | 69,667 | 66,701 | 95.7% |
| 陶器・ｶﾞﾗｽ・金属ごみ | 2,759 | 2,717 | 2,714 | 2,891 | 2,568 | 88.8% |
| 粗　　大 | 2,785 | 2,873 | 3,088 | 4,482 | 4,432 | 98.9% |
| **資　　源** | **23,869** | **23,499** | **23,661** | **25,464** | **25,131** | **98.7%** |
| 資源ｽﾃｰｼｮﾝ回収 | 15,256 | 15,241 | 15,601 | 17,553 | 17,382 | 99.0% |
| 拠点回収 | 161 | 168 | 181 | 176 | 193 | 109.7% |
| 集団回収 | 8,452 | 8,090 | 7,879 | 7,735 | 7,556 | 97.7% |
| **合　　計** | **96,409** | **96,063** | **97,325** | **102,504** | **98,832** | **96.4%** |

※令和３年度は**速報値**　※燃やすごみは週２回、陶器･ガラス･金属ごみは月２回、粗大ごみは個別申込・随時回収

※資源ステーション回収は週１回回収　※資源回収には区施設資源回収を含まない。

※ごみ・資源には区収集事業系ごみを含む。

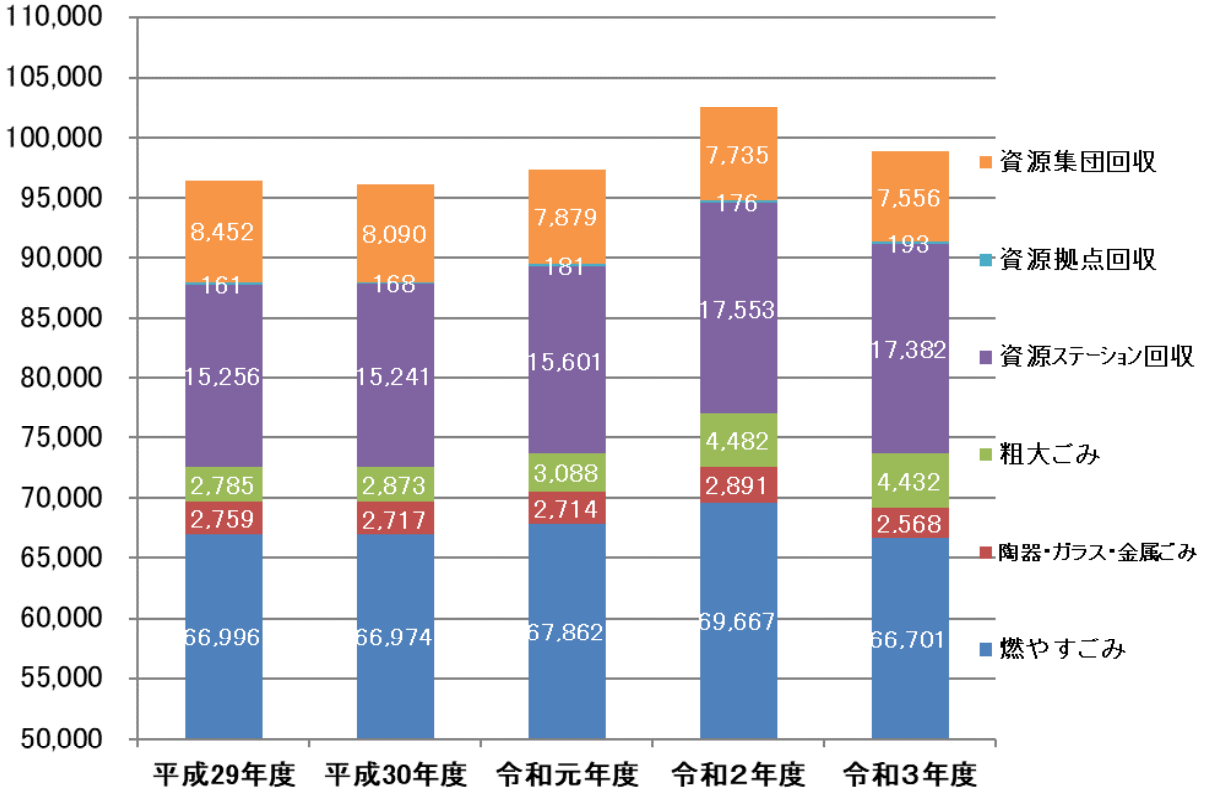

# 二. 直営事業の経営資源等（事業係）

## 1　清掃関係施設のあらまし

令和４年４月１日現在

| 区分 | | 品川区清掃事務所(品川庁舎) | 北品川分室 |
|---|---|---|---|
| 所在地 | | 品川区大崎１－１４－１<br>℡3490-7051 | 品川区北品川３－１０－１９<br>℡3474-5240 |
| 施設 | 敷地面積 | 1,318.04 ㎡ | 986.50 ㎡ |
| | 建　物 | 延床面積 5,490.34 ㎡<br>(うち地下駐車場 1,475 ㎡)<br>RC 造地上 4 階　地下 2 階<br>平成 8 年 8 月竣工　駐車場 55 台分 | 延床面積 720.90 ㎡<br>RC 造地上 3 階<br>昭和 43 年建築<br>(平成 9 年全面改修) |
| 職員数　239 人<br>常勤職員<br>197 人<br>再任用　18 人<br>会計年度任用職員<br>24 人<br>(品川・荏原の合計) | | 事務　19 人<br>統括技能長　1 人<br>技能長　11 人<br>収集　46 人<br>自動車運転　13 人<br>自動車車整備　2 人<br>再任用　12 人<br>会計年度任用職員　11 人<br>計　115 人 | 技能長　2 人<br>収集　39 人<br>再任用　3 人<br>会計年度任用職員　4 人<br>計　48 人 |
| 所管する地域 | | 品川区内のうち品川・大井・大崎・八潮地区、粗大収集は全域 | |
| 業務の概要 | | ごみ・資源・し尿の収集・運搬、動物死体の収集作業<br>清掃事業の普及啓発、排出指導<br>大規模建築物の廃棄物・資源物の保管場所設置届の受理<br>廃棄物処理手数料の収納および有料ごみ処理券に関すること<br>集団回収に対する支援に関すること<br>廃棄物減量等推進員に関すること<br>資源の持ち去り防止に関すること<br>一般廃棄物処理業の許可に関すること | |
| 収集体制 | | 小型プレス班 6 班 19 組　小型特殊班 1 班 3 組　大型特殊班 4 組<br>軽小型貨物班 7 組　小型ダンプ班 1 組　指導班 9 人 | |
| 配車計画<br> <br>(品川庁舎) | | 燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ<br>小型プレス車　20 台(直営 9 台、雇上 11 台)<br>小型特殊車　3 台(雇上)<br>新大型特殊車　4 台(雇上)<br>軽小型貨物車　5 台(直営 1 台、雇上 4 台)<br>軽小型ダンプ車　2 台(直営 1 台、雇上 1 台)<br>小型ダンプ車　1 台（雇上)<br>粗大ごみ<br>小型ダンプ車　12 台(委託)<br>中型プレス車　3 台(委託)<br>し尿収集<br>小型吸上車　1 台(杉並区との協定締結により杉並区が収集)<br>計　51 台 | |

| 区分 | | 荏原庁舎 | 西小山分室 |
|---|---|---|---|
| 所在地 | | 品川区平塚１－１０－１１<br>℡3786-6552 | 品川区荏原７－７－２<br>℡3784-6505 |
| 施設 | 敷地面積 | 500.93 ㎡ | 235.87 ㎡ |
| | 建　物 | 延床面積 838.63 ㎡<br>RC 造地上 4 階<br>昭和 44 年 3 月建築<br>（昭和 63 年全面改修） | 延床面積 318.92 ㎡<br>RC 造地上 3 階<br>昭和 62 年 11 月建築 |
| | | 事務　1 人<br>統括技能長　1 人<br>技能長　6 人<br>収集　34 人<br>再任用　1 人<br>会計年度任用職員　7 人<br>計　50 人 | 技能長　2 人<br>収集　20 人<br>再任用　2 人<br>会計年度任用職員　2 人<br>計　26 人 |
| 所管する地域 | | 品川区内のうち荏原地区 | |
| 業務の概要 | | ごみ・資源の収集・運搬、動物死体の収集作業<br>清掃事業の普及啓発、排出指導<br>大規模建築物の廃棄物・資源物の保管場所設置届の受理<br>廃棄物処理手数料の収納および有料ごみ処理券に関すること | |
| 収集体制 | | 小型プレス班 5 班 14 組　小型特殊班 1 班 2 組　軽小型貨物班 7 組<br>指導班　6 人 | |
| 配車計画<br> <br>（荏原庁舎） | | 燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ<br>小型プレス車　15 台(雇上)<br>小型特殊車　2 台(雇上)<br>軽小型貨物車　4 台(直営 1 台、雇上 3 台)<br>軽小型ダンプ車　3 台(直営 1 台、雇上 2 台)<br>計　24 台 | |

| 区分 | | 品川区資源化センター |
|---|---|---|
| 所在地 | | 品川区八潮１－４－１ |
| 施設 | 敷地面積 | 7,208.80 ㎡（東京 23 区清掃一部事務組合から借用） |
| | 建　物 | 延床面積　2,387.14 ㎡　RC 造地上 2 階　平成 4 年建築　17 年増築 |
| 所管する地域 | | 品川区内全域 |
| 業務の概要 | | 区内全域から回収した資源のうち容器包装プラスチックを除き、中間処理（選別・圧縮・梱包）をし、再商品化ルートに出荷。 |
| 処理能力<br> <br>（品川区資源化センター） | | 古紙圧縮梱包機　1 台　処理能力　115.0t/日<br>びん選別ライン　1 台　処理能力　16.5t/日<br>スチール缶圧縮機　1 台　処理能力　5.1t/日<br>ペットボトル圧縮機　2 台　処理能力　5.1t/日<br>アルミ缶圧縮機　1 台　処理能力　1.5t/日 |

※資源化センターにおける中間処理は、委託事業者により実施。

# 三. 主な委託事業等の概要（リサイクル推進係）

## １　資源回収

| | 資源<br>ステーション | 拠点回収 | 区施設回収 | 集団回収 |
|---|---|---|---|---|
| 委託作業の概要 | 週１回　古紙、びん、缶、ペットボトル等の資源をステーション回収する。<br><br>令和３年度（速報値）<br>回収実績量：17,382ｔ<br>（189 頁参照） | 地域センター、小学校等 31 カ所の拠点で、毎月第２・４土曜日の午前中、古着・廃食用油・不用園芸土・小型家電を回収する。<br>令和３年度（速報値）<br>回収実績：193t | 区 169 施設の資源物を回収し、再商品化ルートにつなぐ。<br><br>令和３年度（速報値）<br>回収実績：288t | 町会・自治会やマンション管理組合等が地域で自主的に取り組む資源回収・リサイクル活動を支援するため、実施団体の相談や用具の貸出、回収業者の紹介や報奨金等の支給を行う。<br>令和３年度（速報値）<br>登録：645 団体<br>回収実績：7,556ｔ |
| 物的資源 | 車両（委託/日）<br>(1) 古紙（普通貨物 7 台・小型ﾌﾟﾚｽ２台）<br>(2) びん、缶、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ等（軽小７台・普通貨物７台・新小特 14 台・小型ﾌﾟﾚｽ７台） | 回収・運搬委託<br>普通貨物車　月 32 台<br>（16 台/２回）<br>（4 月：24 台、5 月：16 台）<br>令和３年度<br>延　360 台 | 回収・運搬委託<br><br>普通貨物車　月 28 台<br>（4 月のみ 42 台）<br>令和３年度<br>延　350 台 | |
| 従事者等 | 回収委託<br>運転手　44 人<br>作業員　51 人<br>計　95 人 | 拠点管理<br>委託従事者<br>98 人/回 | ―――― | ―――― |
| 予算額<br>令和４年度 | 回収運搬委託等<br>1,106,861 千円 | 管理委託等<br>26,264 千円 | 回収運搬委託<br>7,656 千円 | 報奨金等<br>88,324 千円 |

## ２　資源中間処理委託

| 区分 | 品川区資源化センター<br>（品川区八潮１－４－１） | ＪＲ東日本東京資源循環センター<br>（品川区八潮３－１－１） |
|---|---|---|
| 業務の概要 | 区内全域から回収した資源のうち、容器包装プラスチックを除き、中間処理（選別・圧縮・梱包）をし、再商品化ルートに出荷。<br><br>（平成４年９月３０日竣工、平成１７年度増築） | 資源回収事業により、品川区内で回収したプラスチック製容器包装を適正に資源化中間処理（分別および圧縮・梱包）を行い、再商品化事業者へ引き渡す。<br><br>（平成２２年１０月１日より） |
| 予算額<br>令和４年度 | 240,441 千円 | 150,994 千円 |

## ３　粗大ごみ中継業務委託

| 区分 | 粗大ごみ中継所（大田区京浜島２－１５－７） |
|---|---|
| 業務の概要 | 品川区内で回収した粗大ごみを受け入れ、可燃系・不燃系・家電製品等・小型家電・鉄および金属類に分けて積み置き、鉄などの有価物は抜き取って売却する。残った粗大ごみは、一組の中間処理施設である粗大ごみ破砕処理施設へ搬出するため、大型の車両への積み込みを行う。<br>（令和２年４月１日より） |
| 予算額<br>令和４年度 | 101,991 千円 |

# 四. 収集作業計画　（令和４年度）　（事業係）

品川区計

| ごみ種別 | 回数 | 作業計画自動車 | | | 搬入先と日量(t) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 計画日量(t) | 台数 | 車両の種類および台数 | |
| 燃やすごみ | 週２回 | 235.5 | 59台 | 小型プレス車　35台<br>小型特殊車　5台<br>新大型特殊車　4台<br>軽小型貨物車　9台<br>軽小型ダンプ車　5台<br>（狭小路地対策）<br>小型ダンプ車　1台 | 品川工場　235.5 |
| 陶器・ガラス・金属ごみ | 月２回 | 11.8 | | | 京浜島不燃ごみ処理ｾﾝﾀｰ<br>11.8 |
| 粗大ごみ | 週１回 | 18.4 | 15台 | 小型ダンプ車　12台<br>中型プレス車　3台<br>（中継作業用） | 粗大中継所<br>（京浜島、民間事業者）<br>18.4 |
| 資源 | 週１回 | 51.3 | 44台 | 普通貨物車　14台<br>新小型特殊車　14台<br>軽小型貨物車　7台<br>小型プレス車　9台 | 品川区資源化ｾﾝﾀｰ<br>47.5<br>民間事業者　3.8 |
| し尿 | 隔週 | 0.3 | 1台 | 小型吸上車(月曜日)1台 | 品川清掃作業所　0.3 |
| 合計 | | | 119台 | | |

小型プレス車

小型特殊車

新大型特殊

軽小型貨物車

軽小型ダンプ車

小型ダンプ車

中型プレス車

普通貨物車

新小型特殊車

小型吸上車

# 参考　品川区内のごみ･資源の流れ

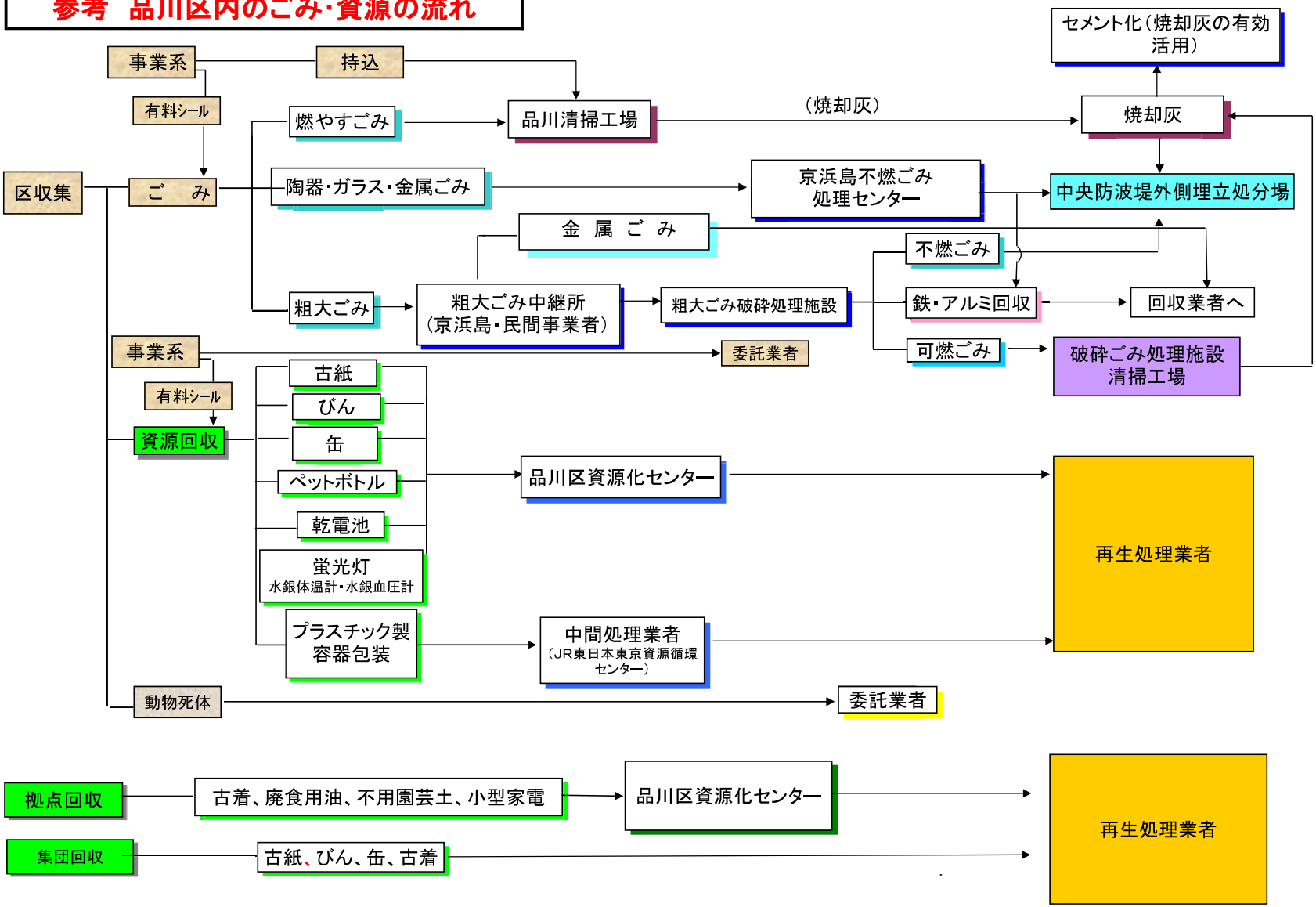

# 五. ごみ収集（事業係）

## １　ごみの収集運搬作業

①事業目的　　ごみを適正に収集することにより、生活環境の維持・保全および公衆衛生の向上を図ります。

②事業概要　　燃やすごみは週２回、陶器・ガラス・金属ごみは月２回の収集を原則としています。なお、収集は直営事業ですが、収集車両は直営車に加え雇上車両を活用しています。

また粗大ごみは平成24年度から事業委託により収集しています。

・早朝各戸収集（平成12年５月開始）

少しでも早くまちをきれいにしカラス等による被害を防ぐため、区内の主な商店街では午前７時台にごみの収集を開始しています。

＊品川区清掃事務所：五反田駅東側、大井町駅西側・東側

＊荏　原　庁　舎　：武蔵小山商店街、戸越銀座商店街

・住宅地での各戸収集（平成17年７月から区全域開始）

ごみの分別意識の向上やごみ減量の促進、周辺環境の美化を目的に住宅地での各戸収集を実施しています。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　　189頁参照

⑤令和４年度予算額　　１，４７３，９６４千円

## ２　排出指導

### （１）大規模建築物（住宅）における保管場所等の排出指導

①事業目的　　大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物（住宅）から排出される一般廃棄物の減量を図ります。

②事業概要　　大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進等の調査・指導および助言を行います。

《対象大規模建築物（住宅）》

住戸数が20戸以上または居室のある階数が３階以上の集合住宅で、主として一の居室からなる住居形式で、その床面積が30㎡未満の住宅の数が15戸以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の３分の１以上の建築物

③根　　拠　　事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱

④実　　績　　単位：棟

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3,000 ㎡以上 | 18 | 7 | 4 | 11 | 10 |
| 1,000 ㎡<br>～3,000 ㎡未満 | 29 | 41 | 49 | 50 | 34 |

### （２）廃棄物の排出指導

①事業目的　ごみ･資源の分別やごみ出しマナーの向上、事業系廃棄物の有料シール貼付など、適正な排出について指導または助言を行い、だれもが住みやすい快適な生活環境を創出します。

②事業内容　ラッピングカーやベストを着用したふれあい指導班（しながわ　きれいにする象）が区内をパトロールし、排出マナー向上の啓発や、排出状況を調査して指導を行います。

・区民および事業者に対し、ごみ・資源の分別、事業系廃棄物の有料シール貼付などの指導または助言を行います。
・資源回収ステーション等に排出された適正処理困難物、指定場所以外へのごみの不法投棄に対しての指導を行います。
・資源回収ステーションステッカーの製作
・ごみ・資源の排出指導チラシ作成他

③根　　拠　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　　単位：件

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|
| 11,427 | 10,674 | 11,797 | 15,148 | 17,386 |

⑤令和４年度予算額　　５１２千円

## ３　不法投棄対策

①事業目的　資源回収ステーション等に不法投棄された適正処理困難物を処分し清潔で良好な住環境を保全します。

②事業概要　資源回収ステーション等に不法投棄された消火器、廃タイヤ等の適正処理困難物を委託により処分します。また、家電４品目については再商品化委託をしています。

③根　　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　　単位：台

| 区　　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| エアコン | 2 | 1 | 0 | 3 | 0 |
| テレビ | 27 | 33 | 22 | 14 | 20 |
| 冷蔵庫（冷凍庫含） | 7 | 5 | 5 | 4 | 2 |
| 洗濯機（乾燥機含） | 23 | 2 | 2 | 4 | 4 |
| パソコン | 8 | 11 | 9 | 7 | 5 |
| 電気・ガス・石油器具 | 228 | 181 | 213 | 134 | 123 |
| 家具・寝具 | 215 | 534 | 721 | 352 | 325 |
| ＯＡ機器 | 29 | 12 | 16 | 4 | 11 |
| 趣味用品 | 30 | 18 | 10 | 12 | 10 |
| その他 | 156 | 242 | 319 | 216 | 179 |
| 計 | 725 | 1,039 | 1,317 | 750 | 679 |

⑤令和４年度予算額　　９２３千円

## ４　し尿収集作業

①事業目的　　区民の生活環境と公衆衛生の向上を図ります。
②事業概要　　吸上車を雇い上げ、し尿収集を行っています。
③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
　　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
④実　　績　※平成 25 年度から杉並区との協定締結により杉並区が収集する。

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 世帯数 | 7 | 7 | 7 | 6 | 5 |
| 収集量（ｔ） | 7.25 | 7.16 | 7.97 | 6.72 | 5.62 |

## ５　動物死体収集

①事業目的　　道路等の動物死体および飼い主等からの依頼を受け、飼い犬などの死体を適切に処理し、生活環境および公衆衛生の保全を図っています。
②事業概要　　区内の飼い主等から動物（25 kg未満）の死体処理を依頼された場合に、区で引き取り民間業者に委託し火葬後埋葬しています。なお、動物（25 kg以上）の場合は区で扱えないため、民間業者を紹介しています。
③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
　　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
　　動物死体作業処理要綱
④実　　績　　動物死体処理件数　　単位：件

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出(有料) | 210 | 199 | 211 | 173 | 161 |
| 区道・公園 | 480 | 400 | 425 | 417 | 317 |
| 計 | 690 | 599 | 636 | 590 | 478 |

※平成 29 年度から都道は東京都で処理を実施。

⑤令和４年度予算額　　１，２９４千円　　（歳入予算額　５９７千円）

## ６　粗大ごみの収集運搬

### （１）粗大ごみ受付および収集

①事業目的　　粗大ごみ受付センターの運営と収集の委託により、区民の利便性と迅速な収集を確保します。

②事業概要　　粗大ごみ受付センターを委託により開設し、併せて受付時間の延長、インターネットによる２４時間申込みも可能にしました。
(平成 14 年 4 月開始)
・電話による受付
月曜日～土曜日の午前 8 時～午後 9 時
（日曜日および 12 月 29 日～1 月 3 日休み）
・インターネット受付　：年中無休 24 時間

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受付件数 | 138,199 | 151,338 | 172,924 | 237,052 | 241,967 |
| 収集点数 | 310,327 | 311,001 | 387,005 | 546,178 | 547,378 |

⑤令和４年度予算額　　５１，５３６千円

### （２）区民による粗大ごみの日曜直接持ち込み

①事業目的　　日曜日に区民が直接粗大ごみを資源化センターに持ち込むことで、迅速な粗大ごみの処理を可能にします。

②事業概要　　平成 19 年 7 月 1 日(日曜日)から開始しました。
さらに 8 月からは、インターネットによる申し込みも可能にしました。
日曜日の持ち込み受付業務は委託により運営しています。
・持ち込み：毎週日曜日
・持込場所：品川区資源化センター　（八潮１－４－１）
・持込時間：午前 9 時から午後 4 時まで
※粗大ごみ処理手数料が割引になります。

《持ち込みの方法》
(1) 粗大ごみ受付センターに電話するか、またはインターネットで申し込みをします。
(2) 持ち込む日までに、区内ごみ処理券取扱所で手数料分の粗大ごみ処理券を購入します。
(3) 持ち込み日の時間内に、購入した粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼って資源化センターへ持ち込みます。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受付件数 | 5,026 | 5,713 | 7,367 | 9,067 | 7,271 |
| 受付点数 | 20,368 | 24,787 | 30,463 | 38,778 | 30,510 |

⑤令和４年度予算額６，２８４千円

## ７　その他、付帯する事務・事業

### （１）有料ごみ処理券経費（庶務係）

①事業目的　　事業系一般廃棄物、粗大ごみの収集・運搬・処分に要する手数料を有料ごみ処理券によるシール制とし、区民･事業者の利便性を図ります。

②事業概要　　事業系ごみ、粗大ごみを排出する場合には、有料ごみ処理券を貼付して排出します。有料ごみ処理券は、区内のコンビニ、スーパーなどの「有料ごみ処理券取扱所」で販売しています。清掃事務所では、有料ごみ処理券の販売、印刷発注などの業務を行っています。

・粗大ごみ処理券　　Ａ券（200円）　　Ｂ券（300円）
品目毎の処理手数料に合わせて貼付します。

・事業系ごみ処理券　　排出する袋の大きさに合わせて貼付します

| 券　種 | 料　金 | |
|---|---|---|
| | １セット | １枚あたり |
| 10ﾘｯﾄﾙ券（１セット10枚） | 760円 | 76円 |
| 20ﾘｯﾄﾙ券（１セット10枚） | 1,520円 | 152円 |
| 45ﾘｯﾄﾙ券（１セット10枚） | 3,420円 | 342円 |
| 70ﾘｯﾄﾙ券（１セット５枚） | 2,660円 | 532円 |

③根　　拠　　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例

④実　　績　　有料ごみ処理券販売数　　単位：枚（上段）、セット（下段）

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 粗大ごみ | 472,322 | 507,971 | 608,782 | 792,354 | 790,652 |
| 事業系ごみ | 81,345 | 78,439 | 77,212 | 67,500 | 65,525 |

有料ごみ処理券取り扱い店舗数　　令和４年４月現在

| | 店舗数 |
|---|---|
| コンビニエンスストア | 244 |
| スーパーマーケット | 18 |
| 公募店 | 46 |
| 計 | 308 |

⑤令和４年度予算額　２５，３６２千円（歳入予算額　　４２４，００３千円）

**（２）ごみのカラス対策**

①事業目的　　カラス被害によるごみの散乱防止を図ります。

②事業概要　　カラス被害によるごみの散乱を防止するため、集合住宅への防鳥ネットの貸し出しを行います。

③根　　拠　　品川区防鳥ネット貸出要綱

④実　　績　　集合住宅用防鳥ネット貸出数　　単位：件

| 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|
| 385 | 375 | 309 | 418 | 358 |

⑤令和４年度予算額　２，０６８千円

**（３）ふれあい収集事業**

①事業目的　　ごみの排出が困難な高齢者世帯等を対象に、利便性の向上を図るためごみ等の個別収集を行います。

②事業概要　　日常のごみ出しができない高齢者等世帯を対象に、玄関または集合住宅の部屋の前まで個別収集に行き、あわせてごみの排出状況から安否確認を行っています。また、福祉部のひとり暮らし高齢者対応との連携を図りつつ、高齢者等各戸収集のチラシを作成・配布し、希望者に対応しています。

③根　　拠　　品川区高齢者および障害者世帯のごみ・資源各戸収集事業実施要綱

④実　　績　　単位：件

| 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|
| 514 | 548 | 564 | 566 | 601 |

⑤令和４年度予算額　　０千円

# 六. 資 源 回 収 事 業（リサイクル推進係）

## １　資源ステーション回収

①事業目的　　資源の有効利用とごみ減量を図るため、区内約 10,000 ヵ所の資源回収ステーション（集積所）で、資源回収を実施しています。

②事業概要　　資源回収品目は、古紙、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル、乾電池、プラスチック製容器包装、蛍光灯、水銀体温計・水銀血圧計等の８品目１２種類で、事業委託による週１回の回収を行っています。
（事業開始：平成９年６月　※平成 12 年４月に東京都から事業移管）

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績

資源回収事業による回収量　　単位：kg

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 古　紙 | 7,675,670 | 7,501,960 | 7,538,630 | 8,404,500 | 8,378,540 |
| びん類 | 3,706,820 | 3,686,050 | 3,804,100 | 4,315,090 | 4,147,900 |
| 缶　類 | 1,185,680 | 1,172,770 | 1,197,510 | 1,367,440 | 1,310,740 |
| ペットボトル | 1,469,930 | 1,593,590 | 1,666,920 | 1,917,130 | 1,946,350 |
| プラスチック製容器包装 | 1,132,630 | 1,202,620 | 1,304,230 | 1,450,510 | 1,508,450 |
| 乾電池 | 58,128 | 55,753 | 62,499 | 68,247 | 64,990 |
| 蛍光灯<br>※水銀体温計・水銀血圧計 | 27,319<br>※体温計 189 本<br>血圧計 26 台 | 27,963<br>※体温計 157 本<br>血圧計 14 台 | 27,548<br>※体温計 253 台<br>血圧計 22 台 | 30,204<br>※体温計 384 台<br>血圧計 25 台 | 25,178<br>※体温計 395 台<br>血圧計 32 台 |
| 回収量 | 15,256,177 | 15,240,706 | 15,601,437 | 17,553,121 | 17,382,148 |

※令和３年度は速報値

⑤令和４年度予算額　　１，１０６，８６１千円

## ２　拠点回収

①　事業目的　　資源の有効利用とごみ減量を図るため拠点で資源を回収します。
（事業開始：平成２年６月【区役所】平成４年１１月【学校等】）

②　事業概要　　・回収品目　　古着、廃食用油、不用園芸土、小型家電（特定品目）
・日　　時　　毎月第２・第４土曜日　午前１０時から正午
・回収場所　　小学校等３１カ所

・回収場所　　令和４年度

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 品川第一地域センター | 北品川 3-11-16 |
| 2 | 台場小学校 | 東品川 1-8-30 |
| 3 | 浅間台小学校 | 南品川 6-8-8 |
| 4 | 城南第二小学校 | 東品川 3-4-5 |
| 5 | 第三日野小学校 | 上大崎 1-19-19 |
| 6 | 日野学園 | 東五反田 2-11-1 |
| 7 | 大崎第一地域センター | 西五反田 3-6-3 |
| 8 | 第一日野小学校 | 西五反田 6-5-32 |
| 9 | 品川区清掃事務所 | 大崎 1-14-1 |
| 10 | 芳水小学校 | 大崎 3-12-22 |
| 11 | 三木小学校 | 西品川 3-16-28 |
| 12 | 立会小学校 | 東大井 4-15-9 |
| 13 | 鈴ケ森小学校 | 南大井 4-16-2 |
| 14 | 大井第二地域センター | 大井 2-27-20 |
| 15 | 伊藤学園 | 大井 5-1-37 |
| 16 | 品川区役所 | 広町 2-1-36 |
| 17 | 大井第一小学校 | 大井 6-1-32 |
| 18 | 大井第三地域センター | 西大井 4-1-8 |
| 19 | 伊藤小学校 | 西大井 5-6-8 |
| 20 | 後地小学校 | 小山 2-4-6 |
| 21 | 小山小学校 | 小山 5-10-6 |
| 22 | 第二延山小学校 | 旗の台 1-6-1 |
| 23 | 京陽小学校 | 平塚 2-19-20 |
| 24 | 延山小学校 | 西中延 2-17-5 |
| 25 | 宮前小学校 | 戸越 4-5-10 |
| 26 | 旗台小学校 | 旗の台 4-7-11 |
| 27 | 大原小学校 | 戸越 6-17-3 |
| 28 | 豊葉の杜学園 | 二葉 1-3-40 |
| 29 | 八潮地域センター | 八潮 5-10-27 |
| 30 | 源氏前小学校 | 中延 6-2-18 |
| 31 | 小山台小学校 | 小山台 1-18-24 |

※区施設６カ所（区役所本庁舎２階、品川図書館、総合体育館、戸越体育館、品川区清掃事務所品川庁舎・荏原庁舎）にて小型家電の回収を行っています。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　　単位：kg

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 古　　着 | 121,120 | 122,825 | 136,990 | 131,880 | 146,850 |
| 廃食用油 | 4,870 | 5,040 | 5,090 | 4,602 | 4,120 |
| 不用園芸土 | 32,700 | 36,410 | 34,560 | 35,055 | 36,630 |
| 小型家電 | 2,629 | 3,589 | 3,813 | 4,675 | 5,173 |
| 回収量計 | 161,319 | 167,864 | 180,453 | 176,212 | 192,773 |
| 拠点数 | 31 カ所 | 31 カ所 | 31 カ所 | 31 カ所 | 31 カ所 |

※令和３年度は速報値。なお、新型コロナ感染症拡大防止のため５月２回と６月１回（延３回分）の実施を中止。

⑤令和４年度予算額　　２６，２６４千円

## ３　区施設資源回収

①事業目的　　資源の有効利用とごみ減量を図るため、区施設の資源物を回収します。
（事業開始：平成９年４月）

②事業概要　　・回収品目　　新聞、雑誌、段ボール、紙パック、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル
・回収頻度　　月１回
・回収場所　　１３２カ所１６６施設

③ 根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　　単位:kg

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 紙　　類 | 307,138 | 232,283 | 248,220 | 255,042 | 272,878 |
| びん類 | 4,774 | 4,582 | 4,052 | 3,194 | 2,947 |
| 缶　　類 | 9,301 | 8,386 | 7,378 | 5,926 | 5,754 |
| ペットボトル | 8,685 | 8,686 | 7,818 | 5,745 | 6,105 |
| 回収量計 | 329,898 | 253,937 | 267,468 | 269,907 | 287,684 |
| 施設数 | 166 施設 | 171 施設 | 171 施設 | 169 施設 | 166 施設 |

※令和３年度は速報値

⑤令和４年度予算額　　７，６５６千円

## ４　資源の持ち去り対策（事業係）

①事業目的　　古紙やアルミ缶等の資源物の持ち去りを防止し、適正な資源回収ルートを維持することにより、区のリサイクル秩序を守り、区民のリサイクルに対する意識を高めるとともに、区民との信頼関係に基づく資源リサイクルの推進を図ります。（事業開始：平成２０年度）

②事業概要　・条例により行政回収および集団回収の排出場所からの資源物持ち去り行為の禁止等を明確化します。

・持ち去り行為等を行った者に対し、運搬の禁止および原状回復を命令し、当該命令に従わなかった者に対し、５万円以下の過料を科します。

・持ち去り行為の抑止のため、軽四輪乗用自動車２台による巡回パトロール、集団回収団体等へは資源回収を表示するもの等を配付します。

・平成２４年度より、資源持ち去り防止対策を強化するために、結束用持ち去り禁止テープを作製しています。

③根　　拠　　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績（指導件数）　　単位：件

| 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|
| 815 | 504 | 404 | 342 | 305 |

⑤令和４年度予算額　　１，５４９千円

## ５　リサイクル資源の売払

①事業目的　　資源の有効利用とごみ減量を目的に、区民から出された資源物を売払い事業経費に充当します。

②事業概要　　資源ステーション回収等で集められた資源品の中間処理後、再商品化のための材料や製品を生産する各会社へ搬出します。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績

| 品目 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 古紙 | 搬出量(kg) | 7,378,600 | 7,255,490 | 7,411,210 | 8,221,230 | 8,043,630 |
| | 売却額(円) | 72,438,300 | 75,336,801 | 54,436,466 | 67,759,804 | 83,064,065 |
| びん | 搬出量(kg) | 2,264,409 | 2,193,371 | 2,135,718 | 2,350,780 | 2,252,228 |
| | 売却額(円) | 1,413,308 | 1,259,599 | 1,189,802 | 1,422,448 | 1,346,159 |
| 缶 | 搬出量(kg) | 922,420 | 914,830 | 955,750 | 1,079,350 | 1,009,320 |
| | 売却額(円) | 77,405,034 | 75,523,058 | 64,133,090 | 71,559,715 | 129,484,290 |
| ペットボトル | 搬出量(kg) | 1,435,530 | 1,536,270 | 1,574,230 | 1,757,570 | 1,780,190 |
| | 売却額(円) | 62,349,598 | 63,870,281 | 86,563,170 | 91,714,185 | 67,811,106 |
| その他金属 | 搬出量(kg) | 561,530 | 582,400 | 577,830 | 665,860 | 654,070 |
| | 売却額(円) | 56,153 | 58,240 | 57,783 | 66,586 | 65,407 |
| 古着 | 搬出量(kg) | 105,300 | 108,360 | 122,640 | 119,720 | 132,730 |
| | 売却額(円) | 631,800 | 650,160 | 735,840 | 718,320 | 398,190 |
| 携帯電話等小型家電 | 搬出量(kg) | 2,993 | 4,171 | 3,502 | 4,323 | 5,339 |
| | 売却額(円) | 135,245 | 183,666 | 186,207 | 197,374 | 191,285 |
| 合計 | 搬出量(kg) | 12,670,782 | 12,594,892 | 12,780,880 | 14,198,833 | 13,877,507 |
| | 売却額(円) | 214,429,438 | 216,881,805 | 207,302,358 | 233,438,432 | 282,360,502 |

※令和３年度のペットボトルのうち、日本容器包装リサイクル協会の有償入札拠出金３月分の引渡量・金額は未確定のため含まれていない。

※平成29・30年度は約7tの小型家電(売払量)を東京2020大会のメダル製作に提供。

⑤令和４年度　　(歳入予算額　　２６５，２３３千円)

# 令和4年度　資源処理フロー図

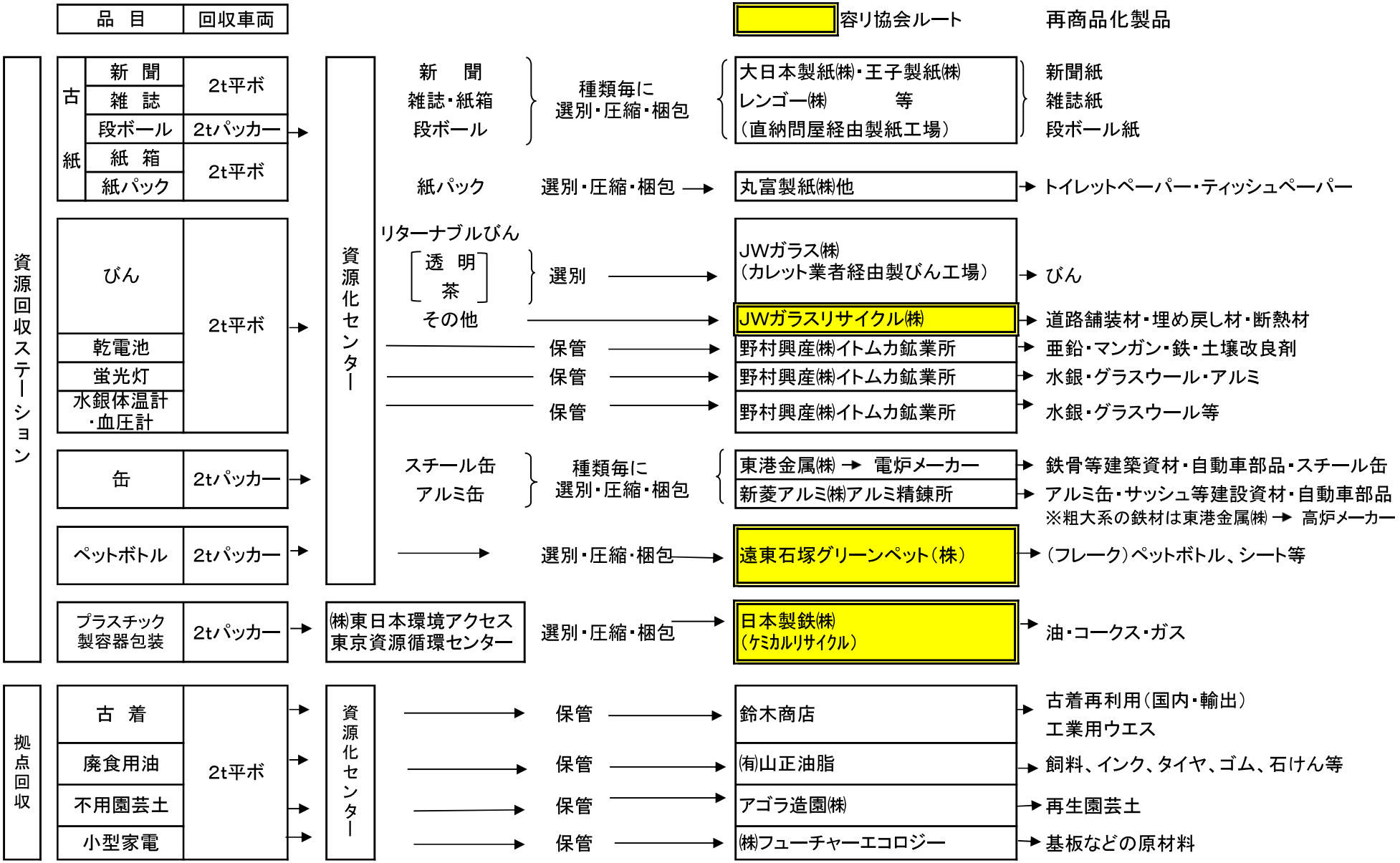

# 七. リサイクル活動支援事業（リサイクル推進係）

## 1　資源集団回収

①事業目的　資源の有効利用とごみ減量を図るため、区民のリサイクル活動を推進し、地球環境を守る資源循環型社会を目指します。

②事業概要　地域の集団回収団体を支援するため、実施団体の登録、相談や指導、用具等の貸し出し、回収業者への協力等を行います。

○事業開始　昭和 34 年（平成 4 年 7 月都より移管）

○実施要件

・団体は１グループ 10 世帯以上

・事業系資源は対象外

○支援内容

・報奨金の支給（令和３年度より単価引き上げ）
集団回収団体に対し回収実績に応じて１kg につき 8 円を支給。

・協力金の支給（R3 年度支給団体数：352 団体）
雑がみを回収した団体に対し、1 カ月につき 1,000 円を支給。

・回収補助用具の貸出し、消耗品（PP ひも・軍手・資源持ち去り防止テープ・標識旗等）支給

・優良リサイクル団体等への感謝状の贈呈

・ルート対策費の支給
回収業者に対し、古紙の市況が一定額を下回った場合に支給。

③根　拠　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
品川区資源リサイクル活動団体報奨金等支給要綱

④実　績　○集団回収団体による回収量　単位：kg

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録団体数 | 629 団体 | 642 団体 | 649 団体 | 643 団体 | 645 団体 |
| 新　聞 | 3,912,164 | 3,471,385 | 3,107,913 | 2,521,609 | 2,466,693 |
| 雑　誌 | 1,907,119 | 1,821,590 | 1,821,812 | 1,873,158 | 1,780,240 |
| 雑がみ | － | 70,136 | 115,673 | 130,809 | 133,128 |
| 段ボール | 2,274,085 | 2,364,253 | 2,480,522 | 2,887,818 | 2,855,772 |
| 紙パック | 22,970 | 20,647 | 19,463 | 20,663 | 21,678 |
| その他紙類 | 57,884 | 56,026 | 44,945 | 41,137 | 49,488 |
| 古　着 | 56,762 | 57,753 | 65,361 | 41,355 | 35,045 |
| アルミ缶 | 183,422 | 197,842 | 200,119 | 211,580 | 207,553 |
| スチール缶 | 22,293 | 15,381 | 11,940 | 7,177 | 6,725 |
| その他 | 14,718 | 15,039 | 11,422 | 135 | 60 |
| 総回収量 | 8,451,417 | 8,090,052 | 7,879,170 | 7,735,441 | 7,556,382 |

※令和３年度は速報値。雑がみは平成 30 年 9 月から協力金支給。

※登録団体数「645 団体」の内訳…マンション：469、町会・自治会：134、その他：42

○集団回収に係わる経費　　単位：円

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 報奨金および協力金 | 51,180,156 | 50,544,720 | 51,170,086 | 50,905,054 | 64,954,296 |
| ルート対策費 | 0 | 0 | 0 | 13,844,278 | 13,658,612 |

⑤令和４年度予算額　　８８，３２４千円

## ２　家庭用生ごみ処理機購入助成

①事業目的　家庭用生ごみ処理機の購入を助成し、資源の有効利用とごみの減量および地球にやさしい暮らしの啓発を図ります。

②事業概要　区民が家庭用生ごみ処理機を購入する場合に費用の一部を助成します。

- ・事業開始　　平成 12 年６月
- ・申込要件　　区内在住で、区内で継続して使用できること
- ・申込方法　　はがき・電子申請サービスで申込を行う
- ・助成額　　家庭用生ごみ処理機本体購入価格の３分の１（1,000 円未満切り捨て。２万円を限度。）
- ・対象機器　　家庭用の生ごみ処理機で、生ごみを加熱により乾燥または微生物により分解させ、減量または堆肥化するもの

③根　　拠　　品川区家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付要綱

④実　　績　　単位：台

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 乾燥型 | 60 | 51 | 62 | 180 | 208 |

⑤令和４年度予算額　　４，０４６千円

## ３　リサイクルショップ運営支援（※令和３年度で事業廃止）

①実　　績　　リサイクルショップ登録者実績等（各年度末現在）

| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 旗の台店 | 登録者数(人) | 10,528 | 10,805 | 11,012 | 11,202 | 11,402 |
| | 受託件数(件) | 71,383 | 66,672 | 58,700 | 42,700 | 32,209 |
| | 販売件数(件) | 65,189 | 59,883 | 52,000 | 40,800 | 34,260 |

| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大井町店 | 登録者数(人) | 6,723 | 7,701 | 7,210 | 7,387 | 7,684 |
| | 受託件数(件) | 10,105 | 9,140 | 10,094 | 7,722 | 5,145 |
| | 販売件数(件) | 11,859 | 10,090 | 11,145 | 9,052 | 8,265 |

※販売件数には寄付品、仕入品、買取品によるものを含みます。

※令和３年度は閉店のため２月末までの実績。

②令和４年度予算額　　０千円

## ４　フリーマーケット

①事業目的　家庭で不用になった生活用品を持ち寄り、それらを自主販売し再活用することにより、資源循環型社会に寄与します。

②事業概要　○フリーマーケットの実施（区主催）

○地域型フリーマーケットの支援（区民主催）

地域団体が自主的に実施するフリーマーケットに次の支援を行います。

・各種用具（のぼり等）の貸出し

・区民への周知（区広報紙・ホームページへの掲載）

・区立公園の使用申請の代行

③根　　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則

フリーマーケット実施団体支援要綱

④実　　績　○区主催フリーマーケット（令和元年度実績）

※令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

・第 48 回　しながわ ECO フェスティバル 2019

開催日　　令和元年 5 月 26 日(日)

会　場　　しながわ中央公園

出店数　　49 店

○区民主催フリーマーケット

| | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和２年度 | | 令和３年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回数 | 出店数 | 回数 | 出店数 | 回数 | 出店数 | 回数 | 出店数 | 回数 | 出店数 |
| 団　体 | 13 | 216 | 15 | 212 | 14 | 229 | 中止 | | 2 | 18 |

⑤令和４年度予算額　　６３８千円

## ５　粗大ごみからのリユース事業　（※令和４年度新規事業）

① 事業目的　粗大ごみの中からリユース可能なものを選定し、希望する区民に提供することで、資源の有効利用とごみ減量につなげます。

② 事業概要　粗大ごみの中からリユース可能なものを選定し、その情報をインターネット等に掲載、引き取り希望者を募集した後、指定日に品川区資源化センターにて引き渡しを行います。

○スケジュール

・令和４年６月　　委託事業者決定

・令和４年 10 月　　事業開始予定

③ 根　　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

④　令和４年度予算額　　９，３０９千円

# 八. 事業系廃棄物に係る指導と許可（許可指導係）

## 1　一般廃棄物処理業の許可指導

①事業目的　　一般廃棄物の処理（自己処理を除く）は、原則的には区の固有事業であり他の者が業を行う事は禁止されています。この禁止された業を、関係法令等で定める諸条件を満たした者に許可するとともに、業者指導を行い、事業系一般廃棄物を適正に処理することを目的としています。

②事業概要　　一般廃棄物処理業は収集運搬業と処分業の２つに区分され、業の許可および指導を行っています。許可更新にあたっては、立入検査を行い、適正に処理されていることを確認します。令和２、３年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて立入検査を一時中止したため、立入検査の実績が減少しています。

○許可対象廃棄物

区では事業系一般廃棄物を許可の対象としています。その種類は、普通ごみ（厨芥ごみ、紙ごみ等）、道路・公園ごみ、しさ・ふさ、汚でい、動物死体、医療廃棄物、廃家電とし、種類ごとに許可をしています。

○許可の区分

ア　一般廃棄物収集運搬業

＊収集・運搬（保管・積替えを除く）

＊収集・運搬（保管・積替えを含む）

＊運搬（保管・積替えを含む）

＊運搬（荷卸しに限る）

イ　一般廃棄物処分業

○許可期間　　許可日から２年間

③根　　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱

品川区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱

一般廃棄物処理業者に対する行政処分要綱

④実　　績

・許可業者数

| 年　　度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 許可業者数 | 305 | 301 | 293 | 291 | 292 |

・立入検査件数（指導を含む）　　単位：件

| 年　　度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指導件数 | 46 | 28 | 30 | 14 | 12 |

⑤令和４年度予算額　　２３０千円

## ２　事業系廃棄物の排出指導

### （１）中小規模事業者への適正排出の誘導

①事業目的　　中小規模事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の区別や分別方法を周知し、廃棄物の減量と適正排出を図ります。

②事業概要　　中小規模事業者向けの減量マニュアルを作成・配付し、廃棄物減量と資源分別の促進を図るとともに、事業所向けの有料ごみ処理券の貼付徹底と、事業系一般廃棄物処理業者への移行を促します。あわせて、排出事業者への直接訪問指導を実施します。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　　令和３年度は、２３８事業所に減量マニュアルを配付しました。

⑤令和４年度予算額　　１６９千円

### （２）医療廃棄物排出指導

①事業目的　　医療機関から排出される感染性医療系廃棄物の適正な排出方法を指導し、環境の保全と労働安全を図ります。

②事業概要　　医療廃棄物処理申請の承認期間が２年のため、冊子「医療廃棄物処理マニュアル」を隔年毎に作成し、配付しています。また、随時、区内の病院・診療所等の医療機関に対し、感染性医療系廃棄物の適正な排出方法の指導を行っています。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
医療廃棄物取扱要領

④実　　績　　マニュアル配付実績（令和２年度実績・隔年実施）
病院１５件、診療所４８５件、
歯科診療所３４７件、動物病院８１件　合計９２８件

⑤令和４年度予算額　　２４１千円（隔年実施。参考：令和３年度予算　０千円）

### （３）一般廃棄物処理業者との連携による排出指導

①事業目的　　区が許可している一般廃棄物処理業者と連携して、廃棄物排出事業者に資源分別の徹底と適正な廃棄物排出を促し、廃棄物の減量化を図ります。

②事業概要　　資源分別と適正排出の啓発リーフレットを作成し、一般廃棄物処理業者と連携して排出事業者に配付します。また、排出状態の悪い事業者への排出指導も実施します。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　　令和３年度版の啓発リーフレットを作成し、普通ごみの許可を持つ１４４業者を通じて排出事業者への配付を依頼しました。

⑤令和４年度予算額　　１８９千円

### （４）事業系リサイクルルートの充実

①事業目的　　資源循環型社会を目指して、中小規模事業者が排出する廃棄物の発生を抑制し、再使用・再利用を推進します。

②事業概要　　リサイクル案内パンフレットを作成・活用し、「品川区リサイクル事業協同組合カムズ」と連携して、中小規模事業者が分別した資源の回収を図ります。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　　単位：件

| 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受付件数 | 83 | 75 | 66 | 97 | 78 |

⑤令和４年度予算額　　８６千円

### （５）宿泊事業者への適正な廃棄物排出指導

①事業目的　　宿泊（民泊）事業者に正しい事業系ごみの出し方を指導することで、ルールを守らないごみ出しによる近隣トラブルを防ぎます。

②事業概要　　ごみの出し方パンフレットを活用して、宿泊（民泊）事業者にごみの出し方を指導します。令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海外からの入国が制限されたこと等により宿泊事業の届け出自体が少なく、指導の実績が減少しました。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
住宅宿泊事業法
品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

④実　　績　　届出・指導数　　単位：件

| 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|
| 届出・指導 | 104 | 67 | 13 | 3 |

⑤令和４年度予算額　　７６千円

## ３　事業用建築物に係る指導

### （１）大規模建築物保管場所等設置および排出指導

①事業目的　　事業用の大規模建築物に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量を図ります。

②事業概要　　事業の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の建築物の所有者に対し立入検査を行い、一般廃棄物の保管場所の設置状況、再利用の促進等の調査・指導を行います。令和２年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため立入検査の実績が減少しています。

・廃棄物管理責任者講習会の実施
令和３年度の廃棄物管理責任者講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、１日２部制で講習を行いました。

・再利用計画書の発送、受理他

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱

④実　　績　　令和３年度の立ち入り件数は２２件です。

品川区大規模建築物の物件数　　単位：件

| | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 用途 | 延床面積3,000～10,000㎡ | 延床面積10,000㎡以上 | 合計 | 延床面積3,000～10,000㎡ | 延床面積10,000㎡以上 | 合計 | 延床面積3,000～10,000㎡ | 延床面積10,000㎡以上 | 合計 | 延床面積3,000～10,000㎡ | 延床面積10,000㎡以上 | 合計 | 延床面積3,000～10,000㎡ | 延床面積10,000㎡以上 | 合計 |
| オフィスビル | 155 | 86 | 241 | 156 | 87 | 243 | 161 | 89 | 250 | 160 | 90 | 250 | 135 | 92 | 227 |
| 店舗ビル | 6 | 11 | 17 | 6 | 12 | 18 | 6 | 12 | 18 | 6 | 11 | 17 | 7 | 12 | 19 |
| ホテル等 | 8 | 7 | 15 | 8 | 7 | 15 | 8 | 8 | 16 | 8 | 8 | 16 | 8 | 8 | 16 |
| 病　　院 | 5 | 6 | 11 | 5 | 6 | 11 | 5 | 7 | 12 | 6 | 7 | 13 | 7 | 7 | 14 |
| 駅　　舎 | 9 | 1 | 10 | 10 | 1 | 11 | 10 | 1 | 11 | 10 | 1 | 11 | 10 | 1 | 11 |
| 工場・倉庫・研究所 | 23 | 25 | 48 | 24 | 26 | 50 | 25 | 25 | 50 | 25 | 30 | 55 | 24 | 29 | 53 |
| 学　　校 | 4 | 17 | 21 | 4 | 17 | 21 | 4 | 17 | 21 | 5 | 17 | 22 | 5 | 17 | 22 |
| 区立小中学校 | 38 | 8 | 46 | 38 | 8 | 46 | 38 | 8 | 46 | 38 | 8 | 46 | 38 | 8 | 46 |
| そ の 他 | 32 | 17 | 49 | 34 | 17 | 51 | 39 | 16 | 55 | 41 | 16 | 57 | 28 | 16 | 44 |
| 合　　計 | 280 | 178 | 458 | 285 | 181 | 466 | 296 | 183 | 479 | 299 | 188 | 487 | 262 | 190 | 452 |

大規模建築物立ち入り調査件数（延べ床面積3,000㎡以上）　　単位：件

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件　　数 | 118 | 122 | 122 | 43 | 22 |

⑤令和４年度予算額　　２２２千円

**（２）1,000㎡以上の事業用建築物の排出指導**

①事業目的　　条例で定められている事業用建築物の指導対象は、3,000 ㎡以上であるため、1,000 ㎡以上の建築物の指導を要綱で定めることで、廃棄物の約４割を占める事業系廃棄物の排出抑制と資源化を推進し、廃棄物の減量を図ります。

②事業概要　　1,000㎡未満の事業用建築物の管理者（使用者）を要綱で指導対象とし、再利用計画書および処理・リサイクルフロー図の提出を求めます。また、必要に応じて個別訪問し、計画書の提出内容の確認と現場立入調査を実施します。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
事業用建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱

④実　　績　1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満用の再利用計画書およびパンフレットを、対象である建築物に発送しました。
その後、再利用計画書の提出があった建築物への訪問指導を実施しました。令和３年度の立ち入り件数は７件です。

⑤令和４年度予算額　　１２８千円

## ４　浄化槽清掃業の許可指導

①事業目的　浄化槽とは水洗トイレの汚水や台所、風呂等の雑排水を下水道以外（河川等）に放流する場合に必要な水処理設備です。関係法令等で定める諸条件を満たした者に清掃を許可するとともに業者指導を行い、浄化槽を適正に維持することを目的としています。

②事業概要　許可をした浄化槽清掃業者が、浄化槽の中から汚でい等を引き抜いて、槽の中の洗浄、掃除を行います。
・許可の区分　浄化槽清掃業　・許可期間　期間の定めなし

③根　　拠　浄化槽法
品川区浄化槽清掃業の許可に関する条例
品川区浄化槽の清掃および保守点検に関する規則

④実　　績

許可業者数

| 年　度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 許可業者数 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |

区内浄化槽数　　単位：基

| 年　度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 浄化槽数 | 46 | 36 | 36 | 36 | 20 |

⑤令和４年度予算額　　１３５千円

# 九. 計 画 と 普 及 啓 発

## １　品川区一般廃棄物処理基本計画（庶務係）

①事業目的　区市町村は、一般廃棄物の処理責任を負うため、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画を定める必要があります。

②事業概要　計画には、一般廃棄物の発生量及び処理量見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策、分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分等を記載しています。

令和４年度に、第４次品川区一般廃棄物処理基本計画（計画期間は令和 5 年度から令和 14 年度の 10 年間）を策定します。

③根　　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　・第１次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成 12 年 3 月策定）

計画期間は平成 12 年度から 23 年度の 12 年間

（本計画は東京都一般廃棄物処理基本計画を継承することから期間は都の計画期間の終期に合わせた。）

・第２次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成 20 年 2 月策定）

計画期間は平成 19 年度から 28 年度の 10 年間

・第３次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成 25 年 3 月策定）

計画期間は平成 25 年度から令和 4 年度の 10 年間

⑤令和４年度予算額　　１５，０００千円

## ２　品川区分別収集計画（リサイクル推進係）

①事業目的　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく計画で、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の削減や資源の有効利用の確保を図ります。

②事業概要　令和元年度に第 9 期（令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間）の分別収集計画を策定しました。

この計画は、3 年ごとに見直しを行うこととしており、これまでの実績や社会状況を踏まえ、令和 4 年度に第 10 期品川区分別収集計画（令和 5 年度から 9 年度までの 5 年間）を策定します。

③根　　拠　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　第 8 期（平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間）

第 9 期（令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間）

⑤令和４年度予算額　　０千円

## ３　廃棄物減量等推進審議会（庶務係）

①事業目的　区長の附属機関として、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進および廃棄物の適正な処理に関する諮問事項を審議するために設置しています。

②事業概要　審議会は、区議会議員、学識経験者および区民のうちから、区長が委嘱する委員20名以内で構成し、任期は2年。

③根　　拠　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績
・第11期　令和3年7月～令和5年6月
「区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体化施策について」
・第10期　令和元年7月～令和3年6月
「持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量や資源化および適正処理のあり方について」
・第9期　平成29年7月～令和元年6月
「快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、行政の連携・協働による清掃リサイクルの今後の取り組みについて」
・第8期　平成27年7月～平成29年6月
「ライフスタイルの多様化と住環境の変化に適合したごみの収集・運搬や資源回収システムの再構築など効果的な清掃事業のあり方について」
・第7期　平成25年7月～平成27年6月
「品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）に掲げた「循環型都市しながわ」の実現に向けて取り組むべき家庭ごみの減量化・資源化の具体策について」
・第6期　　平成23年7月～平成25年3月
「資源循環型社会の構築に向けた今後の清掃・リサイクル施策のあり方について」
・第5期　平成21年11月～平成23年1月
「ごみ減量化の現状と今後の取り組むべき課題について」
・第4期　平成19年8月～平成21年5月
「清掃事業における区民・事業者との協働のあり方について」
・第3期　平成17年9月～平成19年2月
「ごみ減量をさらに推進するための区民の取り組みについて」
・第2期　平成15年9月～平成17年4月
「廃棄物減量目標の設定と費用負担のあり方について」
・第1期　平成13年7月～平成15年2月
「一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進および適正な処理を図るための区民・事業者・行政のあり方について」

⑤令和４年度予算額　　１，３４２千円

## ４　廃棄物減量等推進員（リサイクル推進係）

①事業目的　廃棄物減量等推進員制度を通して、より一層のごみ減量およびリサイクルの推進を図ります。

②事業概要　18 歳以上の区内在住または在勤者で、ごみ減量およびリサイクル活動に協力できる方を町会・自治会からの推薦および公募により選任。任期は２年とし区長が委嘱します。推進員はごみの減量および適正な処理、リサイクルの推進に関し、区の施策への協力その他必要な活動を行います。

*委嘱人数　509 人（令和４年４月１日現在）

*委嘱期間　令和３年４月１日から令和５年３月 31 日まで

(推進員の主な活動)

- ごみ減量およびリサイクル活動に関する会議・研修等への参加
- ごみの発生抑制と分別徹底の実践
- 地域における廃棄物の排出状況の報告
- 地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談
- 清掃およびリサイクル事業の普及啓発
- 地域の集団回収への協力
- 清掃およびリサイクル事業に関する調査等の報告

③根　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
廃棄物減量等推進員の活動等に関する要綱・要領

④実　績　【令和３年度の活動実績】
令和３年４月：地区連絡会（書面開催）
令和３年 12 月：研修・見学会実施
令和４年２月：地区連絡会（書面開催）
※令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による情報提供に変更。
【過去３期の委嘱数】
平成 29 年４月：５１２名（第９期）
平成 31 年４月：５１９名（第 10 期）
令和　３年４月：５０９名（第 11 期）

⑤令和４年度予算額　３，４６２千円

## ５　ごみ・リサイクル出前講座

### （１）子ども向け（環境学習）（事業係）

①事業目的　ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要　スケルトン車両等を使った環境学習（平成 14 年４月開始）
区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車のしくみが分かるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、幼少期から環境に対する意識を啓発します。

③根　　拠　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 幼稚園･保育園(園) | 35 | 36 | 36 | 11 | 16 |
| 小学校（校） | 7 | 11 | 8 | 1 | 0 |

※令和２～３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小実施しています。

**（２） 大人向け（リサイクル推進係）**

①事業目的　ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要　区内在住の町会・自治会・ＰＴＡその他のグループを対象にした出前講座をテーマにそって実施します。

テーマ（例）

・資源のゆくえ（資源として回収された物がどのようにリサイクルされるのか）
・品川区のリサイクル活動（品川区実施のリサイクル事業の説明）
・ごみ減量の合言葉『３Ｒ（スリーアール)』について
・ごみ・資源の分け方・出し方

③根　　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施回数 | 3 回 | 7 回 | 3 回 | 1 回 | 1 回 |
| 参加者数 | 120 人 | 290 人 | 101 人 | 100 人 | 150 人 |

※実績には、資料の提供のみをおこなった場合も含む。

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施回数が減少

⑤令和４年度予算額　　１３６千円（子ども向け・大人向け合算）

## ６　ごみ・資源追っかけ隊（リサイクル推進係）

①事業目的　区民が日ごろ排出しているごみや資源が回収された後どのように処理されているかを区民自らが追いかけ、取材することで、適正排出の促進・リサイクルの理解を深め、ごみの減量・リサイクルの推進を図ります。

②事業概要　区で回収しているごみ・資源の処理工場等（プラスチック製容器包装・ペットボトル・びん・缶・紙類・ごみなど）を見学するバス見学会を実施。（区民参加を年 4 回程度開催）

③根　　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則

④実　　績（令和元年度）※令和 2・3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

| 年度 | 回 | テーマ | 実施日 | 見学先 | 参加者数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 元年度 | 1 | プラスチック製容器包装 | 7 月 29 日（月） | ・東日本環境アクセス（プラスチック中間処理施設）<br>・エム・エム・プラスチック㈱富津プラスチック資源化工場（プラスチック再生業者） | 26 名（10 グループ）<br>大人 10 名<br>子供 16 名 |
| | 2 | 段ボール | 8 月 9 日（金） | ・資源化センター<br>・レンゴー八潮工場（段ボール再生業者） | 30 名（13 グループ）<br>大人 14 名<br>子供 16 名 |
| | 3 | 金属 | 8 月 28 日（水） | ・資源化センター<br>・ユニバーサル製缶㈱結城工場（アルミ缶再生業者） | 33 名（14 グループ）<br>大人 15 名<br>子供 18 名 |
| | 4 | 紙パック | 3 月 26 日（木） | ・丸富製紙㈱沼津工場（牛乳パック再生業者） | ※新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止 |

⑤令和４年度予算額　　８８０千円

## 7　普及広報

### （1）リーフレットの発行（庶務係・リサイクル推進係）

①事業目的　　ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要　　○小学生用啓発冊子

・小学四年生副読本　3,200 冊

令和４年３月配布

○ごみ・リサイクルカレンダーの発行

ごみと資源の分別方法やごみの減量、環境に優しい暮らしの提案などを載せた「ごみ・リサイクルカレンダー」を作成し地域センター・図書館等にて希望者に配布します。(25,000 部印刷)。

○「資源・ごみの分け方・出し方」冊子・リーフレット

（日本語・英語・中国語・韓国語）

資源とごみやの分け方や出し方をわかりやすく記載した「資源・ごみの分け方・出し方」の冊子を、転入手続きの際等に配布しています。

③令和４年度予算額　３，７０３千円

**（２）「ごみ・リサイクル通信」発行（リサイクル推進係）**

①事業目的　　ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要　　平成 24 年度より実施。広報紙で伝えられない情報、時節に合わせた情報 を「ごみ･リサイクル通信」として年４回（１回あたり 13,000 部）発行しています。全町会に回覧を依頼しているほか、廃棄物減量等推進員を通じて住民への周知を依頼しています。また地域センターや文化センター等区の施設において区民に配布しています。

③根　　拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績　　令和２年度７月号・10 月号・１月号・４月号
令和３年度７月号・10 月号・１月号・４月号

⑤令和４年度予算額　　１，１９３千円

**（３） 啓発展示（リサイクル推進係）**

①事業目的　　ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要　　各種イベントでごみ減量やリサイクル推進の啓発展示をします。

③実　　績

・しながわ ECO フェスティバル　５月

※令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

④令和４年度予算額　　２５６千円

**（４） ポスター展示（リサイクル推進係）**

① 事業目的　　ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

② 事業概要　　小学生ポスター展　令和３年９月 22 日(水)～27 日(月)

③ 実　　績　　令和３度実績

・応募作品　37　校　384　点

・優秀賞　12 点

（優秀賞はＰＲシールを作成し、清掃車に各１カ月間貼付）

④ 令和４年度予算額　　６７６千円

### （５）リユース（再利用・再生）促進事業（リサイクル推進係）

①事業目的　区内にある家具や家電製品の修理・修繕が可能な店等を紹介することでごみの排出段階での抑制を図ります。

②事業概要　平成 24 年度より実施し、家具や家電製品等の修理が可能な店舗を紹介します。（令和 3 年度からホームページ掲載のみ）。

③根　　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実　　績

| 平 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 掲載店舗数 | 29 | 29 | 28 | 28 | 28 |

⑤令和４年度予算額　　５０千円

### （６）不用品交換情報紙「くるくる」発行（リサイクル推進係）

①事業目的　ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要　毎月、１日に不用品交換情報紙「くるくる」を発行
・発行部数　1,800 部（毎月 1 日発行）
・配布場所　地域センター、図書館、文化センター等区施設、
品川・大崎・荏原各郵便局

③根　　拠　品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
品川区リサイクル情報紙発行要領

④実　　績

不用品交換情報紙「くるくる」の掲載実績　（各年度末現在）　単位：件

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ゆずります | 132 | 98 | 182 | 129 | 137 |
| ゆずってください | 17 | 28 | 18 | 6 | 5 |

⑤令和４年度予算額　　６９千円

～品川区コミュニティバス「しなバス」～

事務事業概要【令和４年度版】

品川区都市環境部

令和４年５月発行

住 所　東京都品川区広町 2-1-36

電 話　03(3777)1111(代)